

平成21年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成21年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成21年3月6日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 平成21年度町政施政方針説明

日程第 5 報告第2号から議案第56号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 請願・陳情委員会付託

①平成21年陳情第1号 生活道路及び水路の改修に関する陳情書

②平成21年陳情第2号 国道121号線田島橋の交通止めについて

③平成21年陳情第3号 町道橋補修費の還付方につき陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1番	湯田哲	議員	2番	渡部俊夫	議員
3番	高野精一	議員	4番	馬場信作	議員
5番	山内政	議員	6番	渡部優	議員
7番	星光久	議員	8番	楠正次	議員
9番	大宅宗吉	議員	10番	渡部忠雄	議員
11番	湯田秀春	議員	13番	星和男	議員
14番	平野昌盛	議員	15番	阿久津梅夫	議員
16番	渡部東	議員	17番	芳賀沼順一	議員
18番	菅家幸弘	議員	19番	大竹幸一	議員
20番	児山寿明	議員	21番	五十嵐司	議員

22番 渡部 康吉 議員

欠席議員（1名）

12番 星 登志一 議員

説明のための出席者

湯田 芳博	町 長	渡辺 仁	副 町 長
横山 恒廣	教 育 長	五十嵐 竹則	会 計 室 長
穴戸 英樹	直轄政策室長	室井 裕	総務課長
星 光幸	企画観光課長	馬場 増男	税務課長
長沼 芳樹	住民生活課長	近藤 甚悦	健康福祉課長
星 安晴	環境水道課長	角田 厚	農 林 課 長
渡部 文政	農業委員会 事務局 長	斎藤 友一	学校教育課長
酒井 直伸	生涯学習課長	星 廣政	舘岩総合支所長
横山 孝夫	伊南総合支所長	児山 忠男	南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡部 俊夫	事 務 局 長	馬場 秀成	事務局長補佐
-------	---------	-------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は12番、星登志一君であります。

ただいまから平成21年第1回南会津町議会定例会を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 直ちに本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、楠正次君、17番、芳賀沼順一君を指名いたします。

-----◇-----

◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より3月18日までの13日間とし、明7日から10日及び13日から16

日を休会とし、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月18日までの13日間とし、明7日から10日及び13日から16日を休会とすることに決しました。



◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成20年第4回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告及び議会広報委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る2月20日に開催された平成21年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会、及び2月24日に開催された平成21年第1回田島下郷町衛生組合議会定例会及び3月5日に開催された平成21年第1回西部環境衛生組合議会定例会に関係議員が出席して審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり承認決定されました。その概要はお手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付の文書によってご了承願います。

次に、平成20年11月に実施されました定期監査の結果報告書並びに平成21年2月までの月例出納検査の結果について、監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されてありますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成20年第4回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎平成21年度町政施政方針説明

○渡部康吉議長 次に、日程第4、平成21年度町政施政方針説明に入ります。町長の登壇を許します。

町長。

○湯田芳博町長 本日ここに、平成21年第1回南会津町議会定例会が開催されるに当たり、平成21年度の町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。少々時間をいただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

平成という時代が始まって20年、南会津町がスタートしてはや3年が経過をいたしました。当町におきましては、合併後のさまざまな課題が山積する中、これまで町民の皆様の積極的な参画をいただきながら、各種団体・機関の合併や統合も順調に進められてまいりました。

また、住民協働を基本とする総合支援センターの機能も、少しずつではありますが、住民生活の中へ浸透してまいりました。

これまで町政の各般にわたり、多大なるご協力とご支援をいただきました議員各位並びに町民の皆様に、改めて心から感謝を申し上げます。

さて、我が国は、国内総生産が大幅なマイナス成長となり、戦後最悪の不況となりつつある中で、非正規雇用者の大量解雇を初め、経済のあらゆる面で危機的な状況に直面しており、今後も景気の下降局面が長期化・深刻化することが危惧されております。

本町においても企業の業績悪化や商店街の経営不振を招き、パート従業員の解雇や操業時間の短縮など、地域経済に大きな影響を与えており、少子・高齢化対策、地域医療の不安、集落維持機能の低下など多くの地域課題とともに、私たちの生活を取り巻く環境は極めて厳しい状況に置かれております。

私は、こうした本町が直面するあらゆる変化に対して、速やかにその状況把握に努め、それら一つ一つに丁寧に向き合うことにより、物事の本質が見きわめられ、解決策が見出されるものと考えております。

このような厳しい時代にあつてこそ、町の総力を結集し、将来を見据えた町の基盤づくりを行いながら、町民の皆様の生活安定に最善を尽くしていく決意でございますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

私は、これまでの3年間、「統合」、「存在感」、「響き合い」をテーマとしたまちづくり

を行い、新町の一体感の醸成や4地域の融和と均衡ある発展を目指した施策の展開を図ってまいりました。

南会津町が誕生した合併初年度は「統合」をテーマに、分散するすべての英知と努力をつなぎ合わせ、南会津町ならではのたくましい地域力の発現により、やる気の火種を起してまいりました。そして翌年には、その火種が力強い未来への希望の炎となっていけるよう、多くの町民が同じ時代に生きる同じ地域の仲間として、互いの「存在感」を体感しながら、独自性の高い住民自治のまちづくりに努めてまいりました。そして去年は、これら存在感の高まりが共鳴し合い、さらに多くの可能性が生まれる「響き合い」の年となるよう発展させてまいりました。

合併4年を迎える本年は、これまでの成果をしっかりと検証し、夢と希望を持てるまちづくりが確実なものとなるよう、「見きわめる」をまちづくりのテーマといたします。これから出現する予測不可能な現象や課題に対し、その本質をはっきりと見きわめた上で、冷静かつ的確な将来予測を持って、揺るぎない選択を基本に町政の執行に当たってまいります。

さて、国では、現下の厳しい経済情勢の対策として、平成20年度第2次補正予算並びに平成21年度予算を通じ、雇用対策を初め、税制改正、金融対策等の生活防衛のための緊急対策を講じております。地方財政対策においても、新たな枠で地方交付税を1兆円増額させ、さらには地方一般歳出を10年ぶりに増加させるなど、地方財源の充実が図られたところであります。

このため、本町の21年度予算編成に当たっては、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金事業との切れ目のない予算編成に努め、雇用創出や地域の元気回復に取り組みながら、「本町が直面する課題を継続的に改善し、将来に向けた持続可能な地域創造型のまちづくりを目指す」ことを政策目標として、次に掲げる重点施策を柱としながら編成に当たりました。

まず1点目は、南会津やまなみ泊覧会の開催であります。地域に埋もれた資源の発掘と活用を図りながら、町民所得全体の底上げを目指し、特に、特産品の開発や南会津町ならではの体験メニューの提供を通して、人材の育成と関連産業の振興を図るとともに、地域力の向上を目指してまいります。

2点目は、「子育てをするなら南会津町」の環境を整えて、年少人口の増加を目指します。特に、多様化する保育ニーズに対応するため、田島地域の統合保育所の整理や地域子育て支援センターを核とした保育サービスの充実を図ってまいります。

3点目は、医療費削減に関する施策の展開であります。町民の健康維持のため、日ごろの生活習慣の改善を図りながら、町民みずからが主体的に健康づくりを進められるような施策の展開を図ってまいります。

4点目は、頑張る人や地域を応援する施策であります。やる気のある人・地域がみずから考え、みずから取り組む事業に対して支援し、町と住民がお互いのために何ができるかをともに考え、行政と住民の協働のまちづくりを進めてまいります。

5点目は、第三セクターの経営安定化のための施策であります。現下の厳しい経済情勢にあつて、本町の第三セクターの経営環境はますます厳しさを増していることから、町の関与を強めながら経営統合も含めた経営改善に取り組んでまいります。

さらに、以上の5点に加え、普通交付税の合併算定替期間終了後の財政運営を見越した将来予測が可能なまちづくりを目指すため、費用対効果の検証と財源の有効活用による財政健全化方策に取り組んでまいります。

歳入としましては、地方交付税が新たな枠で増額されることから、普通交付税、臨時財政対策債で大幅な増加となったのを初め、地方特例交付金など所要の一般財源が確保されたところではありますが、町税等の自主財源については、景気の大規模な後退の影響もあり、法人所得、個人所得ともに大幅な減少が見込まれ、厳しい状況となっております。

こうした中、人件費や物件費を初めとする経常経費の抑制に努める一方、中期財政健全化計画を踏まえた町債の借入額や各種基金からの繰入金を最小限度に抑えながら、重点施策の執行に必要な財源を確保いたしましたところであります。

その結果、平成21年度一般会計当初予算は、前年度とほぼ同額となる118億9,000万円といたしました。

今ほど、平成21年度へ向けた町政運営の基本姿勢と予算編成の基本方針を申し述べましたが、基本姿勢に沿った平成21年度の主要な施策について、「第1次南会津町総合振興計画」に掲げました町の5つの基本施策ごとにご説明を申し上げます。

初めに、地域の特性を生かした活力あるまちづくりについて申し述べます。

まず、商工業においては、景気後退の長期化が予想される厳しい経済状況下にあることから、中小企業への資金融資制度の拡充を初め、雇用創出に向けたふるさと雇用再生特別交付金や緊急雇用創出事業の積極的活用を図り、8,800万円、85名の雇用創出予算を確保いたしましたので、今後も継続的な雇用対策を図ってまいります。

また、中心市街地の空洞化や商工業者の不振が大きな地域課題となる中で、本年4月には合併により新商工会が設立され、効率的運営が図られることとなりますが、地域の期待とともに新たな商工会が果たす役割は大変重要となっております。

このため、やまなみ泊覧会を契機とした商工業者の積極的な取り組みを支援し、新たな産品

開発や消費拡大策を促進してまいります。

次に、観光の分野では、新年度は「南会津やまなみ泊覧会」元年となりますので、やまなみ泊覧会に参加するすべての方々と連携をし、町民所得の向上と地域力の向上に努め、南会津町を誇りに思えるような機運づくりを進めてまいります。

具体的には、4月中旬のオープニングセレモニーを皮切りに、季節ごとの地域行事、祭礼、観光イベント等に照準を絞ったツアーを実施するほか、さまざまな体験メニューを通して、南会津の自然や風土、味、人情等に触れ合っただき、多くの来訪者と信頼の関係づくりを進めてまいります。

また、教育旅行の推進につきましては、南会津農村生活体験推進協議会を中心とした受け入れ態勢の連携強化を進め、南会津町ならではの体験プログラムを提供しながら、新年度では誘致件数を大幅に拡大させ、地域経済の活性化を図ってまいります。

一方、本町観光産業の中核を担う第三セクターにつきましては、厳しい経済環境にも耐え得る体力を備えた企業とするため、しっかりとした将来ビジョンを持って、新たな産業分野への参入や組織の活性化策を推し進めていかなければなりません。このため、経営専門家や学識経験者等で構成をする第三セクター経営評価委員会からの提言を受けながら、第三セクター統合検討協議会において経営統合を前提とした検討作業を進めてまいります。

今、本町の第三セクターにとって大切なことは、会社とは何か、企業が地域社会に存在する意義とは何か、経営の本質とは何か、これからどのような社会貢献をしていくのか、このことを真剣に考えていくことである、このように考えます。企業にとって最も重要な従業員を守り育て、協力企業、関係団体と一丸となって難局に立ち向かうための基本的な企業理念を構築してまいります。

次に、農業の分野では、これまで取り組んでまいりました「環境にやさしい農業」をさらに推し進めるため、有機資源の再利用促進と合わせ、いきいき健康農業推進員を2名体制とし、環境保全型農業の普及促進と販路拡大に向けた取り組みを行います。

また、戦略的産地づくり総合支援事業、規模拡大支援事業等の展開により、振興園芸作物の栽培支援を進めるほか、農産物の販路拡大、加工商品の開発、地産地消の推進を支援してまいります。

やまなみ泊覧会を通し、高齢者が意欲的に農業に取り組める環境を整え、企業との連携による商品開発に着手をし、高齢者の生きがいがづくりや所得向上に結びつけてまいります。また、こうした活動が近い将来に主要生産農家の経営戦略にもよい影響を与えられるよう事業化へ向

けた検討を進めてまいります。

次に、林業の分野では、町内主要国・県道の沿線の森林整備を進めるとともに、町内3カ所に設置をいたしましたストックヤードを木材の常設展示や南会津林業祭「南会津のってお木」の開催等で活用し、森林資源のPRと流通促進を図ってまいります。

これらの取り組みにより本町独自の木材流通システムを構築し、木材搬出支援事業等により効果的なシステムの稼働を進め、木材の市場価格に左右されにくい、独創性の高い林産業への転換を図ってまいります。

また、担い手の育成では、引き続き町内森林組合の森林施業を支援し、担い手の育成強化に努めるとともに、里山再生事業を初め、尾瀬・田代山環境ミーティングの開催、教育旅行での体験メニューなど、森林を活用した体験や環境学習を進め、インストラクター等の人材育成を目指します。

一方、年々被害状況が深刻化する猿被害は、耕作者の生産意欲を低下させ、耕作放棄地の増加が懸念されるほか、生活基盤そのものへも影響が出てきています。これまでの捕獲中心の対策では大きな効果が見られないため、新たにすみ分け対策や追い払い対策への支援を図り、被害地域の自主的な取り組みを促進してまいります。

定住者支援と雇用の分野では、冒頭でも触れましたが、町民の雇用不安や賃金低下に加え、生活の先行き不安感、不透明感が広まっています。このため平成20年度繰越予算と新年度予算の切れ目のない執行を行いながら、地域経済への景気刺激策を図るほか、緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用再生特別交付金事業による緊急雇用対策を実施してまいります。

地域間交流事業では、二地域居住や定住の推進へ向け、田舎暮らし体験希望者へ向けた「やまなみ生活体験施設」の建設支援を進めるとともに、関係集落との連携や積極的な情報発信に努めてまいります。友好都市、学校法人、地域の団体間の交流では、泉崎村との「結」協定による交流など、やまなみ泊覧会を契機とした新たな交流形態を積極的に提案しながら、実益性の高い交流事業を進めてまいります。

次に、生活基盤と生活環境の整備、充実に関する施策について申し述べます。

道路網整備の分野では、新たに創設された地域活力基盤創造交付金事業を活用し、永田中荒井線を初めとする町内の基幹道路と生活道路の計画的な整備を進め、道路幅員の拡幅や歩行空間の確保、流雪溝等の生活環境の改善を図ってまいります。

また、除雪体制の強化に努めるほか、地域たすけあい除雪支援事業の推進や総合支援センターを核とした除雪ネットワーク事業の充実を図り、冬期間の住民生活の不安解消に努めてまい

ります。

国道352号の合併支援道路改修事業に関しましては、中山トンネル付近の緊急連絡機能の配備について計画段階から要望を行うなど、早期着工と完成へ向けた支援・協力を行ってまいります。また、早期着工が待たれます会津縦貫南道路及び栃木西部・会津南道路の整備促進、さらには国道289号田島バイパスの早期完成につきましても、一日も早い実現へ向け、議員の皆様を初め住民や民間団体と一体となった要望活動を展開してまいります。

都市計画の推進と市街地のにぎわい形成では、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業の会津鉄道北側の宅地造成、道路築造、建物等の移転補償を進めながら、良好な居住環境づくりを進めてまいります。また、まちづくり交付金事業を活用した観光交流センター等の休憩施設や道路改良を進め、通過観光客の取り込みや市街地への観光客の還流を進めるとともに、「きらら289」、「番屋直売所」などの道の駅登録に向けた検討を進めてまいります。

高度情報化社会への対応では、昨年、地上波デジタル放送の田島中継局及び只見中継局が開局し、田島及び南郷地域の一部地域で放送が開始されておりますが、平成23年7月の完全移行へ向け、事前の情報収集と視聴に必要な対応を行ってまいります。また、携帯電話の不通話地区の解消につきましても、民間事業者において調査、検討中のものも含め、一日も早い不通話区域の解消事業に取り組んでまいります。

公共交通の分野では、引き続き会津鉄道、野岩鉄道の両鉄道会社に対する経営支援を実施してまいります。特に野岩鉄道の存続には栃木県側との連携強化が必要不可欠であることから、やまなみ泊覧会及び日光・会津観光軸による観光客の鉄道利用促進に力を注いでまいります。

また、スクールバスや乗り合いタクシーを含む総合的な公共交通システムの構築が課題となっておりますが、私は、やまなみ泊覧会を公共交通体系の実証実験の機会としてとらえており、町内4地域を結ぶ周遊バスの運行や湿原等主要観光ポイントへのシャトルバスの運行を実施し、生活交通と観光二次交通の両立について検討してまいります。

さらに、田島市街地を巡回するワンコインバスを運行し、高齢者や子供たちの足として医療施設、商店街、公共施設等の利用促進に結びつけてまいります。

快適な居住環境の形成へ向けた取り組みでは、「あらかい健康キャンプ村」を新たに指定管理者制度により運営をし、地域住民の方々のご理解のもと、健康被害に苦しむ方の転地療養施設として、都会では担えない南会津町の役割を果たしてまいります。

消防・防犯・交通安全対策の充実では、田島地域の防災行政無線が完成をいたしましたので、災害時の住民への迅速な情報伝達はもとより、行政情報伝達のスピードアップと情報の共有化

を推進してまいります。なお、受信感度が良好でなかった一部地域については、早急にその改善を図ってまいります。

次に、環境衛生の分野では、環境基本計画が策定され、今後、本計画に盛り込まれました各種の環境指標の達成に向けた施策が展開されますが、新年度では、SVO車両の実証試験等の共同研究事業を実施してまいります。また、計画の進行管理に当たりましては、環境審議会、環境パトロール隊を中心に環境目標の達成状況及び環境施策の取り組み状況を検証し、「環境年次報告書」を毎年度作成し、町民等へ公表してまいります。

一方、南会津郡内のごみ・し尿の収集、処理業務の広域化につきましては、新年度、南会津地方広域市町村圏組合に職員を派遣し、衛生組合等一部事務組合組織の見直しを初め、環境衛生面全般の今後の対応等について具体策を検討してまいります。

上下水道の整備では、舘岩、南郷、栗生沢簡易水道事業及び田島上水道第三次拡張事業について、平成20年度繰越事業との切れ目のない事業執行を図り、配水管布設替工事等を実施し、安全な水道水の供給に努めてまいります。

生活排水事業の推進では、引き続き田島処理区と南郷処理区において下水道工事を推進していくほか、農林業集落排水施設の適正な維持管理と合併処理浄化槽の普及を進めながら、生活排水対策の充実に努めてまいります。

健全で安全な食生活の実現と食文化の継承につきましては、食の安全性と正しい知識の普及・啓発に努めながら、食育の推進を図ってまいります。また、やまなみ泊覧会に合わせ、「季節のスープ」の提案や伝統食等の継承に努めてまいります。

次に、保健・医療・福祉に関する施策について申し述べます。

健康づくりの分野では、生活習慣病やメタボリックシンドロームの増加が大きな社会問題となっており、健康保持のためには、日ごろの生活習慣の改善が大変重要な課題となっております。このため、各種健診事業の推進による早期発見と早期治療に努めるほか、長寿社会づくり事業や健康太極拳講習会等を通じた住民の健康管理意識の高揚に努め、住民の主体的な健康づくりを促進いたします。

医療の分野では、医師の地域格差や偏在が全国的な問題となる中で、本町においても県立南会津病院の医師不足が大きな地域課題となっておりますが、医師確保を初めとする診療体制の充実強化につきましては、地域の一方的な要望とならないよう、病院に対し地域が協力できるものを提示しながら、継続的に関係機関との協議を進めてまいります。また、今年度は眼科医等の専門医が町内に開業されましたが、引き続き本町に開業する医療施設や地域医療支援セン

ターの支援に努めてまいります。

子育て支援の分野では、これまで南会津ファミリーサポートクラブに委託をしておりましたつどいの広場事業、子育てプラザ事業を町の直営事業とし、ファミリーサポート事業とともに総合支援センター機能を生かしながら、地域全体が子育てを支援する環境を整えてまいります。

また、子どもまつりの開催等を通し、子育て相談事業や親子の触れ合い、親同士の交流を進めながら育児情報の提供に努めるとともに、保育所等における特別保育の充実を継続し、地域格差のない子育て支援を進めてまいります。

施設整備面では、平成22年度の完成を目指し、田島地域統合保育所の建設主体工事に着工し、びわのかげ運動公園施設の利活用を図りながら、多様な保育ニーズに対応できる保育環境づくりを目指してまいります。

ひとり暮らしのお年寄りや高齢者世帯と地域とのかかわりでは、高齢化が進行し集落維持機能が弱まりつつある中で、南会津町独自の緊急通報システムの構築や地域たすけあいモデル事業の充実を図りながら、地域の課題に応じた「助け合い」や「支え合い」の福祉ネットワークを構築し、高齢者が健康で生き生きと暮らすことができる地域社会を目指してまいります。

さらには、やまなみ泊覧会や循環型農業の推進などを通じた高齢者の社会参加機会をふやし、高齢者の生きがいを進め、明るく元気な高齢者が住むまちづくりを目指してまいります。

障害者福祉の分野につきましては、新たに障害者の通院・通所に要する費用について助成するほか、小規模作業施設の通所には、田島市街地を循環するバスを活用した支援策を講じてまいります。また、間伐材を利用した木材加工品の製造・販売システムの可能性について調査をし、障害者の生きがいを進め、就労に向けた環境づくりに努めてまいります。

次に、自然環境の保全、教育、文化に関する施策について申し述べます。

去年は、尾瀬国立公園の誕生を記念し、自然公園ふれあい全国大会が開催されるなど、南会津地方の雄大な自然が広く再認識されたところでありますが、今後も、やまなみ泊覧会等によりその魅力を全国に発信し、地域の活性化に結びつけてまいります。

自然資源の保護と利活用につきましては、尾瀬・田代山環境ミーティングの開催等を通じ、関係する団体との連携を図りながら、新たな保護と利活用について検討してまいります。また、化学物質の低減や新エネルギーの導入、環境学習の推進など、環境基本計画に基づく自然環境の保全策に力を注いでまいります。

伝統文化の伝承では、やまなみ泊覧会の開催を契機に奥会津地方歴史民俗資料館を初めとする町内の民俗資料展示施設を「奥会津博物館」として名称変更し、一体的運営を図りながら体

験メニューの充実や誘客・宣伝活動を展開してまいります。

学校教育の分野では、現在、庁内にプロジェクトチームを設置し、町の教育基本方針の策定に着手しておりますが、あすの郷土を担う人材の育成のためには、読み聞かせ、読書など、幼児期から青年期までの普遍的な学習習慣が大変重要であると考えております。

このため、学校図書の実を初め、ぬくもりのある図書室の整備など、南会津ならではの学校環境づくりを進めてまいります。

中学校教育力の向上では、県の学習サポート事業補助金を活用した学力向上支援策として、eラーニングや添削学習教材を活用した自主学習や交流学習を取り入れ、管内中学校全体の学力向上を図ってまいります。

また、重要課題であります小学校再編につきましては、これまでの検討経過を踏まえるとともに学校耐震化計画も考慮し、地域住民との合意形成を十分に図りながら慎重に進めてまいります。

人材の育成では、やまなみ泊覧会の開催を前に「人材登録制度」を立ち上げ、各分野で活躍する人材の発掘を行っておりますが、私は、やまなみ泊覧会に参加するすべての方々が大きな可能性を持った地域資源であり、将来の財産となるものと考えております。これまでの経験や技術に加え、やまなみ泊覧会を通じた地域活動や人々との交流によって、町内の各所に新たな財産が形成されることを期待しております。

生涯スポーツライフの確立では、「ふくしまスポーツフェスタ2009」を誘致し、本町を主要会場に多くの町民の方々にスポーツ・レクリエーション種目を体験いただきながら、県内からの大勢の参加選手との交流を深めてまいります。また、引き続き佐藤栄学園スポーツ&カルチャーフェスティバルの開催支援や各種スポーツチーム合宿の誘致を図りながら、都市交流の推進を図ってまいります。

次に、地域の暮らしの総合的支援と効率的な行財政運営について申し述べます。

さて、総合支援センターを各総合支所館内に開設して1年が経過いたしますが、これまで多くの団体・個人の方に構成団体として登録をいただきながら、住民生活の満足度向上のための新たな行政サービスの提供に努めてまいりました。新年度は、田島地域へも総合支援センター田島を開設し、多くの団体の参加を募りながら横のつながりを広げ、住民との協働によるまちづくりを推進してまいります。さらには、各地域の総合支援センターの連携を深め、法人化へ向けた準備を進めてまいります。

また、広報紙の定期的な発行や町ホームページの充実にも努めるなど、わかりやすい、丁寧な

情報の提供を行うとともに、「暮らしの相談室」、「移動町長室」を開催し、町民が積極的に町政参画できる広報広聴活動に努めてまいります。

地域自治、地域コミュニティの推進では、これまで地元提案型の事業を支援してまいりました地域活性化発展支援事業に加え、やまなみ泊覧会を契機とした補助制度を創設いたしましたので、観光関連産業の振興とともに、集落を中心とした新たなコミュニティづくりや集落の元気づくりを推進してまいります。

最後に、住民ニーズに適応した行政運営と計画的な財政運営の推進について述べさせていただきます。

平成22年度には総合振興計画の改定時期を迎えますが、計画の着実な推進に向け、事務事業の見直しと外部委託を進めながら、行財政改革を積極的に推進し、行政改革大綱など中期財政健全化計画や集中改革プランの進捗状況の検証を進め、第三セクターを含めた健全経営を最優先とする経営改革に取り組んでまいります。

また、新年度は町組織機構の見直しを行い、「行政を経営する」という理念を積極的に打ち出し、総務、企画、商工、観光、土木の各部門の再編を行い、戦略的施策の立案や迅速で効率的な行政運営を推進してまいります。

以上、平成21年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し上げます。

私は、地域の宝である子供を安心して育て上げられる環境を充実させ、そこに暮らす人々が地域を誇りに思えることが、まさに地域づくりそのものではないかと考えております。先人から引き継いだ豊かな地域資源にさらに磨きをかけ、「南会津らしさ」にこだわりながら、安定した南会津町の礎を築き、将来へ引き継いでまいりたい、このように考えております。

先行きの見えない不透明な時代にあつてこそ、将来へ向けた準備を怠らないことが肝要であり、再度申し上げますが、物事の本質をしっかりと見きわめたかつ冷静で的確な将来予測を持って、揺るぎない選択を基本に町政の執行に当たってまいります。

結びに、議員各位を初め、住民の皆様のご支援とご協力を重ねてお願いを申し上げます、所信とさせていただきます。

○渡部康吉議長 暫時休憩いたします。10分間休憩します。11時5分前から再開します。お願いします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第2号から議案第56号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長 次に、日程第5、報告第2号から議案第56号までを一括上程いたします。

提出者の町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、平成21年第1回南会津町議会定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願いを申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第2号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更についてであります。

本件は、会津若松地方水道用水供給企業団が平成21年4月1日付で会津若松地方広域市町村圏整備組合に統合されることにより、平成21年3月31日をもって福島県市町村総合事務組合から脱退する申し出がされるとともに、平成21年4月1日から公立岩瀬病院組合の名称を公立岩瀬病院企業団と変更させる旨の届け出がなされたため、福島県市町村総合事務組合の団体数の減少及び当該組合規約の変更について異議がない旨、専決処分するものであります。

続いて、専決第3号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、本年2月2日、南会津町高杖原地内において、除雪作業中に公用除雪車が停車中の相手車両に接触をし損傷を与えたもので、過失割合を町100%として、相手方に賠償額13万2,268円を支払うことで合意をいたしましたので、専決処分したものであります。

次に、議案第6号 南会津町地域雇用創出振興基金条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度の普通交付税に緊急雇用対策として算入予定の地域雇用創出推進費について、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、その用途を地域の雇用確保のための費用に充てるた

め、新たに南会津町地域雇用創出振興基金を設置するものであります。なお、本基金は3年間の時限措置であります。

次に、議案第7号 南会津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてご説明を申し上げます。

本案は、介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度において介護報酬が改定されますが、これに伴う介護保険料の上昇を抑えるため、国により介護従事者処遇改善臨時特例交付金が財源措置されることになりました。この交付金を受けて、本基金に一たん積み立て、保険料の上昇を抑えるために次期介護保険事業計画の中で取り崩すものでありまして、これも3年間の時限措置であります。

次に、議案第8号 南会津町課設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、変化する多様な行政課題に対応するため行政組織を見直すものであります。

主な内容は、直轄政策室及び企画観光課を改編し、新たに行政経営の観点から総合政策課と商工観光課に再編するほか、農林課で所管しておりました農林土木部門を建設課に移すものであります。

次に、議案第9号 南会津町総合支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、今年4月1日から旧田島町の区域に総合支援センターを開所するため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号 南会津町館岩地域生活交通バス運行条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、館岩地域の生活交通バスの使用料の額について、他の地域の使用料と整合性を図るため一部改正を図るものであります。

次に、議案第11号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児短時間勤務制度等が整備されたことに伴い、関連する本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、議案第11号と同様、少子化対策が求められる中、公務においても長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、

これに準拠して関係条例を改正するものであります。

次に、議案第13号 南会津町総合歴史民俗文化財保存施設条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、博物館法による博物館としての運営を行うため名称を変更するほか、館岩地域に新たに奥会津博物館館岩館を設置するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第14号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、環境保全型農業を推進するため、非常勤特別職としていきいき健康農業推進員を新設するほか、文化財保存施設の名称変更に伴う非常勤特別職の名称変更であります。

次に、議案第15号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、納期前納付報償金を平成21年度から廃止するため、関係条文を削除するものであります。納期前納付報償金制度は合併協議に基づき、段階的に縮小してきたところであります。納税環境の変化を踏まえ廃止するものであります。

次に、議案第16号 南会津町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南郷保健福祉センターの施設の見直しにより、同センターに設置されていた在宅介護支援センターを隣接する南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘に移転するため、南会津町在宅介護支援センター条例の中に、その名称と位置を追加するものであります。

次に、議案第17号 南会津町南郷保健福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、前議案第16号での改正により、南会津町南郷保健福祉センター条例で規定していません在宅介護支援センター関係条文を削除するため、一部改正をするものであります。

次に、議案第18号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、さきの議会議員全員協議会で説明させていただきました平成21年度からの第4期介護保険料の改正を図るための条例の一部改正であります。

次に、議案第19号 南会津町総合交流促進施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、山の学習体験交流センターと川の学習体験交流センターの建設整備に伴い、南会津町総合交流促進施設条例の中に、その名称及び位置を追加するものであります。

次に、議案第20号 固定資産評価審査委員会員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町固定資産評価審査委員会委員全員が本年5月31日をもって任期が満了となることから、地方税法第423条第3項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

その選任に当たっては、地域性を考慮するとともに、地域の固定資産等の事情にも精通し、人格、識見ともにすぐれている大竹康男氏、星清信氏、山内敏幸氏、芳賀勉氏の4名を最適任と認め、選任について議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、南郷地域の人権擁護委員、馬場恒正氏が平成21年6月30日をもって任期満了となるため、その後任として塩田元氏を推薦するものであります。塩田氏は東北農政局福島農政事務所職員として長きにわたり勤務され、行政諸問題に精通され、人物、識見ともにすぐれており、適任と考えますので、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は平成21年7月1日から3年間になる予定であります。

次に、議案第21号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、田島字向川原地内の宅地造成施工事業者から寄附された公共用道路を、新たに町道に認定するものであります。認定理由及び状況については、配付してあります道路調書のとおりでございます。

次に、議案第22号から議案第42号までの公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の指定管理者の指定は、すべて田島地域の施設でありまして、今年3月31日をもって期間満了となる44の施設と、12月定例議会で議決をいただきましたあらかい健康キャンプ村について指定管理者を指定し、住民サービスの向上と効率的な管理運営を図るものであります。

指定に当たっては、地域に密着した各地区の集会施設や福祉関係施設等を除き、15の公の施設の指定管理者を公募し、副町長を委員長とした指定管理者候補者選定委員会で、これまでの検証と申請団体、ヒアリングを通して内容を十分精査をしながら、適任と認められる団体を指定管理者候補として決定をいたしました。

また、施設の管理形態及び今後の運営等を考慮し、指定管理の期間を本年4月1日より5年間といたしました。各施設の指定管理者の状況につきましては、件数が多いため、事前配付をいたしました附属資料にまとめさせていただきましたので、個別の説明を省略させていただき、一括提案とさせていただきますのでご了承を願います。

以上、条例関係議案の説明を終わります。

次に、平成20年度補正予算について申し上げます。

まず、議案第43号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,622万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億9,001万円とするものであります。

その要因は、国・県補助金の決定や、各事務事業等の確定見込みに伴う予算の整理が主なものであります。

それでは、歳出から款別に概要を申し上げます。

第1款議会費は、経常経費84万6,000円の減額であります。

第2款総務費は、437万8,000円の減額で、主な内容は、学習体験交流センター等の工事請負費の減額と野岩鉄道経営支援のための会津総合開発協議会特別負担金の計上のほか、事務事業の確定見込みによる補正であります。

第3款民生費は、田島地域統合保育所建設事業費を減額する一方、身体障害者福祉費、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療システム改修費等を追加することにより、891万1,000円を追加補正するものであります。

第4款衛生費は、事務事業の確定見込みによる減額補正と、簡易水道事業特別会計繰出金の追加で34万円の追加補正となりました。

第6款農林水産業費は、2,457万7,000円の減額でありまして、農業費及び林業費ともに事業の確定見込みにより減額補正するものであります。

第7款商工費は、9月補正予算で措置した土地開発基金保有地の買い戻し金、スキー場施設改修工事費等を減額し、571万2,000円の減額補正であります。

第8款土木費については、雪寒機械購入費の事業の確定による減額のほか、道路橋梁費、土地区画整理事業費など事業の確定見込みによる減額が主なもので、合わせまして1,562万6,000円を減額するものであります。

第9款消防費は、消防団費用弁償を追加するほか事務事業の補正でありまして、59万4,000円を追加補正いたしました。

第10款教育費は、館岩統合小学校建設事業費等の確定見込みによる減額等で、2,095万3,000円を減額補正するものであります。

第14款予備費は、602万7,000円の追加補正であります。

次に、歳入であります。第1款町税は、入湯税49万5,000円の追加補正であります。

第2款地方譲与税は、実績見込みにより自動車重量譲与税は追加、地方道路譲与税は減額で、差し引き360万円の減額補正であります。

第3款利子割交付金は、実績見込みにより160万円の追加補正であります。

第4款配当割交付金は、280万円の減額補正であります。

第6款地方消費税交付金は、交付実績見込みにより1,590万円の減額補正であります。

第12款分担金及び負担金は、学習体験交流センター建設事業に係る受益者分担金の60万円の減額補正であります。

第13款使用料及び手数料は、実績見込みにより160万6,000円の減額補正であります。

第14款国庫支出金は、主なものとして、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の計上のほか、雪寒機械整備費補助金等の確定見込みによる補正で、105万6,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、福祉関係初め農業費等各補助事業費の確定見込みによる補正と、電源立地地域対策交付金の減額等で、508万8,000円の減額補正となりました。

第16款財産収入は、遊休町有地の売払収入等で250万8,000円の追加補正であります。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金、社会福祉費寄附金で66万円を追加補正するものがあります。

第18款繰入金は、減債基金及び荒海財産区からの繰入金で280万2,000円の追加補正となりました。

第20款諸収入は、建物共済保険金収入等の計上が主なもので、715万3,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、事業費の確定見込み等により4,290万円を減額するものであります。田島地域統合保育所建設事業等繰越明許費として追加及び変更する事業は、第2表繰越明許費補正のとおりであります。また、事業費の変更等により第3表地方債補正のとおり限度額等の変更を行うものであります。

次に、議案第44号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ701万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億587万円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税及び特定健康診査事業等に伴う国・県支出金を初め、特別調整交付金を補正し、歳出では、一般被保険者高額療養費等を追加補正するものであります。

次に、議案第45号 平成20年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ893万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,001万円とするものであります。

歳入では、歳出における保険給付費に対する今年度の収入確定見込額を補正するほか、新たに財源措置された介護従事者処遇改善臨時特例交付金等を計上するものであります。一方、歳出では、介護保険システム改修事業、保険給付費を補正し、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を全額基金積み立てとするものであります。

次に、議案第46号 平成20年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ20万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,474万6,000円とするもので、歳入予算の確定見込みによる予算の整理であります。

歳入では、水道使用料の減額見込みに対して、一般会計から繰り出し基準に基づき高料金対策繰り入れで対処するほか、町債の借換債を整理補正するものであります。一方、歳出では、予備費を減額するものであります。なお、借換債の変更により、第2表地方債補正で限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第47号 平成20年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収支の収入補正は、水道使用料及び消火栓設置工事費等の確定見込みにより370万9,000円の減額で、収益的支出では、消火栓設置工事費30万5,000円の減額補正であります。

また、資本的支出については、建設改良工事費898万3,000円を減額するものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びこれを補てんする過年度分損益勘定留保資金につきましては、第3条に示したとおり補正をいたします。

続いて、平成21年度当初予算関係について説明を申し上げます。

それでは、まず議案第48号 平成21年度南会津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成21年度の予算編成につきましては、国の地方財政計画及び県の予算編成指針に留意しつつ、施政方針の中でも申し述べましたが、6点の重点施策を柱とした町の予算編成方針に基づき編成に当たったところであります。

また、国の平成20年度第2次補正予算による地域活性化生活対策臨時交付金事業及び緊急雇用対策事業との連動を図りながら、地域経済に配慮した切れ目のない予算編成に努めたところであります。なお、町の主要な事務事業については、平成21年度町政施政方針でも述べさせていただきますので、省略をさせていただきます。

それでは、歳入より、各款ごとにご説明申し上げます。

第1款町税は、15億6,764万3,000円の計上でありまして、基幹税目である町民税及び固定資産税が近年の経済状況と3年に一度の固定資産評価替えにより、両税合わせまして対前年度比7,401万4,000円の大幅な減額が見込まれることから、町税全体で対前年度比4.9%の減となりました。

第2款地方譲与税は、税制改正に伴い、従来の地方道路譲与税が地方揮発油譲与税に名称が変更となりましたが、過去の交付実績により、対前年度比1.6%減の2億2,090万円の計上となりました。

第3款利子割交付金は、4.1%増の510万円の計上となりました。

第4款配当割交付金は、73.9%減の120万円の計上となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、42.9%減の160万円の計上となりました。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込額に基づき、5.0%減の1億7,500万円の計上となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度同額を見込み320万円を計上いたしました。

第8款自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税の減税に伴い、40.5%減の4,380万1,000円を計上いたしました。

第9款地方特例交付金は、自動車取得税等の税制改正に伴う減収補てん分及び児童手当特例交付金として、79.9%増の2,815万9,000円の計上であります。

第10款地方交付税は、平成21年度地方財政計画の中で生活防衛のための緊急対策に基づき、別枠で1兆円増額されるなど所要額が確保されたところであります。こうした地方財政計画の内容を十分見きわめながら、対前年度比1.5%増の65億3,000万円の計上となりました。また、実質的な交付税である臨時財政対策債を含めた数値で申し上げますと、対前年度比3億2,870万円の増、率にいたしますと4.8%増を見込んでおります。

第11款交通安全対策特別交付金については、交付実績等から19.4%減の250万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金、私立保育料、地方交付税清掃費再

配分金等で、1.6%増の5,469万1,000円の計上となりました。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅使用料等のほか、諸証明手数料等で2.2%増の1億4,842万6,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金は、館岩統合小学校建設事業が一部を除き完了となったことや、国の補正予算による前倒し事業等により15.1%の減となり、4億5,011万3,000円の計上であります。

第15款県支出金は、緊急雇用対策県補助金、衆議院議員総選挙事務委託金を新たに見込む一方、総務費県補助金、農林水産業費県補助金等の減額により、0.8%減の6億6,139万9,000円の計上となりました。

第16款財産収入は、町有土地建物等の貸付収入基金利子収入等で3,516万2,000円の計上であります。

第17款寄附金は、存目であります。

第18款繰入金は、特定目的基金からの繰り入れでありまして、減債基金繰入金の減により62.6%減となり、5,534万9,000円の計上であります。

第19款繰越金は、3,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は、預託金、貸付金の償還金、森林農地整備センター分収造林受託事業収入、健康診査受診者負担金、太陽光パネル導入促進事業助成金、スキー場施設起債償還負担金等で、ほぼ前年度同額の1億5,865万6,000円を計上するものであります。

第21款町債は、国の地方財政対策により臨時財政対策債が大幅に増額となった特殊事情、さらには借換債1億2,000万円の計上等から、対前年度比9.4%増の17億1,710万円の計上となりましたが、財政健全化計画に基づき極力抑制を図ったところであります。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款議会費は、対前年度比0.4%減の1億2,313万7,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、地域づくり振興基金、地域雇用創出推進基金への積立金、総合支援センター運営費、前沢曲家集落保存事業費、生活交通対策費、衆議院議員総選挙費などで、19.1%の増で20億496万4,000円の計上であります。

第3款民生費は、11.6%増の22億6,520万1,000円の計上で、社会福祉費では社会福祉関係補助金を初め、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費等のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金でありまして、児童福祉費では子育て支援事業費のほ

か田島地域の統合保育所建設費等が主なものであります。

第4款衛生費は、田島下郷町及び西部環境の衛生組合への負担金が約5,800万円ほど減額となったことなどから、7.4%の減で10億7,167万1,000円の計上であります。保健衛生費は健診、予防接種事業費を初め、老人保健事業費、環境衛生業務費、簡易水道事業及び水道事業会計繰出金が主なものであります。

清掃費は、廃棄物処理対策費、生活排水対策費、各衛生組合負担金等を計上いたしました。

第5款労働費は、現下の厳しい雇用情勢に対応するため、緊急雇用対策費8,833万7,000円を計上し、総額で8,873万9,000円となりました。

第6款農林水産業費は9.4%の減、7億7,607万6,000円の計上であります。

農業費は、オーガニック農業推進事業費、中山間地域等直接支払事業費のほか、戦略的産地づくり総合支援事業を初めとした各種農業振興事業関係費、農道整備、基盤整備促進事業費及び農地防災事業に係る県営事業負担金、農林業集落排水事業特別会計繰出金等であります。

林業費は、里山再生事業費、木材流通システム構築事業費、各種造林事業費等林業振興関連事業費を計上いたしました。

水産業費は、漁業組合補助金であります。

第7款商工費は、第三セクター支援事業、商工会及び観光協会運営費補助、観光振興関係補助金、スキー場及び観光施設関係改修整備費、観光関連施設管理運営費のほか、やまなみ泊覧会開催費の計上により5億8,021万8,000円、対前年度比57.6%増の大幅な伸びとなりました。

第8款土木費は3.5%の減、11億4,405万1,000円の計上となりました。

道路橋梁費は、橋梁点検委託経費、除雪ネットワーク事業費などの除雪経費、さらには地方道路交付金事業にかわって創設された地域活力基盤創造交付金事業による道路新設改良費が主なものであります。

都市計画費は、まちづくり交付金事業のほか公共下水道事業特別会計繰出金、土地区画整理事業による道路築造工事や物件移転補償などの事業費であります。

住宅費は、町営住宅維持管理費、今後の公営住宅の基本計画策定費等の計上であります。

第9款消防費は、防災行政無線整備事業が一部の地域を除き完了したことなどから、34.6%の減、5億4,690万9,000円の計上で、常備消防事業広域圏組合負担金、非常備消防活動費、防災行政無線整備事業費及び維持管理費等が主なものであります。

第10款教育費は、21.3%の減で10億1,087万6,000円の計上であります。

教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、外国青年招致事業負担金、南

会津高等学校高校生確保支援事業費、スクールバス運行経費等であります。

小学校費及び中学校費は、舘岩統合小学校グラウンド整備事業費のほか、学校施設設備教材の整備費等でありまして、県の補助を受けて中学校の学習サポート事業を継続して取り組んでまいります。

社会教育費は、生涯学習推進事業費、御蔵入交流館管理運営費や各資料館施設の管理運営等、文化財保護費が主な内容であります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関係費のほか、びわのかげ運動公園の管理費及び学校給食の運営経費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、災害復旧事業に備えた調査測量設計委託料の計上でありまして、163万2,000円であります。

第12款公債費は、起債の償還金及び繰上償還金で7.4%減、22億1,513万1,000円の計上であります。

諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は、6,139万4,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、田島地域統合保育所建設事業に係る継続費は、第2表継続費、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第3表地方債のとおりであります。

以上、一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第49号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算につきましては、制度改正後2年目を迎え、これまでの医療費実績に加え、被保険者数の推移、後期高齢者医療制度の状況等を加味した結果、予算規模は対前年度比2.3%減の22億5,000万円となりました。

それでは、歳出から各款別にご説明を申し上げます。

第1款総務費6,538万3,000円でありまして、人件費、国保税、賦課徴収費のほか経常経費の計上であります。

第2款保険給付費は、一般・退職被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、対前年度比0.5%増の14億8,154万8,000円を計上いたしました。

第3款後期高齢者支援金等は、支援金及び事務費拠出金として、対前年度比1.6%増の2億

3,548万9,000円の計上であります。

第4款前期高齢者納付金等は、納付金及び事務費拠出金として31万8,000円の計上です。

第5款老人保健拠出金は、制度改正前の老人医療費に係る過年度拠出金の精算金等でありまして、対前年度比67.9%減の1,830万8,000円の計上となりました。

第6款介護納付金は、介護保険事業納付金として1億2,150万2,000円の計上となりました。

第7款共同事業拠出金は、高額療養費及び保険財政共同安定化事業の共同事業拠出金でありまして、2億6,653万8,000円の計上であります。

第8款保健事業費は、特定健康診査等事業、保健事業の計上でありまして、2,769万3,000円となりました。

第9款基金積立金は24万4,000円の計上で、利子収入を基金に積み立てるものであります。

第10款公債費は、広域化等支援基金借入金の償還金244万5,000円の計上であります。

第11款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で133万4,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、2,919万8,000円の計上となりました。

次に、歳入について申し上げます。

第1款国民健康保険税は、医療費支払い実績や平成21年度における医療費の見込みから、対前年度比0.3%増の6億1,145万8,000円の計上となりました。

なお、本年度の税率につきましては、被保険者数、所得及び固定資産税の確定により6月に本算定をすることになります。

第2款国庫支出金は5億5,127万4,000円の計上で、療養給付費、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金等に対する国の負担金並びに財政調整交付金等であります。

第3款前期高齢者交付金は、前年度の実績を踏まえて4億832万1,000円の計上であります。

第4款県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金で1億240万5,000円であります。

第5款療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で9,861万3,000円を計上いたしました。

第6款共同事業交付金は2億6,189万2,000円の計上で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

第7款財産収入は、国保基金の利子収入として24万4,000円を計上いたしました。

第8款繰入金は、国保基盤安定化、人件費、事務費、出産育児一時金、乳幼児医療費給付事業に対する一般会計からの繰入金で、対前年度比7.0%減の1億8,299万4,000円の計上となり

ました。

第9款繰越金は、前年度同額の3,000万円を見込みまして、第10款諸収入は保険税延滞金、特定健康診査事業受診者負担金等で279万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第50号 平成21年度南会津町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、老人医療費の後期高齢者医療制度への移行に伴い、平成21年度歳入歳出予算は対前年度比98.7%減の280万円の予算規模となりました。

歳出から申し上げますと、第1款医療諸費は279万6,000円の計上で、老人医療給付費及び審査支払手数料であります。

第2款諸支出金は4,000円で、返還金等を存目計上いたしました。

次に、歳入であります。第1款支払基金交付金は140万3,000円の計上で、各保険者から拠出される基金からの医療費等の交付金であります。

第2款国庫支出金は92万9,000円となり、第3款県支出金は23万2,000円の計上でありまして、医療費に対するそれぞれの負担割合による計上であります。

第4款繰入金は、医療費等に対する町負担分を一般会計から繰り入れするもので、県負担割合と同額で23万2,000円の計上であります。

第5款繰越金は存目1,000円の計上で、第6款諸収入は、第三者納付金等の存目3,000円を計上いたしました。

次に、議案第51号 平成21年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、創設後2年目を迎え、前年度の実績等を見ながら対前年度比10.3%減の2億2,300万円の予算規模となりました。

歳出から申し上げますと、第1款総務費は1,314万7,000円の計上で、人件費及び事務費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料負担金で1億9,425万2,000円の計上であります。

第3款保険事業費は、保険者としての特定健康診査事業経費で1,404万4,000円の計上で、第4款諸支出金は保険料還付等存目3,000円、第5款予備費は155万4,000円を計上いたしました。

次に、歳入であります。第1款後期高齢者医療保険料は制度の見直しが図られたことから、

対前年度比22.5%減の1億2,700万7,000円の計上で、被保険者からの保険料であります。

第2款繰入金は、一般会計から人件費及び事務費を繰り入れするほか、保険基盤安定のために繰り入れするものでありまして、8,599万3,000円の計上であります。

第3款繰越金は存目1,000円の計上でありまして、第4款諸収入は、特定健康診査事業受託収入等999万9,000円を予算計上いたしました。

次に、議案第52号 平成21年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、平成21年度からの新たな介護保険事業計画に基づき、年間の保険給付費を算定するとともに、介護予防事業を中心とした地域支援事業を積極的に推進することとした結果、対前年度比6.7%増の15億4,550万円といたしました。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

第1款総務費は人件費、事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で1億568万円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比6.4%増の14億99万8,000円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、介護予防等の事業費で3,672万6,000円の計上であります。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金への利子収入積み立て8万4,000円を計上いたしました。

第5款諸支出金は、還付金等として11万2,000円の計上であります。

第6款予備費は、190万円の計上となりました。

次に、歳入の説明を申し上げます。

第1款保険料は、平成21年度で改定される第1号被保険者の保険料2億1,873万8,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は3億7,194万9,000円の計上で、介護給付費に対する負担割合に基づく介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金の計上であります。

第4款支払基金交付金は4億2,234万3,000円の計上で、第5款県支出金は2億2,138万3,000円の計上でありまして、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく負担金等であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として8万4,000円を計上し、第7款繰入金は2億8,465万9,000円の計上で、介護給付費に対する町負担金、地域支援事業費及び人件費、事務費分を一般会計から繰り入れするほか、各基金より介護給付費に充当するため繰り入れするものであります。

第8款繰越金は20万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金及び各種事業参加者負担金等で2,614万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第53号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、施設の維持管理費及び起債償還金等で、対前年度比2.0%減の2億1,000万円であります。

歳出から申し上げますと、第1款集落排水事業費は、処理場維持管理経費等で5,103万6,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債の償還金及び繰上償還金で1億5,609万7,000円を計上し、第3款予備費は286万7,000円の計上です。

次に、歳入であります。第1款使用料及び手数料は、下水道使用料等で4,884万5,000円を計上いたしました。

第2款繰入金は、起債償還金、施設維持管理費等の一般会計繰入金で1億3,164万4,000円を計上いたしました。

第3款繰越金は1万円を計上しまして、第4款諸収入は存目1,000円の計上であります。

第5款町債は2,950万円の計上で、農林業集落排水事業債の繰上償還に係る借りかえであります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第2表地方債のとおりであります。

次に、議案第54号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、公共下水道事業費の縮小等により、対前年度比4.1%減の4億900万円となりました。

歳出から申し上げますと、第1款土木費は、施設設備維持管理経費管渠布設工事に係る事業費で、2億1,912万6,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債償還金として1億8,840万7,000円であります。

第3款予備費は、146万7,000円の計上となりました。

次に、歳入であります。第1款分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で419万9,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料等で7,883万3,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、公共下水道整備事業及び特定環境保全下水道事業に対する補助金として8,000万円の計上でありまして、同じく第4款県支出金に400万円を計上いたしました。

第5款繰入金は、起債償還金等の一般会計繰入金で、1億6,825万7,000円を計上いたしました。

第6款繰越金は1万円を計上し、第7款諸収入は存目1,000円を計上いたしました。

第8款町債は、公共下水道等整備事業に対する起債7,370万円であります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第2表地方債のとおりであります。

次に、議案第55号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、簡易水道事業の維持管理費及び栗生沢簡易水道新設改良工事に係る工事費等で、対前年度比6.7%減の6億4,200万円となりました。

歳出から申し上げますと、第1款簡易水道事業費は2億8,993万4,000円の計上で、人件費等事務事業経常経費のほか、施設の維持管理経費、栗生沢簡易水道施設整備費などが主なものであります。

第2款公債費は3億4,938万1,000円の計上で、起債の償還金及び繰上償還金であります。

第3款予備費は、268万5,000円の計上となりました。

次に、歳入であります。第1款使用料及び手数料は、平成20年度の実績見込み数値から対前年度比6.6%減の2億5,120万円の計上で、水道使用料のほか各種手数料であります。

第2款国庫支出金は5,000万円の計上で、栗生沢簡易水道施設整備事業に係る国庫補助金であります。

第3款財産収入は2万7,000円で、基金利子収入を計上いたしました。

第4款繰入金は1億5,686万4,000円の計上で、起債償還金、高料金対策の繰り出し基準に基づく繰り入れのほか、消火栓関係経費やほかの事業の補償工事費について、他会計より繰り入れするものであります。

第5款繰越金を100万円計上いたしまして、第6款諸収入は、雇用保険料個人納付金の

9,000円を計上いたしました。

第7款町債は、栗生沢簡易水道施設整備事業債及び借換債で、1億8,290万円を計上いたしました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第2表地方債のとおりであります。

次に、議案第56号 平成21年度南会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入、第1款水道事業収益は、水道使用料、消火栓設置費繰入金等の営業収益と町公共工事関連繰入金、企業債償還金利子繰入金等の営業外収益でありまして、1億6,170万5,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は1億5,086万3,000円の計上となりまして、人件費、事務費等給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利子、町公共事業関連工事費等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は6,950万円の計上で、第三次拡張事業のための企業債と繰上償還分、借換債の収入であります。

支出の第1款資本的支出は、第三次拡張事業費のほか、公共事業関連配水管布設工事費等の建設改良費及び企業債償還元金並びに繰上償還金等で、1億3,872万4,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,922万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び過年度分消費税資本的収支調整額で補てんすることとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等の条件につきましては、第6条のとおりであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案等54件につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご議決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎請願・陳情の委員会付託

○渡部康吉議長 次に、日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る3月3日までに陳情3件を受理しております。お手元に配付の文書表のとおり会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月11日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時02分

平成21年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成21年3月11日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 6番 渡部 優 議員
- 2番 渡部 俊夫 議員
- 18番 菅家 幸弘 議員
- 11番 湯田 秀春 議員
- 17番 芳賀沼 順一 議員
- 4番 馬場 信作 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (20名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 湯田 哲 | 議員 | 2番 | 渡部 俊夫 | 議員 |
| 3番 | 高野 精一 | 議員 | 4番 | 馬場 信作 | 議員 |
| 5番 | 山内 政 | 議員 | 6番 | 渡部 優 | 議員 |
| 7番 | 星 光久 | 議員 | 8番 | 楠 正次 | 議員 |
| 9番 | 大宅 宗吉 | 議員 | 10番 | 渡部 忠雄 | 議員 |
| 11番 | 湯田 秀春 | 議員 | 12番 | 星 登志一 | 議員 |
| 14番 | 平野 昌盛 | 議員 | 15番 | 阿久津 梅夫 | 議員 |
| 16番 | 渡部 東 | 議員 | 17番 | 芳賀沼 順一 | 議員 |
| 18番 | 菅家 幸弘 | 議員 | 19番 | 大竹 幸一 | 議員 |
| 21番 | 五十嵐 司 | 議員 | 22番 | 渡部 康吉 | 議員 |

欠席議員 (2名)

- | | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 13番 | 星 和男 | 議員 | 20番 | 児山 寿明 | 議員 |
|-----|------|----|-----|-------|----|

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	直轄政策室長	室井裕	総務課長
星光幸	企画観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	近藤甚悦	健康福祉課長
星安晴	環境水道課長	角田厚	農林課長
馬場純也	農業委員事務局 農地管理振興係長	斎藤友一	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星廣政	舘岩総合支所長
横山孝夫	伊南総合支所長	児山忠男	南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。都合により欠席届のあった議員は、13番、星和男君、20番、児山寿明君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。



◇ 渡 部 優 議 員

○渡部康吉議長 それでは、6番、渡部優君の登壇を許します。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 皆さん、おはようございます。

たくさんの朝から早く傍聴、ありがとうございます。

私、一般質問、議員になりまして6年目になりつつありますけれども、初めてトップバッターということで大変光栄に思っております。また、経験がないものですから、大変緊張しております。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、通告順序に従いまして順次質問をいたしたいというふうに思います。

今回の私の質問は3点ございます。1点目は湯田町政における南会津町「やまなみ泊覧会」の意味は、2つ目、町組織機構再編の意図するところは、3点目、田島地域中学校給食センターの運営方針はという3点について質問いたしたいというふうに思います。

それでは、1点目、湯田町政における「やまなみ泊覧会」の意味はということで質問をいたします。

通告のとおり、読み上げてみたいと思います。

湯田町政における今任期の最終年度となる21年度の予算が提案されたわけですが、来年度の町施策の柱となるのが「南会津やまなみ泊覧会」であります。町長は合併後、これまで「統合」、「存在感」、「響き合い」と毎年テーマを掲げ、そのための施策を展開してまいりました。おのおの、そのテーマはこの4町村合併の難しさ、困難さを実感しての合併のマイナスを追いかけるのではなく、プラス、言いかえれば、よいところをひたすら追い求めてのものだったものと考えます。合併4町村のよいところの結集を町民に求め、自覚を促し、各地域の自覚による地域の見直しと地域力の醸成に力を注いできたものと私は認識しております。今回、これまで掲げてきたテーマのまとめとして、その具体的な施策としてやまなみ泊覧会を結実とする思いではないかと推測いたします。さらに、来年度、「見極める」のテーマを掲げ、さらにその次の次年度へ向けてのさらなる一步を進める戦略とも思うものであります。

この一連の湯田町政におけるみずからの検証を伺いたい。さらに来年度の施策、やまなみ泊覧会への町長みずからの期待と思いを伺いたいと思います。

2つ目、町組織機構再編の意図するところは。

今回、町組織機構再編の提案がされました。町長、今任期1年余りとなつての組織再編をどうとらえたらいいのか伺いたい。

3点目、田島地域中学校給食センターの運営方針は。

この田島地域中学校給食センターの建設事業というのは、7番議員が一生懸命追い求め、自分のテーマにしてきたものでございます——の建設事業の基本設計が20年度中にでき上がるようです。22年度以降とした建設は、統合保育所開所1年先延ばしの影響があるのか、また食材や職員などはどのように考えているか、運営方針を伺います。

基本設計の段階ですから、なかなかそこまではいってないのかなというふうには思いますが、田島地域中学校給食センターの建設場所とか、そういったものがほとんど知らされていないというふうには思いますので、ぜひその辺のところも議員の皆さんにわかるようにお示してください。お願いいたします。

以上、3点でございます。壇上からの質問は終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、私の町政における「やまなみ泊覧会」の意味の1点目、これまで掲げてまいりましたまちづくりのテーマに対する検証はとのおただしでございますが、私は町村合併から多くのことを学び、そして町政のテーマも、合併を通し直面をしてきました調整の課題からヒントを得てまいりました。合併前年は、住民のさまざまな不安や意見に真摯に向き合う過程で「超える」をキーワードに多くの違いを乗り越え、互いに認め合える環境を整えることができたと思っております。現場の力強い声と信頼が、合併という成果をもたらしたものと確信をしているところであります。

次に、合併初年度につきましては、2つの峠を超えた一体的行政の執行には町民の心に落とし込むたくましい言葉が必要と、このように考えまして、旧町村間のさまざまな違いの具体的なすり合わせを行うため、キーワードを「統合」とさせていただきます。人間には念ずればかなうという大変魅力的な能力がございますが、「念」、つまり今心に強く思うことで必ず結果を導き出せる能力が身についてくる、そうした期待を込めたキーワードが「統合」でありました。今、思いますと、合併を選択した南会津町民の良識ある決意と行動のおかげで、移動町長室や「町長室へどうぞ」を通じ、心の置きどころを重ね合わせられることができました。このように私は確信をしているところであります。

そして、合併2年目は、南会津町の将来を方向づける重要な年となることから、その役割を担う職員には経営感覚を身につけ、絶えず時代のニーズを見きわめ、将来予測のできる人材を育てていかなければならない、このように考え、町政のキーワードを一人一人が存在感を持つという意味で「存在感」ということをキーワードにいたしました。

相手の立場を理解し、受け入れ、お互いに信頼や感謝の関係が生まれる環境、すなわち事業を受け入れるということには、必ずやその一人一人の違いを認めつつも存在感が出現するものであり、そのためには行政に横糸を通すことが必要であると考えました。つまり、これまで住民の方々の暮らしの思いは行政という縦糸だけでは受けとめ切れず、南会津町ならではの横糸

を通し、南会津町特有の包み込みのできる布を織り上げることで、食い違いの絶えない町民の方々と町職員の感謝の双方向性をつくり出せるものと信じ、職員の意識改革や総合支援センターの設置に力を尽くしてまいりました。

そして、本年度はこれまで進めてきた地域力の発現や体制づくりを継承しながら町民の方々の存在感の高まりが共鳴し合い、さらに多くの可能性が生まれる「響き合い」の年を目指してまいりました。

今、南会津町は、国や県の制度、支援の中で居心地のよい場所を求めている思考停止の状態から抜け出し、時代の当事者となって地域に出現する多くの課題が、みずからの力によって解決できることを信じながら、住民統合参加型のさまざまな横糸を通す作業を始めております。経済の再任、医療格差、環境保全、食の安全、住民協働の推進など、我が国が直面する一連の課題は、いみじくも私がこれまでまちづくりのテーマとしてきたことに深く関係しており、今後もこれまでの成果をしっかりと検証しながら、さらにこれから出現するであろう現象や課題に対し、その本質をはっきりと見きわめた上で、冷静かつ的確な将来予測と揺るぎない選択を基本に町政の執行に当たってまいりたいと、こう考えているところであります。

次に2点目、やまなみ泊覧会への私みずからの期待と思いに関するおたがございましたが、ご承知のとおり、やまなみ泊覧会は町村合併による地域間格差を是正し、南会津町民としての一体感の醸成を図り、さらには地域力の向上を図ることを目的にしております。そのために地域の人々が協力し合いながら町内の地域資源を活用した地域づくり型の泊覧会を開催し、これにより、観光、交流、ものづくり、情報発信、2次交通などの基盤づくりを進めていく考えであります。

しかしながら、私がやまなみ泊覧会に最も期待をかけるところは、地域住民が当事者意識を高めながら住民主導による地域づくりを進める点であり、やまなみ泊覧会をきっかけに人という資源を最大限に活用し、多くの成功体験を身につけていただきたいと考えているのであります。やまなみ泊覧会を通し、事業にかかわった町民の方々が多くの来訪者と出会い、信頼の関係づくりが進められ、喜びや生きがいを見出し、結果として所得の向上につながることで地域づくり型泊覧会の本旨と考えておりますので、ご理解とご支援をお願いをいたします。

次に、今回、町組織機構再編の提案がなされたが、町長の今任期1年余りとなつての組織再編について、どうとらえたらよいのかおたがございました。

現在の組織機構は合併時に編成されたものであり、基本的には国・県の組織に対応した編成という側面が強く、その後、縦割りの行政に横糸を通し、政策調整を行うために組織の一部を

見直し、平成18年7月に直轄政策室を設けたところであります。地方分権時代の中で自立していくためには、組織としてのマネジメントサイクルの確立や適正な定員管理を行う上で効率的な人員配置と地域課題解決に対応した行政機構を構築する必要があり、行政の経営という視点から目的志向型の組織に再編を行うものであります。

なお、田島地域中学校給食センターにつきましては、教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしくお願をいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、田島地域中学校給食センターの運営方針に関してお答えをいたします。

給食センター建設事業については、建設予定地を荒海保育所跡地に考えております。統合保育所の建設事業終了後の平成23年度以降に着工を予定しております。

また、給食に使用する食材や業務体制など、給食センターの運営方針については、地域の安全・安心な食材の活用や地元の雇用につながるような業務担当の体制づくりを考え、地域経済に資することを念頭に置きながら、現在、基本計画を策定中であり、その後に実施計画を作成する中で、さらに多くのご意見をいただく機会をつくりながら対応を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 1番目の湯田町政における「やまなみ泊覧会」の意味はということで、若干、再質問なり議論をさせていただきたいというふうに思います。

合併後4年間をトータルに見て、その現場、現場、一年一年を検証しながらの脚本づくりということで、今回やまなみ泊覧会ということで、これまでやった地域助け合い事業なりの地域力を一生懸命引っ張り上げてきた結果の各地域の発表の場であるというふうに私はやまなみ泊覧会を思っているわけですがけれども、その後、どういうふうにこのまちづくりの根幹というか、展開というか、反映させていくかということは非常に大事だというふうに思うんですね。

最初、当初、地域力の醸成なり、みずからの合併後の例えば山村のアイデンティティーというか、存在感というのをしっかり引き出しながらやってきたというのは非常にわかります。そして、その後、国・県等でも地域力の醸成という単語を使って、さらにその後々で国・県等が

そのことを必要だということで進めてきて、頑張る地方プログラムにおいても、やはりその地域で頑張っているところに手厚く予算を差上げますよというような形で、後を追いかけるような形で、そういった形になってきている。そういうことを考えると、湯田町政における最初の取り組みというのは正解だったのかなというふうに私は思っています。

ただ、この4年間の中で、いろいろ顔を真っ赤にして、それこそ怒りながら議論もした経験もあるわけです。だから、そういう経験の中でなかなか見えにくい政策だったと。これ、今、振り返ってみると。今回のやまなみ泊覧会までの流れを見ますと、結果として非常にわかりやすい政策だったのかなと逆に今は思うわけでございます。

それで、今後、この南会津の広いキャパシティーを持つ、886.52キロ平米という広いキャパを持った町であります。これから、大変なまちづくりになるのかなというふうに思います。このやまなみ泊覧会を機にどういった展開をしていくのか、これは非常に興味がある。

そして、その中でやはり今回こういった金融大不況が起きて、まさしく物財というか、物欲、物の時代ではなく、満足の時代が来るといふふうに堺屋太一さんがおっしゃっているわけですが、それに乗ったホスピタリティーのこの地域になるのかなと。そのことを前面に押し出してまちづくりをできるのかなというのが今回のやまなみ泊覧会のステップアップの段階なのかなというふうに私は思っているんですけども、そういったことで必ず雇用も創出されるだろうし、安心・安全、食の安心、そして原風景がいっぱいある、そして人を入れ込むキャパシティーも持っている、これは「天地人」で言えば、時の利、地の利なんですね。ですから、その辺のところをもう強力に推し進めていく施策がこれから必要なのかなというふうに思います。

来年度の という「見極め」いうテーマがあるわけですが、しっかりと、その見きわめの形をつくっていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、ただいま議員が総合的な方向性の中らご指摘をいただきましたが、その評価と、あるいは検証と課題と全く私は同一視をしております。そこで本年度といたしますか、来年度といたしますか、「見極め」といふふうに定めたのは、これほど経済が豊かになってきた歴史的な検証をした場合に、なぜここに来て、これほどまでのひずみができただろう。この見きわめはやっぱりしっかりしていかなければならないと、こういう意味で「見極め」という言葉を選びました。

そんな中で、政策的になかなか皆さんの前に見えにくい部分はあったと思います。それはなぜかといいますと、どちらかというものづくりというよりは人の心の置きどころを私は重点に置いてきました。しかし、それをやった結果、それぞれの4つの地域の中に、やはり自分たちで何とかしたい、あるいは自分がこの時代、生きているあかしをつくりたいという方々もたくさんおられました。これは年齢の分け隔てはありませんでした。まして、男女の分け隔てもなかった。このことが私は、やまなみ泊覧会の実行に向かう確かな私の自信になりました。

それが、今後どう展開し、どうこの広い南会津において展開していくのかということですが、まず私の頭の中にあるのは第三セクターを体力のある会社にしつつ、第三セクターが今まで冬期間のスキー場運営を中心としておりましたが、これにやまなみ泊覧会で得られるさまざまな成果を重ね合わせていきたい、そして農業や林業とつなげながら安定的な職場の雇用の形態を導き出したい、これが私の今後の課題となるだろうと、こう認識しております。

その中でさまざまな課題がありますが、その財政の問題とあわせて、どこに、どうその財政を出動していくか、あるいは財政再建計画とあわせて、どこで経営として行政が踏み込んでいくか、これが今後の課題になるだろうと思いますし、そのことを議会の中でさらに議論を詰めて、真剣に、そして具体的な提案にしていきたいと、こう考えております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 物財というか、そういうものは客観的に変わってきたり、普遍的なものに対しまして個人個人の満足というのは、やはり主観的でありますし社会的でありますし、変わる、可変的なものであるから政策としては非常に見えにくいというのは十分にわかります。ただ、町政ですから、やはりわかりやすく町民にしっかり自分の政策は訴えて、機会、機会をとらえるごとに、とらえて説明していかないと、せっかくやまなみ泊覧会という形で結実として各地域で頑張ってきたものを、発表の場だよということで、さあ、アイデアを出していっぱいお客さんというか、お迎えをして、自分たちの将来の糧になるように、そのヒントにしよう、そういう姿がやっぱりわからないというか、その感覚がまだわからないというふうに私は認識しているんですね。これは、説明不足なのかなというふうにも思うんです。やまなみ泊覧会を単独でとらえると、ほとんど町民に聞いてもわからないというのが実態です、実は、単独でとらえると。ただ、この4年間の流れ、私もいろいろ自分で検証して、単独だと何だろうなというふうなことを規則の中では大分議論をさせてもらった経過があったと思います。ただ、この町政をあずかってこの4年間の流れを見ると、非常にわかりやすいというふうに、私はその中で理解をした1人なんですけれども、非常にわかりやすい。

ただ、この先どういうふうな形がこの町であるんだろうなというふうにとらえたときに、考えたときに、これもまだ、もちろん先のことですからあやふやな場面がありますね。これも町の政策としては、今回、ちょっと次の質問に少しかぶさりますけれども、組織改変にかぶさりますけれども、やっぱりわかりやすい姿をするには町の機構もそれに対して変えていかなければならない。何が大事なのか、あっ、この課をつくったんだな、じゃ、この辺を一生懸命やるんだなと、こういうのはわかりやすいですね。だから、そういうふうにしてやっていけば、少しずつわかるのかなというふうに思います。

やまなみ泊覧会に対しても、今回独立した予算立てをして非常にわかりやすかった。あっちこっちに散らばっていた予算があそこに結集して、あっ、やまなみ泊覧会はこのぐらいの予算だなというふうにわかりやすかった。これまでは、やまなみ泊覧会でどのぐらいお金使うんですかといったときに、なかなか答えにくかった、我々も、拾い集めるのが大変で。大体2億ぐらいかなとか、そのぐらいな答え方しかできなかった。今回はしっかりと独立してやまなみ泊覧会という項目を設けて、その中の位置づけをして予算立てをしてくれたということは非常にわかりやすかった。そういうことでも、一般町民のそういった形でやまなみ泊覧会の意味と、そういうものをこれからも訴えるべきだと思うし、はっきり言って、ここ1年が勝負だというふうに強く私も思っている1人なんて、この辺のところをしっかりと周知を図っていただきたいというふうに思います。

南会津町がこれだけ広い町で合併をして、どういうふうな形にしていくのか。その中でやまなみ泊覧会はどういう位置づけなのか。自分でまとめてしまいますけれども、そういうことをしっかり、こういうふうに意味立てて、毎年の順序を組み立てて説明していかないと、なかなか町民にはわかりにくいし、わからないということは参加できないんですよ、なかなかね。何人かのある地域、地域にはわかって、そこだけ参加して、そういう形になると非常に総合力が落ちてしまいますので、せつかく、ホスピタリティー南会津、これをぜひ推進していただきたいなというふうに思います。

距離的にも関東圏に近いですから、関東圏のオアシス圏にしたいというふうに自分では思っています。そういった、そう思っているだけじゃなくて、これまでの施策の中で例えば荒海キャンプ村とかオーガニック施策とか、非常に時代の流れに乗った優しい施策をこれまで展開してきましたので、それをぜひ町全体の受け入れる基本にしてほしいなど。それが特徴になれば、必ずこれから人は来ると思うんですね。物ではないというふうに思います、これからの各個人の満足というのは。見解を伺いたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず結論から申し上げますが、物の充実、あるいは物の満足は、最終的には心の満足につながります。したがって、ホスピタリティーな地域、町というものは必ずいい信頼関係を持った交流ができると。そのことがお互いにならぬものをお互いに補充し合う、補完し合うという関係ができて、それが私たちの生活の中で貢献できて、そしてその貢献度に合わせて収入につながる、こういうふうに思っております。

そこで、説明不足といいますか、わからない方々がまだたくさんいると、こういうおたがございでしたが、全くそのとおりだと思います。しかし、こう考えていて見ていただければ、ありがたいと思います。

今までは非常にわかりやすかった。それは何かと言いますと、国がレールを敷いてくれた。県がそこを走って引っ張ってくれた。その後を町や村が踏み外さないように、脱輪しないように進んでいった。つまり、行き先もわかれば、行き方もわかっていた。しかし、これからは私たちは自分でレールを敷いて、自分で線路をつくって、行き先を決めて、そこに確実に向かっていかなければならない、こういうことですから、当然わからない方がいます。でも、わからない方をそのままにしておくことは、行政としては必ずしも好ましいことではありません。ただ、わかっている方がまず進もう、わかっている方々がまずレールを敷いていこう、そして、そこに見に来ていただいて、これまでわからなかった方に気づいていただこうと、こういう方法で私はやっていきたい。

つまり、やまなみ泊覧会は大きくここで踏み出ししました。しかし、それが1年で終わるものではない。つまり、この後続いてくる方々がおりますから、それについてもしっかりと受けとめていこうと。その中で、先ほど申し上げたように、ものづくりにも発展し、そしてものづくりがある意味では喜んでくれる方々によって収入になり、収入があることによって家計や、あるいは生活の安定に導かれる、こういう展開性を今考えているところですので、ぜひ、この後も試行錯誤の部分がありますが、ご意見等をいただいてしっかりしたものにしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 合併4年目、10年間の中の特例の中でしっかりまちづくりをしていかなければならない。南会津の方向性をしっかり本当につくっていかないと、将来どうなるんだろうなという子供たちの疑問という不安が出ては困りますので、ぜひ今回、4年目にしてや

まなみ泊覧会に、そこまで持ってきた地域力の醸成、自覚、こういったものを足腰の強い地域づくりをしてきたわけですから、それを確実なものにするには、やはり生活の安定が必要だろうというふうに思いますので、これから、ぜひその辺の観点でまちづくりをしていただきたいなというふうに強く思います。

この合併特例の期間に確実に、我々も合併当時の議員なので責任がありますので、必ずいい形に引き継がなければならないというふうに自覚もしていますので、ぜひこのまちづくりに関して、やまなみ泊覧会を機にしっかり焦点を定めて、どういった町にするかというビジョンを町民に示しながら進めてほしいなというふうに強く思います。

2点目に入ります。

町組織機構再編の意図するところとはということで、先ほど説明がありましたように、今回、直轄政策室が総合政策課と変わるというふうな形で、企画振興課の一部と統合するという形がありますけれども、直轄政策室も2年もなかったわけですけれども、この直轄政策室の意味は何だったんだろうなというふうに、私はこの部屋というかをつくるのに非常に積極的に言ってきたものですから、補充率35%の影響もあるんだろうし、今の町長の答弁だと目的志向型の課体制、機構にしたいというふうな、今、答弁があったわけですけれども、やはりこれは大きな世帯じゃないとできないのかもわかりませんが、事業を持たない——今までの直轄政策室、最後には事業を持ってしまったんですけれども、持たない、情報収集、町の政策の戦略的な施策を考える場所、人数が少なくてもいいからやっぱりそういう場所がないと、現場に追われてしまうんですよね。

先が見えない。アンテナを立てても耳を傾けることもできない。目を向けることもできない。これは町長が何度も言っているように、やっぱり35%の補充率がネックになっているのかなとも思いますけれども、これは何とか、先ほど申しあげましたように広い町ですから、しかも財源力のない町でもある。県・国の、はっきり言えばお世話にならざるを得ない財政状況なわけですから、これははっきり言って。そういった状況の中で、情報収集というのが非常に大事な課なんですよね、これ。ブレーン、頭になる部分だと思う、頭脳に当たる部門になるのかなというふうに思うんです。ですから、こういう部門を残していただきたいというのが私の実は考えなんですよね。

確かに目的志向、こういう政策やるから、こういった形を、体制を整えて見えやすいようにやらなければいけないというのも、自分の意見としても矛盾があるところはあるんですけれども、ただ、そういうセクションというのは非常に大事だというふうに思っているんですけれども

も、いかがでしょうか、その辺のところ。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、町長直轄政策室のねらいは、議員がおただしのおりであります。そこに、先ほど私、答弁をいたしましたように、まず行政が縦割りであった。このことにいかに横糸を通すか。この役割を町長直轄政策室には持っていただいたつもりです。横糸を通すということは、つまり縄張り、領域がありました。それをある意味では風穴をあけると、こういう仕事でしたので、町長直轄として、ある意味では権限を持っていただき、さらにはそれぞれの課の事情をしっかりと掌握してもらおうと。これは、私はこれまでの経過、目的が達成されたと、こう認識しております。

そこで1つ問題になって、今、議員からおただしがありました、つまり、直轄が事業を持たない部署として存在することは、とても私も大事だというふうに思っていますが、実はすべて直轄におぶさってきてしまった。新しいものは、本来、その領域でできるものも、直轄という形で職員の中にそういう実は気持ちが生まれた。これではいかんということで、それぞれの横糸を通す過程の中で、もう一度それをほぐして直轄の意味というものを理解をしていただきました。そして、現在は、私は、課を取り払った、それぞれの所属長が事業も何にも持たない存在として、いわゆる管理職として全体を見れる、そしてまた課長補佐がいる、こういうことで意識を改革してきました。これがようやくできたということで私は今回の組織改変に踏み切りました。

そして、なぜここまで短時間にやった、つまり鉄は熱いうちに打てという言葉がありますが、これがそれぞれの4地域の風土や風習や職務習慣がありました。これを取り払う、これを結びつけるには大変苦労しました。そして、現在も支所に行きたい、支所にいたいという意識は大変強い。本庁は大変だ、こういう意識が調書を見るとかなり多く出ています。これも変えていかなければならない。そこで、やはりどこにしようが、自分の役割として、しっかりと課を超えてつながって役場の使命、役割を果たしていくべきだろう。

こういう形でいった場合に、今、雇用が大変心配です。企画観光課という課がありましたが、これが実は大変重過ぎて雇用問題に取り組める状態になかった。したがって、今回はこれを重点的にやるための1つの方法として企画と商工観光とを切り離したと、こういうことにしましたので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 職員の意識改革等も当初から町長は言われて、今まで一生懸命やってきたというふうに思います。

ちょっと紹介したいんですけども、きのうほどの委員会で非常にその成果を見たという場面がございました。私ども委員会の委員何人かは、ぴりっとした感覚を持ちました。それをちょっとだけ紹介しておきます。すばらしい結果が出たよう、出たようですというよりも、大変失礼な言い方ですけども、かいもありました。

それはちょっと右に置いておいて、ただいま直轄政策室関連の横糸のために、また風穴をあけるために直轄政策室をつくったということであろうというふうに思います。まさしく、行政の組織というのは縦割りで非常にわかりにくい。しかも、同じような仕事をしているのに、何で農林課なのか、建設課なのかというふうなことも多分にありました。規格が違ったりして、急に狭くなった用水路があったりして、そういうこともございました。これは、今回、農林課と建設課の現業というか、建設部門を建設課に移したというのは正解かのかなというふうに私は強く思っていますけれども、そういったことは非常に現場志向型で現場対応型の形になったのかなというふうには思います。

私は何回も言うようですけども、これとは別に、やはり直轄政策室にこだわるのは、何々課・何々課というやっぱり所管を持って、必ず現場があるんですよね。すると現場対応で追われてしまうというのが今までの形だったというように私は思うんです。そういう反省のもとに、私の感覚で言うと直轄政策室はそういう感覚でできたのかなというふうに思ったものから、確かに縦割りを少し壊すとか横の線をはぐらすとかめぐらすとかというのは非常にわかります。それを達成したということであれば、そうなのかなというふうに理解するしかないのかなと思いますけれども、ただ今後、そういったセクションというかな、事業を持たない係でもいいですから、戦略的に考える場所というのが非常に必要だと思うんです。

今回、定額給付金の——最後の2番になってしまったけれども、1番ということで、あれだけ総務省、総務大臣まで口に出して、南会津町もに出した結果があったわけですけども、私なんかは上手に1番とったなと逆に思ったんですね、実は。そういう考えは一切なかったというふうにおっしゃいましたけれども、ああ、これは南会津町の名前をこっちに出していただいた。多分、例えばホームページのアクセスはすごかったというふうに思います。もちろん問い合わせが非常にすごかったというのもマスコミに聞いていますけれども、新聞等でも言っています。ただ、そういった今回やまなみ泊覧会にリンクさせたら、リンクさせて上手に1番をとったのかなと逆に思ったんですね、実は。

そういった戦略的ないわゆる企業的な戦略的ですね、そういうことになれば、はっきり言えば。新しい品物を出すときに何かの媒体を利用して一気に売って注目させて、そこにこういうのがあるんだよということを示すという、よく企業でやりますけれども、そういうことを町部局でやったのかなというぐらいにも思ったんですね、実は。そのぐらいまで思ったんです。だから、うまくやったなど。これは、やまなみも一つ追い風になったかなと。

そういう意味では南会津という単語を覚えてもらったのかなというふうに思ったものですから、そういったことも踏まえて、これから企業的な戦略的な町政を行うとなれば、そういったブレーンになる部分、事業を持たない部分、本当に情報収集をして、しっかり下へおろすとか、こういう補助金があるんだよ、こういう補助金もあるんだよ、こういう交付金もあるんだよ、こういうふうな使い道にはなるかなと、こういうふうに変なセクションになるとは思うんですけども、こういう場所が私は強く必要だというふうに、これから特に必要だというふうに思うんですけども、しつこい質問で申しわけないですけども、再度質問します。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員が危惧している部分、私も全く危惧がないかという、それはうそになります。やはりそういうセクションでとらわれない、あるいは将来予測をしっかりと検証しながら引っ張っていくという、そういうセクションが必要だと思います。1つ考えられることは、現実的に例えば財政係に異動させようと思うと、財政係には行きたくない。これは現実的にある。それだけは勘弁してほしい。それは人事ですから、そうはいかない。つまり、自分がこれは仕事できるけれども、これはできないと決めている職員がかなり多い。これでは、しかし町民から見たら、本当にそれが役場の職員でいいのと言われたときに、私はノーと言わざるを得ない。つまり、こここのところをどうやってレベルを上げていくか。

つまり、町の財政指数を知らない職員がいるというふうに議会でのおただしがありました。そのときもそうですが、これはそれで済んでしまうと。そういうことは町長直轄政策もそうなんです。何かあったら、町長直轄政策というのは勝手に言うんですよ、私の知らないところで。そういう職員がふえてしまった。これは逆に本来のあり方ではないということで、今回、しかし、そうは言っても総務課の中に経営、いわゆる行政経営係というのを置いて、これは事業を持たない、あるいは総合企画係の中にも雇用とか何かをマクロ的に考えながらやるセクションをつくと、こういうことにして事業を持たない係は残してありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

それぞれ歴史があって、一言に役場の職員という言い方をしてしまうと、大変これは迷惑をこうむる職員がいるんですが、本当に勉強をしている職員がいます。しかし、一方では、残念ながらそこまで行ってない職員もいます。このところを何とか町民の信頼を勝ち取るためには、直轄に行けば、すべて新しいことはいいんだというような考え方はもうないよということをしかりとここで彼らに示していきたいと、こういう目的もありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 わかりました。職員の意識改革というのは、どこの行政でも定員管理の中でどんどん減らしていく中で、必要に迫られてどんどんやっているという中身もありますので、我が町は、比較的早く取り組んだのかなというふうにも思います。その中で、いろいろ4町村の合併ですから、あつれきがあったのかなとも思いますけれども、町民から見れば職員一括なんで、その辺のところは、ぜひ一生懸命、今後とも取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、3点目の田島地域の中学校給食センターの運営方針はということで、基本設計が3月中にできるような段階で、なかなか詳しい中身は、運営方針等はしっかりしたものはないというふうには認識して質問しているわけですが、ただ、その場所設定、場所が決まったとか、今回の基本設計が発注されたとか、そういった情報がほとんど出なかったものですから、委員会でも、この間の委員会で初めてわかったという方々が結構多かったものですから、あれなんて、私自身、私はちょっと前わかっていたものですから、現場というか、地元に行っていて聞いていたものですからわかっていたんですけれども、あれなんていうふうな感覚だったものですから、やはりそういった結構大きな仕事なんで、しかも大事なことなんで、そういうのはある程度前もって周知してほうがいいのかなというふうに思ったものですから、わざわざ所管でありますけれども、質問をさせていただきました。

それで、先ほど申し上げたように、地域の安全・安心の食材等を使う予定だということ、しかも雇用にも波及させたいと、地域の振興を図りたいんだと、保育所がなくなったかわりに関本地区の振興も考えているんだというふうな返答だというふうに思います。荒海地区の住民としては、大変ありがたい言葉だというふうに思います。

それで、今後、地元の方々との説明会とか、安心するように説明会とか、こういった形でできるんだよというような、区に出かけていって説明などなさったら、またさらに地域住民との融合が図れるのかなというふうに思いますけれども、そういった、もし計画があれば、ついで

に伺いたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 本来なら教育長が答弁することかもしれませんが、これは両輪でやっている
ので、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきますが、まず情報開示といいますか、適
切な時期に進捗状況をお知らせをします。これは、前回、針生小学校の統合の問題でもあった
ように、私からあの後、教育長に、委員会のほうにお願いをしました。これは、やはりとても
大事なことなんですね。ところが、どうしても現在の教育委員会の中では、おくれおくれにな
っている。ですから、これはご指摘いただいたことについてはもっともですので、できるだけ
情報の早目の開示、特に議会に対して、そしてまた、その後といいますか、順を追って必要に
応じて地区、あるいは町民と、こういう形になるんだろうと思いますので、このところは私
のほうもしっかりと連携を図りながら対応していきたいと思いますので、ご理解をいただき
たいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 最後になりますけれども、先ほど申し上げましたように、NHKの大
河ドラマを例に挙げて申しわけないんですけれども、天の時の利というのもあります、我が町
には。それで地の利も、この広さをマイナスからプラスに変えて地の利もあります。あとは人
の和だけですので、頑張ってください。

以上です。

○渡部康吉議長 以上で、6番、渡部優君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 俊 夫 議 員

○渡部康吉議長 次に、2番、渡部俊夫君の登壇を許します。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 渡部俊夫でございます。

議長のお許しをいただきましたので、3つのテーマについて町政一般質問をいたします。

第1のテーマは、指定管理者制度についてであります。

公の施設の管理については、平成15年9月施行の地方自治法の一部改正によって指定管理者
制度が導入されました。その後、我が町においても、順次、各施設において管理運営されてき

たところであります。そうした中、とりわけ各スキー場や温泉施設及び祇園会館等の指定の更新に当たって、改めてこの時期に約3年間を検証し、今後の指定管理者制度の課題を明らかにしていく必要があると思っております。

全国的な傾向として導入された当時の状況からすれば、それまでの管理委託制度——当時は管理委託制度だったわけですが、それが管理者制度に移行した際に、指定管理者制度の導入の妥当性あるいは有効性が十分に検討されないまま進められたケースも全国的には少なくなかったわけであります。申すまでもなく、公の施設は住民の福祉の向上を目的とした施設であることを考えれば、事業の目的、事業内容の精査、かつコスト分析等々を十分に各担当課所管で検討し進められるべきであったと思うんですが、我が町においても例外ではなく、時間的な制約もあったとお聞きしております。画一的に導入されたであろうことは容易に推測されます。その結果として、成果の面もあったし、半面いろいろなひずみと問題点を抱えていると思います。

そこでお伺いいたします。田島地域において第2期目を迎えるに当たり、改めてこの間の協定書の内容での問題点、事業の検証と評価をする上での課題等を明らかにして今後に生かすべきだと思いますが、それぞれに特徴的な点を挙げていただければよろしいかなというふうに思います。

第2のテーマです。

昨年12月5日、債務調査等に関する調査研究会から第三セクターの抜本的改革の推進に関する報告書が出されています。ここでは、事業そのものの意義が認められる第三セクター等についても、採算性及び事業手法の適切性の視点から検討し必要な措置を求めています。また、抜本的処理等の検討に当たり、議会、住民に対し情報開示の徹底も強く求められているところがあります。当局は、町財政健全化計画にも、そしてこの前お示しなされた平成21年度町政施政方針にも、経営統合も含めた経営改善に取り組んでまいりますと第三セクターの見直しを掲げていますが、今後のあり方についてどのように考えているのかお伺いいたします。

具体的には、①現在のしがらみ等にとらわれることなく、将来を見据えた抜本的かつ積極的なビジョンを示す必要があると思います。どの会社がどのような形に統合する予定なのか、また統合するとすれば、その背景と時期とビジョンは何かお伺いいたします。

②さらには、今年度行われるやまなみ泊覧会とリンクさせながら、統合予定の会社が一体となって、いかにして100万泊に結びつく一翼を担うのか。それぞれの会社が自前の体力をつけ、経営基盤を安定させ、一本立ちをしていくのか、このことも重要な課題であると考えます。当局は「やま泊」との関連ではどのようにお考えか、先ほどもちょっと答弁の中に触れられたよ

うな気がしますけれども、改めてお伺いをしたいと思います。

第3のテーマに移ります。

金融・経済危機で国内外とも景気がいつ底を打つか見えません。雇用情勢や企業の業績不振に伴って、町民税を初めとして、税収減がマスコミ等の経済見通しの中でも確実であると想定されています。また、普通交付税も減じていくことが予想されます。22年度以降の歳入に当たっても、今日的な景気動向に回復の兆しが見えない限り、国保税等の歳入見込みにも厳しさが予想される場所です。こうした情勢下にあって、当局は、我が町の財政健全化計画の抜本の見直しが迫られているのではないかと思います。よって、以下の点について質問をします。

①我が町は物件費・維持補修費・補助費等々、今後マイナス3%のシーリングをかけていく。これらの結果として平成23年度で経常収支比率を90%以下とする。また、実質公債費比率を3年平均で12.3%を計画しています。今日の経済状況と本町財政との関係で、とりわけ特例措置2例を見越した財政健全化計画にいかなる影響を及ぼすとお考えか、目標値と実績値の乖離が大きくなるばかりで計画の見直しは必要ないのかお伺いします。

②なお一層の歳出抑制を余儀なくされ、選択と集中が問われるものと思います。また、住民生活への影響も考えらえると思いますが、今後の財政運営のポイントなり、その重点は何かお伺いします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、指定管理者制度の検証に関して、2期目に当たり協定書の内容での問題点、事業の検証と課題、それぞれの特徴点はというおただしがございました。

今回の指定管理者候補者の選定につきましては、前回、公募施設6施設、指定施設40施設ありましたが、公募の原則にのっとり、公募施設15施設、指定施設31施設とし、公募施設を拡大をいたしたところでもあります。その中で、これまで3年余の指定管理における業務内容、指定管理料の検証を庁内検討会で行い、課題分析を進めながら各施設条例の設置目的に沿った管理運営が行われているかどうか事前に検証してまいりました。

施設管理経費の節減を求める本来の指定管理者制度の趣旨が反映しづらい一部福祉施設の問題もありますが、指定管理者の経営努力により利用者及び利用料金が増加した施設もあり、住民ニーズに対応したサービスの提供が図られ、指定管理料のコスト検証の中でも、おおむね経

費削減が図られている、このように判断をしているところであります。さらには、指定管理を行うことによりまして雇用の場の確保が図られ、地域住民の協働、各種団体との連携、地域の活性化にもつながっているものと認識を深めております。

今回の指定管理者の指定におきましても、毎年度、業務の内容、指定管理料の検証を行いながら、多様化する住民ニーズに効果的に、さらに効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等へ向けた取り組みを進めることといたしますが、労働対価の課題も厳然としてございますので、あわせて検討を行い、安定的雇用の環境づくりもこの指定管理業務の中で目指してまいりたいと、このように考えておるところであります。

次に、第三セクターの組織統合に関する1点目、どの会社が統合する予定なのか、また統合の背景と時期及びビジョンは何か、このようなおたがございました。

総務省から、経済財政改革の基本方針2008及びガイドライン等を踏まえ、第三セクター等の改革の推進について通知がございました。その中で、仮称ではありますが、経営検討委員会を平成20年度中に設置をし、平成21年度中に改革プランを策定することとされております。これに基づき、今月中に南会津町経営評価委員会を設置する準備を進めているところであります。

また、第三セクター4社連名により、統合に向けた協議会設立要望が町に提出をされました。そのことによって、去る2月2日に南会津町第三セクター統合検討協議会を設置いたしました。現在、この協議会で統合の方向性について検討を始めたところであり、現段階では具体的に説明できるまでに至っておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

今後は、今ほどご説明申し上げました2つの組織を連携させながら、第三セクターの健全な経営に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、第2点目、第三セクターの経営とやま泊との関連についておたがございましたが、ご承知のとおり、やまなみ泊覧会は既存資源を活用し、さらに潜在する資源の掘り起こしを行いながら住民主導による地域力の向上を図ることを目的とした泊覧会であります。このため、宿泊施設を含め、スキー場や温泉などの観光資源を有する各第三セクターにおきましても、これらの資源を活用し結びつけることで宿泊滞在型の誘客へつながるものと期待をし、また取り組みを進めているところであります。

統合の方向づけは、まだこれからではありますが、こうした取り組みが第三セクターの経営安定に結びつき、地域雇用の場の確保につながることから、各社が主要な役割を担いつつ、積極的にかかわるとともに、地域と連携しながら取り組んでいくことが大変重要だと、このよう

な認識をしているところであります。

次に、本町の財政健全化計画等の見直しについて、1点目、今日の経済状況が及ぼす影響と計画の見直しの必要性についておたがございました。

本町の財政健全化計画は、経常収支比率と実質公債費比率の改善を軸に、地方交付税の合併算定替え終了後を見据えた安定的な財政基盤をつくり、主たる目的として公営企業経営健全化計画とともに、昨年度策定し、議員の皆様方にもその概要についてご説明申し上げたところでございますが、今日の経済状況がこれらの計画に及ぼす影響については、現在の本町財政は地方交付税を初めとした依存財源の占める割合が高いことから、国の政策や景気動向に大きく左右せざるを得ない状況にありますので、経済の不況による国家財政の悪化が地方財政に波及することも懸念されるところでございます。

したがって、自主財源の確保はもちろん、基金の積み増しや起債残高の圧縮等を計画に盛り込みながら、不測の事態にも耐え得る安定的なまちづくりのための町財政健全化計画にのっとり財政運営が必要と考えております。また、社会経済情勢の変化や地域が抱える課題など、その時々状況に的確に対応するため財政健全化計画等は毎年度見直しを図ってまいることとしております。現在、平成20年度決算見込み及び平成21年度当初予算を反映させたローリング計画を策定中であり、間もなく公表の予定でございます。

次に、2点目、今後の財政運営のポイント、重点は何かとおたがございましたが、新町発足から3年間の成果をしっかりと検証した上で、予測不可能な事実や現象に対しても、その本質をはっきりと見据え、今後も冷静かつ的確な将来予測をもって、揺るぎない選択を財政運営の基本に据えていきます。また、町政施政方針でも申し上げましたとおり、平成21年度政策目標を本町が直面する課題を継続的に改善し、将来に向け持続可能な地域創造型のまちづくりを目指すこととしながら各種の重点施策に取り組んでまいります。

縦糸、横糸の連携を持った部局横断型予算編成、投資に対する効果の検証、過去の経験や価値観にとらわれない新たな発想による政策立案等を常に意識しながら、現下の危機的とも言われる経済情勢にあっても憶することなく、選択と集中による行財政経営により安定的な集落の維持に向けた地域経済の仕組みづくりを進めていく所存でございますので、議員の皆様におかれましても、さらなるご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げおきたいと存じます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 まず、第1のテーマから入っていきたいと思いますが、先ほど町長より指定管理者制度について庁内で検討委員会がつけられていて、住民ニーズなり、あるいは指定管理料、そして経費削減、雇用の場が図られ、認識しているというふうに言われましたけれども、それは当然でありまして、問題は、どのようにこれ実際に行われているのかという内容についてお聞きしたいと思うんです。

簡易な施設はよいとしても、第三セクター等においては、きちんとモニタリング、あるいはその他担当課を超えた検証を委員会の中で、多分、総務省あたりから示されたチェック表とかあって、それに基づいての評価もしているんじゃないかと思うんですが、いわば評価ではあらかわせないメンタル的な部分、より客観的な評価といいますか、その辺がどういうふうな形で、実際、いわば技術的というふうに言ったほうがいいのか、そういうものがどういうふうに行われているかお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、庁内検討委員会の中で議論してきた内容をお話しさせていただきますと、まず公の施設の指定管理者制度につきましての一定の指針を定めました。その中で、当然のことながら経費の問題、それから施設の目的に合致をした管理運営が適正に行われているのかどうか、この辺につきまして各施設を担当している所管課の担当者を集めまして、その中で十分に議論をしながら、最終的には公募のありました、さらには非公募ではありますが指定管理者の候補者として予定をしている事業者の方々のヒアリングを、それぞれ審査会の中で5名の委員会を持ちながら、そこで具体的に議論をしてきたと、こういう内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 これは各第三セクター等に共通する課題なんですが、例えば決算書の様式ですが、仮に3つのスキー場の同じ案件がどこに書いてあるのかが非常にわかりにくいときがあったんですね。今でもそうなんですが、部門別に損益計算書を4つ並べて見てみますと、入っている勘定科目が違うということがありますね。例えば、圧雪車の修繕費1つとっても、車両修繕費に計上したり、あるいは別なスキー場では単なる修繕費に計上したりということで、横に並べて分析評価しようとしても同じ物差しではかれないという現実問題があります。

この辺の改善は、ぜひ町のほうでコーディネートする必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、今回、指定管理者の公募をした施設は、田島地域のスキー場であれば、だいくらスキー場の指定管理の関係でございますので、他の第三セクターのその計上の仕方等までは今回におきましては議論はしなかった部分がございますが、当然のことながら、これから第三セクターの経営支援を町が積極的に進めていくという過程の中で、それぞれやはりそういった経理面での整合性、それから統一性については、当然のことながら今後研究を進めながら進めていくということになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 実は、検証をしていく中で、例えば指定管理者がどういう計算をしたのか、あるいはお客様からの苦情があったのか、なかったのか、あるいは何が改善されたのか、改善の結果、サービスがどう向上したのか、これは決算書だけではなくて、改善事項も先ほど提出させているというふうに答弁ありましたんですが、やはりふだんからペーパーにはなかなかあわらしにくい生の実態を把握しておくということが非常に重要だと思いますので、改めてここはお願いをしておきたいなというふうに思います。

それから、修繕費の関係についてお伺いしたいんですが、例えばリフト修繕の場合に、メンテナンスのする場所によってももちろん違いはあります。油圧が壊れた、ベアリングが壊れた等々で、各スキー場ごとにリフトの修繕費が結構大きな額で今回も当初予算にも計上されております。また、ちょっとした修繕でも、即350万円とか400万円とかかかってしまいます。実際に高畑スキー場、南郷スキー場、だいくらスキー場、これ修繕費の協定料金を超えたとしても、結構町に頼らずに自前で修繕しています。南郷の場合は、協定書の上では20万円。しかし、実際の運用面では100万円まで管理者負担としているわけです。帳面づらは契約上は20万円、実際は100万だった。もともと20万円に決定されてはいたが、実際には30万円、40万円の修繕費がかかるときもあった。その都度、どうしましょうかというふうに町のほうに相談すれば、実際に押し問答になった経緯もございます。実際にその協議が完結しなかったということも過去にはありました。

それで、19年度末ですか、ホテル南郷、この指定管理者をさいたま市から6,500万円の指定管理料金で受けて、そのときにホテル南郷は修繕費も100万円にしたわけでございます。そんなこともあって、実際、南郷スキー場も運用面では100万円にしたのかなというふうに私ども思ったりしたわけですが、実際、100万円だとしても、100万円ですべてカバーするというの

は非常に現実、無理な話です。協定書以上のことを実際はもう各社が企業努力の中で頑張っているんですね、実際は。これは当たり前のような感じなんですよ、聞けば。

そこで、こうした修繕費の実態についてどのように考えているか、改めて伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えいたします。

まず初めに、ふだんから指定管理者に対してどのように指導、チェックをしているのかというおたただしですが、これが実は企画観光系のほうが担当をしております、十分に機能しなかったと、こういう反省をしております。したがって、経営ですから総務課の中に行政経営係というのを設けて、当然町の行政の経営運営ということも、しっかりと指針をつくっていくということもあります。あわせてもう一心同体の関係にあるわけですね、連結で評価されますから。そうしますと、第三セクターの経営についてもここでしっかりとチェックをし情報交換をしていこうと、こういうセクションで設けさせていただいたので、今後はご指摘のようなことを絶えず業務の中に取り入れていくと。これは第三セクターの指定管理者も、それから町のほうもあわせてということですね。

それから、修繕費のおただしがございました。

これは予算編成時、当初予算、補正予算がございますが、そのたびに私のほうから申し上げておりますのは、壊れたから直すというのはありません。つまり、なぜ壊れたか。例えば、その壊れたものが、どう、例えばメンテナンスをふだんからすることで延命ができたのか、この検証をしない限り、私はやはり今後修繕費についてはなかなか簡単に町の負担として持ち出すというわけにはいかないだろう、こういう話をしてきました。

そこで、じゃ、これは不可抗力だったよねというものについては、やはり限度を30万とか100万とかというふうに一応の指標はつくっても、やはり出さなければならぬものは出さなければならぬ。ここで、これは先ほど6番議員のほうからもお話がありましたが、第三セクターの社員の意識改革、ここのところは町のほうの職員の意識改革もしっかりと進めますが、第三セクターの方々の意識改革もぜひしてほしい、こういうことで、修繕費関係については一応の指針はあっても、話し合いの中で、協議の中で、これは自前のほうで修繕します、これはやはり町のほうでやるべきでしょうというような結論が導き出されると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。あくまでも、壊れたから直すじゃなくて、原因をきちっと探ろう、そこに双方でそれを共通認識にしていこうと、こういう関係で今協定書の見直しも含めながら今後は対応していこうと、こういうことでございますので、ご理解をい

ただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 確かに町長が言うように、壊れたから直すではなく、原因をきちんと探っていく、建設的な方向でもっていこうという趣旨については私も重々わかります。ただ、I N Aの協定書ではどういうふうになっているかといいますと、経年劣化の場合で極めて小規模なものはI N A、大規模な修繕は町負担とすると。金額ないんですね。だから、実際にじゃ、小規模とはどの辺のことを指すのか、大規模修繕とは一体幾らからなのか全く明確になってないわけですね。場合によっては、町としても苦しいんだと、あんた方の経営努力で何とか修繕できないか、お願いできないかということも、間々あったと思います。今回、やはりI N Aが小規模とか大規模とかという言葉で、一番ほかと比べてみるとあいまいになっているかなと思います。

先ほど町長が言われた原因を探るということがあったにしても、やはり同じ町、同じ事業部門であるならば、やはり一定の修繕費の基準というものは、もう当然決めてしかるべきだというふうに私は思っています。これもあわせて検討の余地ありかと思うんですが。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、検討の余地、大いにあります。

そこで先ほどご答弁申し上げましたが、第三セクターの統合に向けて、これらはしっかりと調整を図り、一本化していく必要があるだろうと、こう思っております。そのときに一つ、またそれぞれの4つの地域が4つの地域の独特な例えば特徴を取り入れながら運営してきたということも歴史的な背景の中にはあります。ここで働く方々、あるいはそこを利用する方々、あるいはそれを支えてきた地域の住民の方々、これらの思いもやはり第三セクターの中には少なからず入っているんですね。ですから、このところは木で鼻を括るような、そういうやり方でなくて、やはり統合という一つの今、道筋ができたわけですから、この中で今ご指摘のあった部分についても、あるいは職員についての待遇の問題も含めて、しっかりと調整をして納得のいく一体化を図っていきたい、こういうことをございますので、今後の課題、積極的に重点的に取り組みますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 指定管理者制度はスキー場、温泉施設ばかりではありませんので、祇園会館についてちょっと触れてみたいと思うんですが、築13年ほどになります。あちらこちら

にほころびが出始めています。屋台コーナー、そこはもう雨漏りが始まっています。そして、ほとんどのロボット人形が壊れています。これはお客さんに大変な失礼をさせているというふうに思います。まともに修復しようと思えば、大変な金額です。壊れたロボットはひとつ外して、別な新たな何かことをみんなでやったほうが、むしろお客さんにとっては親切かなというふうに思っています。

それから、レストランコーナーの大型モニター、これも一部壊れております。これとて、今ならば液晶モニターが大変安くなっていますからね、50インチのものを4台も設置すれば経済的かなというふうに思っているんですが、あと会館前の蛍光灯もハロゲンを使用していますので、かなり電気料がかさんでおるんですね。今だったら、LEDの発光ダイオードも検討の余地ありかなというふうに思うんです。あるいは、この先バイパス121号が完成するでしょう、間もなくね。ぜひ敷地内に、正面玄関前の空き地にひとつ直売のテント村といいますか、直売所、そして24時間対応の公衆トイレをぜひ町が主導をして設置されたらばいかがかなというふうに思ったんです。これ祇園祭のときなど朝早くからトイレを求めて観光客が来ているんですが、実際に会館があいてなかったりして困っていたこともしょっちゅうあるというふうになってます。それから大型バスなんか立ち寄ると、会館のトイレ、これ行列になってしまいます。それで車いすの方は近くに車いす用の公衆トイレがないものですから、わざわざ祇園会館まで足を伸ばすという状況です。

だから、そういう意味では、バイパスが開通して田島道の駅による車の1割でもいいから祇園会館のほうに寄っていただければ、ここで初めて祇園会館本来の持っている役割・目的・機能が倍増するんじゃないかというふうに私は推測しております。ぜひとも祇園会館のあの立地条件を最大限生かして、大型バスがどんどん立ち寄っていただいて、祇園祭の観賞と地元の物産と身障者にも優しいトイレということで、我が町を単に通過するだけじゃなくて、通過する環境、お客さんに対して楽しんでいただける会館というものを本腰入れて町が検討していくべきじゃないかというふうに思いますので、ひとつご検討のほどをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまご指摘ありましたように祇園会館での不都合は承知しております。それで、これも先ほど6番議員のほうからおたがしがあったのに関連しますが、担当部署のほうには、指定管理者と協議をして、その対応について具体的な方策を出しなさいと、こういうふうに言っていますが、残念ながら今のところ出てきていない。これはよくよく精査をしてみますと、やっ

ぱり先ほど言ったように事業を持っているというところもありますが、35%の補充率はここに来てかなり厳しいなというのが実態としてあります。しかし、そう言ってばかりいられないので、先ほど申し上げたように総務課の行政経営係の中に、その第三セクターを含めて、指定管理を含めて、問題のあるものについての整理をしていこうということに今回させていただくことに準備をしておりますが、その中できちっと受けとめていくべきだろう。

さらに、祇園会館も本来の目的に沿うべきと、こういうお話がありましたが、本来は、ずっとさかのぼってみますと、実はある方から、当時こういう意見もあったんですよというのは、あれは保管庫にしたい。屋台の保管庫という考え方があってスタートしたんですよと、こういうような話がありました。ですから、あそこに人形等を置くのは必ずしも好ましいとは思わないと、こういう意見もあります。というのは、今、町なかに空き地、空き店舗があります。ここに保管庫をつくったらどうだろうと、こういう意見もあります。しかし、それは、本来、組み立てをするのが祇園祭のある意味では倣いなので、保管庫で組み立てたまま置くというのも、それもちよっと腑に落ちない、こういう意見もあるんですね。

さまざまな意見がありますので、要するにやはり指定管理者が一番実態をよく知っているわけですから、私のほうからは、庁内の検討委員会のほうで検討をする際に、あるいは資料を出してもらったときにビジョンを、今現在やっている皆さんが思っているビジョンを出してください、出してもらってください。そして、あわせてそのビジョンを実行する上での組織体制はどうなりますか、これも出してくださいと。そのときに、あわせて経費というものが出てくる、あるいは収入というものが見合いとして出てくる。こういうことをしっかりとお互いに出しながら同じテーブルの中で議論をして、よりよい施設の運用にしていこうと、こういうことで考えておりますので、ご理解をいただきたいというように思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 先ほど統合の問題に関して、町長のほうから労働条件のことも触れられたわけですが、実際に三セク等で働く社員の労働条件は極めて、私から見て、もう劣悪だというふうに感じざるを得ないわけですね。そういう中にあっても、例えばさゆりの里なんかは19年度、約3%アップしました。それでも安いです。基本的なベースが低いですからね。本当にスズメの涙ほどです。それでも、やっぱり社員は大変喜んでいる。もうやる気が出てきているわけですね。

会津高原リゾート、ここは正社員で40歳代、平均して毎月の手取りが16万円から17万円ですね。管理職と言われている人でさえ、年収400万円に届いていないんです。本当に低賃金に

甘んじています。なおかつ、この不況下に及んで、最近ですけれども、時間短縮、それに見合った賃下げを社員にお願いが始まったんです。それくらい大変な経営状況にあるということです。

あるいは夢開発、これも平成14年4月1日に夢開発に衣がえをいたしました。その時点で平均20%前後賃下げを行いました。その後、業績が回復して、査定制度なんかも導入しながら少しずつ基本給やボーナスを上げてやってきていますが、以前の水準に戻ったかどうかは、ちょっと私も見きわめておりませんが、やはり指定管理者制度として確かにコスト削減も大切な命題ではあるんですが、協定書の中に努力目標として掲げてもいいのかなと。

実際に、そのところは指定管理者任せの違いになっているんだとは思いますが、この辺のところを簡単にお聞きしておきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれのスキー場、あるいはホテル経営の中で、利用者からの苦情、それからある意味では改善へ向けた意見等も聞いております。それらの内容を見ますと、それほど対応が難しい問題ではない。つまり心構えの部分が相当あります。絶対的な人数が少ないという問題よりは、やはり社員一人一人のモチベーションがいまいち不足しているのかなと認識せざるを得ないような内容の苦情が私のところに届いています。それは、喜んでいるという話がありましたが、私は喜んでいる人は少ないと思う。ただ、最近、雇用打ち切り等がありましたから、雇用があるだけいいという、その比較した段階でやむを得ないのかなという判断をされているんだろうと思うんですね。

私が聞いている話は、前の全員協議会か何かでもお話ししたかもしれませんが、39歳から40歳で14万幾ら、15万までならない、こういう方もいます。それは査定があったからかわかりません。その方に聞いてみたら、40近くなっても、まだ親の年金を当てにしないと教育できないのが実態なんです。その後、雇用打ち切りになった人に、実は私のほうで第三セクターが今各地でスキー場の経営をしているので、今すぐに入れるかわかりませんが、将来入りたいと思いますかということで聞いたら、ぜひありがたいと、もしそうであれば。社長さん方とか関係者に話もして給与の基準を出してもらいました。そうしたら、全員がノーです。行きたくても行けません。なぜですかと言ったら、やっぱり5万から7万違うと。残業をしたり夜勤をしたりして、これだけの収入があったので、例えばローンを払えましたということなんです。そうじゃない。

ですから、このところは、私は赤字経営に落ち込むことを勧めるわけにもいきません。したがって、簡単にその労働条件の改善を図るというわけにはいきませんが、ただ1つだけあると思うんです。なぜならば、今、先ほど6番の議員も塚屋太一さんの話をしておりましたが、まさにこの地域が先人から受けた自然の環境とか資源が活かされる時代が来る、そう思ったら、第三セクターが本当にスキー場経営とホテル経営だけでいいのか。もう少し別な分野で地域貢献ができないのか、あるいは地域の中で経済興しができないのか、こういうことを総合的に組み立てた上で、そしてその労働条件の改善を図っていく、こういうことになるんだろうと。

それにつきましても、やはりそこの現場で働いている人たちが問題点は何なのか、そして例えば自分たちがお客様と接していて、あるいは経営に携わっていて、こういうことをしたらもっと可能性が出てくるんじゃないか。このビジョンと組織体制についてしっかりと出してください。お互いにそれをもとに今後の経営に当たっていきこうと、こういうことで今進めておりますので、ぜひ今後ともご意見あるいはご協力をいただければありがたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 次のテーマに移ります。

統合なんですけど、先ほどは4社から要望書があったと。その4社の名前を明らかにしてください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず夢開発株式会社、それから株式会社さゆりの里、それから株式会社INA、それと株式会社南会津観光公社、これが4社です。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 今言われた4社から要望書が出されたわけですが、それを受けた形で2月2日から庁内に統合検討委員会を設置して検討が始まったということなんでありますが、各スキー場については、大体、現在の経営状況というものはつかんでいるわけですが、観光公社は今どうなんですかね、経営の動きは。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

観光公社の現在の営業状況でございますが、売り上げ的にはある程度大幅に伸びておりますが、しかしながら、それに伴う経費もかかっておりますので、現段階では、昨年度より、おおむね欠損になるという状況でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 観光公社もそういう状況であるならば、なおさら統合の必要性というものがあるのかなとは思いますが、赤字だから統合という問題じゃ全然ないわけでありますので、これ、後からまた、ちょっと時間があれば触れてみたいと思うんですが、先ほど評価委員会をつくるというふうな話でありましたけれども、今ある検討委員会と評価委員会との組織の位置づけ、関連性、これについてお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

評価委員会は、先ほど申し上げたように、総務省からの要請に基づいた、外部委員を入れて客観的に今後の経営のあり方についてご検討をいただくと、こういうことですね。一方、統合に向けたものについては、具体的に、もし統合をすればどういう課題があるのか、あるいはまたその統合の仕方はどういう仕方になるのか。そのときに、それぞれ抱えています社員、その方々に不安を与えない統合の仕方があるのか。それで、今後の経営ビジョンがどうあるべきなのか、こういうことを議論する場でありますので、これを両方やりながら、評価委員会に、要望を出しながら、意見をいただきながら進めていくと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 この4つの会社が統合する主要なメリットは、町長、何だとお考えですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

統合のメリットという、例えばそういう単純にといいいますか、明快に出てくるかという、それはないと思いますね。なぜならば、統合には、ある意味、非常なリスクがかかります。つまり、大きな組織になるだけ、ある意味ではリスクがかかります。そういうことですから、この統合をすること、あるいは統合を前提として動くんじゃないくて、そここのところも検証した上で統合の問題を協議していくということになります。

そのことが、そのプロセスの中で、それぞれの会社が今まで大事にしてきた理念をどう次の時代に向かって修復していくのか、その理念が社員の方々にどう浸透していくかということが大事ですので、私は統合したメリットよりも統合していくプロセスの中に大事な要素が隠れている。そここのところで、ひとつみんな意識改革をし、次のステップアップにつなげていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 現時点では、少し突っ込んだ議論にはなり得ないのかなというふうに思いますので、そろそろ割愛して結論のほうに持っていきたいと思いますが、先ほど言いましたように、単に赤字だから統合するというんじゃなくて、それぞれの第三セクターが、例えばオーガニックを進めている観光公社が結びつければ、地産地消を初めとして農業面でのつながりも出てくるし、それだけでなく新しい事業の創出も展開できる可能性も十分にあると。そうしたトータル的に、いわば点から面への広がりの中でさゆりの里、I N A、ばらばらではなくてスケールメリットを生かすよう、やはり核となる会社、どこになるかわかりませんが、不採算部門を採算部門に押し上げていくという、非常に私は積極性のある、展望性のある統合を期待したいというふうに思っています。

そんなことで、それ以上細かいことまではオフレコであるならば、やむを得ず私もここでこれ以上の質問——まず統合の仕方、これは今の時点ではまだ結論出ていませんか。例えば吸収合併なのか、新設合併なのかというときは。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私は、その2つの方法があるんだろうと思っています。その中で、それぞれの会社を代表する方々が実際に事務をするわけですから、その方々がどちらかを選択してくれる。ただ、私に意見を求められれば、その時点で私は私なりの意見を申し上げるということになるかと思えます。

ただいま議員がおただしのように、そういう期待の持てる、仮に統合いけば、そういう会社にしなければならぬと私は確信をしております。

以上です。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 第3のテーマに移ります。

いわば新たな公会計、財務諸表の公表をにらんだ財政計画というものがどうなっているか。いわば市レベルでは、ことしの秋から公表が義務づけられるんですね。町村レベルにおいては2年間のタイムラグがあっておくれるわけですが、もう2年先じゃなくて、本当に今から、そこをターゲットにしたもう発想を持ってやっていかなければならないと思いますが、そこはどうなっていますでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまでも私の業務に対するスタンスとして何度も申し上げていると思いますが、もう準備できるところは準備をすると、こういう姿勢でいます。ただ、何回も申し上げているように、これ、ぜひ町民の皆さんにもわかってほしいんですが、毎年35%の補充率で職員が来ます。つまり、今330人いた職員が290人台になったと。この中で、これもやれ、あれもやれ、これはやはり人間の能力の中では限界があります。したがって、その限界点を十分に見きわめながら、できるだけ早目に準備をしていくと、こういう姿勢でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 これから南会津町、これはどこも同じなんですが、大変な少子、人口減少化、そして高齢化ということで、私も試算していたんですが、10年後、平成31年にはもう75歳以上のお年寄りが25%に達する。25%というと4人に1人が75歳以上ということで、本当にここは共通認識として、やっぱりベースとして押さえなければならぬところだなというふうに思うんですが、そういう中で利子が5%以上の起債残高は、この間の償還でほとんどゼロに近くなってきました。5%未満ではどの程度残っているのか、具体的な公的資金保証金免除繰上償還に該当するものは、21年度以降、普通会計、公営企業債、それぞれ額と率をお示しいただければありがたい、伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、起債の残高でございますが、20年度の決算がまだ終わっておりませんので、まず19年度の決算の中での残高でお示ししたいと思うんですが、一般会計、特別会計含めまして、19年度末で約253億円の残高を抱えております。そのうち、お話のありました5%以下の部分につきましては、そのうち245億、率にしますと96.8%ということでございまして、逆に言いますと、5%を超えている起債の残高については、構成的には3.2%というような状況になっております。

その中で、これからさらに高い金利のものについては、借換債、さらには繰上償還等をしていくという計画で考えておりますが、今現在、19年度から21年度の3カ年の中で計画しているものでお示しいたしますと、それらの部分で全体で3億4,700万ほど繰上償還、さらには借り換え等に伴って起債の今後の将来にわたる経費の削減をこの金額で図っていくと、こういう考え方で今考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番 渡部俊夫議員 以上でございますけれども。

○渡部康吉議長 以上で、2番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 菅 家 幸 弘 議員

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君の登壇を許します。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 議席番号18番、菅家幸弘、よろしくお願ひしたいと思います。

昨年来より8月30日、官報告示により尾瀬国立公園が誕生したわけでございます。誕生したわけでありましたが、なかなか田代山の状況がよくなることでもありますものから、私一人での言葉でもなかなか言い伝えることができません。議員一人一人がこれから、執行部の人たちもそうでございますが、一生懸命地域にある一つの国立公園というものを大切に守っていきたく、今回2点ほど質問をさせていただきます。

まず、田代山、帝釈山の保全、活用についてであります。

尾瀬国立公園となった田代山、帝釈山については、やまなみ泊覧会事業でも尾瀬田代山環境ミーティングが開催される予定となっておりますが、保全、活用についてお伺いをいたします。

まず1番、県道栗山館岩線の道路改良について、福島県、栃木県の計画はどのように進んでおられるか、まずお伺いをいたします。

2、シャトルバスの運行計画を検討しておられるようですが、この計画に対してもお願ひしたいと思います。

③小田代から山頂までの迂回路の設置についても検討するというので、私の質問も2年前になるんですけども、そういう答弁があったんですけども、なかなか小田代から山頂まで

の道のりというものは急斜面の勾配が多いものですから、この状況もどのようにこれからクリアできるのか、これをお伺いをいたします。

次に、④木賊川の山腹崩壊の対策の現状は現在どれくらい進捗状況があるのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

⑤自然環境学習施設として登山口周辺に設置することとして計画がされておりましたが、この計画もどのようにされていくのかお伺いをいたします。

次に、⑥特別保護区の範囲の規制について地域住民の説明は何回ぐらいされたのか、ひとつこれもお伺いしたいと思います。

次に、全棟家屋調査についてであります。

21年度から予定されております伊南、南郷地域の全棟家屋調査について、次の点についてお伺いをいたします。

①調査件数が伊南地域1,461軒、南郷地域が1,384軒とかなりの件数となっておりますが、その具体的な原因は何なのか、お伺いをいたします。

また、②この調査により課税される税額は想定されているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

③公平で適正な課税の点からいえば、たとえ2,845軒の調査件数でも、3年がかりではなく、1年で早急な人員をかけて実施すべきではないかと私もそう思うものですから、お聞かせいただきたいと思います。

④こういった調査漏れを防ぐためには、町は今後どのような具体的な対策をしていくのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、演壇より終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 18番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、田代山、帝釈山の保全、活用に関する1点目、県道栗山舘岩線の道路改良についてのおただしがございました。

本町では田代山、帝釈山の美しい自然環境を舞台に多くの観光客を受け入れており、本県道はアクセス道路として大変重要な路線であると考えております。

そこで、福島、栃木両県の道路整備につきましては、平成20年度は災害防止を図る工事を中心に、福島県側は水引地内の舗装修繕事業を初め、災害防除事業による落石防止及び車両転落防止等の工事が実施をされたところであります。また、栃木県側でも災害防除事業として落石

防止及びのり面保護のための工事が実施されており、両県とも引き続き災害防除工事を実施しながら一日も早い全線開通に向けて道路整備を実施していく考えであると、このように県のほうからお聞きをしているところであります。

本町といたしましては、県道栗山館岩線の整備促進期成同盟会を中心とした要望活動を行いながら、日光市との連携のもと、早期に全線開通が図られるよう、さらに積極性に働きかけをしてまいる考えでございます。

次に、2点目、シャトルバスの運行計画の検討についておたがしがございましたが、鉄道を利用して来られるお客様の利便性を向上させるため、6月7日の田代山山開きから7月下旬までの期間の週末及び祝日に館岩広域観光案内所から猿鞍登山口までの運行を実施する予定としております。

次に、3点目、小田代から山頂までの迂回路設置の検討についておたがしがございましたが、小田代湿原の木道終点部から田代山湿原の木道開始点までの約380メートル区間につきましては、急勾配箇所が連続することと、転石が露出し、補助ロープを使つての岩登り箇所があり、利用者にとっては難所の1つとして、また大変危険性を含んだ箇所であると認識をしているところであります。この区間の整備検討につきましては、以前にも18番議員よりご質問をいただき、危険箇所の迂回路と新設も含め、県・国に対し要望していきたい旨をお答えした経緯がございます。

現在も登山道と木道の整備について環境省と協議を進めておりますが、現実的な整備手法として考えた場合に、保安林でもある国立公園区域内に迂回路を設置という新たな開発行為を加えることは得策ではないとの考えもございますので、現段階では地形的にも眺望のよいポイントを通過している現在の登山道を基本としながら、山林所有者の同意をもとに、局所的な危険箇所については改良整備を進めるとともに、展望デッキ等による休憩場所を点的に設置することにより利用者の安全確保と利便性の向上を図ってまいりたいと、このように考えておまして、さらに協議を進めてまいりたいと思います。

次に、4点目、木賊川の山腹崩壊についての対策に関するおたがしがございましたが、国では平成5年度に西根川上流流域の治山全体計画調査を実施し、治山工事を進めてきたところがあります。本流及び支流には昭和39年から治山ダム工が設置され、平成19年度末で16基が完成し、現在、17基、目が谷どめ工工事として進められております。工事を進める間に勾配状況が変化したこと、流域の上流部が平成19年度に生態系保護地域及び国立公園にそれぞれ指定されるなど社会条件が変化し、工事の実施に当たり自然環境に配慮する必要があることから、西

根川上流流域における整備方針を再検討する、このように聞いております。

現実的には、引き続き西根川上流地区の治山事業全体計画調査検討会が設置をされ、専門的知見を有する学識経験者等による検討委員、関東森林管理局、会津森林管理署の南会津支所のメンバーにおいて検討調査が進められておるところであります。

なお、本検討会では対策工の配置、工種、工法等の整備方針を策定することとされており、本町もオブザーバーとして参加しながら、今後も迅速な崩壊防止の措置の実施を国に強く要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、5点目、自然環境学習施設の設置計画に関してのおただしがございましたが、環境学習施設の設置は、今後増加が予想される利用者の一人一人に自然環境の学習の場を提供するとともに、最低限ともいえる入山マナーやルールを伝えるために必要なものであると認識をしております。新年度には、この機能をあわせ持つ、仮称ではありますが、川衣交流センターの建設を進めてまいります。

川衣交流センターは西根川エリアの川衣ルート利用者に対応する施設であり、湯ノ岐川エリアについては公園へのメインルートとなる猿鞍登山口が控えていることから、本町の核となる拠点的な環境学習施設を設置したい、このように考えているところであります。今後、建設位置や施設規模などにつきましては、地元住民の方々を初め環境省や福島県、あるいは関係するその他の機関と協議を重ねながら、早い時期に実現化できるよう準備を進めているところであります。

次に、6点目、特別保護区の範囲や規制について地域住民への説明はなされたか、このようなおただしがございました。

18番議員ご承知のとおり、平成18年尾瀬ビジョンの策定に基づきまして、平成19年に尾瀬国立公園への編入が決定をされたところであります。決定時に、田代山、帝釈山のふもと集落であります水引・川衣集落で行われた懇談会の中で、尾瀬国立公園の保護区域や指定エリアの説明をしております。さらには、館岩地域協議会等の各種団体の会議等でも説明を行ってまいったところであります。

国では、現在、会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針が検討されており、この中で特別保護区の範囲や規制についての計画が策定されますので、機会をとらえながら住民への説明を今後も積極性に行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、全棟家屋調査に関する1点目でございますが、調査件数が多い、その具体的な原因は何かおただしがございました。

まず、固定資産の状況を把握するためには、少なくとも毎年1回の実地調査をしなければなりません。そのためには定期的な巡回調査や建物の外観調査、計画的な全棟調査に取り組むことが必要であります。両地域とも、平成元年度以降、全棟調査を常に課題としながらも、限られた人数と増大する課税客体数の中で完全な把握が困難な事情にあり、今日に至ったものであります。適正な固定資産の評価の観点から、平成21年度より全棟調査を計画したところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、この調査により課税される税額は想定されているかとおたがございましたが、この全棟調査に基づく評価につきましては、平成21年度から23年度にかけて実施する調査の結果により、平成21年度評価計算基準表に基づきまして評価計算をし、平成24年度の評価替え時に一斉課税を行う、このように考えているところであります。こうしたことから、全体の調査結果を待たないと課税額を想定することは困難でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、3点目、公平で適正な課税の点からいけば、3年がかりでなく1年で実施するべきではないか、このようなおたがございました。

確かに平成19年度の外観調査に基づく調査必要件数としては、伊南、南郷地域合わせまして2,845軒であります。あくまでも今回計画している全棟調査は、平成20年度の家屋課税件数であります約6,000軒がその調査対象となります。したがって、事前準備、調査世帯への連絡調整はもとより、内部調査に基づく計算、台帳資料作成等、膨大な作業量が想定できます。したがって、3年間の年次計画で調査を行いまして、3年に一度の評価替えがある平成24年度のときをもって課税目標と考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、4点目、調査漏れを防ぐために今後どのような具体的な対策を考えているか、このようなおたがございました。

まず1つは、定期的な巡回調査を強化をいたしまして、家屋の新築、増築、滅失の把握に努めることといたします。また、本庁、支所職員間の連絡、協力体制により、職員から出身地区の情報提供を収集しながら調査行動につなげてまいりたいと思っております。さらに、今後も計画的な地域ごとの全棟外観調査や全棟内部調査を実施することによって家屋の状況把握を行いながら適正な家屋評価に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいま町長の説明をいただきまして、非常に納得いくところがわかりました。

それで、私がひとつ田代山の一番危惧しているところは、やはり昨年、国立公園になりました、檜枝岐の馬坂峠と、あと湯ノ花水引から入る猿鞍口と、これ環境省の人たちが今度2人体制で入りまして檜枝岐の東雲館の2階で事務をとっておられるわけですけれども、環境省の方も大分何回もうちのほうへ足を運ばれまして、今度センサーを入れて、田代山の入山者と帝釈までの登りおりの檜枝岐側と館岩側の往来がどれぐらいあるのかということでセンサーで感知をいたしました。そうしたら、雷に遭いまして一時ちょっと中断したこともあったんですけども、馬坂峠から登られた入山者は11月まで見ていまして5,800人、猿鞍口から入りました登山入山者が5,900人、そして田代山の山開きの日ですか、この日はやはり600名ちょっと登られまして、町長さんにも、大変ご苦勞いただきまして山開きに来ていただきました。

それで登山で登られる状況におきまして、私は一番、何とか特別保護区、当然、田代山の山頂付近は湿原になるわけですけれども、そこがやっぱり特別保護区になりまして、環境省の指導のもとでなければ、今現在ありますトイレの改修をどのようにこれからもっていくのか、私はこれはもう本当に心配しなければならぬことだと思います。

そのトイレの状況におきまして、5,800人も登られますと全然トイレに寄らないという人はないと思うんです。そのトイレのあり方といってもなかなか、山のトイレですからカートリッジにして雨水を使ったトイレにするのか、自然流水に、30メートル山の頂上に掘るわけにはいきませんから、それも今現在は自然流水になっておりますから、それがもう満杯状態。全然もうトイレに寄れない状態になっておりまして、監視員の方も消毒剤を持っていったり、非常に持っていても全然その状況に落ちてないものですから、どのようにしたら南会津町として、今後、特別保護区に対してきれいなトイレをつくることができるかどうか、ひとつお話をお願いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今回の国立公園の単独指定について、館岩地域あるいは檜枝岐村については非常に従来から念願であったわけでありますが、そのために、こういう言い方は失礼になるかもしれませんが、檜枝岐村はある意味で準備をしてきたというふうに私は認識をしています。そういう意味では、旧館岩村では準備はしつつも、かなりまだまだ満足のいく整備の段階までは来ていなかったと。

ここに、実は非常に格差が出ているんだろうというふうに私は思っているんですね。その中で特別保護区、当然一番厳しい規制を受ける地域でありますから、私たちが頭で描いているような工事あるいは作業、あるいは設置が大変難しい状況になります。

そこで、昨年の尾瀬サミットで、そのことについていろいろと勉強をさせていただきました。そんな中でトイレの件につきましては、田部井さんが、あのトイレでは用は果たせない。もうこういうふうに、今、特に女性の場合はトイレというものは用を足すだけではないんだと、身だしなみを整える、そういう場所でもあるんだと、こういう観点からすれば、やはり尾瀬という名前のつく、しかも国立公園の中で、帝釈山であろうが田代山であろうが、名にふさわしいそういう環境、人が登るという環境整備は必要だろうと、こういうふうに言っていただいて大変頼もしく感じたところであります。

そこで、いきなり私も財団の理事に一応就任することになりまして、今理事としてその使命を果たそうとは思ってはおりますが、ここは尾瀬全体というよりは福島県側の協議会をしっかりとつくりました。そこでこれらの問題を議論をして、そこでのいってみれば共通テーマ、共通課題として財団のほうの理事会に上げると、こういう仕組みで今後は取り組んでいきたい。しかし、そうは言いながら環境省と限りなく接触を持って、そのところにも訴えをしていくと、こういう格好になるかと思えます。

いずれにいたしましても、森林管理署の関係、それから三井物産等ありますので、ここは定期的に私のほうから出向いて、この問題に対処してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 昨年6月の中ごろから、檜枝岐側ではオサバ草祭りというものを開催されているわけでございます。田代の山開きが終わった次の週からだと思ふ。その2週間の間に、やはり2,360人のオサバ草祭りに、帝釈山を通して田代山に登ってきているわけでございます。一応、それはオサバ草のバッジを提供して、午前中で終わったという回数ですけれども、それでその2週間の間に2,300人も来たということは、うちのほうの田代へおりて、猿鞍までおりたんだなという推測もできるわけです。そのために、環境省の、前ですね、檜枝岐村では簡易トイレを3基、馬坂に設置しまして、非常にそれでは量も多いし、かなりにおいもあって大変だということで、環境省が特別に今の地場産材を使いまして屋根にソーラーを入れしました。それでトイレの水は回流して、結局それを自然に戻しているという状況で、金銭的なことはちょっと私もわかりませんが、それを試験的に馬坂に2つ設置されまして、女性用

が2つ、男性用が1つ。非常に私も中を見てまいりましたが、いつも水は常にソーラーの施設ができておりますからにおいもなく、水が回転しまして、そういうトイレが、去年、檜枝岐のほうでそういうことを試験的にやられたのかなと思ったんですけども、今後、田代山に、頂上の山頂に設置するんであれば、私もなかなかどういもの方がいいなんていうことは言えないんですけども、駒ヶ岳の場合は規模も大きい、あれは電源流域って旧町村の中でやっている施設の中で、檜枝岐の議員の人たちもみんな長野県のアルプスのほうへ行って研修してまいりまして、カートリッジ式のトイレを設置されています。

それは設置状況は、かなり金額、7,000万円ぐらいかかったんですかね。その金額でヘリで輸送が3,000万、半分以上はヘリがかかるわけですけども、そういう状況において、駒ヶ岳の場合は管理人がいますから、管理人にある程度の賃金を払いながら清掃も頼んでいると思うんですけども、一般のお客さんが登山した状況において、田代山の頂上にも何らかの方式で登山者が募金をするような、トイレに寄って募金をしていくような施策もできないのかなという考えもするんですけども、ちょっとその辺も私も、相手は環境省ですから、南会津町でやるということではなくて、もう大きな舞台で今後つくっていかなければならないと思いますので、その辺もう少しちょっとお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

議員が今おっしゃった環境省との関係なんです、環境省の場合は、どちらかという環境を保護するという観点が非常に強いんですね。ですから、そのために現状を変えるという予算はなかなかとりにくいんですね。私も尾瀬財団に参加してみて初めてわかったんですが、大体は尾瀬財団をリードしてきた東京電力が金を出して木道の整備とか何かずっとやってきたんですね。そう考えると、もしそれをやるとすれば、南会津町が資金の投資を最終的には考えていく必要があるだろうというふうに思うんですね。その中で環境を破壊しないように、環境にどう配慮したトイレを設置するかと、こういうことになってくるだろうというふうに思っています。

そこで、この後の質問とも関連するのかもしれませんが、環境施設、私はトイレのところに、片品村のほうから入ったところにも、そういう募金箱が置いてあります。私は、できれば、今環境省のほうに話をしているのは、環境施設のところでガイドブックを買っていただいて、ガイドブックの中には当然トイレの清掃費もある意味では入れていただいて、その売り上げをもってトイレのその清掃はきちっとすると、こういう形にしたい。駒止湿原も、今そういう形

で文化庁のほうと相談をしています。

前もって入山するときには、そういうさまざまな負荷をかけますから、それはもう払うんですと。しかし、入山料となると抵抗がありますので、あなた方がこの山に入るときのマナーとルールを守っていただきたいということで、その負担としてガイドブックを購入していただくという方法が一番、今後望ましいのではないだろうかという働きかけを環境省にしておりますので、できればそういう形で設置したトイレの後々のメンテナンスをしていきたい、こんなふうに考えております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 結局、環境省との折衝になるわけですが、年に2回ほど環境省のほうへ、福島県のほうの関係と栃木県と檜枝岐と、あと所有者の三井物産、こういう人たちが今東京で行われると思うんですけれども、やはり執行部にしましても、この提案は常に、もうどうしてもやっぱり実現してきれいな山できれいな花を見たいというようになれば、もっともっと国立公園としての価値が上がってくるのではないかなと私は思いますので、ひとつ、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

そのかわり合いにあるものの中で、現在、田代山に登山に来る人で、いろいろな方がいらしています。著名人から、もう山が大好きで、もう何回もハイキングに来る方もいます。そういう中におきまして、湯ノ花沿線沿いでは、6区長会の中で「快適な道」というもので一生懸命沿道に花を植えたり、草を刈ったりして田代沿道までどうしても迎えよう、よくしようということで、今、一生懸命、地道に立ち上がってやっております。

その中におきまして、湯ノ花の奥に水引集落という1つの集落が20軒弱であるんですけれども、その集落も、もう限界集落に近いような状況に陥っている状況でありますけれども、最近非常に水引集落というものが、カヤぶき集落がありまして、それがたまたまNHKでも取り上げられた番組もあるんですけれども、その集落内の人たちの中に、カヤぶきと田代山の国立公園の沿線沿いとして何とか魅力のある集落づくりをしようということで、今、最近、物すごく立ち上がってきまして、その立ち上げた1人の先生というのがおられまして、京都産業大学の藤木先生という先生がおられまして、その先生が昨年、水引集落に廃屋があったんです。もうほとんど見られる環境ではなかったんですけれども、それに「私が投資します」ということで、そのことに300万出していただいて、多大に支所の人たちもお世話になったんですけれども、その産廃を片づけるのに水引集落全員挙げて、その先生の指導のもとに、湯ノ花の湯けむりの会の人たちも協力したりして、そういうことが最近、非常に、町長さんの志ではないけれ

ども、地域にそういう本当に小さいことが伝わってきているのかなと思いました。

その集落の人たちの熱望もあるんですけれども、私は湯ノ花に住んでおりますから、水引集落のことはちょっと余り内部まではわかりませんが、田代山国立公園の沿線沿いとして街道筋の町並みの保存をしようということで、その先生が生徒たちを連れてきてカヤ場のカヤ刈りもしたりして、皆さんといろいろと、そういう地域の景観づくりをしましょうということで話を持ってきてあるものですから、やはり南会津町のこの環境の対策費、そういう中にも充てていただくことができないものか、ひとつお伺いをします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

まず結論から申し上げますと、それは前向きに予算化することはできると、こう思っております。ただ、1つだけ課題があります。それは、先ほど申し上げたように、やはり入山される方、あるいは猿鞍口まで行かれる方の安全をどう確保するかという問題があります。

こここのところで県の土木部のほうと協議をしまいいまして、なかなかあそこの道の拡幅というのは地形上難しい。であれば、とにかく可能な限り待避所をふやしていこう。待避所の安全を図っていこう。と同時に、現在走行中のところから何百メートルの右には待避所がありますよ、ここから何百メートル先には左側に待避所がありますよ、この表示をしましょうということで、この表示を実は南会津町で、県が予算が大変であれば、ぜひ地元の産材、地元の木を使って設置をしたいと、こういうふうにお話を申し上げましたら、大変ありがたいと、こういう話でしたが、最終的にはやはり町村からお金を出すというのは問題があるので、県側でやりましょうと、こういうことになって実は実現していません。

ですが、そういう意味では関係プレーが今でき上がりつつあると、こういうふうに思っておりますので、私はこれまで檜枝岐村が観光に非常に依存するというか、そういう村ですので、当然といえば当然かもしれませんが、環境省のほうに出向くのも月一遍くらい出向いた。南会津町はというと、年2回ぐらいしか行ってない。こういうことでは、なかなか議員がおただしのような熱意も伝わらないこともあったと思いますので、今後は気持ちを入れかえて、環境省のほうと詰めをしながら、あるいはまた県のほうと協議を重ねながら、どこから予算化ができるのかを詰めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ありがとうございます。

それで、昨年もやはり3億ぐらい県のほうで予算を立てていただきまして、のり面から、か

なり路線工事をやっていただいたんですけれども、田代山の場合は、当然、栃木県側はほとんどもう簡易舗装されています。ほとんど、もうストップして簡易舗装しているわけですが、福島県側は全然それはされてないわけです。

そういうおくれの面もあるんですけれども、反面は、逆にそういう道もいいのかなという気もするんですけれども、この春にもタクシー会社のほうにも、かなり問い合わせが旅行会社からあるという話を聞いたものですから、19メートルのバスが行けるのか、もっと小さいマイクログロが行くとか、そういう問い合わせがかなり何十件もあったという話を聞いたものですから、やはり最低限度でも、私たちがみじかりをしている中におきまして、グレーダーだけは出していただいて、田代山の沿線というのは特にとんがり石が多い、とんがり石が多いことによって、パンクが多い。だから、何としてもグレーダーで、ある程度路線がどうしても大雨降る状況になると川になってしまいますから、その辺は県道ですから、山口土木のほうでもパトロールは行っているんですけれども、意外と気がつくようで気がついてないような現状であると思いますので、ひとつそういう細かいことではあります。ことしあたりは、やま泊にかけてかなりバスも上がるだろうし、登山者もふえてくるのではないかなと、私はそう思っておりますので、ひとつその辺も県のほうに働きかけていただきたいと思います。

それでは、私は田代山のほうでは最後になりますが、檜枝岐と南会津町がもう連携していかないと、もうとにかくどうしようもないことだと私は思うんです。それで、このやまなみ泊を成功させるには近隣町村との関係、他県との関係、そういうものの誘客の関係も連携して行えば、それぞれのいい四季折々の景観、花、それぞれのものに目を向けることができると思うんです。だから、南会津町だけでやりますよでなくて、南会津町から情報発信しても、山形でも東京でもどこでもいいから、連携をして旅行会社と、たとえ1カ所寄るだけでも私は違うと思うの。

私はことし、福島の私の友達——余談になりますが、福島県の写真家の人が伊南村のうえんでの桜を出した。それはアサヒカメラだ。もう開いて、2面だした。それに出ただけでも問い合わせが私はすごいと思います。これで1,000名なんてものじゃなくて、ある程度、その1本の桜の魅力によって、もう北から南までお客さんが来るということを私は想定できると思うんです。だから、南会津町の自然というのは、これはもう何ものにもかえがたい、いいものがいっぱいありますから、そういうものを引き出せるような関係プレーをひとつお願いできないかどうかだけ。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

このやまなみ泊覧会を通して檜枝岐の村長、それから議長さん、それから只見の新たに町長になりました目黒さん、それから議長さんから、ぜひ連携に協力をしたいのでと、こういう話があります。ただ、どこから連携をしていくかということの具体的になると、これはやっぱり担当職員のほうに調査、検討をしていただくことになると思いますが、私は今回、町道唐沢線が本年度中に開通を見る予定で、今、工事が進められております。そうすると、まず木賊と水引をどう関係プレーさせるか、つまり田代山のその登山について、下山するコースと登るコースを同じというよりは、もう別のほうがいだろうと。それで川衣のほうと木賊のほうと再三協議してきたんですが、どうしても乗用車は入れさせない。これは山菜をとられてしまう、あるいはカブを生産していると。こここのころなのでシャトルを何とか導入していこう。シャトルならオーケーを出すと、こういうことでした。

それで、その過程で環境施設をどうしても川衣につくりたいという話を先ほどのトイレの関係も含めて、入山料は取れないけれどもということで始めたら、檜枝岐の村長は、ぜひ、じゃ私どものほうに入り口にも環境の教育の施設をつくって、その三方でしっかりとシャトルの関係が結べないだろうかと、こういう話には今なっています。

檜枝岐さんは、よくよく聞いてみると、人は来ているんだと。イベントやっている。しかし、収入は減っているんだと、こういうことなんですね。実際にこの間、常陸宮殿下が来られたとき、両殿下が来られたときも泊まりましたが、話を聞いてもみましたが、売り上げは伸びていない。ここに非常に危機感を持っているんですね。そして、物産も実は中国の素材を使った物産が多かったんで、これが全部回収された。ですから、お土産の売り上げ品も伸びていない。やはり1村だけではもう無理なんだと、こういう、恐らく意識を強めていることは事実ですので、ただいま議員がおただしのように、限りなく機会を設けて、どうこのやまなみ泊覧会で連携のネットワークがつかれるのか、これも真剣に担当者を交えながら、今までは首長同士の話でしたが、この後は担当者のレベルに落として具体的に検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 2番目の質問になるんですけども、大体、町長さんの発言が前向きで一生懸命。私も3年ぐらいかけないで1年でやれなんて、そんな無理なことというような質問であります。この全棟調査をやられることが、今、結局6,000軒、ほぼ全部見直しをかけるということなんだと思います。

やっぱり見る側と見られる側では全然気持ちが違う。そういう状況において、まずそのうちに今度は玄関から入るわけ。入った状況において、柱1本、床の間の柱1本まで点数つけられる状況になってくるんだと思うんですけども、そういう状況において、今度、町がかかわって2人体制で6人ですか、3班で回れということですけども、私はこの緊急雇用のお金を使っても、もっと期間を、スパンを短めにして適切なデータをとってやるべきではないかなと思うんですけども、ひとつそのところを。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども答弁いたしました、外観調査ではわからない部分というのが相当ございしますが、屋内に入らせていただいて調査をするというケースが出てきますよね。その場合に実は私が先ほどの午前中の答弁でも話しましたが、一体原因はどこにあったのかと、こういうことをきっちり精査をしました。先ほど答弁したのは、ちょっと概要しか申し上げませんでした、やはり私は職員としての認識の欠如が1つあるなど、こう思っております。

確かに人数は少ない。いろいろあります。でも、館岩はやりました。旧田島町もやりました。だから、そのところはきっちり反省をすべきだと。そういうことで、合併後に退職をされたそれぞれの地域の職員の方々にも、ここには参加してくれと。つまり、お金は出しません。しかし、あなた方が本当に職員として今後少しでもこういう状態に役に立ちたいのであれば、そういうことで、これから南会津町は調査をしますからというおふれを、あなた方が責任を持ってその地域でやっていただきたい。つまり、入りやすい環境をつくってほしいということをお願いし、一定の理解は得られたというふうに思っています。

そういう原因を追求しながら、自分たちが本当はすべきことを怠っていた、あるいは怠ったわけではないけれども十分でなかった。このところはもう十分にやっ払いこうと。その中で先ほど申し上げた体制をつくりながら、相手に十分配慮をし、そして遺漏のない、あるいはまたご迷惑のかからない体制をとっていくには、やはり私も1年でできないかという話は職員にしましたが、ある一定の期間をかけざるを得ない。このところは不公平感は免れないかもしれませんが、物理的にぜひお願いをしたいと、こういうのが現状の考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいまの言葉でわかりました。

やっとな会津町が合併しまして同じ土俵に上がったということでもありますから、やはり検査

に当たられる職員の人たちは大変苦難の職務だと思います。私は、仕事場で事務をとっていることではないですから、いろいろな方がいらっしゃると思う。そういう人たちと玄関まで行って、上げてもらえない状況もあると思うんです。だから、そういう状況になったときにも職員の本当の厳しさというのがあると思うので、十分そういうものも踏まえながら一生懸命頑張っていたきたいと思いますので、私のこれは最後のお願いでございます。よろしく願います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるように、頭の中で考えていることと現場に出向いたことの恐らく違いといいますか、想定外の事項がたくさんあると思います。それについても先ほどご指摘があったように、雇用対策の中でぎりぎりの人数でやるのではなくて、余裕のある体制も今後さらに検討を加えて調査に臨みたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、18番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○渡部康吉議長 次に、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 11番、湯田秀春でございます。

ただいまから一般質問を行います。

毎回、一般質問はしているわけですがけれども、常にそのときの状況でこの町の課題は何かというようなことで、特に私の場合は経済面というか、財政面とかという、そういったほうに興味を持っているもので、ついついそちらのほうの質問が多くなるということでございます。

12月の質問のときは、大不況が始まって、私はこのとき、まだこれは序の口だと言いました。まさしく本当にそのような状況で、あのときは11月の末ころだったと思いますが、この議員の中で何人かの方で進出企業の方にお話を伺いました。そのときは、まだ3割減産ということで、

それでも大変だったんですね。3割減産で大変だと。そして、派遣社員がやっぱり打ち切りというんですか、そういった、あるいは下請の人たちの仕事がないということで大騒ぎしていたわけですが、それが1月なり、2月になって、そしてこの3月、この前、ちょっと同じような人にお話を伺いましたら、大変な状況になっているんですね。

あのときは確かに3割なんですけれども、これは今、会社からは余り言わないでほしいと、私は聞いてしまったわけなんですけれども、いろんな、会社名は言うとは大変ですから言いませんけれども、7割減産とかね、逆なんですよ、だから3月と。6割、7割減産。それで、どうしているかと。今まで土日休んでいたのが金土日とか、あるいは半日で終わりとか、もう大変な状況になっていると。ですから、できるだけ社員の方に仕事を分け与えるという形で、そういうふうな形でやっているそうなんですけれども、かなり大変な状況になっているなというようなことをございます。だって皆さんも恐らく、進出企業で大分休みが多くなっているとか、そういう話は聞いているかと思います。

それから、よくハローワークのところを見てみますと、ぱっと来て、あそこにボックスがあって、あそこから紙をぱっととっていくんですね。多くなりました。結局、仕事を探すために必死になっていると。それから、私のところにも、実際、工場を経営している人がもう少し何とかならないかと、あるいはもう会社の経営も大変だというような話も聞いております。

したがって、きのう、ちょっと町長さんの真ん中にだんだん取引が少なくなる、結局、負のスパイラルですね。結局、会社が売り上げも減る、雇用もできなくなる。当然、また今度、お金がないから消費も伸びない、この負のスパイラルに入ってきた。極端に言えば恐慌に、何かそういう状況に近づいてきたのかなという、そんなおそれさえいたします。

1929年に大恐慌ということで、そのときにニューデール政策があったわけなんですけれども、今回、アメリカで大統領のオバマさんが、まさしくすばらしい演説の中にグリーンニューデール政策というようなことを提唱いたしました。まさしくアメリカばかり、ここで世界同時不況に近いわけですから、ヨーロッパもそうですし、日本もそうですね。じゃ、どちらのほうにその活力を向けているのかといいますと、やはり太陽光とか風力とか水力とかという、そういう方面に再生可能な自然エネルギー、そういったものの方向に雇用とか、あるいは需要、そういったものを目指しているのかなと。

したがって、これをグリーンニューデール政策というわけなんですけれども、こういった分野で湯田芳博町長は、町長に怒られるかもしれないけれども、グリーンニューデール政策、おれとってないと言われるとそれまでなんですが、環境やエネルギー分野での需要と雇用の創出、ど

ういう施策を考えているのかなど。やまなみ泊覧会はわかりますので、それ以外にもしあれば、お伺いしたいなと思うんです。

私は、当然、一般質問ですから、政策論争ですから、政策としてこういうのをやったらどうかということで2番目、これは先ほど私の、今、前の18番議員が言いましたように、ソーラートイレなんていう話が出ました。太陽光発電システム普及をとということでございます。

これは、たまたまきょう、朝のニュースを見ていましたら、これを取り上げておりました、NHKのニュースで。半導体があって、パソコンとか何か、あるいは携帯と。それから、今もそうですけれども、液晶テレビということね、それでこう来て、これからはやっぱり太陽光発電、あるいは風力発電のほうに向かうのかなということで、世界じゅうが今後の成長産業という形で向かっていると。きょうの朝のニュースで見ますと、今、2兆円くらいあるそうですけれども、3年後は2.5倍になると、こういうことですね。

そして、これまた前に経済産業省が太陽光で発電した電力を現行1キロワット、24円ということなんですけれども、倍の50円で電力会社に買い取らせるというようなことを義務づける制度を発表したんですけれども、きょうの朝のニュースですと閣議決定したというんですね。だから、ほぼ決まったということですね。それで、環境として雇用と需要の拡大が期待されるんじゃないかなど、こんなふうに思います。今も、ここの町でもやっているわけなんですけれども、今まで以上にPRして普及拡大させる必要があるだろうと私は思いますので、町長のお考えをお聞きしたいということでございます。

3点目、これは合併浄化槽の普及をと、こういうことです。

太陽光発電も合併浄化槽も、なぜ広域化するかということ、国の政策として、こちらのほうにお金を出しますよと、こういうようなことで、今、向かっているかと思うんです。合併浄化槽は、特にうちのほうでは市町村設置型というのはやってないんですね。どうも国は、こちらのほうに相当趣を置いて助成もというか補助金もそちらのほうにやって力を入れようと、こうしているわけです。やはりこの町も、そういう波に乗って、ぜひとも普及拡大のほうに持って行っていただきたいなというふうに思います。

過般の水環境セミナーという、そういう勉強する機会が郡山でございました。何人かの議員と、それから課長もわざわざ来てくれた。課長と担当者も来てくれました。よくよく見たら、この町の業者も行っていました。かなり関心があったんだろうなと、こんなふうに思います。そういう中で後日知ったわけなんですけれども、もしそのときに名乗り出ていれば、市町村設置型をやっていたら国庫補助が3分の1だったのが2分の1、しかも、個人負担は1割あるんです

けれども、残り10分の4も例の5億6,000万というやつがありましたけれども、あの臨時交付金で充当可能だったということで、町の負担もなくてよかったわけですね。

21年度はどうか、ちょっと本当のことを言うとよくわかりませんが、前に課長に聞いたら、どうも21年度も継続しそうだ。だったら、かなり安く、この合併浄化槽ができるんじゃないかなと、こんなふうに思いますので、ぜひとも、これも2番も3番もそうなんですが、国のほうからは助成はいっぱい来る、それからこれを設置した人も安く済むわけですからメリットがあると、環境にもよいと。ひょっとしたら、業者のほうで今度は雇用も拡大ということですから、大いにこれはやるべきではないかと思しますので、町長のお考えをお聞きしたいなと、こんなふうに思います。

それから4番目、これはいつも7番議員が得意としているところを、つい私のほうは、檜沢のほうもだんだん出沒し始まったものですから、これは大変だと。荒海の二の舞になりたくないという面もあります。それで、7番議員に怒られますが、やはり猿対策というのは非常に重要かなと。

それで過般、やっぱりこれも研修がございまして、私が行って聞いたわけですがけれども、今までのあり方もいろいろあるわけですがけれども、猿とのすみ分けとか追い払うということが非常に重要だということをあのとき認識したわけです。猿から見たことが講師の先生から聞いて、なるほどなど。荒海のほうは「えづけに成功したんじゃないの」なんて皮肉たっぷり言われたわけですがけれども、なるほどなどということがよくわかりまして、これから出沒していない地域も、やはり花火で大丈夫だと思いますので、そういったものを各集落に配布して、もう出てきたらすぐ追い払う。猿には、ここは人間の世界だから、もっと山のほうに帰りなさいと、こういうことを徹底してやるべきだなということで4番目に上げておきました。

それから、5番目の今回いきいき健康農業推進委員というものを依頼するそうなのですが、これはどんな指導をするのかなと。何となくわかりそうなんですが、町長の今までの農業政策を見ればわかるんですが、私は、福島県には農業改良普及推進委員という者がおりますし、それから農協、JAには営農指導員がいるわけですね。ですから、その辺、より緊密に連携して、一体化して普及なり指導をすべきと、こう考えますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと、こんなふうに思います。

答弁によりましては、自席のほうから再質問をしたいというふうに思います。よろしく願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、私のグリーンニューデール政策についてのおたがございましたが、私も環境部門については多くの可能性を秘めた分野であると、このように考えております。自然エネルギーや再生エネルギーの開発とあわせながら社会資本整備を進め、雇用や地域経済の活性化を図ることは、国際的にも1つのキーワードとなっていることも存じ上げております。

そこで、町長の政策はとのおたがしにお答えをいたしますが、環境分野の政策として、これまでも取り組んでいるものとして、地域バイオマス利活用推進事業、オーガニック農業推進事業がございます。廃棄物として家畜ふんや生ごみを資源とした農地還元を進めることにより、生産者と消費者の安全・安心の循環システムが構築できるだけでなく、生産や流通における地域雇用の創出等の経済面でのメリットも期待できるものと考えております。

また、地域新エネルギー推進事業については、単なるクリーンエネルギー開発のみならず、一例としましては木材流通システム構築事業との連携により放置、これは森林にですが、森林に放置されています間伐材や低質材の有効活用が図られます。低迷する地域林業の活性化のことも考えれば、大変効果が期待されるものと思っております。

いずれの政策でも私は基本としてとらえる点は、本町の社会資本であります。その中心には人があります。人づくりとその人が形成する地域、地域力の向上が基本にございます。本当にやる気のある一人一人が集い、共鳴し合うことで地域経済の基盤整備や雇用創出を含む経済活性化等限りない発展が期待できる、このように考えているところであります。

具体的に申し上げますと、新年度実施する南会津町やまなみ泊覧会も、まさにそういう意味ではグリーンニューデール政策の1つととらえることができると思います。おもてなしの材料を南会津の自然や風土、そして味、人情などとして住民全体で地域に埋もれた資源の発掘と特産品の開発を図るコンセプトは、町民所得全体の底上げを目指しておるものであり、実際、実施に際しましての相乗効果としても、人材育成や環境保全型農業の発展など、想像以上の波及効果が見込まれるものと確信を持っているところであります。

次に、2点目、太陽光発電システムの普及についておたがしございました。

本町では、平成16年度より住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を設けました。平成21年2月末現在で累計で17件の補助を実施しております。また、国では太陽光発電導入量の拡大のため、平成21年1月から一般住宅への太陽光発電システム設置の支援といたしまして、1キロワット当たり7万円の補助を開始したところであります。

11番議員おたがしのとおり、国では太陽光発電の普及を進めるため、家庭や企業などで発電

をしました電力について、電力会社が現行の2倍程度で買い取ることを義務づける制度が検討されていると確認をしているところであります。これらの国の積極的な動きを踏まえながら、町としては今後も一般家庭への導入促進を図りつつ、国の制度運用上の問題点についても調査を進めまして、公共施設への対応など、その可能性について幅広い検討を加えてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、合併処理浄化槽の普及に関して、市町村設置型を推薦すべきとのおただしがございました。

国の第2次補正予算成立により、事業費の2分の1を国が自治体に対し補助することとなり、平成21年度当初予算でも同様の補助率とすることが示されました。しかしながら、当事業の補助対象事業費は浄化槽本体の設置に必要な工事費を対象としており、宅地内の排水管接続等に関する工事費用は、その対象外とされております。

市町村設置型は地区内の関係住民の理解と協力のもとで、浄化槽使用料の徴収により、使用開始後の施設管理を町が責任を持って実施することとなることから、事業の導入に当たっては、今後の人口動態予測による使用者の減少や空き家対策、使用者の水環境への意識対策、施設管理の実施体制や管理区分の明確化など、将来的な地域特性を十分に予測しながら、総合的に検討する必要があると思ひております。

ご承知のとおり、合併前の旧田島町において、平成9年度より下水道整備の未普及地域を対象といたしまして個人設置型の合併処理浄化槽の推進を図ってきております。その中で浄化槽設置者、施工会社、維持管理会社、行政の4者により、各自が適正な施工と維持管理を実施していく目的で南会津町浄化槽協会を設立し積極的に生活排水対策を実施してきております。現在、4地域において、この取り組みを進めており、広域的かつ持続的な水環境対策が講じられております。

町といたしましては、今後とも浄化槽設置者一人一人が排水意識を高められ、関係会社や行政と一体的な取り組みを積極的に推進していくことにより、引き続き、個人設置型合併処理浄化槽の普及を進めてまいりたいと当面考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、全集落を対象とした花火で猿対策をとのおただしがございました。

町では、昨年10月29日に区長会の代表、捕獲隊の代表、JA会津みなみの代表など南会津町猿被害対策会議を設置しております。この対策会議では捕獲体制の強化、緩衝帯の整備、放棄果樹の伐採や捕獲おりの増設、さらに猿の行動域を把握し広域的な対応を行うための発信機の取り付けなど、さまざまな、そして総合的な取り組みを進めていくことにしております。

去る3月2日にも対策会議を開催し、未被害地においても猿のえさとなるような誘引物の除去を徹底するなど、地域が一丸となって対策に取り組むことが重要であることから、地域住民が共通認識のもとに、猿が近づきにくい環境づくりに取り組まれるよう説明会の開催等を行っていくことを確認したところであります。まず、このような地域の体制づくりを進めながら、町の補助制度とあわせて猿被害の防止軽減に向けた取り組みを全町的に行ってまいりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、いきいき健康農業推進委員に関する1点目、いきいき健康農業推進とは、どんな指導をするのかとのおただしがございました。

町では、限りなく無農薬の農産物づくりを推進しています。これは農薬や化学肥料に依存しないというだけではなく、家庭から出る生ごみや、場合によっては落ち葉あるいはカヤなどの地域の有機性の高い資源を活用した土づくりを基本とした、環境に優しく、豊かな自然と調和した資源循環型の農業でございます。この農業を推進し、その核となる農業者や生産組織等を育成していくのがいきいき健康農業推進委員の役割であり、地域の中で農家と直接触れ合い、有機肥料づくりや化学肥料などに依存しない農産物の栽培指導を行っているところであります。

次に、2点目、県農業改良普及推進委員、JA営農指導員との連携に関しておただしがございました。

私も11番議員の考えと同様であり、3者がより緊密に連携を図りながら、町・県・JAが農業の安定経営という共通の目標に向かって一丸となって協力をし、熱意を持って営農指導等、その役割を担っていくべきものと考えており、平成21年度においては、町長やJA組合長あるいは幹部などの責任者も交えた協議、打ち合わせ会の場を設けることといたしましたので、今後ともご指導賜りますようお願いをいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項については担当課長に答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 町長のグリーンニューデール政策、そういう状況でお願いしたいなと、こんなふうに思います。

それで、太陽光発電システムについて、ちょっとお聞きしたいなと思います。

これは、だれでもそうなんですけれども、今、先ほどの町長の説明ですと、累積で17件と。非常に少ないなという感じがするわけなんですけれども、恐らく、これは今までも余り普及しなかったというのは、投下した資本に対して、その回収期間が非常に長いんじゃないかなというふ

うに思います。私も設置したわけではないんですけども、この前、設置した人にちょっと聞いたところ、大体、投下資本を回収するのに25年くらいじゃないかというようなことを言っておりましたよ。だから、これが本当か、正しいのか、ちょっとわかりませんが、もし仮に、今回、閣議決定した24円が50円になると、そういうような形になると半分という形になりますから、投下資本回収が25年ではなくて半分の大体十二、三年かな、そういう形になるのかなと、こんなふうに思います。

町は、これをPR——私から言うと、大々的にこうなったからという形でPRすべきだろうというふうに思うんですけども、そのPRの仕方かな、それと今回、保育所にも太陽光発電システム導入しましたよね。この太陽光発電システムを導入した理由と、それからPRの仕方、これをどういうふうにやろうとしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

つい最近、オバマ大統領が国会の演説の中で「ジャパン」という、日本を使って、最も太陽光エネルギーの技術が進み、政策も進んでいると、こういうふうな評価をしているということを押見をいたしました。そういう意味では、循環をする再生可能なエネルギーに対する取り組みは我が国はある意味では大変重要な政策にしていると、こういう認識は持っております。

そこで、これまでも17件の導入者、あるいはこれから新築を予定をしている方々に、なぜ太陽光発電がちゅうちょされるのかと聞いてきますと、雪国だと、こういうふうの一つは言うんですね。雪国であっても、要は雪対策と日照時間、このところが確保できれば可能性が出てくると思うんですね。ところが、これまで数値化していないんですね。太陽光発電をしようと思ったときにPR、これはいいよ、程度がこうできているよと言っているけれども、じゃ、日照時間がどのくらいで、例えばこの地域でどのくらいで、どのくらいのエネルギーが生産できるのかと、このところが数値化されてないので、なかなかPRはできなかったと思うんですね。ですから、このところを、これからPRする前にしっかりと検証していく必要があるんだろうと。それをPRして行って、いや、思ったほどの効果がなかった、投資効果に対する回収期間が長引いたとかいうことでは困りますし、今、温暖化で限りなく私たちがイメージとして持っていた南会津の冬も変わりつつあるのかもしれない。そういうことも考慮に入れながら、数値化した後にやはりPRすべきだろうと。そのほうが私は行政の責任を果たせるのではないかと、そんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 課長、前に一回私も言ったことがあるんですけども、これは太陽光発電をやっている人のデータはないですか。例えば、売った電力と買った電力わかると思うんですけども、なければいいですよ。もしあればお願いしたい。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

町長から17件のお話がございます、16年から20年まで5カ年で17件ございます。

それから、今の発電の箇所につきましては2人からお聞きしております。1人はシステム出力が3.68キロワット、年間の3,830キロワットアワー。これは計算しますと実際22円56銭ということで、今の単価、売りの単価です。買っている単価です。ただ、電力さんに売っているあれにつきましては、約70%とおっしゃっていました。3,830キロワットの70%。なぜかと言いますと、ほとんど自分のうちでは石油を使っていると、暖房関係。だから電気は70%ぐらいは売れているだろうと。それから、もう一軒でございますが、これは出力が5.41キロワットの人です。この方は年間4,603キロワットの発電でございます。この方に関しましてはオール電化であって、若干ちょっとどのぐらい売っているかというのは、ちょっとお示ししていただけませんでした。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 これから勤めるときは、町長が言ったように数値化して、できるだけ、東京のほうのところとこの辺は全然違うわけですから、まして日本海で冬場はこういう状況になるのが多いわけで、こういうときというのは関東に行くとき晴れているわけですから、ですから、できるだけ、このもう既につけている人のデータを少し集めて、これから勤めるときにはやはり売った電力をこれ、それから使った電力はこれと、差し引きこうというような形で、できるだけわかりやすく、そして力を入れていただきたいなというふうに思います。

先ほどの質問で、あれが返ってこないですね、今度の統合保育所に太陽光発電システムを導入した理由、これは何だかわかれば教えてください。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 統合保育所に建設いたします太陽光パネル設置工事費の状況でございますが、20キロワットのパネルを設置する予定でございます。計画する建物の屋根の4分の1くらい前面のほうにパネルが出てきますので、視覚的にも大変どんな形、これは何であろうかというような興味がわく状況になってくると思います。

先ほど町長が申された数値的なものと視覚的なもの両方合わせた形で、こういったエネルギーができるというようなPRもしていく必要があるのかなというふうに思っております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そういう公の施設で太陽光をやるということは、多分町長のこれから太陽光を普及するんだという、そういうPRにもなると思います。ですから、どんどんそういうPRして、そしてもう少しふやすような、そしてそれは今度、当然、国でも電力会社に高く買い取らせるわけですから、そう損するようなことはないと思うんです。ただ、今までよりはかなりよくなりますけれども、もう少し具体的な、もう少しわかりやすい数値が本当は欲しいわけですから、その辺はできるだけ、もう今まで設置している人の情報をできるだけ入力してPRに励んでいただきたいなというふうに思います。

一昨日の日経新聞によりますと、今後10年間で国は太陽光発電を10倍にする予定だと。そして風力発電も5倍にする予定だというふうなこんなのが載っておりましたので、ぜひそういう流れは変わらないと思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それからもう一つ、これはちょっと似ているかもしれませんが、ついせんだって猪苗代でFIS、フリースタイルスキー世界選手権猪苗代大会がございました。そのとき環境省が推薦するカーボンオフセットという、私も初めてこれを聞いたんですけども、そのモデル事業が認定ということでやりました。

私もこれはどういうことかなとわからなかったんですが、CO₂、二酸化炭素がこの大会で発生する量というものはかって、そして、それを布引高原の風力発電所で生み出されたその電力、グリーン電力、これで証書をつけてあるグリーン電力証書、それを購入するという形で穴埋めしている。カーボンオフセットで、オフセットというのは穴埋めするという、二酸化炭素の排出量を穴埋めすると。環境の大臣も、これから、これはモデル事業なんだけれども、進めていくんだと、こういうような記事が載っておりました。

そこで、南会津町も4つのスキー場がある。そして来年だったかな、南郷のスラローム大会は記念の大きな大会があると読売新聞系かな、そういったようなことを聞いております。

そこで、やっぱり環境省の、せっかくこうやってモデル事業で進めているわけですから、私はこういったところに取り計らって、こういったことを取り入れてもよいでないかなと、こんなふうに思いますが、いきなりで申しわけないかもしれませんが、町長さんにもしそういう考えがあれば、お聞きしたいなと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

政府が出す政策、あるいはまたその政策を裏づける制度、これは、この後恐らくまたおただしがあるかと思いますが、環境政策として下水道事業ができました。その後、後づてに合併処理浄化槽というのが出てきました。今回、太陽光エネルギーというのも出ています。あるいはバイオマスエネルギー政策も出ている。ここで、やはり小さな自治体が、財政力が十分にあるわけではない自治体が十分慎重にならなければならないのは、先ほどお話ししましたように、公共施設の小さいモデルの中で確かな実証実験をやって、そうして地域に合うものかどうか、このところを確認をした上で前に進んでいかないと、後年度の負担を残すことになるかと思っています。

そういう意味では、方向性としてはカーボンオフセット、大変共鳴できる場所がありますが、当面、現在私のところの環境基本政策あるいはバイオマスエネルギーの検討の中では、第三セクターのエネルギー源としては、これだけ豊かにある森林資源を活用して雇用を生み出し、その活用を図りながらということでバイオマスエネルギーによる発電を現在検討しているところですので、引き続き、テーマとしては検討課題に入れていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私もいきなり今、カーボンオフセットなんて言って、町長どうかななんて言って大変申しわけないですけども、今後どういうふうな形になってくるかわかりませんが、そういう話もあるかもしれません。そのときは、ひとつ検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから、これもきのうの新聞だったかな、グリーン電力証書、それを企業が買います。そうするとCO₂の削減になるわけです。今まではそれを損金算入できなかった。要するに費用として落とすことができなかった。今度は損金算入を認めると、こういうようになっている。ですから、今度は企業のほうでグリーン電力証書を買おうと。そうすることによって、この会社はCO₂削減という形になるかと思っています。

ですから、私が前に言って、町長は余りやる気なかったというか、余り積極的でなかったんですけども、風力発電も布引高原でああいうような形で脚光を浴びておりますから、もしそういういったどこかの企業でそういう話があったときは、ぜひ私は名乗り出てもらいたいなという感じはします。そうすると、グリーン証書を今度は発行する側のほうの部類になるわけですよ。東京とか、その辺はちょっと無理ですからね、なかなか。

そうすると、これだけ広大な南会津町はやはり有力だと思いますので、前にもちらっと私は言ったかもしれませんが、下塩江と上塩江、私のところの近くに東京電力の送電線がだっと通っているんですけれども、あれは半分だけですからね。あと半分あいている。あれ、本当は6本ぶら下げたいんですけれども、3本だけしかない。ですから、これは東京電力の送電線を点検する人たちがうちにいつも泊まるので、「あそこ半分だけなんだ」と言われて、よく見たら、本当に半分なんです。だから、あの線をやっぱり有効に生かすためにも、ここでもいい、今、会津のほうからもう少し電気を通して、そしてここに少しでもグリーン電力証書が売れるわけです、売ればこうして入ってくるわけです。固定資産と同じようなわけですから、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それから、次に移りたいと思います。

ちょっと課長さんに前に、一般質問のときにお聞きしますということで聞いておきましたんで、ちょっと数値を教えてくださいたいと思います。

これは、南会津町の汚水処理人口の普及率、例えば下水道があります、農業集落排水、浄化槽があるわけですよ、3つ。これも縦割りで、下水道は国土交通省だったか、農業集落排水は農林水産省、浄化槽が環境省かな、それで縦割りでこういうふうになって、末端に来るとこういうふうにいるいろいろあるんでしょうけれども、その汚水処理人口の割合、それをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それからもう一つ、単独浄化槽とあったと思うんですけれども、もう今度認められなくなったんですけれども、その単独浄化槽の世帯というか、そこを利用している人数でもいいです。それがわかれば教えてくださいたいなと。

そこまでお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

浄化槽関係、汚水関係については担当課長のほうからお答えをさせますが、風力発電関係なんですけれども、多分、議員も既におわかりだと思うんですが、CO₂の発生量というのは1キロワット当たり石炭が975.2グラム、それから石油が742.1、太陽光が53.4グラムなんですね。風力は29.5なんです。ですから、むしろ風力が可能性としては非常に高い。あるいは風力も、会津高杖高原リゾートで風力の調査をしたたら風が強過ぎてだめだと、こういう調査結果が出ている。機材を当然出しますから、そのあれに耐えられるものでなければならぬわけですね。ですから、風があるから風力ということではないので、これも今後、ある意味で

は場所と建物とを検討しながら、小規模なもので検討に入るということは今後可能だと思うんですね。

それからもう一点、グリーン電力の証書の件ですが、実は電力会社と別途協議を進めておりますのは森林整備と林産事業によるCO₂の買い取りです。これは私の知人が若松におりますが、その方々と国と協議をしながら森林の認証制度等含めまして、森林整備をすることによってCO₂が削減されます。しかし、森林整備は置いてきます。干ばつした材を放置します。それでは、やはりその放置されたものはCO₂になります。ですから、それはいかに我々の暮らしの中に引き出して活用していくか。そこによってCO₂の削減効果が倍増するといいますか、多くなります。これを取引にできないかと。こういうことで、また別途協議しておりますので、つけ加えてご答弁にさせていただきます。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

平成19年度末の南会津町の汚水処理人口でございますが、下水道の処理人口が5,692人、それから農業集落排水人口の普及率が3,183人、それから合併浄化槽の整備人口ですが3,212人、パーセンテージであらわしますと下水道の処理人口が29.5%、農業集落排水が16.5%、合併浄化槽が16.6%、汚水処理人口の普及率が62.6%になります。

それから単独浄化槽でございますが、これに関しましては各戸から農業集落排水事業に入ったり下水道に入ったりした場合の単独槽の人が廃止届を出さなかったというような件数がかなり出ていまして、調べたんですけれども、ちょっと数字では今の状況では出せないという状況でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 町長先ほどは、どうもありがとうございます。風が強くても、やっぱりだめなんだ。初めてわかりました。私は風が余らないとだめなかと。風が強くてもだめだというのは、今初めてわかりました。

それで、今、課長のほうから人口何人と。結局、私が何を言いたいかといいますと、7,200人くらい水洗でないんですよ、まだ、この南会津町。ちなみに、今、62.6%の汚水処理人口普及率と、こうなりました。ちょっと調べたところ、檜枝岐は100%なんですよ。それから只見町が94.6。これ信じられないんですけども、下郷町は16.7というんですね。これは本当かなと、ちょっと私もびっくりしているんですけども、下郷町と比較してもしようがないんですけども、うちのほうが62.6で、まだ7,000人の人が水洗をやってない。

それから、需要としては単独浄化槽はもう認められないんですけども、この人たちだって合併浄化槽はやりたいと希望しているわけ。先ほど数値的にわからないと言いましたので、ぜひとも、先ほどの町長の答弁だと、何か私から言うと市町村設置型のほうにはいまいちかなと。

今回、私も、私の後ろの議員も市町村設置型をぜひやってほしいと言うんです。前に私の後ろの議員もそういうことを聞いて、なかなかいい返事がなかったわけですけども、これはなぜかと言いますと、町長もよくわかるかと思うんですけども、下水、言わなくてもわかるかもしれないけれども、下水道のほうの会計を見ますと、極端な話、使用料収入では8,000万くらいしかもらってないのね。ところが、一般会計からどれだけ繰り出しているかというところ、その倍なんです、一般会計から。1億6,000万ですから倍ですよ。その倍出したやつ、どこへいつているかと言うと、借金の返済のほうへいつているんですよ、1億8,000万円ですから。借金の返済のほうへ回っている。そして、同じ額ぐらい、地方債7,400万ですから、7,000万も借金している。あと国と県から8,000万ももらっていますけれども、何ということはない、これ、ずっと続けていくと毎年、毎年借金がふえていくんですよ。

こういうことをずっと続けていくのがいいのかな。恐らく、どなたかの議員も、これは下水道はもうやめてもらいたいなという感じはしてますね。すぐにやめられないでしょうけれども、ここでどうしてもやはり下水道にこのままやらざるを得ないかもしれないけれども、もうこれから普及を余りしないと。そして、むしろ、こっちのほうの合併浄化槽、そして市町村設置型ともう一つありますよね、個人設置型と。確かに個人設置型をやればいいのかもかもしれませんけれども、負担の割合が全然違うんですね、個人で設置する場合。これは、この前のセミナーでは5人槽で約84万くらいかかるんですよ。正しく言うと83万7,000かな。まあいいや、84万くらいかかると、こういうことです。うまくやれば、この前みたいにやれば、個人は8万4,000で済むわけですよ、1割負担で、それでできるわけですよ。だって、国庫補助が半分だって言うし、その残りは臨時交付金、あれでやれると言うんだから。町は全然ない。

むしろ、それで心配されるのは、その後、結局、町で全部料金取ったり何だりして、中にはその後が大変だということで心配されるかもしれませんけれども、だれが見ても市町村設置型と個人設置型、ざっと見ると42万くらいの差があるんですよ。だから、これを進めていくには、しかも、これ、国では市町村設置型のほうを押し進めようとしているわけです。だから、国が進めるからではなくて、やっぱりよく検討してもらって、今は確かに個人設置型をやっているけれども、市町村設置型も十分に検討して、これから国でも県のほうでもそういうふうにお金出そうと、こうしているわけですから、ぜひそれに乗ってほしいなど。

そして、当然、やるほうも50万も出すとなると、それから8万では8万のほうがよほどいいわけですから、ぜひとも市町村設置型をやっていただきたいなど、こんなふうに思います。私が結論的に言えば、下水道のほうはもうおやめになって、市町村設置型をもうやると。それから、個人設置型のほうは負担が大きいから市町村設置型をやっていただきたいと、こういうことでございますが、再度、町長に考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えを申し上げます。

私も平成16年に田島の町長をさせていただいたときに、それぞれの特別会計を見させていただきまして大変びっくりをしました。そのときに、下水道事業について終息できないかと、こういう話を検討したんですが、残念ながら、私の知識も十分でなかったということもありますが、当時の役場の担当の方では計画があるのでできないんだ、こういう話でした。それで合併浄化槽を推進するというので、その整合性をどう図っていくのかということ、じゃ、地域を限定しようということ、これまで市街化区域のほうに限定をして、それ以外に一切下水道を延ばさないということ、計画をつくりました。ですから、基本的には議員と私は同じ方向性を持っています。

というのは、先ほど申し上げたように、環境という分野からは非常に下水道というのは将来の負担が少ないんですね。しかし、住民が、じゃ、その後の生活、暮らしの中で負担が減っていくのかということそうではない。あるいは現在投入しなければならないお金が、借金による経営が続いている。これは非常に危険な状態なので、やっぱり十分考えなければならない。

しかし、一方で個人型の合併処理浄化槽がどんどん進んでいったために、じゃ、町村設置型とどう整合性を図るのかと考えますと、1つは農業集落排水との整合性だと思うんですね。つまり、集落ごとにできるか、できないかということが出てくるんだろうと思うんです。そこでどういう制限がつくかわかりませんが、もう散らばったところにそれだけを入れていくということになると、じゃ、前の町村設置型をどう整理していくかということが出てきますから、そうでない区域の中で市町村設置型が出て、そして普及率を上げていくか、いわゆる汚水人口ですね、これを確保していくかという、環境にいい対策をとっていく、このところが今後大きな精査のボーダーラインになってくるんだろうと。

いずれにしても、決して後ろ向きではないので、やはり経費をかけることに甘んじているわけにはいきませんから、前向きに検討させていただくと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 答えいただきました。

実はこの前、このセミナーに行ったら、損益分岐点なんて出ましてね。なんだ、これはどういことかなと思って私も聞いたら、要するに下水道、100メートルから100メートルのこの範囲内でどのくらいになったら採算が合うか、160人だそうです。損益分岐点が160人。前に課長に聞いたら、課長は22人でしたっけ、大体そのくらいね。22人だと、この町は。えらい違いでしょう。だから、もうこれは何ぼやっても、これはもう大変だと。夕張市はこれで相当、こちらのほうで財政負担が大変で足を引っ張っているということを。ひとつどこかの片隅で今後検討していただきたいというふうに思います。

それから、時間がないんで、猿対策は私は花火が一番有効だと思うんで、例えば町内も広いんですけども、すぐ近くまで猿が来たという情報は、多分、課長のほうでわかるでしょうから、その近くの集落のところにも花火を、たとえ集落のほうから要望なくても、言って、やっぱり出てきたら、この花火で追っ払ってくださいよというようなことが必要じゃないかなというふうに思います。ぜひ、それをお願いしたいな。

それから、いきいき健康農業推進委員、これは町長の進めている、それでいいだろうと思います。でも、私はすみ分けが大切だと思う。農協には、やはり部会という、この部会は非常に大切に、今までずっと長年の間、ブランドになっているんです。産地間の競争が激しくなっていますから、そこはそれで1つの栽培歴ということね、私もきょう持ってきましたけれども、こういう、みんなそれぞれ見たことあるかと思うんですけども、こういうふうに栽培歴でやっているわけです。そして、これは何でやっているかという、長い間のいろいろな積み重ねで、こういうふうにやれば、こういういい品物ができるんですよ。そして、何だかんだ言ってもスーパーで買ってくれないとだめなんですよ。スーパーでは何が欲しいか。同じそろいが期間長く欲しいんですよ。そして、産地間がある、似たようなところと。例えば、アスパラという長野とか北海道と戦わなければならない。この産地間競争が厳しい。この厳しさに勝ち残って南郷トマト、アスパラもあるわけです。ですから、その辺は部会というのは非常に大事にしないとイケない。この人たちはやっぱりプライド持ってやっています。

確かに農薬も使います。農薬も使いますけれども、今は相当厳しくなって、余り使うとだめになりますから、この辺は非常にその辺、苦勞しながらやっていますから、町長が進めるところと実際プロでやっているところ、これはすみ分けが違うと思いますので、ぜひともそういう形でお願いしたいと思います。

残り1分になりましたが、町長の返事を聞いて終わりたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

猿対策につきましては、ご指摘のように、この前の会議で追い払いの花火等の対策をしっかりやっていこうということで、ここには逆に農協さんも私たちも支援をしたいと、こう言っておりますので、そう遠くない時期に実現するのではないだろうか、こう思っております。

それから、農協さんの営農指導員とのすみ分け、いわゆる部会、これはとても大事な問題だと思います。必ずしも、先ほどから申し上げているように、流れがそうだから、それに一気に乗れるかと言うと、そうではないんですね、歴史がありますから。しかし、じゃ、部会も歴史があるからと、そこに安住していいのかと言うと、それも違うと思うんですね。その調整を私のほうから働きかけてこれまで何回もきたんですが、ようやく農協のほうで腰を上げたようなので、2カ月に一遍は検討していきましょう、情報交換しましょう、こういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

3時から再開いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 芳賀沼 順一 議員

○渡部康吉議長 次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 こんにちは。拍手をされて、上がらないつもりが上がってきたな。

本日の後から2番、登壇順序5番、芳賀沼順一、ただいまから一般質問をいたします。

まず、先ほどの11番議員がきっちりとやっていただいた公共下水道についての合併処理浄化

槽についてなんですが、トップは。市町村設置型合併処理浄化槽ということで、町長の考えもよくわかったんですけども、通告してある関係上いたします。

私は、平成15年3月議会、これは前の室井英彦町長時代でございますが、合併処理浄化槽については、これ以来3度質問しております。これが4度目です。いずれも検討するとか、あるいは調査するとかという答弁をいただきました。皆さんも御存じのように、議会の答弁で検討するというのはやらないことだということで、私は新人議員のときに議員研修でそう言われてきていますので、実際、国語辞典で引きますと検討するというのは、よく調べて吟味をすると。やらないことじゃないんですね——とあります。これは、それぞれの議会側と町側の考えの相違とよく町長が言われますが、そういうとらえ方の違いなのかなとは思いますが、公共下水道の認可区域以外で新築以外はなかなか浄化槽の設置は進んでおりません。

私も広がった町内のあちこちの家庭を訪問いたしますが、年配の方が多いものですから、昔ながらのくみ取りのトイレが結構あります。こういうところの方々に聞きますと、一番困るのは、私は困らないと。くみ取りだから安くていいと。ですが、困るのは都会の孫が来てトイレが怖いと、臭いと。ばあちゃん泊まらないよ、みんな泊まらないで帰ってしまう。これが一番つらい、こう言っています。自分がいつまで生きられるかはわからないけれども、ばあちゃん、こういう市町村設置型ってあるんだよと、こういうんだったらどうするんだと、こう言いますと、どれだけ生きるかわからないけれども、自分のうちの中だけ、これを改修するのであれば、今すぐにも直したい、こう言う人がほとんどです。

先ほど町長は、何か自分の敷地内は自分でやらねばというように、私のとらえ方が違ったのかもしれませんが、恐らくうちの中の間違いだったと思いますが、そこで国でも予算を増額している市町村設置型、これにする考えはないかということで、これは先ほど答えをいただきましたので、これについては仕事をすれば受益者個人の負担も1割で済むし、業者の仕事もふえて現在の不況対策になるのではないかと、こう思いますので、先ほどの質問でほとんどわかりましたので、あと11番議員の出なかった分を再質問で自席のほうからしたいと思います。

2つ目に、町営住宅の入居者選考についてですが、私も以前は住宅の入居者選考委員会をしたことがございます。平成18年3月の町村合併時には2万人を超える人口がありましたが、3年を経過した今では1万9,000人を割ろうとしています。たった3年で、こう減ってきています。町は、いろいろと人口増、あるいは少子化対策、考えていますが、その少子化、高齢化の対策にもなる1つとして、南会津町外から転居してくる若夫婦の選考の点数、住宅を申し込むときには、何で何点、何が何点と、合計で何点、点数の多いほうから入るわけですね。その点

数を多くはできないかと、私も選考委員をやったときに、こう思って言ったこともありました。しかし、なかなかありませんので、この子供の人数や家族の数で町外から来る、こういうものをその点数を加味して高くする配慮はできないか。

また、住宅管理条例というものがあまして、その第6条の3項には、前のほうから言いますと長いですから、例えば寡夫とか、あるいは——寡夫は両方ありますね、男と女の。あるいは身障者とか、そういうものについてはいろいろあまして、そこから第2項から5項だったか、6項まであるんですね。前項までの規定にかかわらず、最後にあるんですよ、優先的に選考して、それを入所させることができるという項目があるんですよ。これは町長の考えなんです、そうになっているここに、「20歳未満の子を扶養して町外から入居しようとする家族」という1節も入れることはできないか伺います。

そうすると、私も選考委員会のときに、若松から子供1人いて、おなかに1人いる、その夫婦が越してきたときに、結局は点数が1点足りなくて、奥さんがこっちに仕事に来たんですね、だんなは若松に通いますよということだったんですが、1点足りなくて入れなくて下郷に住宅を借りたということ。それからもう一人は、やっぱり入れなくて、1カ月か2カ月若松へ通って、民間のアパートをこれは見つけたので、よほどいいですが、そんなことがございました。

それから、3つ目に合理的なごみ袋ということなんですけれども、最近、私が若い奥様方から、私も時々若い奥様とも話すものですから、ごみの分別も大分なれたので、透明の袋1種類にできないかと。私も意味がわからなかったんで、「何で、どうして」と言ったらば、1枚で透明だと中が見える。だから、何入っているか、わかるので分別できます。もう1種類に、一卷だと20枚から25枚入っているんですね。そうすると、袋の種類が多く、全部買わなければならないと。特に危険ごみなどは一卷で、恐らく1年に2枚使ったらば、10年も間に合うと言いますよ。そうすると、後になって2年がたつとしょう抜けして、ぼろぼろになって、2枚でも3枚でも穴があいてしまう。もう使っている人じゃないとわからないことですよ。

透明であれば、わかりぬくい人にはシールでぺたっと危険とかと、何かそういうものでもつくれば、自分のうちの買っておくものも置く場所も少なく済むし、町のいいんでないのと。私は町にいいかどうかはわかりませんので、そこは適当に答えてきましたが、特に私たちと、その奥様が、この収入減のときに経費の削減や無駄をなくすことになる。この経費削減に対しての若奥様方の知恵は町としての検討の価値があると思いますが、仕事もなくて収入減の今日、町長の考えを伺います。

次に、指定管理者について。

これも先ほど、よく2番議員が聞きましたので、ほとんどわかりました。

13日には指定管理者制度についての全員協議会もありますので、一応、通告はしておきましたから質問いたします。

田島地域の公の施設について公募がされ、幾つかの施設には複数の応募がありました。ヒアリングをして指定先が公平に検討されて決定したと信じておりますが、その後、応募者と何人かの町民から、もうヒアリングの時点では、指定先、指定業者が決定していたのではないかと、ヒアリングの意味、公募の意味がないのではないか、こういう疑問が出されています。私も、あるところを、ある方法で調べて、電話でやりましたら、あれという疑問がありましたので、もしそうであれば、公募の意味がないのではないかと。町民のもしかして見間違い、私の見間違いかもしれませんので、この点を伺います。

2つ目には、南会津町には数多くの集落センターがありますが、この管理については、公募ではなく行政区の指定管理になっています。強い要望で、これだけの大きいのをつくってくれと言って希望してつくった大きなセンターがあるところは、こういう行政区もありますが、希望がなくても指定されている行政区もございます。特に戸数の少ない集落については、管理経費が大きな負担になっています。今後、ますます高齢化が進み世帯も減ることから、町は指定管理料をその集落に出していくのか、今後。また、指定管理をうちじゃできないと、こうされたときの対策は考えているのか伺います。

5つ目に、金井建設の処理場についてです。

以前にも、町所有の土地にある金井建設の処理場や施設の始末について質問をいたしました。そのときの答弁では、破産決定後に管財人と話し合うとのことでしたが、破産は決まったと聞きました。施設の始末についてはどうなったのか伺います。

もしも、管財人のほうで幾らかでもしないのであれば、あの町の土地のすべてをするのには1億もかかるのではないかと私も心配をしておりますが、今まで何十年か貸してきた家賃の何十倍もかかるというような心配もありますので、この件を伺います。

最後に、子育て支援について。

国でも進めておりますが、なかなか進まない子育て支援の小学校6年生までの医療費を、今回の地域活性化生活対策臨時交付金で、現在のこの不況が回復するまでの何年間でもいいですから無料にして、子育ての支援をする考えはないか伺います。

以上、6点をお伺いして、壇上からの質問を終了いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、検討することということについて確認をちょっとしておきたいと思いますが、これまで認識されていたこと、あるいは状況はどうあれ、私は検討するということはお示された国語辞典のと通りの解釈で今後対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

初めに、合併処理浄化槽の普及に関して市町村設置型を推進すべき、このようなおただしがございました。

公共下水道認可区域や農林業集落排水事業と区域外の未普及区域における過去3年間の新築住宅と改築住宅の合併処理浄化槽の設置基数の割合は、新築住宅が約45%で、改築住宅が55%を占めております。このことは生活雑排水の垂れ流しを防ぐ観点から、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいることを示していると思います。市町村設置型の推進につきましては、11番議員にお答えをしましたので、今後とも当面は個人設置型合併処理浄化槽の普及を進めていくということですが、さらに、先ほどご提言がございましたので、今後、区域等のある意味では精査をさせていただいて検討を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、町営住宅の入居者選考の際に、町外から転居する若夫婦の点数を子供の人数も加味して高くするなどの配慮をしてはどうか、こういうおただしがございましたが、現在、町営住宅の入居者選考につきましては、御存じのように、町内、町外者の区別はございません。住宅の困窮度合いや世帯人数を点数化をいたしまして、点数の一番高い方を当選人として入居の許可をしているところであります。

なお、過去3年間の申し込み状況を見ますと、申し込み件数は80件ございます。そのうち、町外者は2件という状況にございます。

しかしながら、定住、二地域居住の促進や少子高齢化対策の1つとして住宅の受け皿は大変重要であると考えておりますので、今後、申し込み状況や問い合わせ状況を踏まえ、町営住宅に限らず、空き家住宅の活用等も考慮しながら総合的に検討を加えてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目、合理的なごみ袋についてのおただしがございました。

本町のごみ分別収集につきましては、住民の皆様のご協力のもと、燃えるごみを初めとした9種類の分別収集を行っております。その際には、ごみの種別ごとに定められた燃えるごみ、

燃えないごみ、危険ごみ、資源ごみの4種類の指定ごみ袋をご利用いただいております。17番議員のおただしのとおり、近年は住民の方々の環境意識の高まりにより、適正なごみの分別と指定ごみ袋の利用ルールも定着をしまいたところでございます。

しかしながら、現在でも、なお一部ではルール違反事例が見受けられる状況にございますので、指定ごみ袋につきましては、ごみの分別徹底のみならず、収集処理時における作業の効率化と安全性を確保するといった目的も有しております。したがって、ごみを排出する側、ごみを処理する側、双方にとっても種別の判断がつきにくく、違反ごみの増加や処理作業の効率が低下してしまうというおそれもございますので、当面、指定ごみ袋を1種類にすることについては、すぐに対応できない問題が残ると判断をせざるを得ません。今後、十分に検討を加えてまいりたいと考えております。

なお、現在市販されている指定ごみ袋につきましては、住民の皆様の負担を少しでも軽減できるよう袋の強度を保ちつつ、部材の厚みを調整しながら、製造コストと流通価格を抑制するための配慮がなされておると認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、指定管理者に関する1点目、ヒアリング時点では既に指定管理者が決定していたのではないかと疑問が出ているが、いかがかと、こういうおただしがございました。

結論から申し上げますと、そういう事実は全くない、このように認識をしております。

指定管理者の選定に当たっては、各集会施設等を除いた公募施設以外の施設も含めまして、全施設19施設について、去る1月29日から2月5日まで延べ4日間にわたって各団体のヒアリングを実施したところであります。ヒアリングにおきましては、指定管理者候補者選定委員5名で、各団体の申請の目的、理念、管理運営の経営方針、設置目的に沿った事業の展開、各団体の管理能力等を評価しまして指定管理者候補者を決定したところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、指定管理者に関する2点目、戸数の少ない集落のセンター管理について指定管理料を出す考えはあるかとおただしがございました。

各地域の研修センター等は、地域住民の交流の促進、研修、その他集会等に使用するため建設されたものであります。本来であれば、各地域が事業主体となり建設していただく、このような考えもございますが、町といたしましては補助事業等を活用し建設をしてきたところがございます。各地域の研修センター等は地域住民の利便に供するための施設であり、受益者性が高いことから、管理経費については従来どおり各地域でご負担をいただく、このような考えを持っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、金井建設工業株式会社の処理場に関して、その後の始末はどのようになったかというおただしがございました。

金井建設工業株式会社の破産手続が平成20年4月22日に開始されたことを受け、町から破産管財人に対しまして、残存する基礎の撤去を含めた売却等の処理をされるように申し入れを行いました。しかしながら、リース物件等、一部撤去された施設もございしますが、経営状況の悪化等の事情もありまして、事務所、償却プラント、中間処理場等はほとんど手つかずの状態になっております。こうした状況を踏まえまして、破産管財人に対し、再度、町の基本的な考えを伝えるとともに、当面、問題となる占有されている町有地の貸し付け料について協議を進めた結果、平成20年度の貸し付け料については10月31日に納入がされ、賃貸借契約が切れる平成21年度においても破産管財人と契約を更新し、納入されることを確認しているところであります。

いずれにいたしましても、今後とも破産管財人と情報を密にしながら、適正な財産管理を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、子育て支援に関して、地域活性化生活対策臨時交付金による小学6年生までの医療費無料化についておただしがございました。

地域活性化生活対策臨時交付金は、国の平成20年度第2次補正予算において創設された今年度限りの景気対策を目的とした交付金制度であります。交付金の性格上、継続的な乳幼児医療費の一部を扶助するという単独事業は本事業になじまない、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 では、何点か再質問をいたします。

合併浄化槽についてでございますが、先ほど11番議員の質問のときに、自分の土地内は自分でやらなければならないというような、私はそういうふう聞いたんですが、そこはそうなんですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

市町村設置型につきましては、浄化槽の設置だけが町でやると、金額は。あと取り付け管につきましては、個人の支払いで取り付けするというところでございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 管理料についてはどうですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 管理につきましては、大きい場合は特別会計とか企業会計になります。それで、役場で一応、全部管理ということになります。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 大きい場合はと言いましたが、大きいというのはどういう意味ですか。大きい、小さいというその。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 大きいというのは、企業会計の場合でございます。企業会計か特別会計でやりなさいというようなことになっております。ちょっと大きいとか小さいはすみませんでした、とりあえず企業会計か特別会計ということになっております。

以上です。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 大きい企業会計というと、槽で違うんですか。何人槽とかで違うわけですか。市町村設置型というのは槽で違うんですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 すみません、そこまでは、ちょっと把握しておりません。企業会計か特別会計で処理するよという要綱がございますので、それにのっとりましてお答えいたしました。

以上です。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 そうしますと、それだけのことで先ほどの11番の答えをしたわけですね、その点も把握しないで。市町村設置型というのは、例えば個人の5人槽であっても7人槽であっても、その地域で30軒がまとまれば、それに当てはまると。設置について事業費の2分の1を国がやりましよう。事業費ですから。その中に合併槽だけと、私はちょっと聞いていないんですけども、それは町のほうで調べたんでしょうから、それはそれでいいですが、あとの管理費も町で、例えばすべての管理費、修理費を町でやるんだと、事業化して。だから、管理がしっかり、例えば個人だと、うちは1人しかいないから2年に一回でいいよというもの

を毎年やると。だから、きれいな水が出る。そのかわり下水道、それから農業集落と同じで、水道料とともに使用料を同じに、下水と同じにもらうわけですよ。そういう事業なんですけれども、ただ大型というのは、21人槽以上であれば1基でもいいですよという法律だと私は聞いているんですが、その辺はどうですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

今回、モデル型に変わりました、市町村型も。モデル型でやる場合には30戸以上と。今までは20戸以上の住宅でしたが、モデル事業による場合は、今度は区域を拡大したということで30戸以上としましたということで聞いております。

〔発言する者あり〕

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

建設費、維持管理費など特別会計により経理し、適正な料金確保を見込まれることということで、これらを満たすすべての要件等によって、住民から浄化槽の建設や維持管理費、失礼しました、維持管理費は住民からいただくというようなことで役場の管理になると聞いております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 それでは、課長、申しわけない。私のほうがよくわかっているようなので、課長に——ごめんね——あと、それ以上は聞きませんので、町長と話します。

高性能処理ということで、南会津町はこれを使っていますね。非常に素晴らしいことだと思います。一つのしっかり市町村設置型でやりますと、しっかりこの高性能型は管理をいたしますと、例えば例として大阪のイジ地区という、これは170の合併浄化槽があるそうです。このうちの130が3ppmだったと、出口の水が。基準というのは、公共下水道で15ppm、それから合併処理20ppmと聞いておりますが、3ppmだったと、こう言うんですね、飲み水ですよ。特に下水道というのは消毒をした後で入れて、はかるわけです。合併処理浄化槽は消毒前なんです。消毒してないんですよ。それでもきれいになると。しっかり管理をすれば、こういうきれいな水が出る。

私は伊南川のほうへ行ったときに、今、伊南川にはアユが上がってこない。もちろん冷水病があると、こういうふうに言いますが、やっぱり人によっては、この水の生活雑排が半分以上原因ではないかというご心配をされておりました。スキー場の客、客と言うけれども、釣り客は1年を通して来る。そして、必ず泊まっていく、まんまも食う、弁当持っていくと。実際、

その民宿の人は釣り客のほうがうんと銭を落としていったよと、こういう話があるんですね。やっぱりアユのあがらないのが、こればかりではないでしょうけれども、この原因の1つであれば、しっかりと管理をする、こういうシステムですね、市町村設置型にするべきじゃないかと、こう思うんです。

町長に意見を聞く前にもう一つだけあれしますが、この施設というのは非常に災害にも強い。中越地震のときには、その近くのところに75のトイレのうち使えるのは5個だけだった。その5個がこの単独合併浄化槽だけだったと言うんですよ。下水は間が切れたり、農集も間のパイプが切れたりして全然使えなかった。

そういう環境にも優しい、使うのも非常に便利だし、つくるのも1つの設置型というのは利便性が幾つもある。浄化能力がすぐれていると。それから設置コストも安い。それから、短時間で設置ができる。汚水処理のコストも安い。国の助成も多い。環境にもいい。こういう一つの研究が出ているわけです。そういうことからすれば、いろいろなこれから全体のことを考えると、もちろん先ほど検討するとは言われましたけれども、やっぱりできるだけ早く、今の下水道の下水と農集には加入率が非常に悪いんですね。その加入している人が、恐らく、先ほどの11番議員の話ですけれども、加入している人の使用料は恐らく管理費の約半分しか集まっていないと思うんです。そうしますと、残りの半分は、例えば5,000万集まったって1億かかっていけば、残りの半分はその下水道も農集も使っていない人の税金から足しているわけですよ。これが本当に長年続けば、先ほど11番の話じゃないけれども、この下水とここで、夕張メロンのメロンの町の夕張みたいになってしまったんでは大変だということなものですから、やっぱり一つの、答弁はあれですが、もう一度考え直して、すぐとは言いませんが、検討という中身もしっかりもう一度検討してもらいたい、こう思います。町長いかがですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、議員がおただしの具体的な項目について答弁がかみ合わなかったこと、おわびを申し上げたいと思います。その上で、やはり検討というのは職員はやらないことなのかなど、こう思いながら聞いておりました。ここも、先ほど申し上げたように検討はあくまでも意味を探れば、課題として受け取って、吟味をして、しっかりと説明責任を果たす、こういうことになると思いますので、このことについては、ここでお約束をさせていただきたいと思います。

その上で、私も先ほどの答弁で申し上げたように、平成16年に田島の町長をさせていただいたときに、このままで行ったら一体財政はどうなるんだろうというふうに、実は特別会計では

つきり思いました。それで、下水道工事も合併処理浄化槽の環境政策もそのまま、市町村型と個人型がありますが、いずれにしても国策なんですね。この国策の中で国が決めたから、じゃ、それは環境にいいから導入を図ろう、こういう形で来たんだと。ところが、その時点では役場の職員も含めて精査をする能力が十分でなかったと認めざるを得ない。そして、将来に残す負担がどうなるのか。ここは起債があるから、有利な起債があるから大丈夫だ、こういうことで進んできたのかもしれない。

しかし、今、議員がおただしのように、現実に破綻している自治体があるわけです。その理由は幾つかありますが、実は大きな主要な原因になっているのが下水道工事であるという自治体もあるわけですから、ここは慎重に、それこそ前向きに当然課題分析をしていくと、こういうことになるかと思えます。

ただ、1つだけ私が当時できなかった理由が、もう全体計画があるんだと、こういう既成概念ですね。例えば林道工事でも私はとめようと思った。しかし、これも国費がついているのでとまらない、こういうこともありました。ここは、やはり縦割りの行政の中の一つ改善点だというふうに思っておりますので、ちょっともう一度、気持ちを入れかえて検討をさせていただきたいというふうに思えます。その上で、町民の方々がこれまで個人型でやってきた、あるいは農業集落排水がある、林業集落排水がある、ここのところの整合性を図りながら、住民の方々に公平感を損なわないようにちょっと調査させていただきたい、こう思っております。よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私も国の政策が1つやって、また次に埋もれて、ぐるぐる回っているのは確かにいいとは思いません。ただ、町としても今地方分権の時代になったので、前のやつが悪いのであれば、もっといいのが出たのであれば、やっぱり別の区域はそれに直していく、この浄化槽ばかりじゃなくて、そういうことは必要だと。町長のいろいろな意見からすれば、それを即やる町長だと、こう私も思っている面もありますので、ここはしっかりともう一度検討していただきたい。

特に、もう一点なんですけど、21人槽以上というのは大規模浄化槽で1基でも市町村型設置ができるんですよ、町が申し込めば。今、ある会社2件ぐらいから、本当にそうなのかと、うちで40人から50人のをつくりたいんだと。そうすると半分出るのでも助かるなというところもあるんです。ただ、町が参加しなければできないんです。そういうことからすれば、一つのこの中に大いに参加していただきたいと、早目に。できればことしやりたいとかいうところも

あるものですから、それは答弁はいいですが、時間がなくなりますので、次に移ります。よく検討していただきたいと思います。

町営住宅についてはわかりました。そのように、各3年間のうちにたとえ2世帯であっても、やっぱり大事にすべきだと私は思いますので、よろしくお願いします。

3番の合理的なごみ袋ということで、これについては一つのもう少し強いものになったと、こう言いますが、確かに危険ごみという袋、あれ、例えばじゃもつと枚数を少ないものにするとかね、そうじゃないと一般家庭では、あれ、20枚ついていけば、間違いなく10年もちます。その辺の検討はどうでしょうかね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

こういう考え方、組み立て方が本当にいいかどうかという検証をこれまで余りしてこなかった。それは悪い人がいるから、悪い人が、できない人がいるから、それをどうにかしようというところから、その対策を始めるというのがこれまでのスタンスだったですね。しかし、本当に誠意を持って、そして環境のことを考え分別をしている人たちがどうだろうかと、こここのころの視点がどうしても欠落していた部分があると思うんですね。

ですから、ここの判断は、善意に生活を、暮らしを進めて、できるだけ町にもごみ処理とかそういうものの負担をかけないという善意で生活している方々に視点を合わせた対処方法というのを考えなければならない。きょう、議員の意見を聞いていて、そう感じましたので、総合的にちょっと内部で検討させていただくと、こういうことをご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私も若い奥様から言われたものですから、非常にやっぱり答えをしっかりと、私が若いと言うと若妻会ではないんですが、非常に若い人、まだ学校へ子供が行っている人ですから。

それから、このごみの関係なんですけど、もう一つ若妻から言われたんですけども、ごみの処理の中でペットボトルがありますね、あの中で油のついているものは燃えるごみにしなさいと説明を聞いたと。ところが、油のついたのを燃えるごみの中へ置くと持っていかないというんだ、ペットボトルを持っていかないと。この辺はどうなんですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおりに、油のついたやつは燃えるごみ対応になっております。その

辺は、ちょっと収集業者に再度こちらのほうで話をするということで、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 恐らく業者がいいとか悪いとかの問題じゃなくて、もう中身というのはわからないですよ、ごみの中へ入っていると。そうであるならば、例えばそのペットボトルには赤い紙を張るとか、何かの方法をしないと、何度か置いていかれて非常に腹が立ったというあれがありましたので、その辺はまたよく、業者さんを悪く言うことはないですので、これはその辺もしっかりと対応していただきたいと思います。

それから、先ほど合併浄化槽のところでも1つ忘れたんですが、要望にもなるんですけども、合併浄化槽、これについて業者がいろいろいると。それで、この業者の中から完成工事、あるいは途中での検査、これをしっかりやってもらいたい。やっぱり我々はわかりませんが、業者から見て、あれでいいのかなという工事を見かけることが非常にあります。あんなことでいいならおれもということでやっているのではあるまいなと言ったら、それはしてないということですが、検査をするのであれば、完成検査だけでなく途中の検査も、抜き打ち検査、あるいは、そういうこともしていただきたいと、こう要望しておきます。

それから、4つ目の指定管理者についてです。

ほかの人のやつは、ちゃんと時間をつけておるんですが、自分のを最初つけなかったものから、何時から始めたかわからなくなってしまって、看板立つんじゃあるまいなとか。

このヒアリングの時点では指定業者が決定していたのではないかという疑問が出ているというのは、皆さん見たと思うんですけども、チラシが出たんですね、ちょっと募集のチラシが。ここにちょっと持ってきたんですが、従業員募集のチラシが出たんです。これが4カ所をひっくるめての従業員募集なんですけれども、そうしましたら、これはいつからかと思えば、私は緊急雇用対策で「会津高原夢開発株式会社スタッフ募集のご案内」ということで応募、調理師免許取得者、マイカー通勤のできる方、厨房、食堂サービスと。どこかという与会津高原台鞍スキー場、道の駅たじま、会津高原憩いの家、会津山村道場、この4つのどこかにやりますよと。これはいいんです。ところが、これ、出たのはいつだと思いますか。ヒアリングの日に新聞に折り込んだ。

ヒアリングの時点では、もうこの夢開発にここはいくと決まっていた可能性は、私、言われて、そういえばおれも見たと。私も電話したんですよ。いつからですかと、3月初めだったから、これは4月からの人ですと、こういう答えをいただきました。そうしますと、その日にこ

こへヒアリングに行った人、もうこれだけじゃなくて、すべてそうだとすれば、公募でヒアリングに行った人は仕事を休んで、自分の大事な仕事も休んでヒアリングに行ったと。こんなことならば、最初から公募しないでくれと、こう言われたんですが、この辺はどうでしょう。何かの間違いかどうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

多分、同じく応募をする側からすれば、ただいま議員がおただしのような感情といたしますか、認識を持つのではないかなというふうに思いますが、私たちが第三者といたしますか、適正な公募で指定管理者を決める側からしますと、先ほども申し上げましたように、まずビジョンを示してほしいと。ビジョンとともに組織体制のあり方について、しっかりと確約できるのかと、こういうことです。したがって、私はそのチラシといたしますか、人員募集のまず最大の欠点は、指定管理者に指定をいただいたときに、あなたを採用するお約束ができますと、こういう1項目が入っていなかったことが欠落の部分だと思います。

ですから、私はそういうことが当たり前だと思っているのは相手方であって、私どもではなかったと、こういうことだと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 ただいま町長が答弁したとおりでございますが、つけ加えさせていただきたい部分がございますので、あえて発言をさせていただきます。

それで、今回の指定管理者の応募に当たりましては、募集の締め切り期間を1月23日ということにさせていただきました。それでヒアリングの日程は1月29日から2月5日までということで実施したわけでございますが、この1月23日の締め切り時点で、今おただしのありました指定管理者の施設の応募状況につきましては、今のお話のありました会津高原夢開発株式会社1社ということでした。

したがって、そういう状況を踏まえて、多分、会社のほうではそういった社員の応募のチラシをまいたのかなと、こんなふうに私は類推しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私も応募の書類は、別にどここのではないですけども、非常に管理から、人的ものから、それから運営に対してから非常によくできた応募の計画書。だから、このぐらいであれば、しっかり管理できるのかなという、それは見ました。ただ、今の話

の中で、1社であっても例えば必ず指定になるとは、応募しているわけですから、ないわけですね。勘違いはもちろんあるでしょうけれども、当然、この指定管理の表を見ますと、議会に配られたものですから、これを見ますと、応募が1カ所しかない、この団体でもだめになっているものもあるわけですよ。でしょう。

そうであるならば、ヒアリングとか審査をしない段階で、1社だから、なる可能性があると思うのは私は間違いだと思いますが、その辺はどうですか。1社のところは、すべてこれ管理になってないですよ。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、広く町民の理解を得ようと思えば、当然そうだと思うんです。ですから、これは、ある意味、私は委員会のメンバーではないんですが、委員会も含め、指定管理を応募した側のある意味では拙速だったと思います。ここは今後十分に注意を促していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。その辺も、だれにでも間違いも勘違いも、これはございますので、そういうところを私は責めるつもりもないですが、やっぱりその辺のことをしっかりと公募の文面なり公募のところではしていかないと、今後のいろいろな面で影響してきたんでは困りますし、我々も聞かれて、ちょっと説明には戸惑うことなので、今後、公募をして当たらなかったところへは、例えば理由で、こうこうこういう簡単な理由、ですから今回はだめでしたというものは出しているんですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

当然のことながら、応募のあった団体につきましては、その結果につきまして、それぞれ通知をしておるところでございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。その文面の中に、やっぱりしっかりとだめだった理由というものは書き添えていただきたいと、こう思います。

管理者の次の2つ目なんですけれども、先ほどの町長ですと、そのまま集落で責任を持っていただきたいと、こういうことなんですけど、これはもちろんわかります、当然。なんですけれども、あるところでは、少ない戸数で、たまたまそこにある建物なので指定管理をしていると。

大変すばらしい建物で、浄化槽なものですから、浄化槽だけでも年間十五、六万かかるということなんです。戸数が非常に少ないので、ここを使わずに区長のうちでやっても会議はできるぐらいの人数だと。現時点では何とかなっているけれども、今後どうしたらいいんだろうと。電気料から全部やると30万も40万もかかってしまうという話も聞いてきました。それは、そこ1カ所に限らず、いろいろなところで出てくると思うんですね。

こういうところに関しては、先ほどは、もし指定を返納された場合はどうしますかということには、ちょっと答えなかったものですから、その辺も含めてお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれの集落によって集落の元気が違います。もちろん地域力として、それは受けとめなければならないことではありますが、区長さんというか、あるいは駐在員といいますか、そういう方を通して私どものところにはまだ要望が上がってきておりませんので、集落内の各施設とか、あるいは農業用水とか、あるいは町道とか、さまざまな集落内における修繕等が必要なものについては、絶えず関係課が掌握して、それが事業計画に上がっていくと、こういう認識でおりましたので、そのこのところについては、今後、集落をしいていただければ個別に対応をしていきたいというふうに思います。

ただ、これは12番議員から、以前に質問されていた事項がありまして、つまり、頑張る地方応援プログラムという国の制度があります。そして、頑張る自治体に交付税措置をしたり、交付金の制度をつくったりして応援していこう。これは町全体で見れば、それぞれの集落にも、そういう応援の仕組みをつくっていくべきだろうと。それが、今、まだ、そこまで体制が固まっていない部分がありますから実施の段階に入っていませんが、いずれ、それぞれの集落のところ、それぞれの集落の経営といいますか、運営といいますか、の実態が見えてきたところに支援をするといいますか、交付金を交付すると、こういう形になっていけば、今の問題も解決できるのかなど。それは今すぐということではないので、当面、今すぐの課題としてあるのであれば、しっかりと事情を聞いて今後対応していきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 どの集落とは、ちょっとここで言えませんが、後ほどこっそりと町長の耳に入れたいと思いますが、やっぱりうちの集落なんかも近いので、もっと小さいところで、我々もそういうことは非常に、昨年からの議会報告会をするようになって初めて知りました。希望をして、でっかいのを建ててくれと言ったところは、我々も自分たちが言った

んだもの、しょうがないよと言えるんですが、たまたまそこにあったところを……

○渡部康吉議長 残り時間少なくなりましたので。

○17番 芳賀沼順一議員 希望しないでやったところは非常に気の毒だと、こう思いますので、よろしくをお願いします。

では、最後の金井建設のところの処理場について、50万の使用料は今後何年ももらえるんですが、最後にもらえなくなった場合の、もらえなくなったって、あの処理について、処理場の後始末を聞いて終わりたいと思います。どうですか、考えは。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えをいたします。

今現状、破産管財人と、あの施設を有効にそのまま使える業者がないのかどうなのか、そういう問題について今現在検討を進めております。ただし、現在のこの経済状況の中で、なかなかその後入ってくる業者さんがいないというのも、また現実、厳しい問題がございます。

いずれにしても、原状回復できるような形で破産管財人と話し合いを進めていきたいと思いますが、なかなか課題として、問題として大きな部分があることも十分認識しておりますので、精いっぱい原状復帰に向けての対策を今後進めていくということでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 信 作 議 員

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君の登壇を許します。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 朝からずっとやってきまして、私が最後です。中身の濃い質疑で疲れているとは思いますが、もう少しよろしく願いいたします。

私の質問は、経済問題も大分出てきたわけですが、ここまで景気が悪くなってきますと、いろいろな声が聞こえてきます、あるいは見えてきます。そういうことで、まず1点目は、業務の民間委託による効果の検証についてはという視点で質問をさせていただきます。

財政が厳しいというのは、我が町に限らず、もう全国的な傾向で、その中で行財政計画というものはそれぞれ行っておるわけですが、我が町においても、その中で業務の外部委託、アウ

トソーシングということで進めております。行政の効率的、効果的な運営のため、町が行うべき行政サービスの一部を民間に委託しています。民間の経営効率、あるいは専門性を活用することにより行政経費の削減やサービスの向上などの効果が期待され、民間への業務委託は、行財政改革からも推進すべきと私は考えますが、事務事業の民間委託についてお伺いいたします。

まず1点目、経費の削減効果があると言われてはいるわけですが、その削減効果についてはどのような方法で検証されているのかお伺いいたします。

2点目、委託した後のサービスの維持が果して適正に、あるいは向上しているのかという委託後の指導監督はどうなっているのかについて伺います。

次に、大きな2点目、地元の景気回復に効果のある対策をとということで伺います。

今の景気に関しては、これまでの質疑の中で、一般質問の中でいろいろ出てきたわけですが、本当に日々と申しますか悪化しております。私も近くの状態を述べさせてもらいますと、2月の補正予算がありましたので、臨時交付金に関してですね、そのころも一たん回ってみました。そうしたら、やはり来週からは、これは金曜日に休みになってしまうんだとか、そういう声も聞こえました。ところが、この定例会を前に再度行ってきますと、もう今は週2日勤務で、残り5日はもう休日になりましたと、そういう状況にあつという間になっております。

あるいは、近くの下請と申しますか、家族で小屋を利用してやっているような家族工業と申しますか、人は使っているんですが、そういうところにも聞いてみました。そうしたら、もう使っている人は全員解雇して、今はもう事業はやっていませんという状況になっていました。でも、聞いた中には頑張っている企業もありました。今のところは残業がなくなったくらいで、何とか勤務はできておりますという答えと申しますか、そういうのはあつたんですが、しかし、先が見ていないで不安ですというのは当然ありました。

そういう経済状況、私が言うまでもなく、きょうの中でも出てきましたように、本当に異常な経済状況の中で質問させていただきます。

国・県・町が一丸となって景気回復対策をあらゆる方法を講じているところであり、町民も早急に効果のある経済対策を待ち望んでおります。そこで、予算の執行や消費拡大について伺います。

1つ目、町の20年度の補正予算はさきに成立しまして、大方繰り越しということで、これから実際の事業が始まるわけですが、その補正予算の目的、臨時交付金の目的どおりに、その名前どおりに地域の活性化、生活対策、そういう名前でも臨時交付金が来ております。その

ように執行され、さらに今、本議会で21年度予算118億が提案されました。これら、この予算も含め、地元実際に景気対策に有効になるように執行される、そのためにこの事業の発注、入札、契約方法、しっかり工夫してもらいたいと思いますが、その点を伺います。

次に、地元商店街の景気対策についてですが、意外と町民の人は地元の利用が少ないという声もこの不景気の中で聞こえてきます。確かに遠くに行けば大型店がありますし、そのとき買うときの価格的には確かに安いといえますか、安いという意味での経済効果、消費側、買う側にとってはありますが、しかし、長い目で見れば、地元の商店街の景気対策という意味では私はどうかと思います。

そこで私は、住民の利用促進と消費拡大によって地元の商店街の経済循環を図るために、あえて職員が率先して地元の商店を利用してもらうような協力を求める考えはないですか。その点について伺います。

今の経済状況は、もう町長初め行政側、十分理解されて対応されると思います。そういうしっかりした答弁をいただければ、私も安心して質問したかいがあるわけですが、以上、演壇より質問いたします。以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、業務の民間委託による効果の検証について、1点目、経費削減効果をどのような方法で検証しているのかと、このようなおただしがございました。

まず、町では民間委託に関する基本的な事項をまとめたアウトソーシング基本指針を定めております。その中でサービス水準の維持向上につながるか、行政責任が確保できるかなど、7つの判断基準をもって民間委託を行うべきかどうかの判断をしております。その際に、民間委託の実施についてコスト比較を行うわけではありますが、単に予算額を比較するのではなく、そこに携わる人の人件費や業務監視にかかる経費等についても比較対象としておるところであります。

なお、業務の民間委託につきましては、単なる経費削減効果という視点だけではなく、その専門性を活用して住民サービスがどのように向上するか、このことも含めて今後さらに検証を加えてまいりたいと思います。

次に、2点目、委託契約後の指導監督についてのおただしもございました。

委託業務につきましては、民間委託をしても町の業務であることに変わりはありません。したがって、担当課において常に指導監督に努めておるところであります。また、委託業務

が契約どおり適正に完了しているかどうか十分に成果確認をしながら、事業効果を検証しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、地域の景気対策に関する1点目、有効な予算執行のための事業の発注、契約方法の工夫や対策についておただしがございましたが、予算の執行に当たっては、当然のことながら地域への経済波及効果に最大限配慮してまいりる考へであります。その中で事業の発注契約については地元事業者を優先させるとともに、幅広く経済効果が波及するよう、可能な事業につきましては分割発注を進めてまいりたいと考へております。

また、事業の早期発注に努め、平成20年度補正予算と新年度予算を連動させた切れ目のない予算執行を通して、実効性の高い経済対策を進めてまいりますので、ご理解、ご支援をお願いしたいと思ひます。

次に、2点目、地域の景気対策のために職員が率先して地元商店街を利用するよう協力を求める考へはないか、このようなおただしがございました。

統計的な数字は持っておりませんが、職員の食料費、燃料費、光熱水道等、基礎的日常生活費については、その多くが地域で消費されているものと認識をしております。しかしながら、職員それぞれ生活事情も違ひます。さらには消費志向も多様化しております。このことから一律的な協力要請については難しいものがある、このように考へておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 外部委託に関してですが、経費削減だけではない。もちろんサービスの向上も、その他あるわけですが、その効果ですね。委託する側の効果、受託する側の効果、それぞれ思ひがあるわけですが、その中で私は、この経費というもので今回は聞きたいのは賃金格差ですね。その差が結局はその経費削減かなと私は考へています。賃金いじめというんじゃないんですが、予算も毎回マイナスシーリングで、どんどん委託料も3%、5%減ってきております。そうすると、受託側ではもう、もちろん物件の削減もいろいろ考へるわけですが、どうも最後は賃金のところに行きそうだと。もう三セクの状況、その他のを見ますと。その辺、この削減効果と賃金との関係、私は余りに安過ぎるんじゃないかと思うんですが、その辺の考へをお伺ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

結論から申し上げますと、もととなるその経費がシーリングをかけられますと、その次の年はそのシーリングをかけられたものがもととなりますから、もうその削減の相乗性というのは非常に高い。このことは、わずか3%、あるいは数%というとらえ方では私はできないだろうというふうに思っています。

そんな中で、ただ、経費の判定をするときに大事なのは、委託をする側、受託する側、双方に将来ビジョンをどうつくるか。つまり、その施設なりその事業が、当町にとってどれだけの存在感があるか、あるいは存在感をどうして導き出していくのか、こここのところをやっぱり社内ですっかり議論をし、あるいは庁内で、町の担当内ですっかり議論をしてその経費の算出をしていかなければならない。そこで重要なのが、議員ご指摘のように、やはりそこで働く方々の生活給となる賃金についてどうあるべきかということが出てくると思います。

今回、町のほうで考えているものは、補助費についてもシーリングを若干かけさせて、物件費等の削減を図っていますが、今、私が当面して経験した話を1例だけ申し上げますが、社会福祉法人南会津会の中で、田島にあります特老施設が現在まで直営で厨房を進めてきました。ここ南会津会では、最後の民間委託ということで田島の特老施設を民間に委託を下さい、こういう方針が出ておりました。そこで私が理事長をしておりましたので、そののいつてみれば委託の応募者の審査をするときに、それでは現在まで働いていた職員の方々、社員の方々が、今後、あなたのところで委託を受ける場合にはどのくらいの給与の削減率になるんですか、こここのところは審査の基準に今までは余り入っていなかった。今回入れさせてもらいます。そして、95%で受けたいと、こういった会社が実はビジョンとか計画とか全部精査しましたら、内容的に経費が1円だけ安かった、1人当たりの経費、入居者の。

こういうことですので、やはり必ずしも経費が安いから人件費が安くなるということではなくて、その会社全体の経営のビジョンというのを我々は確かめながら選定をしていく、こういうことですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長　4番、馬場信作君。

○4番　馬場信作議員　マイナスシーリングという中で、どうしても今度、受託する側は、そういう競争率の中でしのぎを削って受託するんだったら、確かにいろいろな経費削減の最も効率のいい業者に委託もできるだろうし、受託がされると思います。ところが、町内は比較的随意的な委託といいますか、公社なり、三セクなり、福祉協議会なり、いろいろそういうところになってしまうと、どうしても最後にマイナスシーリングで年々来ますと、やはりもう物件費

がもう底が尽きるといいますか、削減ですね、人件費に来て、本当に生活費という人件費が一番きつくなるわけです。

そうすると、本来のまたこのアウトソーシングの目的である民間活力、あるいは地域の雇用とかいった、そこまで悪影響を及ぼすと思いますので、ただ、今、答弁にあったような考えで、賃金だけじゃないということもあるということも聞きましたので、安心はしておりますが、その辺はこれからも、ただ単にマイナスシーリングで委託料もそっくり横並びじゃないんだということだと私は思いますが、その辺の考えをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

全くそのとおりです。マイナスシーリングで、このあれでいいということではなくて、ただ、そのシーリングの解釈の仕方ですが、例えば補助費とかいう場合も、その課で関係をする団体に補助するときに、すべてが3%に一律でやるということじゃなくて、その課で持っている物件費等の総合的な中で3%に抑えていただくような工夫、あるいは改善ができないか。だから片方が5%になるかもしれません、マイナスシーリングが。しかし、片方ではプラス2%になるかもしれない。こういう検証を絶えずしていただきたいということなんですね。

ですから、私たちは、先ほどご指摘もありましたが、前にやったから、例えばごみ袋についてもそれでオーケーなんだというんじゃなくて、状況が変化していくわけですから、変化していく中で実態に合った改善をしっかりとしていきましょうと、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 次に、外部委託したからといって別に責任がないわけじゃないと、そのまましっかり指導監督、検証をしていますということでしたが、1つは、それは当然委託側、受注側でそういうことはやっていると思いますが、それは文書的にも、記録としてしっかり後々残るようにした形で残っていますか。その辺確認したいんですが。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

通常の委託業務に関しましては、毎月、月に1回が多いと思いますけれども、必ず業務の報告書を受けております。その内容を精査して、十分検証をしてチェックしてから支払いの手続きをとっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 当然ながら文書に残して、それを次に伝えてということは必要でしょうから、これからもお願いします。

もう一点、この中でアウトソーシング、外部委託というのは、行政改革という言葉が使われたときから、昔からですね、私もそういうことはわかっていたんですが、最近の情報化時代には、今度は情報の漏洩、流出、これと外部委託、この辺が公務員の方々、職員の方々は当然採用に関してはサービスの規定がありますので、それなりの日本国憲法云々の宣誓はします。ところが、外部委託先の場合は、これはいろいろな、それは組織があると思いますが、その辺が今の時代、新聞でも見られるとおりに、本当に何とかソフトがありますよね、よく、それこそ自衛隊から教職員まで時々本当に新聞に出てくるわけですが、その辺は今度、時代とともに、やはりまたいろいろな視点から十分にそういうことも新たな指導監督の中にも入ってくると思いますんで、その辺は特に私は注意が必要と思うんですが、その辺の考え方を伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私のアウトソーシングも、それから委託業務についても、あるいは場合によっては補助費運営の団体についても限りなく、先ほど申し上げたように町の言ってみれば行政に関する事業であると、この認識はやはり形態が変わっても変えるべきではないというふうに思っています。そこで私は職員の皆さんに「任せて任さず」、なかなか何だ、どっちなんだ、はっきりしろと、こういうふうになるかもしれませんが、任せます。しかし、任せっ切りにはしないということです。こうしないと、今言ったように絶えず目が届いていない、あるいは緊張関係が揺らいでくると。こういうことになりますとどこかにそういう業務に対する緩み生じてきます。そのときに、例えば町民なり、ある方々から聞かれたときに、自分から情報を漏洩するということは余りないと思いますが、聞かれたときに漏洩する可能性がある。こういう心配がありますから、任せるけれども、任せっ切りにはしない、こういう姿勢で臨みましょうということで確認をしております。

そんな中で、今回、臨時に職員の雇用の打ち切りにあったり、さまざまな状態の中で臨時の募集をして、今、町の中で、役場の中で働いてもらっていますが、このときに、最初の辞令交付のときに、その話をここで働きになる方に、情報の漏洩や、特別公務員だと、1カ月であろうと何カ月であろうと、その中で公務員法というものがあって、こういう約束事をしていただきたい。そういうことを、もし今後続けられないという場合は、ご遠慮いただく場合もありますよということで、この個人情報の漏洩については厳しくみずからを律しながらも相手にも

求めていくと、こういう姿勢でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 個人はもとより、そういう漏出するソフトも今あるんですね、間違っています。だから、そういうことも取り扱いはずいとも委託先には、そういう指導強化をよろしくお願いたします。そのソフトにかかると、あっという間に何万人もそのファイルがぱっと出てしまうので、よろしく、これはお願いしておきます。当然、理解されているものと思います。

次に、景気対策ということですね。

当然、工夫はしていると、地元いかに、業者に落ちるか、あるいは分割して発注とかはあったわけですが、具体的に、じゃ、執行するに当たっての発注方法、例えば入札の場合だったら一般とか指名、あるいは契約としては随意契約、あるいは見積もり合わせとか、そういう具体的な方法があるわけですが、その中で特に最悪の景気の中で工夫しているという点、あるいは工夫したという点があれば、伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

町長の答弁のとおり、なるべく地元事業者を中心としながら、なおかつ分割発注ができるものについては分割発注をしながら、経済の波及効果が幅広く及ぶような形で対応しているということでございます。

ただし、2月16日に臨時交付金関係の予算の議決をいただいた後、さまざま今発注作業に入っておりますが、まずは早目に発注するというのを優先的に今考えております。早目に発注をして、当初の21年度の予算とうまくつながって、切れ目のないようなその予算の執行ができないかどうかと、そういうものについて、今、意を尽くしてやっているところでございます。

ただ、物によっては地元の業者が対応できないものも当然ございます。例えばの例を申しますと、学校の耐震診断ですとか、ああいったものについては地元の業者さんでは対応できない部分がございます。すべて地元業者さんというわけにはいきませんが、最大限、やはり地域の経済活動の活性化を図るため、それに意を尽くしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 言葉の説明じゃなかったんですが、具体的にどうのこうのというのはまだないのかなと思っておりますが、ほかの自治体でやっているような例えば総合評価方式ですね。つまり、簡単に言えば、入札で最低価格であっても、その総合評価の方式で点数をや

ると2番目の業者がとる場合もあるわけです。ということは、その総合評価は何かとなれば、それは各自治体で、例えば本店がこの町にあるとか、あるいは貢献度とか、項目といいますか、点数管理するための項目は、それはいろいろな考える余地はありますが、そういうことによって、なるべく町に具体的に経済効果、波及効果があるような方法にするという言葉はわかりません。それを具体的にこんな方法でやりますということを私は早く示して、そして町の業者なり、商店街の人が、だったら応募してみようとか、あるいは具体的に、そうしたら町民も、だったら安心して、町に金が落ちるのかなという見える形の方法論が、工夫があるのかなと思って質問したんですが、その辺の考え方はどうですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員が今、言葉ではわかると言いましたが、総合評価方式というのは私も言葉ではわかりませんが、これは具体的に一たん落札した金額をそこで覆すわけですよ。これは限りなく恣意が入らないような点数化ができないと、逆に混乱をする。

ですから、今南会津町でとっている方法は基本的に指名競争入札です。一般競争入札はしておりません。その中で指名する業者のときに総合評価方式の各条項、関係事項をしっかりと精査しましょうと。それは、そういっても相手に伝わらないといけないので、これはそれぞれの建設業協会がございます。そこで年に1回あるいは2回、それぞれ町のほうの考えの姿勢、研修制度をどうとっているのか、技術者が技術者としての一たん資格を取ったから終わりではなくて、それをさらにアップするための創意工夫があるのか、これらについては、その段階で検証しています。そうして、みんなが、どこかの業者が総合評価で高くなるんじゃなくて、ここにある業者がみんなが底上げして、ある一定の技術レベルになり、それだけの受注能力があるような業者になりましょう、これが南会津町の現在のスタイルでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そういう方式はわかるが、いざ大変だとか、実際運用といいますか、やるには、ちょっと何か。それは新しいことをやるのはもちろん大変ですが、ちょっと何か弱気みたいに見えたんですが、私が入らない、恣意ということは私的な個人的な意見が入らないという意味合いだと思いますが、それは方式ですからね、これはいろいろな方式、類似のものを参考にしながら町独自の方式をつくれればいいんであって、何か私はないのかなという感じはします。

例えば、あと分割の発注というのも1つの方法ということで言ったんですが、これも具体的に例えば200万とか800万円以下は入札じゃなくて随意でできるとか、あるいは見積もり合わせでできるんだよという方法であれば、また業者の見方も、あるいはそうやってはっきりした数字的なことも示していただければ、もっといいのかなと。すべてがすべて入札じゃないですよと、それよりも金額の目安とかそういう考えはどうですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

大変ご心配はありがたいんですが、私どもは私どもの中でしっかりと精査をして、公平性と地元の企業の育成とあわせてやっております。その中で、随契についても事業には事業の特殊性というのがあるんです。そういう特殊性について随意契約している事例もありますので、ぜひ、担当のほうに行って具体的なことを聞いていただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 私も実は負のスパイラルという言葉は用意しておいたんですが、先に質問に出たんですが、結局、経済状況の中で今の状況は本当に異例なんですよ。前も町長は、今のは不況ではないと。金融、経済含めた一種の異常事態、本当に異例な今の状況ですね。

だから、それには、やっぱりそれなりの対応、対策が必要かなということで私は今回取り上げたわけですが、だれだったか、ちょっと言った人はわからないんですが、これからは恐らくはリーマンショック前とリーマンショック後という言葉が経済界で使われるだろうと。つまり、第二次大戦の戦前、戦後という言葉はよく使われますね、あるいは明治維新とか、そういう大きな区切りですね。それと同じように、今回のこの経済状況は恐らくは歴史的といいますか、後世になったらリーマンショック前、リーマンショック後という形で言われるほど恐らく大きな経済改革といいますか、変更といいますか、とにかく大きく変わるんだろうということになるという、実は聞いたことがあるんですが、だからこそ、本当にそれが大きな変革が負のスパイラルにならないように、やはり通常の対応じゃなくて、異例の経済には異例の対応も必要かなということで次の商店街の協力をということで私は求めたわけです。

つまり、今の経済状況で経済用語で言う可処分所得がやはり一番大きいのは、安定した職業にある公務員の皆さんかなと。今、民間は先ほど申しましたように失業はもとより、たとえ失業ではなくてもワークシェアリングという名前、あるいは時間短縮という名前で、1人の仕事を2人で分かち合うとか、そういう形でやっていますと本当に生活が大変です。生活給としても大変です。そういう場合は、恐らく可処分所得が少ないというふうに私は言われるんだと思

います。

だから、そういう中で私は何か、もちろん個人の自由はありますし、あれですが、そういう中で私は本当に地元商店街の振興ということはもう常日ごろ言われているわけですが、それを何かの形であらわすことができないかなという形でお願いの質問という形になったわけですが、そういう考えに立って協力はやっぱり無理なんですかねということで、もう一度伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

行政に身を置く者、役場の職員あるいは一部事務組合、あるいは広域市町村圏組合、広域消防職員、あるいはまた限りなくそういう公的資金が投入されている社会福祉法人南会津会等の職員の方々に申し上げておりますが、子供じゃないんだから私から細かいそんな指示を受ける前に、職員としてあるいは公僕として今何をしなければならないか、みずからが十分思慮し判断をして行動してほしい。私はその結果、先ほど申し上げたように、限りなくここで地元で求められるものは求めていく、そういう行動になってきていると思います。ただ、やむを得ず一部生活スタイルが違う、こういうことがあった場合、例えば養育をしている子供、あるいは扶養しなければならないご両親、さまざまな、介護をしている方がいます。これらについては、やはりそのついでにはほかから買い求める、こういうこともあるんだろうと、こう思います。

私は今後もそういう形で、みずからの判断のもとで、自分が置かれた立場から地域における貢献とは何かというふうなことを判断して地域貢献をしていく、そんな職員をこれから育てたいし見守っていききたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 これはいろいろ、それぞれの考え方ですから、「みずから」というのは、当然もう大人ですから、そしてまた地元で何を期待されているかということも含みまして、これは「みずから」ということは当然ですが、商店街に行きますと、意外と職員の人は来ないんだよねという声も聞きますし、でも、そういう場合、私は、いやあんた方の努力が足りないんだと、ちゃんとコマース含めて販売の努力ですか、そういうことも必要だよと。だから、これはお互いさまなんですよ、ある意味じゃね、正直言って。でも、お互いさまということは、イコール両方で頑張らなくてはいかんから、商店も頑張る。その場合には、ぜひこういうみずから協力してもらうような職員の人になるようお願いしまして、私も質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明12日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

散会 午後 4時36分

平成21年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成21年3月12日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

5番 山内 政 議員
9番 大宅 宗吉 議員
8番 楠 正次 議員
1番 湯田 哲 議員
19番 大竹 幸一 議員
12番 星 登志一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (20名)

1番	湯田 哲	議員	2番	渡部 俊夫	議員
3番	高野 精一	議員	4番	馬場 信作	議員
5番	山内 政	議員	6番	渡部 優	議員
7番	星 光久	議員	8番	楠 正次	議員
9番	大宅 宗吉	議員	10番	渡部 忠雄	議員
11番	湯田 秀春	議員	12番	星 登志一	議員
14番	平野 昌盛	議員	15番	阿久津 梅夫	議員
16番	渡部 東	議員	17番	芳賀沼 順一	議員
18番	菅家 幸弘	議員	19番	大竹 幸一	議員
21番	五十嵐 司	議員	22番	渡部 康吉	議員

欠席議員 (2名)

13番 星 和男 議員 20番 児山 寿明 議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	直轄政策室長	室井裕	総務課長
星光幸	企画観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	近藤甚悦	健康福祉課長
星安晴	環境水道課長	角田厚	農林課長
渡部文政	農業委員会 事務局長	斎藤友一	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星廣政	舘岩総合支所長
横山孝夫	伊南総合支所長	児山忠男	南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。都合により欠席届のあった議員は、13番、星和男君、20番、児山寿明君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願いいたします。



◇ 山内 政 議員

○渡部康吉議長 それでは、5番、山内政君の登壇を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 おはようございます。

議席番号5番、山内政。質問通告により、ただいまから一般質問を行います。

質問は大きく分けて2つであります。

まず初めに、1つ目の質問は、ことしの冬の除雪についての課題について、3つの項目にわたり質問を行います。

ことしの冬は暖冬で降雪が少なく、本来、雪国に住む者としては、雪おろしや雪片づけが少なくて本当に助かったという人が大多数だと思います。しかしながら、除雪等で働く者からすると、運転業務の減少で賃金が余りもらえなかったという現実がありました。また、業務を請け負う事業者も、除雪機械を確保したものの、それに見合うだけの稼働日数が上がらなかったのではないかと危惧するものであります。

1番目でございますが、暖冬の影響で降雪が少なく、雇用という面からすると課題があると思われませんが、そこから見えるものは何があると思われるかお伺いをいたします。

2番目、総合支援センター伊南で取り組まれた、除雪従事者による高齢者見守り隊の活動について、その内容、成果及び課題についてお伺いをいたします。また、新年度以降、伊南地区以外の他の地域でも同様の取り組みをされる計画があるか、あわせて伺います。

3番目、町道の除雪の稼働日数はどのくらいだったか。これは、12月から2月までの地域別で、おおよその日数についてお伺いをいたします。除雪経費は、当初の稼働日数より少ない場合、残予算となりますが、その後の使い道や予算としての扱いはどのような扱いになるのかをお伺いをいたします。

大きな2つ目につきましては、総合支援センターについての課題と今後の運営方針についてであります。

今年度1年間、3つの地域で総合支援センターを開設し運営をされてきましたが、運営の中での課題は何かあったのか、また新年度の運営方針についてお伺いをいたします。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 5番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、今冬の除雪に関する1点目、暖冬の影響による雇用の課題についておたがございました。

本年度の道路除雪業務の出動日数については、2月現在、昨年度に比べまして25%程度減少しております。そのため、除雪委託業者にとりましては、収入面から見ますと大変厳しく、雇用への影響が懸念されているところでございます。

町といたしましては、除雪体制を維持するためには、除雪委託業者の経営の安定が不可欠であることから、積雪量にかかわらず一定の収入が確保されるような方策が必要であると、この

ように強く考えているところであります。そのため、現在、高齢者世帯や居宅介護をされておられる世帯等の見守り活動や集落機能の維持・支援などの、いわゆる町が抱える課題解決につながるような事業の委託等もあわせて行うことにより、道路除雪以外でも雇用の確保が図られるのではないか、このような考えのもとで努力をしているところでございます。

次に、2点目、総合支援センター伊南での除雪従事者による高齢者等見守り隊の活動についてのおただしがございましたが、町では、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯、さらには施設に入所できずに居宅介護生活をされている方々の安全・安心な生活が確保されるよう、除雪オペレーターの出動待機時を活用した高齢者見守り支援事業を立ち上げて、本年度から伊南地域でモデル的に実施をしたところでございます。

実施内容につきましては、除雪オペレーターが各除雪担当路線内の高齢者世帯等を巡回し、高齢者や介護者などの安否確認を行うとともに、困り事や相談事の聞き取りを行い、総合支援センターを経由して各担当課に引き継ぐ内容としております。

なお、巡回は2人1組で4班を編成し、145世帯を1週間に1回の割合で訪問をしております。

事業途中でもありますが、成果といたしましては、訪問先から話し相手ができるようになった、役場への連絡が密になったなど喜びの声が寄せられているところであります。

また、課題としては、除雪ネットワーク事業等との一層の連携や、さらなる高齢者等対象者ニーズへの対応が挙げられます。

また、新年度につきましては、これらの課題や成果を検証しながら、町全体への支援体制の確立に向けて積極的に検討を進めていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に3点目、町道の除雪の稼働日数についてのおただしがございましたが、昨年12月から本年2月末までの地域別稼働日数につきましては、田島地域は33日、舘岩地域が35日、伊南地域は34日、南郷地域は27日であり、4地域合計で、延べ129日となっております。

なお、昨年の2月末時点での4地域合計での稼働日数は延べ172日でありましたので、延べ日数にいたしまして43日ほど少なくなっているという状況にございます。

また、除雪予算につきましては、年度途中でもあり排雪作業を含めたこれからの稼働日数の予想はできませんが、先ほどの高齢者等の見守り支援事業に充当し、さらに不用額が生じた場合におきましては、不用残として処理をさせていただきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、総合支援センターの課題と今後の運営方針についておたがございました。

新たな住民サービスの創出と住民満足度の向上を図るため、各総合支所管内に設置をいたしました南会津町総合支援センターにつきましては、開所から間もなく1年を迎えようとしております。住民との協働や各種団体の活動を応援するために設置をした協働スペースにつきましては、各種団体が懇談する場所としての活用や事務所を持たない団体などがパソコンなどを活用しながら、徐々にではありますが、事務的な力をつけたり活動の幅を広げてきたものと認識をしておるところであります。

また、住民の各種相談事業につきましては、相談を待っているだけではなくて、社会福祉協議会との連携により巡回よろず相談会などで各集落をくまなく歩き、住民が安心して暮らせる地域づくりに向けて取り組んできたところであります。

伊南・南郷地域につきましては、除雪支援事業の受託者を総合支援センターに配置し、幅広い相談事に対応する体制も整いつつあります。今年度の活動の中で見えてきた課題につきましては、少子・高齢化が進展する中で住民のニーズが多様になり、役場が単体で解決方法を探ることが困難になりつつあると感じております。そのような課題に対応するため、来年度につきましては田島地域への総合支援センター設置と各総合支援センターにそれぞれ事務局長を配置し、それぞれの総合支援センターが連携を強めることはもちろんであります。登録されている各種団体との連携を一層強く図りながら住民サービスの向上につなげてまいりたいと、このように考えております。住民が安心して生活を送られるよう、困ったことがあれば総合支援センターに相談に行ってみよう、このような位置づけを考えておりますので、今後ともご支援、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますのでよろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 1番の課題につきましては、私が申し上げようとしたことすべて入っておりまして、非常に安心をいたしました。特に、かつて公共事業が冬でももう仕事をやらなると春の、いわゆる3月の検査に間に合わないというそういう時代のころは、除雪がないと非常に喜んでいただいていたというふうな実態でありましたけれども、もう今は、できればフル活動をしたというのが業者さんであり従業員の方たちの思いではなかったかなというふうな今思いました。そういう共通認識の上で、その課題を持っておられたことは、1つ安心をいたしました。

実際に、雪がもう本当にもうこの地区は温暖化で降らないんだという、そういう前提であれ

ば除雪体制、そういうことは必要ないわけでありますが、必ず10年に何回かは、本当に豪雪というようなことに私たちの地域は見舞われておりまして、すべての方が経験されておるといふふうに思っています。

そこで、私がここで何回か所得保障について町長に質問させていただいた折に、例えば平成19年度の第3回の定例会のときには、何とか高齢化社会を見据えた、その路線以外の除雪にかかわれないかというふうな答弁をいただきました。そして、昨年9月ですか、第3回ときには見守り隊というようなことを初めて口にされまして、そしてことしの冬、しっかりと政策として実施をされたということにつきましては、除雪の現場を知る者として大変敬意を表するものであります。

そこで、先ほども話の中に出てきましたけれども、今シーズンの伊南地区の課題を精査されて他地域に生かしていくということを申されたかと思うのですが、具体的な中身について、建設課主導で行くのか、道路の除雪です、町道管理という意味では建設課なのかもしれませんが、その方策について考えをお持ちでありましたらば、ちょっと町長の考えを伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今回、伊南地区でモデルとして実施したものについては、一応建設課が主導をしたということになりますが、先ほど申し上げましたように、総合支援センターの業務に大きく連動するということでもありますので、これは総合支援センターが最終的にはその業務を担うと、こういうことにしていきたいと思います。ただ、先ほど申し上げたように、除雪隊に対するいわゆる業務が、降雪のあるなしにかかわらず、待機している方々が待機しながら地域の貢献をして業務に当たれと、こういう仕組みをつくるということでもありますので、その部分については建設課担当となりますが、客体としては集落におられるひとり暮らし、あるいは、私としては入所したくてもできない世帯が郡内で250人ほど今待機者がいる、この方々が実は希望していながら入所できない、ここの方々に何とかやはり行政的なサービスの支援をしたい。こういうことを考えれば、やはり健康福祉課も当然担当課ということで認識が出てくると思います。それらを束ねるものとして、当然政策的な展開が出てくるわけですから、それは町長直轄政策あるいは総務、今度のご同意をいただければ総合政策課の中でやると、こういうことも出てくると思いますね。

いずれにいたしましても、私は、雇用の確保というのは暮らしをつなげていく大切な問題です

ので、いわゆる除雪とか、その領域によって区切るべきではなくて、私たちの暮しがすべてつながっているということで、今後、対応を考えていくべきだろうと、そんなふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 先ほどの見守り隊の活動の内容を一部お聞きいたしましたけれども、たまたま今回は高齢者の方という限定でございますが、冬期間の高齢者の方々の行政に対するその思いが、私は感じられまして、今話を聞いていまして、それは、多分、今回そういう方々が行かなかつたらば、ひょっとして行政に届かなかつたこともあったのではないかなというふうに感じるわけです。たまたま除雪のオペレーターの方がいろんな案件を持ってこられて、オペレーターの方が支援センターの職員に対して、こうこうこういうことだということをお伝えられたんだなというふうに今思うわけですが、その後、そのケアがしっかりできていたというようなことをちょっとお聞きしました。ちょっとこれは飛躍しますが、これこそ将来の第2役場的な構想、矢祭町では議会の同意を得ることはできませんでしたが、その芽がひょっとしてあるのかなというふうに私は感じているわけです。そういう意味で、こういう役場職員の方じゃない人たちがきちっとそういうことができるということが1つ実証されたと思うんですが、町長、そういうふうにはお思いになりませんか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今回、実はこの議会の議案が議員の皆さんに配られた後にお会いした、その除雪のオペレーターを抱える社長さんとお会いをしました。そのときに、「実は私たち、土木の分野の人が福祉の役に立てるというのを初めて知りました」ということが出ました。つまり、どうしても自分たちは土木屋だから土木現場のほうという意識が高かったのですが、そうではなくて、今回福祉の分野で役に立てたということはとても大きな発見がありました。それから、もう一つは、仕事というのは求めるものではなくて、自分たちで探して作り出すものだということも今回勉強になりましたと、こういう話がありました。これは、私にとっても予想外の成果だったのではなかったかなというふうに思っておりますが、矢祭町が目指す第2役場というのは、私は、非常にマスコミ性は高いかもしれませんが、一つ一つ地域で抱える問題を丁寧に丁寧に受けとめながら対処していく、それが結果的には、大きくなった行政の中身を少しずつスリムにしなが、そのスリムになった分だけ総合支援センターのほうで役割を果たしていく、みんなが役割を果たしていくという意味ではこういう進め方、どちらかというとカメとウサギを比

べればカメの歩みになるかもしれませんが、こういう形のほうが望ましい、手ごたえを感じているというふうに今思っております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 実は、オペレーターの方やサービスを受けられた方から、やってよかった、やっていただいてよかったという声が私にも届いておりましたので、実際、現場を指揮された総合支援センター伊南の支所長さんから、町長から答弁いただいた以外に、いや、実はこういうこともあったんだということがもしもありましたらば、お話をいただきたいなというふうに思います。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 お答えいたします。

今回、伊南地域での対象世帯が、高齢者が161世帯ありまして、そこで、今現在、冬期間不在の世帯、あるいは入院中の世帯を除いた145世帯を対象にして行っております。今現在、課題として挙げられるものは、ことしは雪が少なかったもので、もしこれが大雪の場合には、毎日のように出なければならぬと。そういった場合に、高齢者の世帯を見守る時間ができないのではないかなという心配が1つございます。それから、玄関先で、あるときは長い時間立ったまま、戸をあけたまま話をしているということで、高齢者の方の負担があるのではないかなという心配があります。それから、業者そのものが、賃金に関する問題が多少あるのではないかなという、この3つが課題として挙げられております。

そのほか、相談的には合計で32件ございました。これを分類しますと10個の例に挙げられます。こういう中で、先ほどありましたように、本当に助かりましたという話のほかに、実は、この前のぬくもり交付金の関係で、ちょっと聞きづらかったんだけど、たまたまここで聞いていいかと、そんなふうにして伝えていただきまして、それを持ち帰って調べたら、修正申告により該当することになったという事例もございまして、そんなことで、すぐ対応できるもの、持ち帰ってつなげるもの、それから雪が消えてから対応できるものとか、そんなふうにして各項目を分析しながら対応してまいっております。

以上です。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 わずか、本当にワンシーズンでこれだけの課題と成果というものが見られるということは、それだけ住民の方が切望されたといえますか、そういうことだと思しますので、ぜひ今回のこのモデルケースを、しっかり課題を拾いながらも進めていただきたいな

というふうに思います。

それから、支援センターの見守り隊については以上にさせていただきたいと思います。ぜひ新年度につなげていただきたいというふうに思います。

それから、データを、2カ年のデータいただきまして、私は、感覚的にはかなり少ないというふうに、除雪の方が少ないなというふうに感じておったのですが、昨年も少なかったんですね、意外と。それで25%減というふうなことでございますが、けさはブルドーザー元気に朝かいておられました。何か久しぶりに気持ちよくブルドーザーの音で目が覚めたのですが、そのぐらい雪が少なかったわけでありませぬ。

そこで、残予算については、ちょっと総務課長さんとお話ししたときに、残れば次年度の貴重な繰り越しの財源となりますというふうな話もいただきました。そこで私は、ちょっと予算が余りそうだなというようなときには、例えば2月の中ごろ、こういったあたりで、現在1人しか町道は乗車しておりませんけれども、オペレーターに聞くと、やっぱり先輩が後輩に教えてきてその除雪路線を維持してきたというふうな過去の経過をかんがみますと、例えばそういう残予算をしっかりと、有効に使うという意味で、2月の後半から1カ月くらい、2人体制でもいいのかなというふうに考えるわけでありませぬ。建設課長事務取り扱いの副町長にお尋ねをいたしますが、そういうことが政策的には可能かどうか、もしも答弁いただけましたらお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 答えいたします。

確かに、予算の有効活用ということの面から言いますと、基本的には、その予算残については次年度への財源とさせていただいて、また新たな事業等に活用させていただきたいという面はありますが、ただ、実際にそういったオペレーターの方につきましても技術の継承、特にだんだん高齢化も始まっているというふうに聞いておりますので、そういった人材育成の面でも、何らかの形でそういった予算を充てられることができないのかどうか、そのあたりについては、今後、前向きに検討させていただきたいと、こういうふうに考えます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 つけ加えてお答えをさせていただきますが、今回、南郷地域の事業者さんから、なぜ伊南なのかと、こういう話がありました。私のほうからは「あなた方はこの情報をいつ知りましたか」という話をしましたら、「伊南が始まってからです」ということです。たまたま、私は議員のおただしがありまして、去年から準備をして、職員の間にもそういう検

討をなささいということをしていまして、総合支援センターのほうにも話しています。つまり、結局、技術の継承というのは、2人体制になれば確かに技術の継承はできます。しかし、技術の継承、つまり、人材を育成しようかしまいかというのは事業者の志に大きく私はかかっていると、こういうふうに考えますので、2人体制、場所によっては必要だろうという検討をさせていただきました。しかし、先ほど伊南の総合支所長が言ったように、今回雪が少なかったから、いわゆる待機日数が多かったんですね。ですから満遍に回れました。これが、平常どおり降ったのであれば、そうはいかない。そのときに、そういう体制とあわせて考えるべきだと、私はそう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 了解いたしました。

除雪につきましては、雪が消える時期、除雪のことを考えるよりも、来るべき春を待つべやというのが、ちょうど今の時期ではないかなと。今までも、何かそういう感じで来ました。やれやれと。しかし、ここで、先ほど2人体制の話もしっかり伺いましたけれども、検証をいただきまして、除雪に関しては南会津町に学べと、そう言われるようになっていただきたいと思います。それで、除雪に関しては最後に町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

除雪についてというよりも、いわゆる雪国、雪国で暮らすという観点から考えれば、雪対策には、ある意味では惜しみない財政出動をします。そして、地域住民の安全と安心を図っていくと、こういう姿勢であります。これは、いわゆる雪国を持っている地域の私は総意であり、国に要望する際も一丸となって要望をしようということっておりますので、そういう意味で、除雪についても私は適時適切に出動できるような予算処置をしていく。しかし、全体的な予算の中で考えなければならないというのは、当然、これつきまといます。でも、今のところ県は特別交付税の中で処置をしますと、こういうふうに言っておりますので、私は、除雪体制については、できるだけ他の町民から見ても不公平感の感じない対策・方法を考えながら万全を期していきたい。

特に、除雪等関連するのは、先ほど議員がおっしゃってございましたように、それぞれ建設業、いわゆる工事との連動なんですね。ですから、私は土木部のほうにも農林水産部のほうにも年度を越えて、いわゆる豪雪地帯といいますか、雪国は、年度というのは、これ単に年度の限りではないんです。つまり、冬と春の端境期ですので、ここを越える事業の発注の仕方、これを

ぜひやってほしいということを強く要望してまいりました。

その結果といたしますか、その、ちょうど時期を同じくして臨時交付金が入って2次補正で採択をされて、国会で採択をされて、受けたら、即繰り越し事業として認める。こういうことが、やはり雪国の中で、工事の特殊性も考えて常時認めていただくということになれば建設業者の安定的な経営につながる、こう思っておりますので、さらにその部分も含めまして努力していきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 そうですね、繰り越しをかけていただいて、雪にはすぐに仕事ができるというのは非常に、働く者にとっても会社を経営する者にとっても非常にありがたいというふうに私も思います。ぜひ今後ともご努力をいただきたいというふうに思います。

それで、総合支援センターについて質問をいたします。

総合支援センター南郷での南郷いきいき健康モデル事業や伊南での高齢者見守り隊とか、あるいは除雪、子育て支援、館岩での子育て支援と、本当に地域の特性を生かした事業展開を、本当にそれぞれしておられると思っております。

私、総合センター伊南にしか足を運んでおりませんが、先ほどご答弁の中にもありましたけれども、幾つもの団体が、パソコンをやりながら、あるいは談笑をしながら、しっかりと職員が指導されながら、そういう光景を見ておりました。少しずつではありますけれども、住民に理解されていくというふうに思っております。1年間のその成果と課題を精査していただきまして、総合支援センター田島の運営につなげていただきたいなと思うわけですが、ここで2つ質問をしたいのですが、最終的にはいつごろ、その民営化というものを想定しておられるのか。もう一点は、先ほど答弁の中で出てきました、その事務局長を設置する。多分、これは必置というふうな解釈でいいのかなんですが、その2点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、総合支援センターの機能ですが、想定をして総合支援センターを設置します。しかし、その想定どおり行くものと、あるいは想定どおり行かないものがあります。そこで、どうその役割を変更していくか、いわゆる修繕をしていくかということが出てくるわけですが、そのときに登場するのが地域の住民なんです。今、確かに、どちらかというとうまくいっているほうの声のほう聞こえてきます。しかし、まだまだ、私どものほうに届いていない現場の声が

あるのだろうというふうに理解しています。

例えばの話ですが、自分たちの団体は自分たちでひとつ計画をつくり、決算をさせていただきとこう言いますが、現役をずっと通して働いてきて目も悪くなった、耳も遠くなったという老人クラブの人たちに、自分たちのことを自分たちでやれと言っても、これはやはり無理なんですね。負担をかけることなんです。今まで頑張ってくれたんだから、今まで一生懸命やってくれたんだから、ここは思い切り自分たちのしたいことをして楽しんでくださいと、あるいは健康に暮らしてくださいというのが私たち後輩の務めだと思うんですね。そうするとき、その開放スペースを使ってやってくださいというだけではなくて、そういう方々に、資料を持ってくればやってあげられますよというような体制にまでしていかなければならない。そのときに必要なのが、やはり総合支所の支所長が兼務では必ずしもうまくいかない。であれば、やはり事務局長さんを置いて、そして事務局長さんがそういう体制をうまく調整してつくり上げてく、そういうことで事務局長を置いていきたい。

ただ、しかし、そうは言っても、その事務局長さんが役場の職員とか、あるいはこれまでの関係の団体に従事していた方とか、あるいは民間からとかいろいろな考え方がありますが、私は、まだ法人化されていない組織なので、ここはやはり役場の職員が、限られた職員の中ですが、臨時の雇用を総合支援センターでもふやしなが、やっぱりそういう体制をつくって、できれば、期待ですが、私も残り1年ですから、1年以内に、任期の中で法人としての目鼻はつけていきたいなど、こんなふうに考えているところでありますが、それも予想どおり、計画どおり行くかどうかというのは、この後のさまざまな状況の変化によって変わってくるのだろうというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 しっかりとさまざまな面で見守りながら、あるいは支援しながら、議員の立場としてやっていきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、5番、山内政君の一般質問を終わります。

◇ 大 宅 宗 吉 議員

○渡部康吉議長 次に、9番、大宅宗吉君の登壇を許します。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 議席番号9番、大宅宗吉です。

ただいまより一般質問をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

河川の整備活用と防災対策はという観点から質問をいたします。

河川の整備と自然との共生は南会津町の重要なテーマであると思ひます。このことについては、昨年6月定例会におきまして町の考え方を伺ひいたしました。しかし、その後、状況の変化がありましたものですから、再度質問いたします。

実は、昨年の秋に山口土木事務所が伊南川のユビソヤナギの整備事業を実施しようと計画いたしましたところ、中止となった経緯がありました。河川の整備とその自然環境の保全は対峙しているようですが、私は、そういうことではなくて両立できるものであり、また両立していかなければならないことであると思ひます。今まで、河川の整備や防災対策で県がとられてきた主な施策と申しますか対策は、川幅を広げたり堤防を築いたりと川の利活用というよりは洪水や災害防止の面での要素が強かったように思ひます。果たして、このような方法で、活用の面から考えますとどうだったでしょうか。

実際、このことにより河川敷が広くなったりして、柳や雑木などが成木化し、洪水などの際、流木等がひっかかったとき、流れがせきとめられたり流れの方向が変わったりと災害の危険性も感じられております。これらに対し、適切な管理が必要となつてきているようにも思ひます。河川の管理や防災対策などは県に主体的な対応を望むものでありますが、河川の活用を図るための整備の仕方と活用は、町の考え方も積極的に提示をしていったほうがよいのではないかと考えます。自然豊かな広域な南会津町にとって、自然とどのように向き合い、それをどのように保全し、活用し、災害等を防止し活性化に結びつけるかが非常に大切なことと思ひます。

特に近年、自然環境の変化は、地球温暖化や生態系の異変など、ことしはいまだかつてない小雪の冬であり、観測史上3番目の暖冬となったそうであります。予測の難しい気象状況であり、防災対策はしっかり行っていく必要があると思ひます。南会津の自然を生かした親しみやすい安全な川、地域に役立つ河川づくりについて、このような観点から伺ひいたします。

まず最初に、我が町内には東部地区を流れる阿賀川水系と西部地域を流れる伊南川水系とがあります。元気ふくしま事業などで河川への進入路の階段の整備など数カ所に、現在実施されておりますが、今後の河川を利用した観光客の誘致や、また現在行われている各地区のイベントなど川を利用した事業があります。本町にとって、まだまだ河川を整備していく必要があると考えますが、将来の積極的な活用プランを立てたらいかがでしょうか。どのように取り組ま

れるのかお伺いたします。

2つ目、防災対策とハザードマップについてであります。

比較的穏やかな流れの阿賀川、急流の伊南川、上流は主に土石流災害や、本流は洪水等の対策というようなことになろうかと思えます。これらへの対策とハザードマップの作成は町が作成するということではありますが、現在検討されている内容とその進捗状況についてお伺いたします。

3つ目、絶滅危惧種に指定されているユビソヤナギの保護と対応について伺います。

先ほども申し上げましたけれども、山口土木事務所が伊南川の河川敷のユビソヤナギの整備計画を実施しようとしたところ、柳の実態調査をしていないという理由でクレームが付き中止されました。昨年6月の私の質問で町長は、この実態を県と協力して調査して進めていきたいと答弁されましたが、どのように協議をなされたのか、そしてその保護と対応について伺います。

以上、よろしくご答弁お願い申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 9番、大宅宗吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、河川の整備活用と防災対策に関する1点目、阿賀川水系及び伊南川水系の河川整備とその活用についておたがございました。

阿賀川及び伊南川につきましては、体験観光を目的とした多くの釣り人や行楽客が訪れており、本町の重要な観光資源の1つとなっていることを認識しております。

そこで、河川の整備につきましては、従来からの安全な治水を確保しながら、釣りや川遊びなどの川に親しみやすい環境づくりが必要であると考えておりますので、地域住民や関係団体の意見を聞きながら、県に対し要望し協議をまいったところがございます。

また、河川の活用につきましては、来年度のやまなみ泊覧会においても、伊南川鮎釣り教室やラフティング等の体験メニューを計画しており、本町の自然環境や景観を考慮しつつ、来訪者との交流や学習の場として資源活用が図られるよう、河川管理者とも連携をとりながら、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところであります。

次に、2点目、防災対策等ハザードマップについてのおたがでございますが、水防法の規定に基づき、阿賀野川水系伊南川が平成19年11月16日付で浸水想定区域に指定されたことから、本町においては国及び県の総合流域防災事業の補助を受け、当該河川の防災ハザードマップ原案作成を本年度において実施したところであります。今後、伊南川の洪水時における浸水

想定情報と避難方法等をわかりやすく住民に提供し、平常時からの防災意識の向上と自発的な避難の心構えについて啓発を行い、災害時における住民の円滑かつ迅速な避難ができるよう、当該防災ハザードマップの有効活用を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、3点目、ユビソヤナギの保護と対応についておたがしございましたが、ユビソヤナギは御存じのように、環境省のレッドデータブックでは、近い将来絶滅の危険性が高い希少植物に指定されております。分布域のほとんどが伊南川を中心とする県管理河川区域でございます。県では、木伐採及び移殖等を視野に入れた治水対策を行うために、学識経験者等による検討委員会の設置に向けて準備を進めており、事業の実施に当たってはレッドデータブックを所管をいたします生活環境部と十分連携するとともに、地元の自然保護団体や学識経験者とも意見交換、調整を図りながら実施する考えである、このように聞いているところであります。

また、本町におきましても、間もなく策定をされます環境基本計画において、生物の生息の環境を守るため開発等に際しては国や県、さらには他の市町村との連携をとり、自然環境への配慮や安全性を考慮することを定める予定であり、これに基づき、ユビソヤナギの保護と河川整備の両立について、県を初め関係機関と強力で協議をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、最初の課題から再質問させていただきます。

確かに、町もやまなみ泊覧会と、それから今までの各地での事業等で河川の活用はさまざまされてきておりました。これは、今まで伊南川というと、むしろ鮎釣りとかそういう釣り客とかそういう利用の仕方とか活用の仕方とか、そういうことが多かったと思っておりますけれども、やはり、これだけ南会津町が自然に恵まれ、そういう中で誘客しようと、そういうときに、目の前を流れる川の有効利用ということは大変重要なことであると私思います。

そういう意味で、今、町長が言われました川の活用の中で、今度浜野地区にも川の学習センターもつくられますし、それからこの間の行政報告ですか、その中でラフティングとか鮎釣り体験、それから刺し網とかと具体的な項目も挙げておられました。そういうのを考えますときに、やはり、今のような整備の状況ですと川に近づけないような状況の箇所が多いわけですね。ましてや、今度ラフティングとかの利用になりますれば、今度道具も大きくなりますから、やはり川に実際に入りやすくなるようなインフラ整備も必要ではないかと、私、そう考えます。

それから、場所の選定ももちろん大事です。そういうときに地区に意見も、これはもちろん大事ですけども、やはり町としての総合的なそういう活用計画、そういうものの中で川の整備計画を立てる必要があるかと思えます。

そういう意味で、今、ラフティングの話も出ましたから、実質、町で今考えられているようなそのような計画、それを念頭に置かれました川の整備、そしてどこに、どういう箇所を起点にするのかという具体的な考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、結論から申し上げますと、具体的にどの場所でどこでどうというのは、むしろこれは、伊南川をよく知る地域の方々が選定をしていくと、こういうスタンスであります。赤岩近くのところに、いわゆる釣りキチ三平の作者であります方を——矢口さんですか——お招きして、あそこで釣り大会をやろうと。そのところは聞いておりますし、あと大桃地区での釣りの場所も決めておりますが、それだけではなくて、実は、議員がおただしのように泉崎村がなぜ南会津町と結い協定を結びたいかと言ってきた一番の理由は、河川の活用なんです。実は、泉崎村を初め県南地方には伊南川のような、あるいは大川のような方が大変少ない。ないと言っていくくらいです。そこに魅力を感じているということですので、それを受けたというか、それもあったので、実は南会津の建設事務所、あるいは山口土木事務所のほうと相談をしまして、伊南川全体の利活用の、あるいは防災上の安全を図りながらどう利用していくかというマップをつくる作業を始めました。それも、いきなり町と建設事務所のほうで始めるのではなくて、とりあえず山口土木のほうの所管なものですから、そちらのほうで、それぞれの地区のグループ、おやじの会だとかいろいろ河川の釣りの漁協だとか、それぞれ趣味の会があったりしますので、そこととにかく協議をしてマップをつくりましょうということで、これは、マップは一応でき上がりました。ただ、議員がおただしのように、それで、じゃ、ユビソヤナギが1つのハードルになってきましたので、このことについては、慎重にといいますか、これまでもいろいろとご提言がありますので、ここのところは、やはりそれらを保護するという団体の方と十分検討・協議をしていきましょと、こういう段階で今おりますので、今後、場所についてはさらに、そのマップの中で、どこから始めるかという具体性がお示しできるようになるかというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 今、町長の答弁の中にその具体的な場所もありましたし、川のマップ

ももうでき上がったということでもありますから、そういうわけで、ある程度の構想は町の中でもうできているのかな、そう考えるわけです。

ですけれども、一番は、やっぱり今のその観光客のニーズと申しますか、昔みたいに、ただ本当に川にただ近くなればいいのかと、そして川だけに道路があればいいのかと。そういう時代ではなくて、もう本当にどういうふうにしてそこに行けるかというそのアクセスの問題もありますし、今度行ったときに、今度は駐車場とかそういうのももちろん必要になってくるわけですね。あとトイレの関係もあるのかもしれませんが、要は、我が町は一方で農村の地区でもありますから、以前は鮎釣り客なんかが多かった場合は、やはり駐車場が農道にとめられてしまって、もう作業に支障を来すと、そういうこともありました。それほど人が来てくれればありがたい話なんですけど、やはりそういう場所の選定、当然、地区との話し合いも必要になってくるわけですね。

あとは、ラフティングの話になれば、今度は時期もいろいろあろうかと思えますけれども、釣り客の多いシーズンなんかでは、やはり釣り客の目の前をボートが通っていったのでは、これもまたバッティングしますし、そこら辺の調整も必要かと思えます。

そういう点で、漁業組合と観光協会とか具体的な名前も行政報告の中ではありましたから、そういう話し合いをされたのかどうかお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

これまでも議員の皆さんにはお感じをいただいていると思いますが、私のさまざまな政策の進め方というのは、絶えずその当事者に相談をし、あるいは現場に向かい、現場の人と意見の交換をして進むというスタンスでやっておりますので、ただ、私が直接的にそういう方々と打ち合わせをするというのは大変難しいといいますが、業務の日程の調整の都合で厳しい状況にありますので、そこは担当の方がそれぞれ出向しているということになります。

そういう中では、私は十分には言えるかどうかわかりませんが、限りなく現場のほうと協議、打ち合わせをして、そうしてものづくり、計画づくりをしていると、このように自分なりに認識をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 答え申し上げます。

ラフティングの関係で質問がありましたので、その点に関してお答えします。

この計画をつくる際に、伊南地域の浜野区、あるいは浜野地区活性検討委員会、さらに漁協

の伊南支部との三者との団体と話し合いをして計画をつくっております。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 そうですね、やはり町でもこういういろいろ計画されておることですから、ぜひとも地域連携という意味で、密接な関係の中でそういう河川の活用が図られるように希望したいと思います。

それから、2番目の防災対策なんですけど、ハザードマップは本年度ですか、できたということなんですけれども、伊南川全域には特別水位警戒区域といいますか、堤防が築堤されているところは別ですよというようなこともありましたけれども、そのような状況になっているわけですね。一方、阿賀川はどうかというと、阿賀川はほとんど堤防ができていてというふうな話を南会津建設事務所で伺いましたので、そういう意味では、浸水とかそういうのは阿賀川は一応の態勢はとれているのかなど。

一方、土石流ですか、その流域といいますかそういう中で、河川に直接関係ないかもしれませんが、流れ出てくるようなさまざまの山肌とかそういう部分の中で、土石流関係で特別警戒区域とか、あるいは警戒区域、田島地区が6カ所、大体南郷地区が2カ所ということあるみたいなんですけれども、これらに対しての建設事務所と町のほうの対応と申しますか、何か年に1回とか合同のパトロールをされているというような話も伺いましたけれども、果たしてそれで十分なのか、あるいはもっと回数をやる必要があると認識されているのか、そしてまたどうというような方法でされているのか伺いたしたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

今回のハザードマップの作成につきましては、伊南川流域の伊南、南郷のほか、阿賀川流域の田部、丹藤地区のいわゆる土砂災害の警戒区域についても今回委託をしております。同じように3月中にできる予定になっております。

基本的に、このハザードマップにつきましては、記載する項目というのが決まっておりますが、洪水時の人的被害を防ぐことが第1の目的にしておりますが、災害時の被害経路、これらについても記載をすることが決められております。ですから、浸水想定区域以外にも避難時の危険箇所という形で、今おっしゃいました土石流の危険箇所、それから急傾斜地の崩壊の危険区域、これらについても記載をするということになっております。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それらの中に、万全は期されていると思うんですけども、実は、1カ月程度になりますかね、県ではその防災区域の、これ業者の間違いのほうかもしれませんけれども、防災区域のその指定の地区が間違ったと、ハザードマップの中で。そういうものもありましたし、全国的には3割程度が点検不足しているのではないかと、そういうふうなことも言われています。そういう中で、実際にどのような中でその防災区域というものを県と協議されながら定められたのか、その方法をお伺いいたします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

この件につきましては、具体的にちょっと承知をしていない分でございますので、後ほど答弁させていただきます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 実は、隠れたその危険箇所と申しますか、そういうところに、もしもこれが本当にセスされた中に住宅等がありまして、その立ち退きを要するような箇所があったりしたときに、最近本当に局地的なゲリラ豪雨みたいのが本町でも起こっていますので、いや、そこは気がつかなかったということであるならば、やはりその確認の徹底と申しますか、その検討が本当に必要かなと考えられるわけです。

思いがけないところから、本当に、前回も申し上げましたけれども、山口のあんな小さな沢から土石流が出てくるわけですから、すぐ近所に土石流が出てきた例もありますから、やはり、私は先ほど田島地区6カ所、南郷地区が2カ所のその土石流の箇所があると言いましたけれども、実際見ますと、そこの中も一部この指定されている部分もあるんですけども、あそここの地区は指定されなかった地区なんです。していないんですよ。ですから、そういう点で土石流の、または、あるいは浸水の地区が本当に大丈夫な地区なのか。想定されないような——想定されないと言ったら言い方がちょっと語弊あるかもしれませんが、考えられる範囲でのその想定の方というものが必要じゃないかと、私はそう思います。そういう点でもう一度いろいろな観点から、当然見直しはされるでしょうけれども、その確認をさせていただきます。どのようにして、そこら辺をもう一回再検討——再検討と申しますか——きちんと精査される必要があるのではないかと私は思いますが、その点をお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、いわゆる見落としがあったと。これは、あったというだけでは済まされないですね。じゃ、なぜ見落としが出てきたか、このところの原因はやはりきちんと突きとめていかなければいけない。私が新聞で読んだ限りの情報では、やはり県の、ある意味では体制にも問題があったのではないだろうか。こういう認識を実は持っています。つまり、技術者が、実は私はまだまだ少ないと思っています。県の人事に口を出すつもりはありませんが、やっぱり技術者がきちんと配置をされているということが大前提だと思うんですね。その上で、関連する業界等との連携、ネットワークをつくりながら事前調査を、いわゆる状況調査をしていく。それは、これまで被害がなかったから、あるいはこれまで安全と目されていたからと言いながら、森林の整備、荒廃は目に余るものがあります。こういうことの状況把握をしないで、やはり土石流の危険区域指定について判断を下すというのは、若干問題があるところっておりますので、このことについては、私は森林整備といいますか、放置された森林の状態と大きく関係を持っていると思いますので、ご指摘のように、単純に河川管理者だけではなくて、森林管理を担う農林水産部のほうと土木のほうと連携をとった対策、対応を今後申し入れていきたいところっております。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それは、そういうことの起きたときに万全な態勢をとれるようなしつかりした対応を、今、町長したいと、こういうことを申されましたから。

それでは次に、今度ハザードマップができたわけですね。できましたね、今度ね、本年度。今度実際にじゃそれを活用してといいますか避難を行うとき、住民に対して、避難地とか必要な情報を今度お知らせするようなことになるわけですけれども、もちろんハザードマップの配布も必要になってくると思いますけれども、その予定といいますか、それはいつごろできるのかお伺いいたします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

このハザードマップにつきましては、いわゆるA2判という非常に大きなものでカラー刷りでございます。これにつきましては、先ほど申しました浸水想定区域とか避難時の危険箇所も記載されますが、避難場所等についても記載をするようになります。これにつきましては、4月になりましたら各区を通してそれぞれ配布をお願いしたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 4月になったということで、4月になったら配布しますということで

すか。

それで、そのハザードマップそのものは全部各戸に配布するということですか、あるいはその地区住民を集めてその場で、ある集会所とかその待避所になるようなところ、災害の出方によっては待避所も変わるかもしれませんけれども、そういうふうな方法で、どういうふうな方法でなされるのかということと、それから実は今度実際に避難しようとしたときに、災害が起きた、起きないほうがいいんですが起きた、そういう場合に高齢者とか障害者、それから小さな子供とか、また自分でちょっと移動の困難な人、そういう人たちに対する安全な避難の方法とか、もちろん地区の協力も必要だと思いますけれども、地区の協力ばかり、いざというときは連携できればいいんですけども、なかなかそううまくいかなくなるのが大体なので、そこから辺のマニュアルまで、ある程度想定されているとは思いますが、そんなことまで含めたミンナリの報告となるのかお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えいたします。

結論から申し上げますと、防災対策あるいは避難訓練等のマニュアルも庁内のいろいろつくっているんですが、これは余り効果がないんですね。マニュアルって、本当に、例えばお年寄りでもぱっと見てわかるようなマニュアルでなければ、ただマニュアルに書いてあるからいいだろうということになるとそうではないので、私的には、先ほどおただしもありましたが、そういう実地訓練を通してより住民の方々に、その体感としてですね、体感として非常時の対応に対する意識の高揚を図っていくべきだろうと、こう思っております。これは何も、県が実施しないから町が実施できないということではないと思いますので、説明、ハザードマップのあれを配るだけで終わるといのはもちろん考えておりませんで、説明会を通しながら、その中で意見を聞きながら、そしてやはり数多くの限られた条件が出てきて限られたものになるかもしれませんが、その中でも数多くの機会をとらえながら、実地訓練を通して周知をすると、こういうふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 そうですね、やはりいざというとき、ふだんできないことをできないですからね。ですから、町民ももちろんですけども、やっぱり役場、町と一体となった避難訓練、あるいは日常の指導といいますか意識というかが必要なことであると思います。そういう意味で、このハザードマップの作成、そして配布というような中で、事あるごとにやはり地区とかの話し合いも持ちながら普及意識を高めていただきたいと思います、そう考えます。

それから、3番目というか、これ、全体的な計画の中に必ずこのユビソヤナギは関係してきますけれども、正直言って、私どもが、2004年4月に伊南川に確認されたと、群生地が、ユビソヤナギの。私たちは川に柳があるのはごく当たり前という感覚でずっといたものですから、絶滅危惧種とは、正直言ってそれほどの認識はなかったわけです。ですから、それまでも割合そういう意味では、地区としては伐採したり、そういうことは確かにやっていました。ですけれども、やっぱりこういうような事態になりましたから、昨年はその程度の、絶滅危惧種はわかりましたけれども、その程度の意識の中で、確かに地区も陳情したり、その方々もそれやったと思うんです。ですけれども、やはりそういうことであるならば、じゃ、柳を保存しながら防災と活用を考えられないかと。そのような方法も地区は考えていると思いますし考えています。

ですから、そのような中でぜひとも、これは柳抜きにもうできませんから、柳の対策抜きではできないとみんなわかっていますから、ですから、じゃどの地区を、ただ生えているところを全部そのまんまというのはやはり管理上、私は、これはある程度放任じゃないかと、そう思うわけです。ですから、本当にあるべき姿がどうなのかということは手を加えないほうがいいのかいろいろあるでしょうけれども、やはり放置すれば災害のもとになると思いますので、あの当時から比べたら柳もかなり太いんですよ。小さなうちは川に出たときに流木が来てもみんななぎ倒して行きますけれども、今度は本当に太くなっていますから必ずせきとまると、そういう状況考えられます。

それで、平成10年か11年ごろに、大体10年に1遍ぐらいはすごい水が出るんです。そのときも、本当に伊南川の私どもの地区ですけれども、道路が、農道があって、そこにひたひたと、逆に田んぼのほうに水が来るような状況まで来たんですけれども、幸い、見ているうちに水が引いてきてそれは防げたんですけれども、今度はどうなるかわからないですよ、柳が多いんでね。

ですから、これはぜひとも、これ県と話し合いながら整備計画をしてほしい。そういうことで、山口土木のほうも町のほうと今立ち上げている、準備中というような話も聞きましたものですから、町のほうと県のほうとの話し合いがどこまで進んでいるのか、どのような状況にあるのか教えてください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほど私の答弁で、関係機関、県を含めて関係機関と強力に協議をしていくということで、

「強力」という言葉を使ったのは、ユビソヤナギを保護しようという方々と、一昨年、南郷の移動町長室だったと思いますが、お会いをして話をしました、しましたというか向こうから申し込みがあったのでしましたが、こちらの話を聞こうとしない。つまり、自分たちがやっているのが100%正しくて、それ以外のことはあり得ないんだとこういう言い方なんですね。ですから、私はそのときに、物事には、大概どんなものでもいい部分と悪い部分という両面があって、それをお互いに違いを認め合いながら、そして暮しを続けていく、物事を解決していく、これが大変、ある意味では共助という精神の中で大事じゃないでしょうかということをおっしゃったのですが、残念ながらわかってもらえなかった。

私たち、さまざまな政策課題にぶち当たりますが、そういう方々も現実におられます。これを、例えば議員が今おっしゃったような理由でもう一度話をできるのか。つまり、県がその表面に立ってといいますか、私たちは絶えず県の後で物を言う立場でしかないのか。このところをしっかりとやっぱり、管理者は県ですが、生活しているのは私たち住民ですから、このところをやはりしっかりとその保護団体等とのこれからの協議に臨んでいきたい。こういう意思のあらわれですので、私はしっかりと、仰せのような考え方で両面をあわせ持った解決策をこれから探っていきたく思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 ただいまの状況ですとなかなか厳しいような話し合いの様子ですけども、地区の人たちも決して、柳を全部切れとそう言っているわけではないんですよ。絶やせと言っているわけでもないんですよ。やはりそういう現実を、もう何回もずっと経験の中でしているわけです。ですから、もしも、それこそ50年に一度、100年に一度という言い方が適切かどうか分かりませんが、それほどの洪水が出たときにこのような状況でいいのかと。本当にそれ危惧しているわけですから、できれば、そのような洪水とかなんかの対策に備えるような、もちろん築堤もそうですよ、築堤もしていただかねばなりませんけれども、やっぱりそれには柳の林の整備ということもあるものですから、やはりそれはいろいろ話し合いをして、どうにか理解してほしいなという部分になろうかと思います。

そのようなわけで、この柳は実は伊南川が注目されていますけれども、群生地としては伊南川かもしれませんけれども、この阿賀川にもあるんですよ。これは建設事務所の管理計画課ですか、その人たちにも聞きましたけれども、確認はしています。そういう返事でした。それ以上のことは申し上げられませんでしたが。

ですから、これは伊南川ばかりではなくて阿賀川だっていつ洪水が出るかわからないし、多

分、私は、今柳が群生している部分はそうじゃないかなと思うんです。そしたら、同様の課題がやはり伊南川ばかりじゃなくて阿賀川にも起こると。それを私は、阿賀川は関係ないと思ったけれどもなと言って済まされない部分があると思うんですよ。

ですから、そういうこともありますものですから、ぜひとも、やはりその地区の人、それからそういう保護を申し出ている団体の方、そういう共通の場で話せるような場所を、みんなで合意ができるような話し合いをして、そういう場の設定を町でしていただきたいと、こう思うわけですが、その場の設定を、県はもちろん管理ですから県にもお願いするしかないのですが、そのようなことも町が主体的にやられる考えはないかどうかお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、やはり主体的な管理者が、まずどう判断をされるかということがとても大事です。ですから、私たちは主体的に話し合いの場、協議の場を設けるといのは、今の時点では特に考えておりません。ただ、先ほど言ったように、私たちの考えがどうしたら届くのか、ここのところはやっぱり検討をする必要がありますから。

ただ、この間、いわゆる一昨年会った印象をちょっと申し上げますと、ユビソヤナギにしてもネコヤナギにしても、柳のその繁殖率というのは非常に高いんですね。今回レッドデータブックに環境省に載っていると言うけれども、全国的には希少ですね。しかし、その地域には、暮しの中で必ずしも歓迎されないくらい繁殖しているということですから、レッドデータブックの存在そのものもやっぱり見直しをする必要があるのではないかと、こういうような考え方を、できればその団体の方々に伝えられればいいなど。そういう機会はできるだけ見つけていきたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 大体、町長のというか町の考え方は理解できました。

ですけれども、やはり防災ということは大事ですから、人の安全・安心にもつながりますし地域の環境にも影響しますから、ぜひともこれは手を抜かないでやっていただきたい。

最後に、「残念かな、ユビソヤナギ」という名前をつけられまして、伊南川とかこの南会津地区で保護しろというような形になってしまって、ユビソって何だというふうなことですけれども、逆に、もうしようがないですよ。ですから、伊南川とか阿賀川に来れば柳は見られるよと、むしろ逆にね。そういうような群生地があって、ユビソヤナギを見るなら、河川を、こういうふうな整備されている河川を見るのなら、やはり伊南川とか阿賀川に行きなさい、そう

というような河川の環境整備も私は必要かと思えます。

防災対策も、いろいろ県のほうと本当にしっかりコーディネートされまして、南会津の川を生かした地域づくりをし、地域活性化につながるということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。どうも。

○渡部康吉議長 以上で、9番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、副町長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

副町長。

○渡辺 仁副町長 午前中の、9番、大宅議員の質問にありました土砂災害警戒区域等の指定につきまして、どのようにその区域が決められているのか、そしてそこにパトロールも含めまして町はどのように協議をしているのかということがございまして、これに答弁ができませんでしたので、お答えをさせていただきます。

まず、土砂災害警戒区域の指定につきましては、急傾斜地の崩壊、あるいはその土石流、また地すべりにより住民に被害を及ぼすと想定される箇所につきまして、これ県が、まずはリストをつくっております。そのリストを作成するに当たりましては、町もその中で意見を申し上げております。このリストに基づきまして、現在、県で順次、優先順位をつけながら調査を行っております。その中で危険と判断されたものにつきまして、議員のほうからもお話しございましたが、田島地区では6カ所、それから南郷につきましては、確認の結果3カ所というふうに聞いておりますが、合計9カ所指定がされているというふうに聞いております。

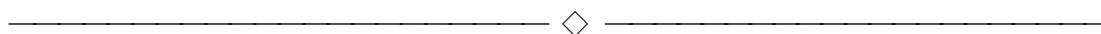
それで、この調査に当たりましては、地域からの要望も踏まえまして、砂防事業等の要望箇所も含めまして、そういった優先順位をつけながら調査をしておるということでございまして、全体の調査が終わった後に指定をするということではなくて、その都度、調査の終わったものから順次指定をしていくという形になっております。

今後のスケジュールといたしましては、県のほうでは3年サイクルをもちまして事業者に委託をしながら調査を進めているということでございますので、もうしばらく時間、全体的な調査が終わるのには時間がかかると。ただ、最終的にいつまでというふうなことは、具体的な決定はないということのことです。

それから、町のかかわりの部分でございますが、先ほど申し上げました地区から事業要望箇所、これについて県のほうへ、町のほうから要望していくとともに、議員のほうからもお話のありました年1回のパトロール、同行でのパトロールを行っております。

今後につきましては、町といたしましても、地域の方からの情報収集を行いながら、引き続き、県のほうへ優先箇所の要望を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ただいま説明のとおり、ご了承願います。



◇ 楠 正 次 議員

○渡部康吉議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 議席番号8番、楠正次。一般質問を始めます。

国民健康保険税の収納率の向上策と公平な賦課徴収は、やまなみ泊覧会の安全で安心な案内はの大きく2点について質問いたします。

20年度、39中核市の中で32市が資産割課税を廃止し、県内では郡山市と福島市が資産割課税を廃止いたしました。単純比較できるものではないと思いますが、部分的には参考にできる部分、検討できる部分あるのかなというふうに感じて申し上げます。

国民健康保険税は、本町において今年度が均一課税初年度であり、また後期高齢者は新制度のほうに移行し、国保においては後期高齢者支援金が新たに発生した中での8期の納期を終え、いろいろな問題も見えてきたかと思えます。

そこで伺いたいのですが、①として、国保の被保険者の多くは自営業者や農業所得者であり、収入の安定しない方が多数おります。このような世帯にとって納めやすさは、できるだけ1期ごとの納税額が低いことです。1期ごとの納税額を低くするには、現在の8期を、例えば10期にすることで納税しやすくする考え方はありませんか。

②としまして、国保の医療分の資産割額は、応能割において所得割を補完するために制度化されました。一般的に利用可能な資産を持っている世帯は、税を負担する能力があると考えて制度化されたものとお聞きしております。資産が収入を生むのであればと記載しましたが、例えば賃貸借により土地や建物を貸している場合は収入になり、所得割できる所得であれば、医療分では6.4%の賦課徴収が可能です。介護、支援分を合わせますと10.7になるんですけれども、4方式の賦課方式を所得割、均等割、平等割の3方式にする。資産割を廃止という通告をしましたけれども、初年度に、少し乱暴で性急な表現と反省しまして、きのうの検討に対する町長の見解をお聞きして、「廃止に向け検討する考えはないか」とさせていただきたいと思えます。

③の国の基準とする賦課割合は。応能、応益ともに50%です。応益割合は7割、5割、2割の軽減制度があるのですから、均等割率を引き上げ、個々の責任を明確にし、健康づくりの重要性をしっかりと認識していただくことで医療費の抑制につながると思いますが、健康福祉課のほうでは、増進のほうで多くの重要な施策がされており期待をしておりますが、これに対する町長の考えを伺います。

次に、大きな2点目ではありますが、やまなみ泊覧会の安全で安心な案内はについて伺います。

昨年のリーマン・ブラザーズの破綻後、あっという間に全世界に不況の波が広がり、きのうも1929年の世界恐慌に近づいたと、100年に一度の大不況に見舞われたと私も感じております。21年度、もう間もなくであります、やま泊の開催に向け地域資源の掘り起こしや活用に向かって動き出した地区も相当数に上っています。また、遊休農地の活用や忘れられていた地域資源の利活用で収入を得ることにつながり、生きがいを見出せる、まことに時宜を得た政策と大いに期待をしております。

そこで、①として、広大な面積の南会津町を周遊し、多くの貴重な資源に触れ楽しんでいただくためには、交通事故に遭わない、起こさないための案内表示が必要ではないでしょうか。特に冬期間は事故が多発しますし、地域的に限定されて多い場所がございます。20年の多発地点を調査しますと、滝原地内の金龍橋付近が11件、糸沢の道の駅付近が10件。ともに、1、2月の合計数値であります。南会津警察署処理件数ですから、単独の物損事故などは相当ある

ことは容易に想像できるところであります。金龍橋付近のほうが発生しそうに思いがちですが、勾配がきつかったりカーブがきつかったりという、目で確認できる場所はそれぞれが注意するので、案外と少ないという警察のお話でした。

部分的に凍結しやすい場所を予告案内する標識をなど、道路管理者に要望を含め、きめの細かい思いやりサインを設置する考えはないか伺います。

次に、やま泊に関する2点目ですが、200万人のおもてなしに公衆トイレは欠かせないと思います。田島ステーションプラザの1階部分に改修、きらら289駐車場に24時間対応のトイレが新設されると聞き喜んでおりますが、現状、24時間通年利用可能な公衆トイレはまだまだ足りないと思います。やま泊に参加くださる方におもてなしの心をしっかり感じていただくためには、南会津町の郷土料理の提供などの取り組みとともに重要な問題と考えます。ステーションプラザときらら289の駐車場に改修設置、そのほかに、また現在ある冬期間使えないトイレなどの改修、そういう計画があるのかどうか伺います。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税の収納率向上策と公平な賦課徴収に関する1点目、納期をふやすことにより1期ごとの納税額を引き下げ、納税しやすくする考えはないか、このようなおただしがございました。

納期回数をふやすためには、現在の8期による期別納付を、税率、税額が確定する前に暫定的に前倒しで4月からとすることが考えられますが、現在、国民健康保険税の場合は、町県民税の所得が確定した後、国民健康保険運営協議会の答申を受けまして、議会の議決をいただいて、税率・税額確定後に納税通知書を発付しておるところでございます。さらには、合併協定に基づく地方税の取り扱いでは、国民健康保険税の本算定期日を現在7月1日とし、暫定賦課は行わないこととしており、納期についても8期とすることとしておりますので、現行の納期回数でご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、医療分の4方式賦課の資産割賦課を改定して3方式にする考えはないか、こういうおただしがございました。国民健康保険税の医療分の資産割は、国保制度発足当時から、資産がある方には負担を願うということで、所得割を補完する応能割合として賦課され、合併前の旧4町村においても4方式を採用しておりました。ただし、段階的に資産割での賦課割合については減らしておりまして、現在、国民健康保険の運営協議会で決めている賦課割合は、

県内で最低の5%となっております。

なお、県内では福島市、郡山市を除く57の市町村が4方式を採用しており、その多くが10%以上の賦課割合を採用していると聞いております。また、国民健康保険税の税率につきましては、不均一課税であったものを平成20年度の課税より均一課税としたことや、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設をされまして、医療費分、介護保険分のほかに後期高齢者支援金分が新たに加わるなど制度改正がございました。今後、こうした制度改正や近隣町村の同行なども考慮しながら、資産割のあり方については研究課題として国民健康保険運営協議会においても慎重に議論、検討していただくことといたしますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に3点目、均等割賦課率を上げることにより個々の責任所在を明確にする考えはないか、このようなおただしがございましたが、国民健康保険税の標準的な賦課割合として所得割額40%、資産割額10%からなる応能割合50%と、均等割額35%、平等割額15%の応益割合50%といった区分が一般的な方式としてされておりますが、本町の場合は、所得割額が50%、資産割額5%からなる応能割合を55%としまして、均等割額30%、平等割額15%からなる応益割合を45%としております。合併前の旧舘岩、伊南、南郷の応能・応益割合は、標準割合の50%を採用してございましたが、合併後の平成19年度より、旧田島町が採用していた現在の割合で統一をいたし、国民健康保険税の税率も20年度より均一課税としてきたところでございます。

確かに、応益割合については所得に応じての軽減制度もございますが、本町において応能割合を55%としているのは、制度をみんなで支え合うという相互扶助の観点から所得や資産のある方に負担を求め、低所得者に対して配慮したものでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

なお、さきのご質問同様に、均等割額の賦課率を上げることにつきましても、国民健康保険税の賦課方式及び負担割合に係る重要な問題でありますので、今後、国民健康保険運営協議会において、さらに慎重な議論を加えてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、やまなみ泊覧会の安全で安心な案内に関する1点目、交通事故防止のための思いやりサインの設置についておただしがございましたが、これまでも、町交通対策協議会と南会津警察署により、冬期間における他県からの来町者による交通事故が多いとのことがございました。山王トンネルの日光市側へ看板を設置をいたしました。降雪や凍結による注意を呼びかけ

続けているところでございます。今後も引き続き、南会津警察署や道路管理者である福島県南会津建設事務所等関係機関との調整を図りまして、来町者等への交通情報等の案内を含め、交通事故防止の啓発に積極的に取り組みたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目でございます。

24時間対応トイレの改修、設置計画についてのおたがございました。

平成21年度は、おたがのように会津田島ふれあいステーションプラザ1階のトイレを改修する予定としているほか、きらら289の駐車場にも新たに、内側、外側に設置をするトイレを考えております。また、平成22年度以降につきましても、国道289号田島バイパス沿線に建設予定の地場産品展示販売施設にトイレの設置を計画しているところであります。

なお、今後、町で作成するガイドマップ等にもトイレの位置をわかりやすく表示をしたり、目につきやすい場所に案内看板を取りつけるなど、来訪者に対しまして案内の充実に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 まず①の納期をふやせないかについて質問させていただきます。

基本的には、前回18年の質問のときと同じお答えでありましたが、納税者世帯数が多くなり事務的に難しいものがあると。また今回は前倒し、そういうお答えでありましたけれども、この7月1日の本算定も2月を3月までと9期制にすることは事務的には可能かどうかお尋ねいたします。一応、1点だけ。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

3月の納付月をふやして9期にできないかというご質問だと思いますが、確かに、それは可能な手法だと思います。そういう9期制を、3月を延ばして9期制をとっている県内の市町村もございます。ただ、本町の場合は、今ほど町長が答弁したとおり、その8期で来た1つの8期制の中には、3月の納期分を、やはり滞納相談に、いわゆる分納に、分納の相談に、実はこたえていくというふうな形の中で、実は、3月のみならず、場合によっては出納閉鎖の期間をも含めた形で、実は保険税の分納の相談に実は乗っているのが現状でございます。

ですから、そういう意味では、3月の月についてはそういう対応の月として、今後もでき

ば対応させていただきたい、取り扱いをさせていただきたい、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 了解いたしました。

次に、2月24日に、私、郡山が資産割を廃止して9期にするということで、国民健康保険課に聞き、課長と係長にお話を伺いました。資産割を廃止して8期から9期にふやしたことによる効果を尋ねたところ、7期目の納期を終えた段階で収納ポイントが若干よくなりそうだというお答えがありました。4万8,000世帯で滞納が50億を超えたということで、徴収率を上げるため10期納付ができないかという検討命令が出されたということではありますが、やはり年度を越すのは非常に難しいということで、9期ということで、このポイントは若干よくなりそうだというのは、やはりこの不況の中で、なかなかすばらしいことなのかなというふうに感じました。

次に、③番に移ります。

国保税の算定表を基準にして資産割を均等割に振り分けたとき、先ほど町長から説明いただいたんですけども、もう一度だけ。均等割額は幾らになりますか。これ、ちょっと担当でお願いします。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 答えいたします。

20年度の資産割額でございますが、1,790万1,740円でございます。ですから、この額を均等割のほうに乗せますと、均等割分が1億2,531万2,180円という金額になります。ですから、現在、20年度の均等割が1万9,000円、被保険者数が20年の税額を確定する際に5,709人で計算しましたので、1万9,000円が、現在、均等割額とこうなっていますが、資産割額を乗せることによってプラス3,000円程度、均等割が上がるというふうに試算されます。

以上です。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 そうすると、1万9,000円の均等割が2万2,000円になるということです。そうしますと、そこに対する、先ほど、町長のお話にもありましたけれども、応益割の部分については7・5・2の軽減制度がございます。それで、そうしますと、この軽減制度が採用される対象となる世帯の方になると1万5,400円、7割軽減、5割軽減1万1,000円、8割軽減4,400円という考え方でよろしいんですか。一応、確認させていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 今ほど出ました均等割額1万9,000円ですから、7割軽減されるということになれば、1万9,000円に70%を掛けた金額が、いわゆる軽減されるということでありますので、そういう数字になろうかと思えます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 1人当たり1万9,000円はこの20年度の試算でありましたけれども、そこに資産割を振り向けたときには3,000円アップで2万2,000円になるというふうに、私、その前の答弁のときにお聞きしたんですけれども、そうすると、その1万9,000円のときの軽減とちょっと違ってくるんだと思うんですけれども、その振り向けた場合の、参考例として計算されていれば、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

均等割額が3,000円上がりまして2万2,000円というふうなことになりますと、7割軽減の場合には、1万5,400円というふうな数字になろうかと思えますが。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

応能額は軽減制度がないですけれども、応益割は7・5・2の軽減措置が国から交付されるのであれば、そちらのほうを50%にしたほうが有利なのかなというふうに感じますけれども。所得はないけれども、資産はあるという方もいらっしゃいますね。所得はないけれども、資産割を、固定資産税を納めている。固定資産税に対して12.7の国保税を課される。そういう方もいらっしゃると思います。また、先ほど申したように、賃貸借でかなりの金額を得ている人もいると思います。その、所得はないが、資産はあるというようなものを調査したことはありますか。そういう方がどのくらいいらっしゃるか、何%いらっしゃるかどうか。

この質問をするのには、税の資産割率に国保の資産割額を、率を賦課するということは二重課税。その固定資産税を今、親から引き継いだ固定資産税を支払うのが大変だと、収入がないという方でも、これに対する減免はないわけですね。確認します。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 まず、お答えいたします。

まず、減免はありません。

それで、さきにちょっとお話がありました所得はないがも資産はあるということ……。別な形でちょっと調査したのは、国保税の関係で所得割がある世帯、資産割がある世帯ということ

で参考までにちょっと調べた経過はあります。その場合に、所得割がある世帯ということで世帯数が約2,000世帯、それから資産割がある世帯ということで世帯数が約2,200世帯くらい、そんなふうにつかめるかなというふうに調査をした結果がございます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 私が18年のときに、この資産割について最後にお聞きしたときに、このように当時の課長さんが答えておられます。読んでみますね。「あり方も——資産割のですね——含めて、文教にも事務局としては案を持ちながらといいますか、数案を示して運営協議会で協議をいただく」というふうに、これ18年12月に答弁されております。ですから、こういうことも当然協議されて調整が、それぞれ変わっておられますから、わからないのかもしれませんが、こういうことは引き継がれてきたのかどうか確認いたします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

当時の住民生活課長は、その答弁をされた後に、国保の運営協議会でその話はされたかと思えます。その話をしたのは、いわゆる不均一課税において、その資産割について旧田島町が5%、ほかの3村が10%でしたので、それをいわゆる5%に持っていくことについてどうかというような相談をしておりますので、資産割そのものについての意見についてはなかったというふうに聞いております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

この件に関しては最後にしたいと思いますが、資産割賦課を廃止する理由としても聞いてきたところなんですけれども、固定資産の多くは居住用財産である。景気の低迷による所得の減少、後期高齢者医療保険は所得割、均等割の2方式である。国保の中でも、介護と後期高齢者支援分は2方式。これらのことから整合性を視野に検討価値があるというようなことで検討したそうでありますけれども、この最後のところですね、町長の考え方、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほどもちょっと総括的なお答えの中で申し上げましたが、1つの制度をつくり上げ、あるいは改定をし、基準を示したときに、必ずその恩恵を受ける側と、それから逆に負担を担う側とがありますね。今回、議員がお示しの例えば郡山市という、どちらかという県内では経済

都市、いわゆる大きな人口を抱えた都市の中の資産、私どものほうは、一方で、中山間地域の中で非常に人口密度からすると低いといえますか、中での資産の考え方、価値観、こういったやっぱり物の組み立て方というのは若干違っていいんだろうと思います。

私は、基本的には、そういう検討も先ほど答弁でも検討していきますが、あらゆる方向から検討はしていきますが、どうも社会全体が、所得がないからさらにそれが負担になるからということとどんどん収益減退につなげているんですね。じゃ、自治体はどうなるんだ。確かに、自治体が健全であっても、そこに住む住民が希望とか夢とかを持って可能性を追求するような、いわゆる環境をつくっていかなければならない。

ところが、どうも私は短絡的にしか見えない。将来予測をしながら、やはり私は、収入が少ないなら収入所得をふやしていくというところに、やはり重点的に政策を展開をする。しかし、これも時間がかかりますから、その中で、そういう施策と、それから当面負担がきついというのであれば、その軽減措置等暫定的にどう組み合わせをしてバランスをとっていくかということだと思いますので、検討は加えていきますが、私の今の本音の言い分として申し上げれば、やまなみ泊覧会を通して健康ではとにかく年金、いわゆる国民年金生活者も含めて1万円でも2万円でも取っていただく、収入に加えていただく、この方策をできるだけ重点的にやりたいというのが私の素直な気持ちですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

次に、大きな2点目の質問事項に移らせていただきます。

昨年12月に館岩地域で発生した、この全国版で放送された交通事故、記憶に新しいところがありますが、この事故は一定地区の部分的な凍結、そういう非常に珍しい、あの時期にしては珍しい、そこに凍った、その上に雨が降ったという気象条件が重なったせいでスケートリンクのような状態でありました。歩くのも立っているのも困難な、そういう場所が何カ所か館岩地域にもございます。南会津町全体でもあると思いますから、そういうものをしっかりと把握して、朝そういうことでちょっとスリップをされた方もいたということなので、そういうときの通報、対応するシステム、あとは道路の管理者側とその注意を促す看板も、先ほど答弁されましたけれども、ほかに融雪剤の自動散布とかそういう部分的なところはそういうことでも対応できるのかなというふうに思うんですけれども、管理者側と協議、要望なりする考えがあるか伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げます、ぜひこれは積極的に取り組みを進めたいと思います。

まず、視覚的にやはり注意を促すということはとても大事な喚起だと思います。あわせて、私は交通安全協議会、あるいは交通安全パレード等でいつも決まって申し上げておりますが、運転者側に特に申し上げるのは、便利なものには限りなく危険がつきものだと。私たちは、車のことを考えれば、それは便利です。しかし、その車がいかに危険なものなのか。あるいはまた、子育ての中でも、ちょっと関係がないというふうに思われるかもしれませんがお聞きをいただきたいと思います。どうしても子供の言うことを聞いてしまうことが、親にとっていい親になってしまう。しかし、そのことが重なっていくことによって、子供の、いわゆる価値観が変わって行って、それが危険な行動につながる。こういうことも含めまして、私は、その凶器をある意味では私たちは今使って行動しているんだと。こういう認識の中で交通安全対策をやりませんか。こういうことを申し上げておりますので、視覚に訴える方法とあわせて、その心の教育も進めていきたいと、こう思っております。

よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 全くそのとおりであると私も考えております。子育てについての部分、心、親の都合のよい、子供にとって都合のよい親、そういうことも、本当に、今考えなくてはいけない時期に来ているのかなというふうに思います。

次に、トイレのほうの部分に移りますけれども。きのう、2番議員も心配して、団体でおいでくださるための公衆トイレが必要だという質問いたしました。また、一般道の中ではありませんでしたけれども、18番議員もやはりのトイレの重要性、おもてなしするためにこのトイレの重要性を訴えておられたというふうに感じました。

そこで、南郷地域から伊南地域、この田島地域においては24時間のコンビニとかステーションプラザとか対応できるところがあるんですけども、西部地域にはないんですね。それで……番屋に1個ありますか。南郷から伊南川、旧大川地域といいますか、そっちのほうは写真撮影とか水墨画をかく会とか、結構、団体で来たいという方がいらっしゃるんです。それが、やはりトイレの不都合で、女性がいらっしゃるわけですね、その方たちの中に、そうすると、その旅行社、クラブクリックという会社の方と私ちょっとお話ししたことがあるんですけども、女性が参加して写真の撮影、そういうものとか絵の会とかかれて、すばらしい、本当に水墨画の世界のような景色があるんですけども、団体でトイレを利用できる、冬、特に厳寒の風

景を撮りたい、かきたいという人たちにとっては非常に残念な、だから企画ができないんだということなんですね。この辺を大切に考えなければいけないのかなというふうに思いますけれども、この辺ちょっとどうですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

トイレに関しましては、多分議員の思い入れ以上に私は強いのかなというふうに実は思っております、トイレは岩手の遠野市で、女性の方々が大変広大な耕地整理をされたところにトイレが欲しいということで運動をし続けて、なかなか、県の事業だったのですが、認められなかった。それがようやく認められて、その方とおつき合いをして以来、私はトイレについて1つのこだわりを持ってしまして、今おただしのように、現実的に女性の方々が写真を撮りに来たり云々ということ以外に、やはり、私たちは余りトイレ掃除をしたがらない。しかし、トイレに世話にならない人はだれもいない。そう考えると、ここのところは、私は、今回のやまなみ泊覧会を通して、トイレの設置は大変力を入れて、今後地域づくりの核にしていきたい、こう思っております。

その1つとして、今現在、伊南にはありません。番屋はあります。それから南郷にもビューポイントがあります。この後、きらら289のほうにも外トイレを設置すると、今、いう考えでいます。伊南には川の駅をぜひつくりたいということで伊南の地域の方々、漁協の人たちを含めて今検討をしております。

そういうふうに、やはり地域には、ちょっと車で足を延ばせばトイレがあるんだと。こういう地域づくりを進めていきたいとこう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 私の望むような答えが出ました。

そこで最後に、私もトイレに関しては非常に思い入れを強くしております、トイレ掃除の会の事務局長、私同級生で非常に親しくしておるんですけども、余談になりましたけれども、このトイレ設置だけでなく、現在あるお店とかそういうものでも対応していただける、スタンドとかですね、対応していただけるのであれば、その案内の看板、先ほど交通事故防止なんかの場合は予告の案内とか、お話ありましたけれども、トイレに関しても、やはりここから何キロ先とか、番屋から檜枝岐の間にないか、そういうようなことがありますから、今の思い入れ、本当にしっかりと職員の方たちに頑張ってくださいというふうに思います。

あと、これから周遊バスが走った場合に、停留所とかはこれから設定されるんだと思います

けれども、内川の落合地区と言うんですけれども、T字路のあるところでね。古町地区と大桃のほうに向かう場所、あそこに会津バスの待合所があるんです。あの周囲を、この間ちょっと見てくれと言われて、私見にいつてきました。雪なんてある場合、建物の周りは消えているんですけれども、非常に でした。困ってしまうんですね。トイレがないために、あそこで待っている方も、あそこで用を足されてしまうんですね。目で見てわかる場所ですから詳しく申し上げませんが、ですから、本当に、町長の先ほどの答弁ぜひとも実施、早急な実施に向けてお願いしたいと思います。

以上で終わります……じゃ、町長の思いをひとつお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

やまなみ泊覧会で、もう一つ私は力を入れているのがインフォメーション機能です。それぞれの4つの地域にある観光案内所、あるいは駅、それから道の駅も含めてですね、こういったビューポイントを含めてですが、そこをインフォメーション機能を持たせていきたい。このインフォメーションに行けば、トイレの案内から写真のポイントや、そういうその地域の資源の概要がほとんどわかる、あるいはどこにどういう人がいる、こういうことまでわかるようなインフォメーション機能を持たせていきたい。そのインフォメーション機能の中に、トイレの案内等についてもしっかりと導き出していければいいのかなと、こんなふうに思っております。

そこで、内川地区の件であります、例えば、今すぐに対応するとなれば移動式のトイレを設置すると、こういうことで当面对応しながら様子を見ると、こういうことはすぐにでもできるだろうと、こう思っておりますので、ちょっと現場のほうをまた再度調査をさせていただきたいと、こう思います。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 以上で、8番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○渡部康吉議長 次に、1番、湯田哲君の登壇を許します。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 議席番号1番、湯田哲。

私は、3つの質問をさせていただきます。

1、駒止湿原の駐車場問題、2、悪質な入山者問題、3番として、住民パワーの活用についてです。

1番の駒止湿原の駐車場問題についてですが、私、たびたび駒止湿原を教育委員会、中の活用とか保存という形で質問させていただきましたが、今度はその周りの手前の部分、駐車場とその沿線の問題、起きるだろうことを予想して質問させていただきます。

昨年9月の甲子トンネルの開通は、秋の紅葉時期で、下郷町大内宿を中心に、若松方面への流れが多かった。121号の交通渋滞は御存じのとおりである。この春の車の流れは、雪解けとともに5月のミズバショウから始まり、夏までの3カ月以上、駒止湿原への車の流れが増加すると予想する。その増加は湿原のみでなく、その沿線を含め南会津町全体に影響し、食堂、休憩所、トイレ休憩など、受け入れ態勢などが重要になってきます。駒止湿原の入り口にある駐車場は収容規模で30台程度である。その駐車場ではほとんど対応し切れないと予想する。この問題について町長はどうとらえているのか、またその対策を伺いたい。

2、悪質な入山者問題。

悪質という表現は正しくないかもしれませんが、せつかくこの南会津を訪れる人には本当に悪いかもかもしれませんが、マナーのなっていないとかいろいろありますが、そのことについて質問させていただきます。

昨年、「地元で元気を」と直売所が町の各地区でオープンし成果を上げている。小さいながら地元産の野菜、この南会津町の自然の中でとれた山菜やキノコなどが、町を訪れたほかからのお客さんや町民の食卓、地元の食堂、民宿などへ地元産食材として提供され喜ばれている。

しかし、山菜やキノコとりをする上で大きな問題がある。それは、他県からの悪質な入山者である。林道、農道わきに車をとめ入山し、山中には、キノコのあった場所に赤いスプレーなどで目印をつけたり、まさにやりたい放題である。その山菜やキノコは地元の人々の貴重な自然の財産である。悪質な入山者の入山を禁止し、自然の恵みを地元の人々がとる当たり前のことができる環境にしなくてはなりません。この問題を町長はどうとらえ、どのような対策が必要であるか考えを伺いたい。

3番、住民パワーの活用について。

このたび、町では太極拳による健康維持、健康増進に向けた政策がスタートしました。まずはその指導者を育てるとして、三十数名が太極拳に励んでいるとのこと、まことに喜ばしいことである。これは、人は町の財産であることを証明しようとする試みとして大いに期待しています。我が町には、さまざまな能力や特技を持った個性豊かな人間が、人々がたくさんいます。

町の予算立案の場で、事業によっては、専門性が必要であれば町民へのアイデアや知識を求めれば、町民みずから手を挙げ、喜んで知識や能力の提供をしてくれるでしょう。町は、もっと住民パワーを活用する仕組みや働きかけが必要であると考えているが、町長の考えを伺いたい。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 1番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、駒止湿原の駐車場問題に関して、駐車場の収容規模が小さく、その対策をどのように考えるかと、こういうおただしがございましたが、駒止湿原につきましては、御存じのように、毎年5万人を超える入り込みがありますが、特に春、そして夏の花のシーズンには、議員おただしのとおりたくさんのお客が訪れております。

したがって、駐車場からはみ出した車両が町道の路肩へ駐車をし、大変危険であり混雑する状況が見受けられております。

また、本年はやまなみ泊覧会の開催や甲子トンネルの開通効果によって入山者も増大するのではないかと、このような予想がされます。そのため、駐車場や道路上の混雑がこれまで以上に心配される、こういう状況になるかというふうに予想しているところでありますが、こうした駐車場の混雑解消と自然資源保護の観点から、私はこれまで、平成16年当時であります、旧駒止峠に交通規制をしまして一般車両の侵入を禁止をし、その対策として、台鞍スキー場をベースにシャトルバスの運行も計画したところでありますが、福島県昭和村さらには、警察署等の関係機関との協議の結果、規制区域の設定については調整がつかない、こういう結果になりました。これらのことを考えますと、駐車場の拡張についても、今後、自然環境との調整の中で十分検討してまいらなければならない、このように思っております。

なお、本年5月下旬から湿原のトップシーズンには、やまなみ泊覧会の事業計画の一環として田島駅から湿原をめぐるシャトルバスの運行を計画し、鉄道利用者の湿原への促進を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、悪質な、いわゆる入山者という視点での対策、おただしがございました。

私たちの郷土では、昔から山菜あるいはキノコなどの山の幸については、これまでも小さいものはとらない、あるいは来年もとれるようにということで全部をとり切らない、こういう配慮をして地域の貴重な資源を大切に守り育ててきました。県外から本町に訪れる方の中には、個人や地域で入山を規制している区域に勝手に立ち入りまして、大切に守り育ててきた山の幸を根こそぎ採取すると、こういうふうな行為に及ぶ者も見受けられますし、おられるという声

も聞こえてまいります。

このような心ない入山者への対応といたしまして、立ち入りを制限するための効果的な対策や知恵などの情報を共有することがまず第1点目であるかと思いますが、そのためには、地域住民、不法投棄監視員、防犯協会などの関係者との連携をさらに強めながら、町全体を総合的に巡視をする環境パトロール隊等を今後編成を行い、監視活動を行ってまいりたい。あるいは、入山される方へのマナーの遵守について指導を強めていきたい。このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目、住民パワーを活用する仕組み、あるいは働きかけについてのおたがごございましたが、これまで町では、地域活性化発展支援事業において、住民の自発的な提案による町の発展につながる事業の支援を実施してきたところであります。さらに、平成21年度に開催をいたしますやまなみ泊覧会では、既存資源を活用しながら、さらに、潜在する資源の掘り起こしを行い、住民の潜在的な能力を発揮していただけるよう支援の策を講じてまいりますので、これを契機として住民のパワーによる地域の活性化がさらに図られるものと確信をしております。

また、やまなみ泊覧会に合わせて、専門的な知識や技術、あるいは経験等を生かし、町内のさまざまな分野でご活躍をいただいております方々の情報を人材台帳としてまとめまして、交流事業につなげる南会津の人材登録制度を創設したところでございます。幅広い分野でご活躍いただけるものと期待をしておりますが、今後も、町民の方々の協働によるまちづくりをより一層推進するためには、どうしても人材の活用が必要でもありますので、さらに、このことについては強く施策を進めていきたいと、こう考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 まず1番目の駒止湿原の駐車場問題についてですが、先ほども言いましたように、駒止湿原の中については、教育委員会や保護協議会のほうで、素晴らしいプランのもとに進めているので、今回はその周り、手前の部分について質問するということなんです。町長が言われた認識の部分では、やま泊今回ありますし、この甲子トンネルですね、僕が言ったようにその部分の開通で、多分、倍、3倍、4倍、5倍とふえますね。そのときの渋滞が予想されるのももちろん同じく予想していると思っております。皆さん、同じく、この場にいる方

は予想していると思います。そのときに、その渋滞である、私、地区の住民としてはあそこが詰まることも多分、最悪の場合は詰まるんじゃないかと。駐車場30台ですからね。僕がここで提案的に言いたいのは、この駒止湿原の保護プラン計画、これ教育委員会のほうでできた中身も駐車場についての部分があります。30台の小規模であり、後にシャトルバスなどを使ってその対策にしていきたい。これは先ほど町長が言われた中にもありましたけれども、実はそれよりも、僕はそこで対比して言いたいのは、高清水公園の2つを対比してちょっと述べたいと思うんですね。

なぜかという、せんだって言ったことあるのですが、高清水公園は7ヘクタールの部分に、今は1万5,000人程度で入っているみたいで、3週間程度の中で調べたところによりますと、260台ぐらいとまれるそうです。僕が先ほど言った駒止湿原は30台程度です。僕は、規模的な部分、その面積の部分、片は148ヘクタール、面積に比較にはならないと思うんです。でも、皆さん御存じのように、高清水公園と駒止湿原の広さを比較したならば、全然、148ヘクタールの7ヘクタールの、8ヘクタールよりちょっと少ないぐらいの部分です。その部分に30台程度の、現実的なことですね。その部分で言えば、僕はよく言うんですが、どこに着くんだって、こうおまえ言っているけれども、そんなのきれい事だと言うかもしれませんが、あそこの手前は、その保護区域よりも針生地区の共有地ですね。地図でも見るとわかると思うんですが、昔あった峠の茶屋の近辺までずっと針生地区の共有地になっています。

ですから、我々はその山を崩してどんどんやるというわけじゃなくて、そのときに、高清水公園がせっかく、ほかでああやって開園式とかオープンのパスターつくったりして、さあ来てください、もちついたり、出店をつくって、本当にイベントに参加してもらおう等あの積極的なもの、感心するぐらいよくやっています、高清水公園。そのことと同じようなことを、我々は手前でやろうという、もし計画があったときに。町長は、いろいろなアイデアでこのやま泊に向けていろいろ政策論を町民からアイデアで募集しましたけれども、まさに、そのだけの自然の財産があるのならば、それを生かす、目の前に人が来ている、それを僕は整理する必要があると思うんです。

そこで、その駐車場が、僕は今回提案で、だれでもが言っていたことなんです、フィルターをかけなければならないだろうと。つまり、3倍、4倍に、このままだとふえるだろうけれども、そこに有料化すること、自動ゲートなのか人なのかわかりませんが、もちろんハード的な問題があると思うんですが、パンフレット、何百円か出して入山的な、入園料的なものを使ってという答弁も町長のほうから数日前ありましたけれども、その意味では駐車場とい

うのは、30台についてどう感じているか。その駐車場の台数に関して、収納規模については、町長はどう考えていますか、感じていますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど、平成16年のお話をしましたが、その認識と現在の認識は変わっておりません。つまり、30台の駐車場が現状維持でいいとは思っておりません。ただ、現実的に地形的な問題も含めて、それでは、当面あそこに、いわゆる入山される方々の、先ほど5万人と言いましたが、方々の整理をどうするんだというときに、やっぱり私は、当面はシャトルバスという方法で考えていきたいんですね。

ところが、シャトルバスを走らすというときに、昭和側の道路を通行どめにしないとイケないと、こういう話が出ました。私は、そうではないという提案をしたのですが、いわゆる周遊をします。バスのことだったので、いわゆるピストン輸送でやるのであれば、必ずしも通行どめは必要でないので、そういう方法を考える。

ですから、今の状態で、私はいいという認識はしておりません。ただ、先ほど、議員がおっしゃったように、もし共有地があって、地元が本当に、高清水公園と同じような、言ってみれば活用を図るという意思があるのであれば、やはり地元の合意形成を図りながら、ぜひそれは要望としてご提示いただければありがたい。

例えばの話ですが、山を崩すことは、なかなかこれ環境上問題がありますよね。しかし、山の形質を変えないで駐車場をつくる方法だって、私は技術的に考えられるのだろうと思うんですね。ですから、町がどうするんだ、どうするんだと言うのではなくて、まず地域が、自分の地域の中で自然の保護と活用という面でしっかりと合意形成を図っていただきたいというのが、私の今の認識であります。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今の中で、多分共通はもちろん、本当に共通している部分はあります。

僕が言っているのは、シャトルバスという理想が、確かに本当に理想ですが、午前3時に行く人、前の日から朝もやの風景を撮りたい人、平日に40台、30人ぐらいが乗るようなバスを待機させて、その可能性があるのか。それはもちろんシーズンによって違うわけですよね。ですから、私が言おうとしているのは、今言った、町長も多分、地元の人がやる気があって、それを有料化するなりいろいろなプランがあるならば、それは地元の人々の熱意か青写真次第で町は動く。ある程度動ける部分までは動けるとかという部分で、含めて言ったと僕は思いますけ

れども。

それで、僕は何を言いたいかという、いいですか、今、わっとアリの集まってくる部分に対して減少するのは、どんなふうな手段があると思いますか。それをしなかったら渋滞して詰まってしまうということが現実に起きて、例えば今回の大内宿、あれは下郷の議員さんが言っていましたけれども、仕方なく、そのピークは幾つぐらいしかないのだから、それはあきらめてもらうしかないんじゃないという1人の意見言いました。確かにそうかもしれませんが、もしそれが予想されるなら何か、それを減らすなり何かする方法があるとすれば、町長の考えるのは何でしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

減らそうと思っていないんですね、私は。私はそしてね、駒止に来てくださいとも言っていない。いわゆるやまなみ泊覧会というのは、こういう資源が、こういうことが南会津にありますよと、それは選択なんです。私は環境の問題に関心がありますから、そういう環境の、今話題になっているところに行きたい、あるいは私は実は食文化に関係があるから、興味があるから食文化の、例えば事業に参加をしたい、そういう選択肢を用意をして、ここで人と人とのいい交流と信頼関係を築いていこう、こういうことをございます。

したがいまして、やまなみ泊覧会でも何回も申し上げていますが、私は、目標は一応100万泊としましたが、本来はそうではなくて、地域の人たちがみずから当事者になって、自分たちの持ってきた資源を活用しよう、そこの当事者になろう、こういうことが目的ですね。ですから、私は駒止湿原に特別に多くの人来てほしいとか、あるいはそれを来ないようにするためにはどうしようということは全く考えておりません。

ただ、議員のお話を聞いていると、町が全部悪いというみたいにしか聞こえないんですね。そうじゃないと思うんですよ。それぞれ、大内は大内で今まで自分たちがやってきた。しかし、予想がしない、予想を超えたような状態になった。だから、みんなで考えて、知恵を出して一緒に町とやろうということだと思うんですね。まず最初に町はどうするんだということではないと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 もう少しこの部分について。

どうしても早口で言っているの、その有料の部分を、ちょっと1つだけ説明しなければならぬので、ちょっといいですか、言いそびれていました。

実は、トイレをつくりましたね。何年か前の大雪で壊れました。前も実は言ったのですが、昭和つき、よその人の土地だというから問題ありますけれども、あそこ2時間、1時間半、1時間か2時間いろいろな人いますね、撮影していく。あの奥、先ほど丁字路のトイレの話ありましたね。内川ですね。内川地区の分とニノガイのもっと集中的な部分があそこ奥にあります。昭和つきに行って突き当たりを上がって駐車場に出る手前の中間。僕も朝3時半ごろ、ちょうどお客さんを連れていってつき合ったときに、ちょっとびっくりしました。何か卵のようなものがいっぱいありました。

それを考えたら、本当ならそれが湿原に流れるわけだから、トイレの分の、何でトイレにずれたかという、そこにあつたら本気になってトイレを、ソーラーの話出ましたね。田代のときにソーラーの完全密閉式か知りませんが、循環式といたしたかな、そういうのだった、環境庁だったら本気にそれが湿原に流れるならそれを防がなければならないだろうと。

僕が有料駐車場と言ったのは、有料で区が設けようという部分ではなくて、そこを勘違いされないために、1つそこだけ補足します。実はそれで、多分入園、駐車料金有料ですから、予想はできませんけれども、幾らかのお金が入りますね。それが、駐車場のくみ取りだ、今あるくみ取りだったり、奥のほう、この計画見ると怖いこと書いてありますね。その排水はトイレの駐車、これ計画したんですよ。これは水洗のトイレで、それは管によってどこかに流すべきだろうなんて言うけれども、密閉式で、閉じた空間の中の水洗も世の中あるし、ドライトイレもあるらしいんですが、いろいろなトイレ考えられますので、それだったら、その運営を、この閉じた空間の中で、別に環境庁じゃなくて、この湿原に来る人たちの、その美しさを見たい人たちが協力的に有料で払った売り上げの中で、くみ取りだったり木道の整備だったりという、そういう一方的な、一方通行じゃなくて、その中で閉じたものが地域の玉川林道ありますから、玉川林道へ回して、案内板つくって卵池見たり、のレースとか何か見て出てくることも可能ですから、そういう、全体的なことは、既に町長は言っていますもんね。そういう意味では、そういうものに、その売り上げを使って明瞭にして、それで1つ完結したいということを僕は言っているんですが、それについて町長、どうお考えでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

人の行動というのはさまざまな行動を起こしますよね。というのは、これまで観光のいろいろなデータを見ても、同じところへ行って戻ってくるというのはちょっと満足できないとか。だから、今言ったように、広域的なルートを回遊する、完了するというのは、私も当然いろいろ

ろなものを整備する上での大事な視点だというふうに思っています。ただ、現実がそうあるから、それに対応しろということになれば、これ、幾らお金があったって足りない。あるいは3時に行く人が何人いるかもしれませんが、午前3時、それまで対応しろということになると、これは限りなく、さまざま分野から対応しなければなりませんよね。

ですから、私は、例えば議場に入る前にちゃんとトイレ行きますよ。例えば写真を撮るにしても何にしても、そこに2時間いようと思ったら、そういう準備をして入というのが私はマナーであり人格だと思うんですね。そういうマナーとかそういうものに準備もしない人に一々対応するようなことはとてもじゃないけれども、考えられない。ですから、ぜひ3時にご案内するのであれば、そういう方々に入山の心得をご指導いただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 まさにそのとおりで、マナーの指導や自然教育というか、そういうのもこの中でうたっているしとても重要なことだと思います。これについては、そういう流れで、フィルターと言いましたけれども、有料化にすれば、冷やかしじゃなくて、ちゃんと心得のある人、本当に見たい人がそこに行くのだから、100台来るところが30台かわかりません。5台かもしれませんけれども、多分一つの心得のある人が来るだろうということを僕は言いたいのでありまして、それを、単に通過できるから、むやみに、今の状態のままだったら、30台には、300台でも足りないと言われればそう。ただ、1つ勘違いしてほしくないのは、駐車場が、30台が高清水みたいに260にならなくても、60台になったら、多分それで路上駐車が減ったり、大型バスがとまれないでV字駐車なんかしていないでちゃんとなるだろうという意味で、私はもっと、来てくれないでもいいって、来てほしいというわけではなくて、どうしてもやま泊で来るわけですからね。そういう駒止湿原という大自然があるわけだから、多分顔を見ていくはずですね、ここから来れば。

ですから、そういう意味では、受け入れる側の部分で、ある部分まではできる範囲でやるべきでしょうということを僕は言ったので、多分このやま泊が1つのきっかけで、この数年後に受け入れの30台を、じゃ、もう少し針生区のほうの協力を得てか、針生区から出たから、あそこら辺こうしようか。前言いました、あそこV字になっていますね。道路がこうなっていますので、県道ですが。そこを急に曲がっていますのでね、こうやって埋めたり、埋めたらまた環境のあれで言われるかもしれませんが、いろいろな計画はあると思います。やり方はあると思うので、そういうやり方をして、減少プラス、人の入る入山者の、入山者じゃないや、駒止湿原に向ける人たちの整理をするのに有料が僕はいいだろうということを言っているんです。パ

ンフレットもアイデアももちろんいいんですが、それによって、そのお金をそういうものに使ったりすればいいんじゃないかと言っただけなんですけどね。

いいです、これに関しては。じゃ、2番に行きます。

悪質な入山者問題。これについては先ほど町長のほうからかなり詳しく、根こそぎとっていくとかいう言葉、この僕のつくる文書の前にありましたけれども、本当に、地元の人には来年のため、この次のために守っていたって町長言われましたけれども、本当にそうやってやっているものを、赤スプレーで周りにやったり、もう迷子にならないんだか怖いのか、消防団の捜索願が出るのがあれでしょうか、テープをずっと何百メートルもその先まで置いて、回収しないでそのまま帰って行ってしまふ。置きっ放しですね、あの例のリボンテープって安いのかどうか知らないけれども。そういうやり放題な分に関しては、先ほどとてもいいことを聞きました。共通部分がありました。環境パトロールですね、僕もその部分は言おうと思っていました。環境パトロールという言葉ありました。それが地元の人だったり猟友会だったり、いろいろな監視員だったりするんですが、それはもちろん僕も今回言おうと思いました。

そこで重要なのは、その中で、先ほども道路の滑る部分に対する優しい看板というか案内板のこと出ましたけれども、こんなことをよく言うんですね。昔、針生地区にも入山禁止。とったものがあるって、地元でつくった看板の、1メートルか1メートル四方ぐらいの小さな看板でしたけれども、これがとても重要だという話よく聞きます。注意すると、相手は4、5人なんで、かま持っているんで、もう怖くて何も注意されないというのが現実で、何のマナーもできないと。かえって怖いぐらいだというのは地元のとっている人たちの感想ですよ。まるで恐怖感で、向こうは我が物顔で山の中を大きい顔で歩いているんだと。

そのときに、案内板というのを僕は今回言いたいんです。それはなぜかということ、その文面はよく言う、町長の言う文で言ったら、針生地区にそういう問題があるから、看板はある地区で、こういう陳情があったり問題があったから、その分の50万、1台、どのぐらいかわかりませんが、それで10本つくりたいからこれだけくださいじゃなくて、町全体で、南会津町でこうやって直売所もつくって、皆さん少しの収入を得て、みんなに喜んでもらうということをやった始まったわけですよ。それを、その山の幸を守るために、案内板を、その入山の場所とか、そういうふうにつくるのに、100枚か200枚かわかりませんが、町でその文章も重要だし、南会津警察署か南会津町消防団でもいいし、南会津、それを連盟で、正式な文の案内板をつくってやっておくと、それは1つの、我々猿じゃないので、入ってきた人だったらわかるんですよ、ある部分では。中には、それを倒してでも入る人は世の中にいますけれども、

その板があるだけで、書いてあって見えなかったのと言えば、その住民だって言えるって言うんですね。それが無いから、あるいは崩れさってしまっって、今壊れちゃってないんですけども、その案内板をまず提唱して、提唱してというか、この南会津全体の、今、南郷方面とか何かでも直売所、地域につくって、山の幸というか、山菜、キノコを売っているんですけども、そういう意味では、その看板についてどうお考えですか、町長お伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

誤解が受けるとあれなので、まず駐車場に関して私のほうから申し上げておきたいと思いますが、いわゆる針生区の地元の集落の青写真していただいてと話しましたが、そうではありません。一緒にです。物事を考える場合には、何かがあったからやるんじゃないかと一緒に考えましょう、一緒に対策に協力していきましょうということです。ここは誤解のないようお願いしたいし、それから路上駐車については、道路管理者として大変心配しているということだけはつけ加えさせていただきたいと思います。

それで、今、いわゆる不法などといいますか、心ない入山者に対する対策の中で、私は、議員がおっしゃったように、ある方が注意して、注意しても聞かない者が、看板を見て、ああそうですかと言って帰るとは私は思えない。ですから、そういう自然の中に看板があるということは、この地域はいかにそういうルール、あるいはそういうマナーが守られていないかという、別の意味ではあかしなんです。ごみを捨てないでくださいという看板があればあるほど、この町はごみが捨てられているんだなという印象なんです。ですから、私は基本的に、そういう看板を設置する考えはありません。むしろ私は、もしこの後、今、林道の入り込み調査をしました。これは旧田島町時代でしたが。そうすると、山菜、キノコ、あるいは釣り等を入れると、実はスキー場に来るお客よりも多いんですよ。もちろん全線を調査したわけではないのですが、それを大体計数として用いますとですね。その方々に、じゃ、マナーを守り、それこそ駒止湿原じゃないけれども、お金を出していただいて入ってもらおうということを仕組みにできないだろうか。こういう検討をします。そのときに、私が申し上げたように、まず、先ほど土石流の話もありましたけれども、森林がどうなっているのか、河川が、いわゆる沢がどうなっているのか、そういうことから環境パトロール隊というのを編成して地域の実態をつかみながら、そういう方々に衆目の監視役になってもらうということのほうが、むしろ効果的ではないだろうか。お互いに入らないでほしい、入ります、この関係よりは、むしろどうぞ入っていただきたい。しかし、こういうマナーでこういうところに注意をして、しかし、この地域に限定

してという、そういう関係づくりのほうが、私は資源の活用上からも好ましいのではないかと、こう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今、看板については考えがないと言いましたけれども、あちこちにいっぱいつけろというわけじゃないんです。ただ、あるとないでは違う。そして、その分では、入山者へは、マナーのない人がそれを見てもきかないだろうと言いましたけれども、世の中には、それこそ入山するその意思の固さのレベルがあるんですね。すっと入る人と、単に、どんなところなのかなって入る人と、それから奥まで行こうという人と、今みたいにスプレーをする人といっぱいあります。でも、看板あるなしでは全く違います。

そして、もう一つは、先ほどと矛盾すると思うのは、環境パトロールって、僕も同じく賛成しているし、その部分とはとにかく重要だし、ならば腕章だけじゃなくて、ちょっとパトロール隊みたいなちょっとしたジャンパーかウエアみたいな格好したほうが僕は、駒止のああいう案内的なことにもちょっと言おうと思ったんですが、そういう意味のウエアと今の看板セットでないと、それはやはり僕は無駄——無駄というか成り立たないんだと思うんですね。

1つのルールは、この町は町を挙げて山の資源を守って、昔だと、本当に山菜とり、キノコとりのおじいちゃん、おばあちゃんが年間100万とっていたとかという話よく聞いたことがあります。それは、やっぱりその人たちが知っている木とか何かがあるからそれでやっていたけれども、今の状態だったら、もうみんながわんさとやっているわけだから、そういうのはもう、そういう時代ではなくなったということなんですね。

だから、そういう意味では、パトロールするにはある程度のルール、それこそ、どうやってルールを伝えるんでしょうね。伝える部分で言えば、その入る人たちに、やはり入り口、南会津町というのはもうパスできますので、どこにも、藤生の山どめできるという一つの閉じたところだとできますけれども、どこの地区も通り抜けできますから、本当に閉じることもできないければ、制限はもちろんできないのはもちろんわかっています。その入り口に、この町はこういう姿勢で、この山の幸を守りたいという姿勢ぐらいの看板は、別に罪にならないと思います。町やらみ警察も行って、消防団だって捜索に行くのも嫌だから、そういう意味ではぜひみんな迷子にならないよう注意して入山してくださいよというような意味のメッセージですから、それに関しては別に、その看板上げたからこの町はよっぽどマナーのない人間がいっぱい来ているんだとかそういう部分じゃないと思います。その看板についてちょっとどう考えるんですか。町長伺いたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

看板に対する価値観がそれぞれ違うと思いますけれども、いわゆる否定をする看板なのか、肯定をする看板なのかということですね。肯定的な内容の看板なのか、それとも否定的な内容の看板なのかとありますよね。否定的な内容の看板がたくさんある町は、やはり問題がありというふうにとられるでしょう。

ですから、今、議員がおただしのように、守りましょう、これは守るのは当たり前なんです、実は。だけれども、当たり前のことが当たり前できていないというところがあるから、何とかしたいということで、守りましょうということになるんですね。だけれども、私たちは自然の中に生かされている動物の一種ですよ。私は、人間が環境を守るなどというのは大それた考えだと思っているんですね。ただ、私たちは自然の中で生かされて生きていますから、自然のものもいただいていい。それを過剰に、過剰にいただいたり、あるいは必要以上に環境に負荷をかけたりしないようにしましょうということだと思えます。

ですから、それは、必ずしも看板がないから、環境パトロール隊の仕事、業務がうまく回らないということは、私は考えておりません。ただ、そういう環境パトロール隊がいろいろな、今想定をして、どういうふうに組み立てをしようかという部分も含めて始めています。とりあえず、林業ストックヤードと道路沿線型の林産事業やります。この中で、いわゆる林業指導員というのも確保していきたい。そういう中でやっていきますが、その中で、やっぱりここにはこういう看板があったほうがいい、ここにはこういう案内があったほうがいい、むしろここは、どうぞマナーを守って入ってくださいと言ったほうがいい、そういうことが一つ一つ具体的に出てきたときに、その必要に応じて適切な看板を設置をすると、こういう段階的に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 そうですね。僕は一方的に看板というと、本当、否定的な看板と言われましたけれども、本当に一緒にみんなを守ろうよとか、ここはこういう姿勢でみんな本当に来てほしいし、そういうマナーをしないように——しないようにでは否定的になってしまうのかもしれませんが、確かにその内容はともかくとして、その案内板、ビューポイントの案内板があるように、それがあつたら、ここはいろいろそう言って、ほかからハイキングとかウォーキングの人たちを受け入れているなというの見えるから、多分その看板も、多分1つの大切なんですね。そういう板があると、そのところで物を捨てたりなんかしなくなるのかもしれない

せんから、横道にそれるかもしれませんが、そういう分の案内板というのもそういう役割になるのかなと、今、聞いていて思いました。

ぜひ、今言った森林環境パトロールですか、この分の編成についてはもう一度、町長はどんなメンバーを人選するというか、どんなふうを考えているのでしょうか。どの辺まで、どういう人たちになっていただきたいというか、そういう計画はあるのでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど申し上げたように、いわゆるごみの不法投棄とかそういう方々とは別に考えています。というのは、これは目的のある監視員であります。環境パトロールというのは、1つの、私は、例えば遊休農地も含めまして農地が荒れているということも環境によくありません。それから原野、森林も含めてそうですが、そういう調査を、実態をまずきちんと掌握できる状態にすると。

それから、里山、里山再生事業をやっておりますが、里山がまだまだ荒れています。こういうところに、例えば、先ほど5番議員のほうからもありましたが、建設業者の公共事業減っています。こういう方々に事業参加できないのかというようなことで、そういう身近な産業おこしといいますか、雇用確保といいますか、こういうことから始めていきたい。そして、さらには沢々に入っている治山ダム、これらの実態、あるいはその周りの、いわゆる折損木といいますか倒木、これらの状態、こういうことを掌握することによってそこの整備が図られ、雇用が確保され、そして安定的なその地勢が保たれる。こういうところから始めたいと思っておりますので、どちらかというところと農業、あるいは林業、あるいは建設業関係者の中から研修を積んで、それなりの知識を持った方々にパトロール隊になっていただければありがたい。こういうふうにして思っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 僕は、今、林業のほうの土木経営がなくて林業のほう、僕もシフトとか流れとか、それは僕も、結構僕は前からそうなるだろうと僕は思っていました。

この3番の住民パワーというのが、実はその部分にもかかわると思います。つまり、地元の人たちが今まで、前も例え話で言いましたね。昔、旗振りがあった時代があって、自動信号機、国道の話ですがね、信号機で青になったら行く時代が、今じゃもう何万人、何十万人も、その道路のあれをやっていますね。そうすると、道路はすごく流れるし、1つの職業として、警備会社がやっている、人材派遣のほうでやっているでしょうけれども、ああいうのが新しくでき

ると同じように、これから、その森林の環境とか何かが問題になると新しい産業が多分、町長もそれを言っていると思います。そういう意味では、今言った森林パトロールが、枝落としが途中で何か崩れたものを直したりいろいろなやり方は、内容はいろいろあるんだと思いますけれども、それが多分、これから新しく創出されてくる仕事だと僕も思っています。

3番にちょっと移りたいんですが、今回のその太極拳によるその指導者育成。本当ならばこの部分は、とても大切なのは指導者を1人ではなくて、その下をつくって少し固めて、それが1万9,000人の町民に、全体に指導者がふえれば、それだけ一遍にして指導できるという部分ではすごくいい流れをつくろうとしているんだと思います。

本当ならば、今まで人材登録という、今回人材登録ありましたね、人材台帳ですか、南会津町の登録、人材登録制度かな、その部分で言っている部分。これ、旧田島町でも結構あったです。名ばかりで名簿だけで、結局動かずに終わった、僕も登録されたときがあったのですが、それで終わっちゃいました。多分、町長の勢いだと、多分それを生かしながら、今回のやま泊にも使うだろうし、この先、この南会津町の発展のためにそういう人材をうんと生かしていこうというのはもちろん、町長いつも言っていることなんですが、この部分の姿勢をぜひほかにも、本当は応用すべきなわけだと思うわけですね。

僕は今回、この太極拳を一番出した理由は、今までもいろいろなカルチャー、文化祭になると必ずパッチワークだとか会話もいつもやっているかな、時々やっていますけれども、そういう文化部のほうに声かかって、一瞬にして1カ月ぐらいで終わると、まあまあ、また来年ねという流れなんですね。本当ならば、それだって人材的な分で行けば、みんな趣味とか何かの域で行きますけれども、喜びの、生きがいの1つですよ。その意味では、この太極拳自体は健康とか、これからの病気にならないための1つのすごい大きなプログラムで重要だと思うんですが、精神の健康という意味では、そういうカルチャーの分をもっと伸ばしてもいいはずですね。それは、あなたたちのサークルがやってやればいいんじゃないというのではなくて、この方式で本当は進むような、これちょうどいい例、こういう人たちが空き店舗を使って、大学の文化祭じゃないですけども、部室みたいな感じで、僕の考えとしては、これから店舗の時代じゃないので、失礼、それは失言、訂正ですが、そういう空き店舗を活用するサロンなんていう話も説明ありました。つまり、みんなが集まってそこで何かお茶を飲んだりして、いつも何か話をするという経過が町でサロンをつくって、今調べているところだという、文教のほうの説明であったんですが、それと同じように、この部分で、そのサークルが、その貸し店舗のあきを使ってたとえばここで、詰所、詰所じゃないけれども、みんな仲間が集まってお茶飲んで、

じゃ、またさようならって帰っていくような、この町全体がカルチャータウンというのかな、そういう意味な部分で、本当にこうある。若松に行くんじゃないくて南会津町に来たらいろいろな教室が、英会話教室から始まって太極拳の教室があつて、エアロビの教室があつて、鏡張りの部屋が店舗ごとに並ぶんですね。そういう意味で、このプログラムがぜひこの流れと同じような延長で、ぜひほかのサークル、ほかの空手もある、剣道もある、柔道もいっぱいあります、スポーツ店もいっぱいありますけれども、そういう分で、これのふうもぜひ投げかけをして、町にもぜひしてほしいんですが、町長どうのお考えでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、太極拳、今回、指導者養成として始めたということの経緯とといいますか、若干申し上げますが、これ楊名時太極拳ということで、楊名時というのは、御存じだとは思いますが、中国のほうで太極拳をやられておった方が日本に帰化したとといいますか、日本に來られて普及をしたのですが、全国に70万人くらいいると。この基本は、ただ健康ではなくて、いわゆる心の置きどころとといいますか、つまり、私たちが生活をしている生活のスタイルの中に実は健康を害するものがあつたりする。そこは、何にそのよりどころを持つのか。つまり、いいとか悪いとかと言っているけれども、それはいいとか悪いとかじゃないんですね、現象。その現象をどうとらえるかによってよくなったり悪くなったりすると。ここのところが、実は、指導者である佐藤先生がおっしゃっておったので、それは一般の方々に一遍に教室に来てもらうということよりは、やはりそれをきちんと理解をして、多くの方々、住民の方々に広めてもらう、その土台づくりをまずやるべきだと先生方もそうおっしゃったので、そういう形にしました。

議員がおっしゃるように、これまで、例えば講演とかフォーラムとかセミナーとか、何とかゼロエンジンとかいろいろなその形で多くの研さんの場所とといいますか、そういう研修の場所とといいますか、自己啓発も含めてあると思いますが、それで、ある程度の成果は私は得られているんだろうと思います。しかし、本当に地域の中に、そういうことで人材が育っているかということになると、私は疑問を持たざるを得ない。

ですから、議員もおっしゃったように、こういうものをきっかけに、もう少し、今、人材として登録をいただいている方でも、もう少し、この分野まで研修、研さんを積んでいったなら、やはり、さっき言ったように、ほかの地域からも学びに来ようというところまで行けるんだろうと。そういう教室とといいますか、そういうものを私は総称して大人の学校と言っておりますが、これを何とか南会津で起こしていきたい。そんなふうに思っているところですので、

基本的な方向としては議員と一緒にかなと、こう思っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 大人の学校とありましたけれども、僕も実は同じく考えています。要するに、入園式があって、小学生がだんだん大きくなって、中学校に入って、高校に入っています。僕たちは60過ぎて退職したら大人の学校ですか。名称は、僕はそんな学校初めて聞きましたけれども、その学校に入って、いつも何か、これからいろいろやってみたい、ギターやってみたい、バイクも始めたい、オーディオをもう一回やりたいという人たちが、そこに行くと、いろいろなカルチャーがあって、それで生きがい求めて健康になっていくという、僕はそういう時代に、僕はなると思います。それでみんな、前よりもっと元気になって、老後、老後とかだんだん年を重ねていくんだと。僕も同じような考えでいます。

そこで、その人材の活用というところでもう一つ例を挙げると、この予算書を見ると、例えばもう一つ言わせてもらいます。教室とかカルチャーと言いました。この予算書の中で、システム移行代、システム委託料というを、もうどこでも、どの課でも、要するにプログラマーはいつもテーマにしています。今回、定額給付金のプログラムで南会津町が早くできた理由で町長述べられましたね。あるだれかがそのプログラムを独自にやった。これは結局、役場職員ですけれども、住民の1人である住民パワーのめちゃくちゃすごいことですね。多分、買えば100万や200万はするはずですよ。それを彼が、本当報奨金をあげたいぐらいの、どんな考えだかわかりませんが、それぐらいすごいことをしたわけですよ。

それをこの分で、この住民パワーを、住民パワーというか、今言った体育系の指導者を養成すると言ったんですが、コンピューターなんて、今、確かに時代だけれども、ある、いっぱいいます、いっぱいマニアというかプログラムにすぐれた人もいます。そういう人たちを集めて、その人たちが、役場の中の仕事で、我々がつくれるんだったら、これは我々だって組めるよとか、その分って結構あると思うんですよ。ちょっとしたことなのに100万だか200万だか、50万くださいとこう言っているのが多分、今の時代だと思うんです。それは値段だからそれは仕方ないんですが。

ぜひそういう人たちを育てる意味で、多分太極拳のこの流れが、多分それになったり別なカルチャーになったり、今言った啓発的なジンセイとか映画愛好会とかいろいろなサークル、いろいろなありますから、そういう意味の町を挙げて、多分をそれをやろうとしているのが人材登録制度、南会津の登録制度だと思いますので、それをぜひ、今進めているので、そこに輪をかけてまた言うと怒られるんですが、ぜひ、それで、 で結構ですので、もうちょっと

具体的に人を集めたり、太極拳も具体的にスタートしてしまっていますが、それと同じように、3年後じゃなくて、この春からでもそういう人を集めて、ぜひ、この指とまれじゃないけれども、やってほしいんですが、その辺、町長どうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、南会津町の人材登録制度につきましては、これまでのような名ばかりの、いわゆる台帳整備ではありません。これまでの方々でも頑張っていて、頑張っているといますか貢献をされておられる方も当然おります。しかし、そこは1つの区切りをつけたいというふうに思いまして、自己申告だけでは登録台帳に載せないということにしました。つまり、登録台帳に載って終わりではなくて、登録台帳に載った後さらに研さんが続くと。それを希望される、あるいはそれが了解される方に登録していただくということですね。

そういう中で、私は、議員がお考えのように、いわゆるシステムエンジニアと言われる人たちの育成についても強力に、これは育成をしていくということになります。なぜかと言いますと、これまで苦手な分野、苦手な分野ほど、逆に言えば地域の課題なんですね。ここは地域の課題としてしっかり受けとめて、一定のコンピューターを操作する研修というのはこれまでありましたが、さらにレベルアップできる、つまりシステムをつくり上げられる能力を持っている方々を育成する。そういう意味ではビジネス部門、大人の学校ビジネス部門ということも当然出てくるだろうとこう思っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 本当に全くそのとおりだと思います。そのコンピューターのことを何度も言って、もう一つ重ねて言われれば、学校のほうで、僕、学校のほうの先生は、パソコンの教室の先生はだれがやっているんですかと言ったら、先生で知っている人ですよとか、メーカーから一部呼んでやっていますよと言っていますけれども、本当なら、よく僕そのときに輪をかけて言いたいのは、その人たちよりも、やっぱり、ある程度教えるルールとかマナーとか、本当に上手な人います、教え方。そういう人たちにぜひ振って、中途半端な先生に教わらないほうが、僕は絶対最高です。本当に、そういうプロに、今回、予算いろいろありますけれども、ぜひ、先生をバッシングしているわけじゃないんですよ。そういう人よりは、ちゃんともち屋に振っていいです。かと言って、メーカーじゃなくて、町民の中にめちゃくちゃいます。1万9,000人いれば、100人から200人、100人ぐらいかな、多分、その指導者はいますね。そういう人たちにぜひ振って、登録したら、その中で勉強会して、こんなふうにやるともって子供

たちは喜んで覚えるんだよというのを多分町長は言っているわけですね。そういう勉強会で人を育てていこうという姿勢ですので、ぜひそういう意味で、この住民パワーじゃない登録制度、形だけでは済まない、ちゃんといろいろなあれをかけて、町長が本気でその登録制を生かしていきたいということを言いましたので、そういう意味で、ぜひその人材を活用してほしいなと思います。

先ほど言ったその人材の部分なんですけれども、その部分で、今……

[発言する者あり]

○1番 湯田 哲議員 そういった店舗の話になるんですね。部室の話ね。ぜひ、もし町長がよく町うちの空き店舗の中で、いろいろ店舗のほうのプランはあったみたいなんですけれども、ぜひそういう人たちが集まって、会費である程度店舗の借り料ですか、それあるとは思いますが、町でそれが、本当にみんなで一生懸命やっているという、やろうとする人たちがその店舗を借りたいとかと言ったら、町ではそれに対してちょっとした、何でしょう、サポート的な、協力体制的な何かというのは可能でしょうか。どうでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

このことは、まちづくり会社で、いわゆる、これまで商工会のほうでも議論してきておりましたので、結論から申し上げますと可能でありますし、ぜひういう方々にたくさん、そういう活用をしていただけるような制度を充実させたいこう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 これで終わりますが、今、町長言われたみたいに、昔の登録の名ばかりじゃないということをまず言いました。もう一つは、それを生かしてちょっと自分の推薦、自己推薦ではなくて、周りがそうだと認める人たちが登録されていく。本当に、中にはもっとシャイな町民います。ぜひやってくださいというプロポーズしてほしいですね。本当にあの人は周りが認めるんだけれども、本人はすごい引っ込み思案なんだったら、ぜひその人にやってほしいというような、逆に言えば、本当にやってほしい。町ではこんな姿勢でやっていきたいから、ぜひ協力願いたいと。頭を下げてでもそうしてみんなでやっていこうじゃないかというような、我々町民も同じようなことで、姿勢で行きますけれども、町としてもそういう姿勢で、ぜひそういう人にアタックしてほしいなと僕は思います。

何か町長あれば。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 その件については、決して否定する何物もございませんので、働きかけをしていきたいところ思っております。

○1番 湯田 哲議員 終わります。

○渡部康吉議長 以上で、1番、湯田哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時55分から再開します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 大竹幸一でございます。

早速、一般質問をいたします。

まず、1つ目の質問は臨時職員の雇用についてという質問でございます。

2月12日の町のお知らせで、臨時職員の雇用をめぐる回覧板が回りましたけれども、その中で、1カ月、2カ月の短い採用以外の1年間を通した通年雇用の臨時職員の問題について質問いたします。

町部局の23人の募集におきましては、募集の基本的な事項の中で、「既に雇用されている方も含め毎年公募し、選考により雇用する」と明記されております。今までは11カ月の雇用ながら、通算3年の雇用期間があったと聞きますけれども、今度は1年限りの雇用となる可能性が高いわけでありまして。これは、雇用期間の短縮・悪化ではないかと思っております。本来ならば、通年必要な仕事については正規雇用とすべきでありますけれども、いろいろな事情でやむを得ない場合には、せめて従来の3年に戻すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

2つ目は、教育長部局におきましては、29人の募集が行われましたが、ここには雇用期間が明記されておりませんが、その理由を伺います。

また、今回募集のない保育士などの雇用期間はどうか伺います。

3つ目は、調理員や用務員につきましては、6時間勤務の上、募集要項には書かれておりませんが、学校が長期の休みの場合には休みとなり、手取りも年150万以下と聞くものがあります。まだ若い人が勤務している傾向にありますので、しかも、学校という特別な場所に勤務しているため、身分や収入において改善が必要ではないかと、こう思いますがいかがでしょうか。

4つ目は、特別支援教育支援員というものの採用もありましたが、小学校で4人の募集となっておりますが、学校名はどこか伺います。

また、特別な支援が必要な子供は、小学校でも中学校でもさらに必要という声聞きますけれども、ほかの学校から希望はなかったのか伺います。

5つ目は、学習サポート支援事業については、県の事業として行われた3年間の3月に終わりますけれども、そのために、ある学校では、来年度から独自の教材を買ったという学校もあるそうであります。しかし、12月ごろに、今度は町の事業として行われるというふうになって5人の講師を募集し、約3,700万円もかけまして1年間継続すると聞きますけれども、その延長になった理由、入札はあったのかなかったのか、また契約先はどこか、そして保護者負担は幾らになるのかというのを伺いたいと思います。

6点目は、4月から町の職員は正職員、臨時職員、そして1年を通した通年雇用の特別職などはそれぞれ何人になるか見込みを伺います。また、前年対比では、数字も伺います。

次は、公共事業の地元対策について伺います。

1つ目は、ことしは田島中や南郷中の耐震化や田島地区の統合保育所など、大型公共事業がありますけれども、町内企業への発注を求める声が大変多く聞かれます。私としては、一括発注ではなくて分割発注が効果的と提案しますが、どのような策を考えているか伺うものがあります。

2つ目は、入札で町内の企業へ落札しても、下請で町外へ行く場合もありますけれども、下請も町内へ誘導できないかどうか伺うものであります。

3つ目は、今年度の公共工事で町内の企業へ落札したが、下請で町外へ行った件数、金額、その反対の場合の件数、金額、そして実質的な町内での件数、金額は幾らかを伺います。

4つ目は、治山ダムや砂防ダムなどで土砂が満杯となっているところが町内にはいっぱいあ

ります。私の地域でもありまして、そしてその下流の民家では水害を心配しているために、土砂を掘る公共事業ができないかどうか伺うものであります。

なお、これについては県のほうにも聞いてみると、さらにダムを上流のほうにつくるしかないんだという話でありますけれども、しかしそのお金がないというような事情がありますから、このような提案をするものであります。

次は、第三セクターについて伺います。

スキー場関連の4社、そしてそこにゴルフ場、そして観光公社の6社で約6,000万円の累積赤字を抱えている第三セクターの今後を決めるために経営評価委員会ができますけれども、委員の構成や検討期間はどうか考えているか伺います。

2つ目は、ゴルフ場については新しい方針を全員協議会で聞きましたけれども、やればやるほど赤字が膨らむ内容だと思います。そこで、その方針も含めて、経営評価委員会で検討してから執行してはどうか伺うものであります。

3点目は、スキーの共通シーズン券について、町外者へは6万円で売られておりますけれども、条例を見ると条例には定められておりません。スキー場条例の12条では「条例外の料金を決める場合は、条例の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定める」となっておりますけれども、町長はいつ承認をしたのか伺います。むしろ、町外者へも共通シーズン券を安く販売し、そして安い分を宿泊などへ回るような策を講じ固定客を確保すれば、やまなみ泊覧会の趣旨と一致すると思うがいかがでしょうか。

なお、共通シーズン券で町外者向けと町内者向けの発行枚数は、過去3カ年でどうなっているか伺います。

次は医療費の負担軽減であります。

1つは、子供の就学前の医療費無料化は、県の補助もありまして、県内すべての自治体で実現しておりますけれども、さらに、小学校6年までや中学校3年まで無料の自治体が県内で7割まで進んでいるということが新聞でも報道されました。郡内でも下郷町や只見町では中学校3年の入院まで無料化となっております。そうした中で、本町では就学前までしか無料化になっておりませんので、さらに、この無料化年齢を引き上げて福祉の向上に資するべきと思いたすがいかがでしょうか。

2つ目は、医療費の無料化は若松など医師会が違ふと窓口無料化とならないために、一度お金を支払って、そして町の役場のほうに還付請求を求めると、こういう仕組みになっておりますけれども、どこに行っても窓口無料化になれば大変便利でありますので、それを求めています。

ますが、どのようになっているか伺うものであります。

3点目は、不況に伴う解雇などによりまして国税の滞納もふえることが予想され、1年以上の滞納による資格証明書が発行されても、中学生以下の子供へは短期保険証が発行されることに法が改正されましたが、4月から何世帯、何人が該当見込みか伺うものであります。

4つ目は、資格証明書が発行されても医療費の支払いが困難であると窓口で申し出をすれば、高校生以上などの親でも短期保険証が交付できるということが閣議決定されたと聞きますけれども、対象者へはどのように周知しているか伺うものであります。

以上で、演壇からの質問は終わりました。答弁によりましては、自席より再質問をいたしません。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、臨時職員の雇用に関する1点目、臨時職員の一斉募集についておたがございましたが、基本的には地方公務員法、あるいは南会津町賃金支弁職員の雇用等に関する規則にのっとり雇用するものであり、11カ月雇用の点、あるいは通算の雇用期間を3年を限度とする点など、従来からの考え方に変更はございません。3年の通算雇用期間というのは、あくまで3年を限度として雇用を継続できる規定であります。3年間の雇用を保障するものではございません。また、臨時的雇用という性質にかんがみまして、公平性や機会均等を第一義として、今回一斉公募とさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、今回募集のない保育士などの雇用期間はどうかとおたがございましたが、新年度に保育所で雇用を予定している臨時職員につきましては、昨年12月に公募をし、さらに面接を実施して、本年1月15日には雇用予定者を決定しております。雇用期間につきましては、南会津町立保育所に勤務する賃金支弁保育職員の雇用等に関する規則に規定されておりまして、職種により4年から6年の通算の雇用期間が定められておりますが、これらについても雇用期間を保障するものではなく、既に雇用されている職員も含めまして、従前より、毎年公募により雇用することを原則としておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、6点目、4月からの町の職員が何人になる見込みかとおたがでございますが、まず正規の職員では295名、緊急雇用対策での雇用を除いた賃金支弁職員は93名、さらに、月額で報酬が定められている非常勤特別職は8つの職種がございます、合わせて15名となる見込みであります。また、前年度対比では、当初予算ベースでの比較で申し上げますと、正規職員は9名の減、賃金支弁職員は10名の増、非常勤特別職は1名の増となる見込みであります。

次に、公共事業の地元対策に関する1点目、大型公共事業の発注についておたがございました。大型公共事業につきましては、各工事種別の規模によっても異なりますが、基本的には、できる限り分割発注を考えております。公共事業は単に物をつくるということだけではなく、この地域に及ぼす経済効果、この地域に暮らす人々の生活に大きくかかわってくることでございますので、このような考え方に基づいております。また、町内の建設業者育成の観点からも、町内の建設業者で施工が可能な事業につきましては、引き続き、十分配慮してまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、2点目、下請の町内業者への誘導についておたがございましたが、建設工事は各種工事の組み合わせにより総合的に施工される場合がありますので、下請による施工が発生する場合がございます。元請及び下請は、工事の適正かつ効率的な施工を確保するため、それぞれの分担する分野において役割に応じた責任を果たすとともに、合理的な元請、下請関係を確立する必要がございます。下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力等を総合的に勘案をして優良なものを選定するよう指導しているところであります。また、町内の業者を下請業者に選定配慮されるよう、総括的にお願いしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、3点目、今年度の公共工事における下請の件数、金額についてのおたがございましたが、町内業者が落札をし町外の業者に下請を行った件数、金額は、まず件数で41件、金額にいたしまして1億9,409万6,000円となっており、町外業者が落札をし町内業者に下請を行った件数、金額につきましては、件数で7件、金額は1,500万円となっております。また、実質的に町内業者に下請を行った件数、金額は、75件で1億4,378万6,000円であります。

次に、4点目、治山ダム等の土砂を掘る公共事業ができないかとのおたがでございますが、治山ダム等につきましては福島県が維持管理をしております。これらの施設は、土砂がたまることによって溪流に部分的な緩斜面が造成され、河川勾配の緩和、崩壊地の拡大防止や不安定土砂の固定及び土石流による荒廃防止などの効果がございます。たまった土砂を取り除くことは、これらの効果を減退させることになるため、土砂を掘る公共事業は困難であると聞いております。ただし、治山ダム等に異常な土砂の堆積が見られる場合は、上流に新たな崩壊地、土砂の発生源があるものと推測されますので、関係機関と現地を調査し、治山ダム等のかさ上げ新設、保安林の適正管理などの森林整備を福島県に要望し、必要な対策を総合的に講じてまいりたいと、このように考えますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、第三セクターに関する1点目、経営評価委員会委員の構成や検討期間についてのおた

だしがございました。2番議員にお答えしたとおり、仮称ではありますが、南会津町経営評価委員会を今月中に設置をいたします。委員の構成につきましては、町政策顧問であります大石和久氏、東邦銀行田島支店長、佐藤正二氏、また財団法人福島県産業振興センターより推薦をいただきました中小企業診断士の結城幸次氏にそれぞれ内諾を得ております。検討期間につきましては、南会津町第三セクター統合検討協議会と連携をして進めてまいります。8月ごろをめどにまとめていただき、改革プランに反映させていきたい、このように考えております。

次に、2点目、ゴルフ場の運営については、その方針も含めて、経営評価委員会で検討してから執行してはとのおただしがございました。ゴルフ場の運営につきましては、子育て支援や健康づくりにつながる南会津町健康ふれあいづくり事業としてゴルフ以外の事業も計画をし、多くの町民に足を運んでいただける施設活用を進めているところであります。したがって、新たな計画に基づく経営状況を検証した上で、経営評価を行いたいと考えているところであります。

次に、3点目、スキー場の共通シーズン券についてのおただしでございますが、まず、スキー場のリフト料金につきましては、町への承認申請に基づき決定されておりますが、この町外者の共通シーズン券につきましては、条例に規定されている利用料金区分以外のものであり、承認申請に基づくものではなく、4スキー場で組織をする会津高原スキー場連絡協議会において宣伝・誘客事業の1つとして実施されたもので、その後、南会津町第三セクター経営戦略会議に引き継がれております。このリフト料金につきましては、スキー場個人シーズン券の最も高いものが5万円であることから、それを下回らない価格として6万円を設定されております。今後は第三セクターの統合検討に合わせて、この事業のあり方や価格について協議をし、一層の誘客につながるよう検討を加えていきたいと考えておるところであります。

なお、直近3カ年の共通シーズン券販売枚数であります。町外者対象では、平成18年が10枚、平成19年が16枚、平成20年が13枚で、町内者対象が、平成18年に1,488枚、平成19年は1,526枚、平成20年では1,363枚となっております。

次に、医療費の負担軽減に関する1点目、医療費無料化の年齢を引き上げるべきとおただしがございました。財政健全化計画を確実に実行していく中での検討課題とさせていただき、現時点での医療費無料化年齢の引き上げは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、どこに行っても窓口無料化となるよう求めているがどうなっているか、このようなおただしがございました。本年4月から社会保険加入者に対する乳幼児医療費の診査支

払い業務を、福島県社会保険診療報酬支払基金に一括委託をすることとしております。これにより、福島県内の医療機関で受診された乳幼児医療費の自己負担分は、国保加入者、社会保険加入者とも窓口で支払う必要がなくなると思います。

次に、3点目、資格証明書から短期被保険者証に移行する中学生以下の子供のいる世帯数、人数の見込みについてのおたがしでございますが、現在、資格証明書の発行を受けた世帯に中学生以下の子供はおりませんので、4月時点での該当はないものと、このように認識しているところであります。

次に、4点目、資格証明書発行にかかる対象者への周知についておたがしございましたが、資格証明書を受けている世帯が医療費の一時支払いが困難である旨の申し出を行った場合については、緊急的な対応として短期被保険者証を交付できるとの取り扱いがなされているところです。この取り扱いを含め資格証明書の交付に当たっては、従来どおり、世帯の状況などを考慮して交付の可否を慎重に判断していくほか、保険証の更新、納付相談などの機会をとらえて、引き続き周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 私からは、臨時職員の雇用に関する2点目、雇用期間に関してお答えいたします。

募集要項では平成21年度と記載しており、町部局の募集と同様に雇用期間は4月1日から11カ月間を基本としておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目、調理員と用務員についてのおたがしでございますが、募集要項では、勤務日を臨時運転手と同様、土日・祝祭日、学校の長期休業期間を除く週5日としております。したがって、児童・生徒が登校しない日については勤務を要しないこととしており、年間の勤務日数は210日程度であります。これは、児童・生徒が登校しない日の業務量を勘案したものでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目、特別支援教育支援員についてのおたがしでございますが、配置の要望は、小・中学校を合わせて8校からありました。教育委員会では8校の要望内容を検討し、支援の対象となる児童・生徒の状況を勘案した結果、田島小学校、田島第二小学校、檜沢小学校、南郷第二小学校の4校への配置を予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、5点目、学習サポート事業についてのおたがしでございますが、これまで3年間実施し

た結果として、生徒へのアンケートでは、「勉強しようとする意欲が高まった」とする回答が80%、さらには「学力が伸びたと感じている」とする回答が68%となっており、生徒の学習意欲の向上において大きな役割を果たしてきたと考えております。

また、総合学力調査結果では、全国平均と比較して、教科や学年によりばらつきはあるものの、全体では平均を下回る生徒が少なくなっている傾向にあり、学力の全体的な底上げが図られていると考えております。

このような成果を踏まえて、来年度において県教育委員会の支援を受け、継続して檜枝岐村教育委員会とともに事業を実施することとしております。

事業の委託先については、県教育委員会の指導を受けながら、事業の実績や継続性を勘案し、本年度まで3年間にわたり事業を実施している株式会社ベネッセコーポレーションを念頭に置き、随意契約を想定しているところであります。

また、事業に要する保護者の負担金については1月500円、1年間で6,000円を考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますのでよろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 職員の雇用について、従来と同じだというふうなことで、そうすると、従来の3年と同じだということになりますので、幾分安心はしておりますけれども、3点目の用務員の件について伺いたいと思います。

用務員については、募集要項を見ると8時から2時45分までの勤務と、こういうふうになっております。学校によって幾分、若干違うところもあるという括弧書きもありますけれども、若干ですからそんなには変わらないのかなと、30分くらいの違いはあるのかなというふうに思っておりますが、非常に給料も安いと、あと勤務時間も短いと。そういう中で大変多くの方が困っているという状況でありまして、ある方は、うちに帰って違う仕事を持ってよいのかというようなことを言っている人もおりますけれども、その点いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

1点目ですが、いわゆる違う仕事を持ってアルバイトというふうに受け取らせていただきましたけれども、アルバイトをする場合は、公務員の場合には届け出をすると、許可を得ると。そして、その職場の上司のほうで評価をすればできるということになっておたと記憶してお

ります。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今現在、臨時の用務員も含めて、調理員も含めてですが、アルバイトの届け出の方はおりますか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 現在のところはございません。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 この南会津町の中に、実際仕事もそうないし、実際はアルバイトと言っても無理な状況にあると思いますけれども、非常に収入が低いという中で大変困っているわけですが、私は、特に用務員あるいは調理員という、学校という、子供もいるそういう教育の場ですね、そういう場においては、もう少し身分や収入で安定的な工夫ができないかなと思うんですね。例えば、図書館とか民俗資料館においては臨時の特別職というふうなことを設けましたけれども、そういう形か何かちょっと、何か工夫の方法ないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

多分、こういう発想というか考え方が出てきたのは、恐らく、想像するに限りなく継続する財政出動ですね、財政経費、いわゆる必要な経費、これを抑えようという、恐らくねらいがあったのではないかなというふうに考えられます。したがって、実働する時間外での勤務と、こういうことだと思うんですね。しかし、私はその用務員という、いわゆる名称なんです、本当にこの用務員という名称でいいのかどうなのか。用務員というのは一体何をするのか、一般的になかなかわからない。ですから、この用務員の業務内容をもう一回精査をして、そして本当に子供たちや、あるいは地域の中で、学校という一つの教育現場の中の役割を検証した上で、その発展可能性があるのであれば、その段階でやはり考えていくべき問題だろうとこう認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そういう検討をお願いしたいと思いますが、先ほど、春休みとか夏休みですね、そういうときに、子供がいないときには用務員も休んでもらうんだというふうな話があったわけですが、今回の募集の状況を見ますと、ちょっと一例として挙げますが、別に

そうこだわりがあるわけではありませんが、例えば、一番生徒数の多い田島中学校で今度臨時の用務員になるようであります。そうすると、ここでは260人ほどの生徒がいるんですね。一番多いんです。それで、一方、これも一例挙げますけれども、檜沢中学校では現在53人です。ここでは募集がかかっていませんので、正職員の用務員がいるようではありますが、そうすると子供の数が多いところで臨時の方が今度なると。少ないところで正職員がいると。そして、その少ないところでは夏休み、冬休み、春休みも仕事があるというのは、これ、どう考えたらいいんでしょうかね、おかしいんじゃないでしょうか。大きな問題だと思いますよ。いかがでしょう。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えをいたします。

ただいま議員さんがおただしのことは、学校用務員の配置に関するローテーション的なことも含めた問題だろうというふうに思います。

それで、それについてお答えしますけれども、今、用務員というのは学校だけではなくて、町長部局のほうにも用務員という方がございます。それで、そういった関係上、町長部局ともよく相談をしまして、先ほど町長が申し上げました、いわゆる用務員としてのその仕事の内容とかあり方とか、やはり時代とともに変わってきて、これはいいだろうと。多分、一番最初、昔は学校の小使いさんという形で発展していったものだろうというふうに私は想像していますが、そういうことでいろいろな、今的なことを考えながら、勘案しながら町長部局とご相談申し上げまして、そして行きたいと、そして配置をさらに考えていきたいと思っておりますので、ご理解をください。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そういう方向で検討してほしいと思いますが、その場合で、もう一つ問題なのは、今まで私ども議会で、余り職員の人事については注文つけたことなかったわけですが、そこで改めて考えますと、私もちょっと言おうかなと思ったことがあったんですけども言わなかったんですが、用務員の場合での問題というのは、人事異動がほとんどなかったんですよ。そこに私は問題があると思っていたんですよ。

ですから、確かに、ある人に言わせれば校長さんよりも威張っているとか、そういう人もいるという話も聞きました。ですから、やはり現在も人数の少ない学校で、今正職員がいるのは二小にもいるし荒海小・中にもいると聞いております。そういうところでも人事異動がないん

ですよね。やはり人事異動をすとか、あるいは夏休み、本当に仕事がないんだったらば、町の違う教育委員会の仕事をすとか何か工夫をしないと、今回の件で、夏休みは臨時用務員は仕事がないというのわかりましたので、じゃ、正職員の用務員は仕事があるのかというのもおかしくなっていましたので、やはりそこはきちんと仕事は見つけるというふうにしないと、これ大きな問題になると思うんですね。その件、ちょっといかがでしょうか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答え申し上げます。

正職の用務員の方の夏休みの過ごし方の件だったと思うんですが、今はどうかわかりませんが、私がいたころは夏休みには用務員の方の勤務の対応をつくりました。今みたいな、地域住民の方から、そういったいろいろなことがございますので、それでやっぱりただ休むというわけにいかないということで、それぞれ校舎内外の整備、いわゆる草むしりだとかそういったようなことについて計画を立てて、そしてやっていただいたという経験がございます。ですから、多分今もそういった形になっているのだろうというふうに思っています。

あともう一つは何だったか……以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そういうことで、用務員については今後大いに検討してほしいと思っております。

次は、特別支援員のことなんですが、8校から希望があったと答弁ありました。そのうち必要なところというかいろいろ吟味したそうではありますが、私も去年おとしでしたか、ある学校に行ったときに、卒業式の最中に、自閉症の子供が突然後ろのほうに行ってごろんと寝ころがったりしまして、非常にそういう現場見まして、これは本当に先生も大変だなと思ったことがあります。そういう生徒かどうかははっきりわかりませんが、それに近いような方がやはりいるとよく聞きます。そしてまた、例えば館岩中でも2人はいるんだという話も聞いております。こういう子供は、小学校でそうでも中学校へ行っても治らない人が多いんだそうですね。

ですから、今回の募集見ると中学校は全然ないと。それはそのお金の面で配置できなかったのか、それとも、その人が軽いということだったのか、その辺、もしお金の面だったら、やっぱりそういうところにはお金をつけて、中学校でも必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答え申し上げます。

議員さんが御存じのようにお金の問題ではございません。つまり、学校教育の中におけるお

金の使い方という問題だと思います。それぞれ学校には、支援員だけではなくていろいろなところにお金を使わなくてはならない。それで、その場合に、今出ました館岩の場合ですと、多分1人は自閉とかそういった子ではないんです。中身知っています。ですから、ある程度、何とか我慢していただけるのではないかなと。普通学級の中で少し手厚くサービスしてもらえれば、これは特別つけなくても大丈夫かなという私たちの判断のもとにそういうことを配置をしたということですので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私のほうからつけ加えてちょっと答弁をさせていただきますが、これまで、教育委員会として、学校の統合も含めまして情報が、やはり適時適切に、公にといいいますか議会を含めましてどうも出されていない。ここのところはなぜなんだろうと、こう何回か考えてみましたが、つまり、この学校、いわゆる特別支援員というのは新たな試みなんですね。新たな試みというのは、実は一番検証しなければならない分野なんです。そうしますと、学校管理者の校長先生を初め担当の先生方から、いち早く、こういう効果があります、こういう状態ですよという報告が上がるべきだろうと私は思っていたんですね。それによって、つまり、ただいま議員からお話がありましたが、じゃ、これは継続してひとつやっつけていかなければならないのではないか、あるいは小学校だけで終了していいのか、こういう議論になるんだろうと思うんですね。そのときに、まず教育委員会と町部局がうまく連携をして情報の交換をしていくということが、私は、ある意味では欠落していたと、こう思います。

それからもう一点は、たまたまですが、支援員になった方が役場関係に2年間勤めていたと。支援員として1年勤めた。これで3年で打ち切りだ。こういう問題も、せっかく学校の事情や内容をわかったときに終わりとこういうことになるので、これも、条例制定になるかどうかわかりませんが、やはり特別として、特別職としての扱いに、今後検討する必要があるだろうと、こんな認識を持っているところですので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そういう方向でお願いしたいと思います。

それから、学習サポート支援事業についてなんですけど、これでは、3年間やってその成果があっからということでもたまたまたという理由なんですけど、しかし、確かにそれは6万円もの教材を与えて、インターネットでもライブ授業をやる。それから、テキストも与えてどんどんしりをはたくと、こういうことですから、それは成果が上がらなければ逆に困るわけでありまし

て、上がるのは当然でしょう。しかし、やはり現場の教員としては、この授業がなくなった後どうするかということを考えると、やはり不安なんです。ですから、そういう意味で、余り好意的にとっていない方も大変多いと聞いております。

そこで、これ、一番そこで困ったのはこの保護者負担の6,000円ですね。これが、今、本当に仕事を失った方もいたりして大変な状況の中で、月500円といえども6,000円の上乗せがされると、年間で。これが、その承諾を得ないうちに進んでいるんじゃないかという心配があるんです。そして、ある学校では、さっきちょっと質問の中で言ったかもしれませんが、荒海中だそうではありますが、教材をもう3年で終わるから来年は独自のものを買おうということで買ってしまったと。だから、そのお金も親からもらわなくてはいけない。今度のも負担になる。ダブルだということで困っているというんですね。

ですから、そういうあり方が本当にいいのかどうか。この6,000円を掛けたって、これ、全部生徒掛けたって322人掛けると190万、約200万ですよ。これは、私は無料にしてやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 後の質問については教育長のほうから恐らく答弁があるのだらうと思いますが、いわゆる学習サポートが引き続きなされるという点ですけれども、これは、実は私のほうから教育委員会を通して学校現場のほうに何度もお願いしています。つまり、南会津町ならではの、あるいは学校、それぞれ特徴を持たせた、いわゆる国が示した指導要綱じゃなくて、提案といいますか企画といいますか、そういうものを示してほしい。これが、部分的には出てくるんですよ、抽象的に。こういう子供を育てよう、こういう授業にしよう。しかし、それをカリキュラムとして出てくることはまずなかった。一体、学校現場はどうしているのだらうと、こういうふうに思いました。

そして、校長先生との懇談会も持ちましたが、実は、学校現場はそういうことを考える時間がないと、こういうことを言った。それでは、今回、こういうことで学習サポートでこういう結果も出ているということですが、本当に現場の先生方は負担にならないのか。こういうことも含めまして検討した結果、先生方の負担にならないようなサポート役を配置して1年間やってみよう。そのときに、この1年間で、それぞれの学校の子供たちを本当に伸び伸び、あるいは学習能力も含めてやる気をつくり上げるような体制、そういうカリキュラムをつくれぬか、これがことしの課題になってくると思いますので、そういう意味でひとつ、ことし1年見守っていただければありがたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

費用の件でございますが、まずこの件につきましては、これまで国・県でお金を出していただいて——国が主体なんです、それで、モデル校として3年間、今もやっているわけですが、ことし終わるわけですが、そのために無料でやっていただいたわけですが、しかし、やはりやっているうちにこれは非常にいいことだなということがわかったものですから、先ほど申し上げたとおり、それで町長さんのほうからもお話しいただきまして、それで学校の校長を通して各保護者の意思も確かめてもらって、そしてこのような、何回もこれを繰り返しながら、そして12月の末、自治体にはこのことがはっきりとやると、やっていただくということになったような経過がございます。

そんなことで、私も教育委員会といたしましては、保護者のほうでもそのことについては納得していただいていると。各校長を通してそれぞれ説明していただいて、納得していただいているという立場で進めているものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 時間がないので、次の問題に行きますが、公共事業の問題で下請について、町長は選定、町内選定するように指導をしているという話でありました。しかし、私、この下請関係がどうなっているかというふうなことで、この下請関係の指導要綱というものがわかりました。これ、ホームページに載っていないものですからお金を出して情報公開でもらったのですが、こう書いてあるんです。そこに、「町との請負契約締結後、100万円以上の工事について下請のあったものについては、速やかに下請、元請関係報告書を提出する」と、もらったんですね。

ですから、これ見ると、その下請のあったものについては速やかにだから、事前に承認を得るとかじゃないんじゃないですか。その下請のあったものについて速やかに早く出してくださいよということですから、指導する以前に仕事が始まっているのかなというような、こういう今のところ要綱になっているんですよ。私はこの要綱をやはり直して、あらかじめ発注者の町の承認を得てから下請やってくれと、こういうふうに直すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

確かに、町の元請、下請関係の適正化の指導要綱という中で、100万円以上の工事について、

下請のあったものについては報告書を出してください、こういう規定になっております。

それで、事前に提出というふうなお話もありましたが、そこまでの、元請といいますか、契約相手方に求めることはどうなのかなというような感じもしております、それぞれ発注課のほうでは、できるだけ下請にあっては町内の業者さんをお願いするような、そのような形のお話をさせていただいておりますので、その辺はご了解をいただきたいと思います。

なお、先ほど町長から申しあげました数字につきましても、この報告に基づきました100万円以上のものについての集計結果の数値でございますので、逆に、それ以下のもので、実際に下請に回っているものもあろうかと、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 あとは、ダムの問題では、ちょっと治山ダムに限った答弁だったんですが、私、担当のほうに、これ砂防ダムも含むんだよとちょっと言っておいたのですが、砂防ダムのほうはいかがでしょうか。砂防ダムもやはりこんなんですか。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 お答えいたします。

砂防ダムにつきましても、これも県の管理のものではございますが、確認をしました結果、先ほどの治山ダムと同じように、土砂がたまることによって一定の効果を発揮するということがございまして、同じように、これを、土砂を取り除くということについては、これについても困難であるというふうに聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そういうことであるならば、その上流にダムをつくるお金を確保するように、県のほうにもよく言っていただきたいと思います。

それから、第三セクターの問題では、評価委員会のことについてはわかりましたが、ただ私、ちょっと残念に思ったのは、きのうの2番議員の質問の中でも、第三セクターのほうから統合のための要望もあったりして協議会ができたということもわかりました。それで、施政方針を見ると、経営評価委員会からの提言を受けながら第三セクターの統合を検討協議会において、経営統合を前提とした検討作業を進めるとこうなっております、何か、その経営評価委員会と統合委員会が並行に進むようになりますよね。これは、私、この辺の言葉で言うとみそもくそも一緒だと思うんですよ。これはちょっと、何て言うのかな、やはり経営評価委員会でこの統合がいいでしょうというふうな方向を出してもらってからやるべきなのに、私はこれ、とんで

もないと思いますよ。これ、こういう方針を出てからやるべきじゃないですか。いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

これまでも、第三セクターに対する私の姿勢として何回も申し上げておりますが、つまり、統合ありきではないと。要望は出ています。ですから、統合をして、例えば具体的に何のメリットあるんだと、こういう2番議員からのおただしもありましたが、私はそのプロセスの中で、まず社員と、それから会社を運営する社長や役員の方がいかに一丸となって経営に参加できるか、ここのところだと思うんですね。つまり、合併によって、合併さえすれば、経営統合さえすれば、私たちは安泰なんだと、こういうことではないわけですから。ですから、私は、経営評価委員会と別枠で、そういう、いわゆる意識改革を進めていくということは問題ないと思うっております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 次は、スキー場のシーズン券について伺いますが、そのスキー場、6万円については高杖のスキー場の町外シーズン券ですね、これが5万円であるわけですよ。ですから、何かそれより高いものと先ほど答弁がありました、条例のその精神から外れていると思うんですよ。条例の精神は、その条例の範囲内で安く設定するものはいいですよとなっているんですよ。町長の承認もそれと一緒にですが。これは条例よりも高いんですよ。ですから、こういうものを放置しておくというかな、私はちょっとこれは本当に問題があると思うんですね。

そして、そういうものを、安いものを設定して、それで宿泊客を募集すると、そういう方向にすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

条例より高いのではないかというおただしでございますが、これは、各スキー場、それぞれ、御存じのように単体のスキー場、シーズン券はございます。この共通シーズン券というのは4スキー場が滑れると、利用できるということでございますから、単純に言わせていただければ、4スキー場のシーズン券は、合わせると15万5,000円かかりますので、これより高いという判断ではございません。ただ、この券につきましては、ご承知のように、条例で基づく承認行為はしておりませんので、これ、平成16年合併前から会津高原スキー場連絡協議会が誘客宣伝事

業として取り組んできたものでございまして、先ほど、町長答弁にもございましたように、これが現在まで引き継がれてきたというところでございます。ですから、本来ですと条例の別表の中に入っていて、その中で、承認行為でやっていくというのが正当かなというふうに、今思います。

したがって、今後、今進めている統合の協議会の中、あるいは戦略会議の中で、枚数も発行も非常に少ないのですが、要望もあるということでございますから、十分検討をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 この6万円のシーズン券については、大人用しかないんですよね。ですから、やはり子供用のもつくる必要がありますから、そういう点で今後検討をお願いしたいと思っております。

それで次は、時間もありませんので医療費の問題について行きますが、今度、社会保険加入者の場合には、県内どこに行っても無料になるのはわかりましたので、今度は国保も社保の方もどこに行っても無料になるというのがわかりましたので、安心いたしました。

ただ、年齢の引き上げについては考えていないという大変残念な答弁であったわけですが、会津管内を見ても、会津管内でも17市町村かな、そのうちの11ですね、64%がもう実施していると。就学以上までなっていると。それで、そのうち11の中身を見ると、中学校3年の入院までが8町村、それから小学校6年までが2町村、小学校3年までが1町村とこうなっておりますが大変進んでいる状況であります。やはり医療費、医者とか病気については、これ、なりたくてなる人はいないわけですから、やむなくなった場合に救われるというのが、本当に一番の私は福祉だと思うんですね。

そこで、今後、やっているところのお金を上げてほしいんです。余りかかっていないんですよ。ですから、そういう研究をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 答えいたします。

住民生活課においても、いわゆる医療費の問題、乳幼児医療については検討をさせていただいております。それで、実際にどれだけの費用がかかるというような試算もしてございます。それをもって、いずれ財政健全化の計画の中で、対応が可能であれば引き上げについても検討していきたいようなことで相談をさせていただいております。

○19番 大竹幸一議員 以上でございます。

○渡部康吉議長 以上で、19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○渡部康吉議長 次に、12番、星登志一君の登壇を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 議席番号12番、登壇番号12番とダブル12並びまして、今回がちょうど私最後ということで、来期ですか、6月よりはここにテレビカメラが入って、各支所あるいは御蔵入交流館でも見れるような予定で現在進んでおりますので、きょうは最後ということで簡潔明瞭に30分くらいで終わればなど、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、2点ですね、大きく分けて。

職業訓練型の担い手育成事業の創設、それから失業率と、それによって心配される国保の改善策はどうなっているかというこの2点についてお伺いをいたします。

まず初めに、職業訓練型担い手育成事業の創設ということで、これは、私が通告を出した後も、国あるいは県のほうで、今までのような失業対策ではだめだというような、来年度からの対策も結構上がっています。これは町長部局でも少し、こういった関係は変わってきているのかなという認識はあるかなと思います。

それで、特にこの苦しい、著しい経済の悪化の中で、今、町民と話をしますと、とにかく不安は増すばかりだと。大量解雇による職への不安だとか、あるいは老後の不安、少子・高齢化と人口減によって、果たして我々の集落は維持できるのだろうかというような不安だけであると。ただ、不安だけではあるが、当町では、運がいいことに来年度より1億9,000万円という交付税が予定されていると、こう聞いております。危機をチャンスに変えて、絶好の機会かなとこんなふうに私は思います。財政難で、今までは将来を見据えた政策を打てなかったのが現状ではないかと。当町は、この機会にぜひとも人材育成と、それから自然環境を生かした地域活性化に乗り出すべきだと、私はこんなふうに思いますので、以下、4点について町の考えをお伺いいたします。

まず1点、新規就農者への助成。

従来ですと、1年間に10万円とか、あるいは新規就農者に1回100万円とか、そういった場

当たりの政策であった。しかし、農業や、これは町長も御存じのように、林業で間伐をするような人は、これはまさに職人です。1年や2年でなかなかその技術を覚えることはできません。少なくとも、私が思うには、やはり3年くらいの長いスパンで、その人が安心して技術を習得できるようなシステムをつくるべきではないかと、私はこんなふうに思います。それで、3年間、月々、例えば10万円を補助金としてあげたとしても、これは3年間で3,600万円であります。その中で、条件としては専門家の徹底的な教育を受けるとかそういった条件をつけてやれば、非常に私は効果のある事業なのではないかと、こんなふうに思います。あるいは、林業関係であれば、今私は各森林組合の中身までは存じ上げておりませんが、こういった森林組合が活性化するためにも、その中で10万円程度で10人と。3,600万円と。思い切った事業を展開すればそういった担い手もふえるのではないかと。

ここで1つ、その林業関係の担い手をやるときに、あわせて、実習として会津鉄道の援護をします。我が南会津町は会津の広域のごみ事業から撤退をしましたので、多少評価を落ちているかなと思いますけれども、例えば会津高原の駅から加藤谷川の鉄橋の両サイドを、すべて刈り払って何かの景観美化を図るとか、そういったことを1年、2年かけてやることによって、我々の南会津町の地位も他の町村から評価されて、合同事業もやりやすくなるんじゃないかなと。まさに一石二鳥と、私はこんなふうに考えております。

そして、最後の4つ目。

障害者グループホームの人材育成と。これは、今あかまつ荘等で、とにかく国の方針としては、なるべく施設から外に出して生活させようと。国の負担金をなくそうということになっております。当町においても、健康福祉課で最近パブリックコメントというようなことで幾つかの計画はあるようです。ただ、ここで一番肝心なのは、そういった計画の中で、やはり人材育成のそのかなめとなるコーディネーターが非常に町全体としては少ないということです。第一線で働く人がいても、それをまとめて、全体的にどのような方向にこの施設、あるいは計画を導こうかという、そのコーディネーターを育成する必要があると思います。ここにはやはり町としても、個人の奮起ばかりではなく、町の予算を使ってコーディネーターを育成するんだというような雰囲気です。ひとつ臨んでいただけないかなと、こんなふうに思います。

次に、2番目、失業率と国保の改善策であります。

まず、16歳から65歳で、今現在、働きたいけれども働けない人、これは何人くらいいるのか、あるいは男女別、年齢別、求職の職種別に把握しているのであればお教えいただきたい。もし把握していないということであれば、今後、その調査の必要があると私は考えるけれども、

町のほうのお考えはいかがでしょうか。

それから、2番目として、失業者がふえた今年度は、来年度の国保の徴収が大変と容易に推測されます。収入は減るが支出はふえるという状態になるのではないかと思います。失業率を減少させるためには、やはり健康な人、あるいは元気な人をふやす、これが一番かと思えます。まず、気力を充実させて失業に対していく、そういった気力も必要かと思えます。

そこで、町として、思い切り保健指導員をふやすなど、そういった元気な人をふやす、そういった計画はあるのかどうか。

以上、大きく分けて2点についてお伺いをいたします。

なお、再質問については自席より改めて質問させていただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 12番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、職業訓練型担い手育成事業の創設にかかわる1点目、新規就農者への助成についておたがございました。現在、町の新規就農者の支援といたしましては、既に御存じだとは思いますが、若い農業者入植促進事業の助成制度がございます。おおむね18歳から50歳未満の新たに農業経営を行う者で、同居親族のある者に対しまして5年以上定住することを条件に、3年間、年額70万円の助成金、3年を限度とした10アール当たりの標準小作料、農業指導をいただく農業者に対し、年間5万円以内の営農指導費を助成しておるところであります。ただし、この事業は町外からの新規就農者の支援が目的であり、町内に住み、転職等により新規就農される方や農家の後継者等には適用されておりません。農業における一定期間の農業技術の習得が必要であり、その指導・育成体制の充実とあわせまして、現在の助成制度の見直しを進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、2点目と3点目、森林組合の活用と鉄道沿線を整備し、乗って楽しい会津鉄道の実現についておたがございましたが、関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

ご承知のように、地域産間伐材等の活用促進を目指し、昨年からは木材ストックヤードを中心とした木材流通システム構築事業に取り組んでいるところであります。平成21年度からは、この事業に加えまして、新たに町内の主要国・県道沿線型森林整備林産事業を計画しているところであります。この中で、12番議員ご指摘のとおり、会津鉄道沿線についても、本町の主要路線ととらえ、森林整備や林産事業を実施していきたいと、このように考えております。

事業の実施に当たりましては、森林組合を核にしながらも、建設業の新たな分野への取り組

みにもつなげられるような推進を図り、経済の活力と環境整備の両面からその効果づくりを目指していきたい、このように考えております。

また、今後、計画・実行されます各事業を通しまして、林業の担い手育成を初め、森林に関する研修会や技術の習得の実践の場を設け、雇用促進にもつなげられるよう創意工夫をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目、障害者グループホームの人材育成のためコーディネーターを育ててはどうかとのおただしがございましたが、本町にある障害者のグループホームは、社会福祉法人南陽会が田部原地区で運営をしておりますすみれ荘1カ所のみでございます。現在、第2期障害者計画の策定作業を進めておりますが、計画案の中に、空き家利活用型のグループホームの開設を位置づけました。今後ますます必要性が高くなるグループホームの充実を支援していく。そのような考え、体制をこれから導き出したいと思っております。

一方、グループホームの運営にかかわるスタッフの確保についてであります。食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の援助など、障害の特性に応じた対応能力をも求められますので、グループホーム開設の支援と並行いたしまして、バックアップ施設として考えられる障害者施設などの関係団体等と連携をしながら、運営の核を担える人材や障害者のお世話をできる人材の発掘、そして育成を行う考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、失業率と国保改善策に関する1点目。

16歳から65歳で、働きたいが働けない人は何人いるか、そしてまた、その男女別、年齢別、希望職種別に把握しているか、このようなおただしがございましたが、ハローワーク南会津で公表している12月分の求職者数につきましては、郡内全体で511人ございます。また、そのうち、男女別、年齢別、希望職種別につきましては、ハローワーク南会津の情報により分析することになりますが、南会津郡内すべての情報を区分分けしなければならない作業がございます。個人情報観点からも、詳細な聞き取りは現在難しいというふう聞いております。今後は、昨年12月に設立されましたハローワーク南会津雇用対策推進協議会において、求職者の希望する職種の傾向などの情報収集に努めるとともに、雇用対策の推進につきましては、それらの情報も十分考慮しながら、予算計上いたしました緊急雇用対策事業により求職者の雇用の確保に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、健康で元気な人をふやす対策はとのおただしがございましたが、失業された方が国民健康保険に加入をすれば、収入が絶たれた世帯ですので、保険税の納入が困難となります。収納率も悪化してしまうおそれがあります。就労の場を確保する政策と健康増進が図ら

れば、おのずと国民健康保険事業の収支のバランスも改善されるものと考えます。国民健康保険では、平成20年度より特定健診、特定保健指導を開始し、5年間の実施計画のもとで事業を展開しているところであります。

今年度におきましては、特定健診の受診率が51.2%、特定健康指導度実施率が33.3%と、いずれも実施計画以上の実績となっております。今後は、その年度の実績に合った実施計画の見直しを検討しながら、効率のよい保健事業を展開し、さらなる健康増進を図ってまいります。特に特定保健指導におきましては、対象者の意識改革や健康維持に関するメンタル面の指導が大変重要となっております。今後も保健師及び保健指導員等の効率的な人員配置を行い、アウトソーシングを含めまして、南会津町に合った国保改善策を検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 まことに申しわけないんですけども、私、議会前に体調を壊しまして、委員会ちょっと休んじゃったものですから、もしわかれば、総務課長、交付税の内容の査定に関してなんですけれども、そのときの需要額で小学生、それから中学生、65歳以上、75歳以上、あと一般的な人と、それと林業の従事者と農業の従事者の、もし1名当たりの需要額わかったら、わかる範囲で結構です、ちょっと教えていただければ。再質問で少し関係するものですから。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

それで、お昼休みに議員のほうからそういうご質問がありましたので、そのときに、交付税というのは簡単にこう、いろいろな経費をいろいろなその基礎数値から求めるものですから、単純には出ませんよというふうなお話をさせていただきましたが、その前提において、私がこれからお話しする数字につきましては、交付税の中で単位費用として措置されている部分、つまりは、実際は補正係数ですとかいろいろ難しい問題がありますので、実体の数字ではありませんことをまず前提としながらお話をさせていただきたいと思っております。

まず、小学生1名当たりどのくらいかということですが、単位費用で3万9,600円でございます。それから、中学生1名が3万6,500円、それから65歳以上でございますが、1名当たり6万9,400円、これは高齢者福祉費のほうで措置されている単位費用ということでございます。

それから、その他1人当たりどのくらいなのかということでございますが、人口を基礎数字として算定する項目はかなりございます。それらをトータルしますと、1人当たり7万1,030円という形になっております。それから、林業従事者でございますが、これは1名当たり24万5,000円という単位費用になっております。それから、農業従事者ですが、これは戸数1戸当たり幾らというような算定の方式になっておりますが、8万2,500円ということになっております。

今、お話ししました数値は、これは数字がひとり歩きするのはちょっと怖い部分はあるのですが、あくまでも交付税の20年度の単位費用ということでとらえていただきたいということでお断りをさせていただきます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 すみません。同じ委員会で申しわけないんですけども、林業課の課長、南会津町の国有林の面積と間伐予定されている面積、それと同じように県と町と、それから団体と個人と、もしわかれば教えていただきたい。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 これも先ほど議員のほうからお話をいただきました。わかる範囲でお答えをさせていただきますと思います。

国有林でございますが、面積は2万5,124ヘクタールでございます。それで、間伐の計画面積については、現在、国の分について把握をしてございませんので、ご了解をいただきたいと思っております。県につきましては1,165ヘクタール、県有林でございます。ただこれも、現在のところ、県の分についても把握をしてございません。町有林でございますが、8,862ヘクタールということで、間伐の計画でございますが、平成19年に町の森林整備計画を定めております。その中で、5年間で、これは間伐あるいは下刈り等森林整備トータルの面積でございますが、480ヘクタールを計画ということで見込んでございます。団体、個人でございますが、個人につきましては1万6,282ヘクタールの面積がございます。さらに、団体、これは共有林も含めてでございます、2万1,995ヘクタールでございます。ここにつきましてはの間伐計画につきましても、先ほどの森林整備計画の中で、5年間で295ヘクタールの森林整備ということで計画をしているところでございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 今お聞きしたのは、思い切り、例えば町で金をつぎ込んでも、本当に担い手が育った場合には、10年とか、あるいは15年単位でやれば、その投資したお金は

戻ってくるということをちょっと確認したかったということです。

子供の場合には、大分単位費用は下がっているみたいですがけれどもね、1割か。私の手元にあるのは、これ18年度、ちょっと古いものですから余り参考にならないと思うんですが、それでも林業関係は結構、これから言うと、数字ひとり歩きするとうまくないということなので、18年度は35万くらいだったけれども、この数字上がっているのを見ると、やはり80万くらい、林業関係はなるんじゃないかなと。あくまで推測です。正式なあれじゃないんですけれども。

ですから、こういった意味で言うと、やっぱり農業とか林業はある程度力を入れて、その人たちが担い手としてしっかりと働いてくれれば、町で、例えば1人頭3年間10万円投資しても、それは戻ってくるという計算だと思えるんですよ、私は。交付税の計算から言うと。

それで、ひとつ町長、きょう午前中でしたっけ、農協とうまくやっていくんだというようなことをちらっと話しましたので、実は私も農協のある人に少し打診してみたんですよ。もし、町、今までやっていなかったけれども、こんなことやったら、今のよう計画をやったときに、私は農協だって多少の講師料くらいは出すべきだろうと。1カ月2万とかね、そのくらいの、農家に対して報酬を出せば農家の人だってやる気出てくるんじゃないかという話をしたところ、即答はなかったんですが、実際にこれから農家がだんだん少なくなって、農協、もう目に見えて苦しくなっていくのはわかっているわけですから。ましてや、この前のアメリカのあの大不況で、とんでもない差額の欠損を出しているわけですから、ですから私はうまく話していけば、農協だって1万とか2万出す可能性あると思うんです、講師料とか。

だから、そういったことも少し頭の中に入れていただきながら交渉してもらえば、私は、もしこれで町と農協が合体で担い手を育てていくということになれば、非常に盛り上がってくると思うんですよ。

ですから、これ一問一答で行きますので、その辺ちょっと、農協との関係で。とにかく、これから仲よくやって、少しでもお金引き出そうという考えあるかどうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

交付税の単位費用のお話は総務課長のほうからありましたが、私たちもなかなか交付税については明言ができないところがあるんですね。ですが、今言ったように交付税措置される、いわゆる基礎データというのは、ある一定の基準があるわけですね。そこで、頑張る地方応援プログラム、これとか地方再生対策費とか、こういうことで、実は農業所得、あるいは従事者数

が上がってきていることは事実なんです、南会津。

そこで、金額的には少ないのですが、200万とか300万の交付税措置は通年ベースより多く来ています。ですから、今、議員がおただしのように、そののところにいわゆるシフトをして政策をしていったら財政的にもよくなるんだろうと、こういう考え方十分わかっているつもりであります。

そんな中で、ここはこれまでどちらかという、これも批判的な話になるかもしれませんが、国の農政については国のパイプが非常に太いんですね。したがって、なかなかその農協の独自性とか町の独自性がこれまで入りにくかった。しかし、ここは、今度は、雇用対策として新たな切り口から入っていけるということです。先ほど議員からもありましたが、もう定期的に、今私のほうから案として出したのは2カ月に一遍は幹部会議同士の、いわゆる町と農協の同士で幹部を入れた会議をやろうと、こういうことで進めています。つまり、担当者レベルの会議ですと、どうしても、今の目の前の話だけしか議論に乗らないので、そういうことで、今、私の姿勢としては、農協としっかりと手を組んでやっていきたい。こういうスタンスでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、林業と、それから会津鉄道の、これ、なるべく速やかにやってほしいなど。私、これ10年以上前かな、町長と一緒に県のほうにコーディネーターの養成講座を受けに行ったころの話から、私主張しているものですからね。

特に林業関係について聞いたのは、私が聞いたのは国のほうの間伐計画は、あと2、3年で終わららしいんです。これはあくまでも情報ですけれども。そうすると、多分、今後国の方針としてはCO₂関係があるので、多分、その間伐だとか里山の手入れについては、相当交付税が来るのではないかなというような話もしていました。それで、現実には、この前私がある人と会ったんですけれども、田島あたりに支店を、間伐専用の会社の支店をつくりたいんだと、こういうような話もあったものですから、私は話よくわからないので聞いたところ、そのときに起こってきた言葉が、実際に山に行って間伐すると言っても、のこぎりに歯を入れたときの、その研ぎ方だけでも効率が全然違うんだよと。ただ人を入れればいいというもんじゃないよと。土木会社からすぐにぱっと人を入れて、じゃ効率すぐよくなるかという、やっぱりそういった足元の不安定なところでやるとけがをしたりすると。あとは、効率よくするためには刃物の手入れをきちんと。そのためにはやはり2、3年はかかるよと。その間にある程度、その会社効率悪いときに、もし町だとかそういったところで本当に応援してくれるということであれば、

ぜひとも支店あたり出したいんだと。こんな話あったんです。それで、私が今回のこういう提案になったんですけれども。

だから、そういう意味で言うと、ひとつ、林業関係は、特に交付税が私は目玉だと思っているんです、1人頭相当でかいですから。ですから、その辺を十分に検討してほしいなと思うんですけれども。ぜひとも、その辺の町長の新たなるその心意気で、ひとつ対応をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えいたします。

結論から言いますと雇用の吸収力、それから所得の底上げをやるには、私は、林業がまずその先鞭をつけるべきだところと思っています。というのは、農業の場合ですと、どうしてもやはり収支ということを、1年の中で収支がどうだということになります。しかし、今、議員がおっしゃったようにCO₂の削減の問題、それから交付税の問題を考えれば、やはり私は、どちらかという、非常にこうスタンスとして動きやすいのは林業だと、こういうふうな考え方を持っております。

たまたま、新たな年度から全国森林環境税創設の、私、理事をやれということも言われておりますので、全国森林環境税が仮に創設されることになると、今の交付税から、もう6倍から7倍くらいの交付税が措置されるのではないだろうかという想定をしております。ここで、全国の理事になったというのは、今回初めての要職であります、このくらい力を入れてやっていきたい。そのためには、まず国が、補助制度があるかないかじゃなくて、独自に、もうやれるところはやっていきたい。そのために、例えば、これまで500万、1,000万という単位の事業費だったものを、もし議会にご同意をいただくという提案がされとなれば、少なくとも一気に10倍くらいの予算にして、先ほど言ったように、雇用の場が研修の場であると、この繰り返しの中で技術者を育てていくということも大変大事だと思いますので、しっかりと、ご指摘のように取り組みを進めたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 大きな項目の2番のほうは大体概略わかりましたので、最後に、障害者グループホームの人材育成について、再度質問をさせていただきます。

これは障害者グループホームだけではなくて、午前中でしたか、私の前の山内議員のほうからかな、見守り隊の件がありましたけれども、たしか、旧伊南村地区の世帯数は650か700くらいじゃないかなと私思うんです。そこで165件くらいのその見守り隊の対象者がいるという

ことは、25から30%くらいのパーセンテージになると思うんですよ。そうなってくると、支所長も言っていましたけれども、たまたまことは雪が少なかったからいいけれども、実際に、じゃ、今のお年寄りさんどう思っているかという、来るよりも、やっぱりどこか1カ所で冬を過ごしたいと。みんなと話ししながらやるとぼけないだけけれども、その見守りに来てもらっても、個別のうちにいるとどうも話し相手がいないからぼけが進行してしまうんだというような話があるものですから、ですからそういったコーディネーターだとか、それから障害者だとかいろいろな1つの職じゃなくて、いわゆるワークシェアリングみたいな感じになりますけれども、いろいろなそのグループホームをできるようなコーディネーターを、私つくる必要があるんじゃないかなと、こんなふう思うんです。

たまたま健康福祉課のほうで、2月5日からかな、何か計画あるので、そのパブリックコメントを求めていますなんていうことありましたけれども、その中に入っていればいいですけども、もし入っていなければ、私は、南会津の町長、御存じのように、今までの、旧田島町からのまちづくりの傾向を見ている、第一線で働く人はいるけれども、扇のかなめで、実際にコーディネートする人がいないというのが、私は感じているんです。

ですから、そういった人を何とか町のほうでお金を出してでも、やはりコーディネーターを育てる必要があるんじゃないかなと、こんなふう思うんですけれども、その件について、再度町長のほうから。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

結論から申し上げますと、コーディネーターの存在というのはできるだけ早く必要だというふうに認識をしております。

先ほど、19番議員のほうから学校支援員の話もありましたが、これも、やはりコーディネーターがいるといないとでは、かなり大きな違いがございますので、これも含めまして、コーディネーターについては緊急の問題として養成に取り組みたい。議員と私については、先ほどのように県のコーディネーター養成、あれは新潟まで行って一緒にコーディネーターの勉強をした仲ですので、そのコーディネーターの資質によって地域住民の可能性がどれほど引き出されるかと、もう身をもって経験しておりますので、精いっぱい努力していきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 以上で私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、12番、星登志一君の一般質問を終わります。

これをもって、通告されております一般質問はすべて終了いたしました。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月17日午前10時より開議し、議案審議を行います。

なお、明13日は午後2時より議員全員協議会を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分

平成21年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成21年3月17日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第 2号 専決処分の報告について
専決第 2号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更について
専決第 3号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 2 議案第 6号 南会津町地域雇用創出振興基金条例
- 日程第 3 議案第 7号 南会津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第 4 議案第 8号 南会津町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 9号 南会津町総合支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第10号 南会津町館岩地域生活交通バス運行条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第11号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第12号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第13号 南会津町総合歴史民俗文化財保存施設条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第14号 南会津町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第15号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第16号 南会津町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第17号 南会津町南郷保健福祉センター条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第18号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第19号 南会津町総合交流促進施設条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町会津田島祇園)

会館、南会津町会津田島祇園公園)

- 日程第20 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原だいらスキー場、南会津町林産物展示販売施設）
- 日程第21 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津山村道場）
- 日程第22 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原憩の家）
- 日程第23 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町郷土文化保存伝習館）
- 日程第24 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島武道館）
- 日程第25 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（びわのかげ公園）
- 日程第26 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島農村環境改善センター）
- 日程第27 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者センター）
- 日程第28 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町健康交流センター）
- 日程第29 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町針生緑の広場）
- 日程第30 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町針生青少年旅行村）
- 日程第31 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町桧沢公民館）
- 日程第32 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（旧南会津郡役所）
- 日程第33 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町福祉ホール）
- 日程第34 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンター七峰）
- 日程第35 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町あらかい健康キャンプ村）
- 日程第36 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（永田農村公園外3年）
- 日程第37 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町糸沢児童遊園

地外 6 件)

日程第 3 8 議案第 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について (南会津町折橋林業研修センター外 7 件)

日程第 3 9 議案第 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について (南会津町中荒井生活改善センター外 6 件)

日程第 4 0 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度南会津町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 4 1 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 4 2 議案第 4 5 号 平成 2 0 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 4 3 議案第 4 6 号 平成 2 0 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 4 4 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度南会津町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (20 名)

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	1 1 番	湯 田 秀 春	議員
1 2 番	星 登 志 一	議員	1 3 番	星 和 男	議員
1 4 番	平 野 昌 盛	議員	1 5 番	阿久津 梅 夫	議員
1 6 番	渡 部 東	議員	1 7 番	芳賀沼 順 一	議員
1 8 番	菅 家 幸 弘	議員	1 9 番	大 竹 幸 一	議員
2 1 番	五十嵐 司	議員	2 2 番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員 (1 名)

2 0 番 児 山 寿 明 議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
穴戸英樹	直轄政策室長	室井裕	総務課長
星光幸	企画観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	近藤甚悦	健康福祉課長
星安晴	環境水道課長	角田厚	農林課長
渡部文政	農業委員会 事務局長	斎藤友一	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星廣政	舘岩総合支所長
横山孝夫	伊南総合支所長	児山忠男	南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。都合により欠席届のあった議員は、20番、児山寿明君であります。遅刻する旨、届け出のあった議員は、12番、星登志一君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎報告第2号の報告、質疑

○渡部康吉議長 日程第1、報告第2号 専決処分の報告について。専決第2号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合理約の変更について、専決第3号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第6号 南会津町地域雇用創出振興基金条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第7号 南会津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第8号 南会津町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第9号 南会津町総合支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第10号 南会津町館岩地域生活交通バス運行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第11号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第12号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第13号 南会津町総合歴史民俗文化財保存施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第14号 南会津町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第15号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第16号 南会津町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第17号 南会津町南郷保健福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第18号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題いたします。

直ちに質疑に入ります。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 この議案については、この前、全員協議会するときにも説明があったんですが、なかなか難しい説明で、まだ理解が不十分でもあり質問するものでありますが、3年ごとの介護保険料の改定と、今度は介護報酬の3%の引き上げに伴っていろいろ計算されていると思いますが、全員協議会ときの資料で、21、22、23の総給付費というのが出ているんですが、そこで21年については12億8,900万円ほどの総給付費が見込まれるとあるんですが、その前提になる20年度についてはどのくらいに見ているのかという数字を伺いたいと思っております。

その20年度の基本がはっきりしないと、何ともしようがありませんので、でも20年度がまだ終わっていないうちに、翌年度の総給付費というのを数字を固めたなと思って私不思議に思っているんですが、幾らにしてと見たから21、22、23というのが3%増で見たのかと思いま

すが、その説明がなかったと思いますので、それを伺いたいと思います。

それとあわせて、今度は標準の月額にして、今まで2,800円ですか、65歳以上の人の保険料で1カ月2,800円だったものが、今度は3,100円に上がると。だけれども急激な変化を抑えるために軽減額があって、21年度は4段階の標準で3,020円に抑えたという説明がありましたが、その辺、これだけ経済が悪化していて非常に大変なときに、何とか上げないでできなかったのかなというふうに思うんですね。

そのために、またさらに見てみますと、介護給付費の基金を4,000万円崩すという説明もありました。それが、今度基金のほうの説明、21年度の当初予算概要を見て、概要の一番最後から2枚目の13ページに、基金の状況という表が出ていまして、それをずっと見てみたら、基金が前年度見込み残で4,157万3,000円ある基金が、これを4,000万円というふうに言っていたと思うんですが、それを崩すのが1,732万6,000円しか崩さないような予算案になっているんですね、予定になっていますので、その辺、間違いがないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。説明がわかったでしょうか、随分いろいろ資料があったものですから、あれだったらもう一回しますよ。いいですか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 お答えいたします。

まず第1点目でございますが、平成20年度の数値を示せということでございます。平成20年度につきましては、国で示しておりますシートがございます。そこで、今までの、20年度の実績を入れますと推計がされます。その推計の指数等については国で示した数値で出すということになります。

その数値でございますが、標準給付費の(A)の数値でございますが、13億1,732万1,000円でございます。これをもとに、前年度の伸び率を4.8%と21年度は推計して保険料の算定に至ったものでございます。

それから、第2点目、現情勢から引き上げをしなくても大丈夫だったんじゃないかというお話でございますが、これにつきましても必要な給付費の見込みの金額が、3カ年合計で43億9,000万円の数値が出てきております。この給付費をもとに、第1号被保険者の数から算定いたしますと3,100円の金額をいただかないと給付費の支払いができないというようなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、3点目、4,000万円の準備基金の繰り入れでございますが、21年度の予算書を見ると、その金額になっていないということでございますが、これは3カ年にわたって4,000万

円を取り崩した場合に、保険料が3,100円になるというような算定になっておりますので、この部分についてもそういった意味ですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 最初、基金の話からいきますが、今、4,000万円を3カ年で取り崩すという話がありましたが、この全員協議会の際の説明書の12ページを御見みますと、3カ年の数字が出ていますので、3カ年で計算しているんですね。ですから、当然4,000万円という数字がぼんと出ていいますが、ということは、実際の取り崩しが4,100万円あるのを、そうすると、ことしは1,732万6,000円しか崩さない。残りをちびちび崩すということですか。でも、それでは計算を3年分を一遍に計算しているわけですからね、その計算がおかしくなるのではないですか。3年分を今計算しているんですよ。だから、4,000万円をぼっと取り崩すようにして計算しないと合わないと思うんですね。

それと、いま一つは、ちょっと数字の話ばかりで申しわけないんですが、保険料の算定で標準給付費見込み額の(A)でなくて、その下の総給付費でちょっとやってもらえませんか。

何でかという、その下の(A)を出すための計算をしてみると、特定入所者介護サービス費とか高額介護サービス費とか審査手数料は同じと御見みているんですよ。その総給付費だけがふえているんですよ。だから、私はこの総給付費の動きにちょっと注目しているんですね。その総給付費の20年度の最後はどういうふうに見るのかということを知りたいんです。そこが動いているんです。あとは動いていないんですよ。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 まず、4,000万円のお話でございますが、保険料算定に当たりましては、3カ年の総額の給付見込み額を出しまして、そこに調整交付金の率を出しまして、その金額をまず控除いたします。それから、準備基金の取り崩しを4,000万円という形を出しまして、3カ年でトータルで3,100円の保険料になりますよということなんです。

そこから、今回介護報酬の引き上げによります改定増分の金額が初年度全額国のほうから交付になりますし、2年目はその2分の1を国から交付されますので、3カ年にわたって料金を定めていくということになります。一番最後の年は国から交付になりませんので、3,100円がその3年間の期間の基準になる金額だということでございますので、3カ年にわたって4,000万円を充当したことについては問題がないということです。そういったご理解をいただきたいと思ひます。

それから、ただいまの数値関係でございますが、今、持ち合わせがございませんので、お時

間をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 補足して説明させていただきたいと思いますが、今ほど議員のほうから総給付費がどのくらいだろうと、20年度がどのくらいの数字だろうというようなおただしがあったところでございますが、このあと、実は介護保険の特別会計の補正予算を審議していただくことになっておりまして、そこにあらわれているいわゆる歳出の保険給付費、これが議員おただしの総給付費に該当するものでございますので、その補正後の数値で申し上げますと、平成20年度におきましては13億2,971万2,000円ということで、今年度は今の時点で給付費の全体額を見ているということでございます。

それで、先ほど健康福祉課長からお話がありました給付費の関係につきましては、あくまでも厚生省のほうから示されたシートに基づいて推計した数値でございますので、私が今言った、平成20年度の予算額の給付費の見込み額とは多少ずれる場合がございますが、予算で見ている平成20年度の全体の保険給付費につきましては、私が今申しました数値ということでご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 ただいま総務課長が説明しました予算のほかに、シートによる推計ということでございますが、この数値が12億2,905万9,000円でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 3回目になりますけれども、今、総務課長のほうから13億何がしという話がありましたよね。それを私実は計算してみたんです。介護補正の7ページと8ページを一たん計算してみたんですよ。そうすると、総務課長見てほしいんですが、7ページの2款の保険給付費が、7ページの下合計11億4,200万円となっているでしょう。それから、その次に8ページにくると、補正をやったあとが7,700万円ですか、これを足しますと12億1,000万円ですね、足すと。だから、13億円にならないですよ。ならないですよ。それで、12億1,000万円ですから、そこに3%余計にみても20年度と21年度の保険給付費が3%以上も差が開く大きな見積もりになっていると私は思います。

それから、担当課長が言った12億2,000万円、大体合っていますね、12億1,900万円ですから大体合っていますけれども、それに3%余計みた場合、21年度の総給付費の見込み額とは3,000万円ぐらい余計になるというふうに私は計算しました。

だから、つまり21、22、23についてちょっと見積もりを余計に見ているんじゃないかと私

は思うんです、3,000万円ぐらい。それを余計にみなければ、この介護保険料は上げる必要がないんじゃないかと私は見えています。そこはいかがですか。総務課長の数字は合っていないと思いますね。これで3回になるからやめるしかありませんけれども。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

先ほど、今お話がありました予算の補正の内容を足すと款の合計にならないのではないかとというようなお話がありました。実は、今回補正の対象になっていない保険給付費の中の項があるわけですね。ですから、今回補正しましたのは介護サービス等諸費ということと、それから項の2番の介護予防サービス等諸費ということでございますが、そのほかに保険給付費の款の中には6つの項があるんです。

したがって、その6つの合計の補正後の数値で申しますと、先ほど申しました13億幾らというような数値になりますので、この補正の明細書を単純に足して、全体の給付費の額ということにはならないということをご理解いただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 お答えいたします。

3%の引き上げで済むのではないかというお話ですが、介護保険料の引き上げ3%プラス自然増ということで、人口は減少してまいります。いわゆる高齢者の数がふえてまいります。それに伴って介護認定者の数もふえていきます。そういった形での伸びが約2%みることと、それを3%を上回った数値になっております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私は、この条例の改定によりまして、今度介護保険料が上がるわけですが、やはり、今非常に大変な経済状況の中で、やはり介護保険料を上げないということが非常に重要だと思うんですね。ちょっと若松なんか聞いてみると、やはり上げないということをやっているそうです。

今度、後から管理職手当の引き上げなんということも説明がありましたが、今のところは今年度は上げないのかなという感じもしますけれども、来年はちょっとわからないわけですが、この介護保険料が引き上がりますと、年金天引きですか、休みなしですからね。非常に負担は重いという点で、引き上げに反対です。

それから、もう一つは、計算がもう一つ納得がいけないということでもあります。例えば、今総務課長が言った13億円だというふうに言いましたけれども、しかし、その計算でいきますと、21年度の総給付費は12億8,900万円で見えていますから、今度、20年度の13億円よりも減っちゃうようなことになりますから、ちょっとそれもおかしいし、担当課長が言った3%のほかに自然増だということを行ったけれども、そういうような計算をしていけばいろいろなへ理屈がついて、どんどん引き上げができますので、やはりそうでなくて、やはり上げないという、そういう方針を持つことが非常に大切だと思っております。

そういう観点から、これについて反対します。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

5番、山内 政君。

○5番 山内 政議員 今回の改正は、介護現場の処遇改善を目指して介護報酬を3%上げることに伴うことと、高齢化に伴い、介護保険を受ける人が増大していることに起因していることと思います。介護を支える人と受ける人双方を支えるため、改正はやむを得ないことであると判断し、賛成するものであります。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第18号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することと賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第18号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第15、議案第19号 南会津町総合交流促進施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は、それぞれ起立によって行います。

まず、大竹康男氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、星 清信氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、山内敏幸氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、芳賀 勉氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎諮問第1号の質疑、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第18、議案第21号 町道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第19、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津田島祇園会館、南会津町会津田島祇園公園）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 これからずっと公の施設の指定管理者を議案として続くわけですが、基本的な考えでお尋ねしたいわけですが、これからずっと続く指定管理者、そのほかにあるかと思うんですが、その中で精算方式をとっているものがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

精算方式をとりながら、単年度単年度でやっている施設は、老人デイサービスセンターの七峰、これらの施設につきましてはたびたびご説明申し上げておりますが、いわゆる介護保険施設で定められた報酬の中で運営せざるを得ないということでございますので、ある面で指定管理者制度になじまないというようなことで、これらについては精算方式で精算をしているということでございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 実は、この前の全員協議会で説明を受けまして、勉強したというふうに思います。それで、今聞いたら、精算方式は七峰だけだと。私は、今回この指定管理者のところをずっと3年間の指定管理料を並べて見ました。そうしますと、この指定管理につきましては、公の施設の指定管理者制度の指針というきちんとしたものがあって、これで原則として指定管理料は精算方式とはせずに定額払い方式とすると、こういうふうになっております。この全体の中できちんと定額払い方式、つまり定額払いですからそう毎年変わらないわけですが、きちんと守っているところと、毎年数値が動いているところ、数値が動いているところは、私は精算方式をとっているんじゃないかなと思わざるを得ないわけです。

そこで、過般の総務委員会の中で説明がいろいろなところからございました。その中でも、やはり職員がここのことをわかっていない人がいる。私は、今回これからずっと指定管理者が続くと思いますが、きちんと相手の指定管理者をやるほうにこのことをきちんと伝えていただきたい。原則として定額払い方式ですよ。あくまでもそこの管理をして、そんなに金額が変わるわけないわけですから、そこをきちんと申し述べていただきたいと、こういうふうに思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおただしのように、いわゆる指定管理者制度が導入されるその背景には、いわゆる行政が直接経営、運営をするということのいわゆる経費的なメリットといいますか効率性を追求

されたものでありまして、その中で、これまでも委託業務等々についてはあったわけですが、これは精算、委託業務の場合には精算方式をとっておったんですね。

したがいまして、いわゆる指定管理者をするという事は、本来は管理者が自助努力をして経営の言ってみれば効率化をどうやって創意工夫をして図って行って、そこで運用益を出していくんだと、こういうことだと思ふんですね、ねらいは。

ところが、先ほど総務課長から話があったように、そうは言ってもそれでは直営か指定管理者制度かと、こういうことになると、この二者選択の中では、やはり限りなく指定管理者にせざるを得ないある意味では大きな流れがあります。その中で、ケース・バイ・ケースとして基本指針とは違う、若干違う形になりますが、それが違和感がないというものについては、いわゆるなじみにくいと言われるものについては精算方式をとることが、ある意味ではやむを得ないんだらうと、こう思っています。

そんな中で、いわゆる指定管理者制度を指導する側の職員が十分に理解していないのではないかとありますが、これもおただしが既にあったと思いますが、当面国の政策として十分な準備期間のない中で指定管理者か直営かという選択があったので、そういう時期はあったかと思えます。しかし、それを実際に経験をしてみて精査をしていく中では、やはり今後十分に検討していかなければならないところがある。

しかし、職員が本当にその内容の精査をするまでの度量といいますか、調査をしているかという、これは私も実は疑問を持っております。したがいまして、今後この問題については第三セクターの経営とあわせて、できるだけ専門体制をとって内容を精査して、定額で所期の目的が達成するような体制をぜひ今年度から準備をしたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

7番、星 光久君。

○7番 星 光久議員 この前、全協から説明あったんですが、会館と公園、これがセットでなっていて、入札は既に指定管理のほうは決まったんですが、公園のほうについては何人からか疑問があったと思ふんですが、会館の分と公園の分というのはまるっきり仕事の内容が違うものですから、会館のほうのNPOはいっとでとった部分では目が公園のほうまで届かないのではないかというような形を私も見に行ったりして、やっぱり荒れているよと、非常に草は伸びている、ハチの巣があったり、いろいろ崩れたり何かして、そういう形でやはり我がほうで労働力がないもんだから、それまでの見張り、目配りがきかないという、そういうことでやっ

ぱりおろそかになっています。そういうことでセットになっているけれども、やっぱり離して、別々にしないと、そっちまで間に合わないと、こういう私は気がした。それは何でかという、我がほうでは労働力を持たないものだから、そこまでは行けないし、そういう形で、例えば請け負っても丸投げするとか、そういうような形になってしまうもんだから、私は別々のほうがいいのではないかと、そう思いますので、その辺も含めて、今回は決まったもので、あと5年後になってしまうけれども、その辺どうなんでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、議員おただしのように、そういう意見を私どものほうに昨年あたりから届いています。そこで、私どものほうもそれぞれ指定管理をしている関係団体と協議を持ってきました。それの中で、今回おただしの祇園会館と公園につきましては、実はこの後御蔵入交流館から今回まちづくり交付金をいただいて今整備をしています、私たちの中では通称町の駅をつくりたいねという話で、町の駅という言葉を使っていますが、いわゆる物産販売施設をつくって、流れを神社を通して祇園公園から、いわゆる祇園会館につなげたい、こういう話、提案をさせていただきました。

その中で、やはりただ料理を出すだけではなくて、物語をやはりつくっていくべきだろう、人を呼ぶには。そういうことを考えますと、丸投げという話がありましたが、そういう自分たちでもってできなれば、自分たち以外のいわゆる雇用も抱えながら、起こしながら、そういう一つの流れの中で祇園会館の運営をされたらということで協議をしましたら、そういうことであればぜひ今回それに取り組みたいと、こういう話がありましたので、今回はそういう分離という意見もありましたが、一回ここでテストとしてやってみようと、こういうことになりましたので、このやり方でいいかどうかわかりませんが、しっかりとやってくれるだろう、あるいはそれをまた見守って、さらにその内容次第によっては検討していきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 1点だけなんです、祇園会館と公園ではないんですが、指定管理者についてですけれども、あくまでも指定管理者、管理なものですから、この指定管理料の適正か適正でないかというのを判断するとき、この間の説明会のときもある議員から出たんですが、管理料の人件費というのがほとんどになっていますので、この施設には例えば3人の

管理が必要だとか、この施設では1人であるとかというのが大体わかると思うんです。そうしたら、一応人件費の基本というか、特別大変なところと差はあってもいいんですが、ある程度の一定した人件費の目安をやっぱり出して、管理費を決めていただきたい。そうすれば、私たちが管理料についての審査というか審議がしやすくなるのではないかという思いがございますので、その点は町長はどう考えますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

ただいま議員からおただしのあった問題は、非常に大事な根幹の部分だというふうに私は思っています。前回の議会でも申し上げましたが、いわゆる行政が行政サービスとして運営をした場合と、いわゆる民間に委託あるいは指定管理をお願いした場合、違いをどこに見出すかという、一番わかりやすい見出し方はコストダウンなんですね。ところがそれがあある一定の期間指定管理をし、委託をししてきた中で、特に私が申し上げたいのは社会福祉法人南会津会をずっと理事長として見てきました。そうしますと、いわゆる指定管理料をできるだけ安くすることが望ましい、これは大儀としてあります。

しかし、その結果、人件費を安くしていわゆる民間はいいんだと、こういう結論を出しているケースが多いんですね。実は、そこで働いている人はだれかという、南会津町民なんですね。しかも、これまで行政サービスを直営でやっていたときから比べると、甚だしいのは75%まで満たない給与水準まで落とされて、それで安いからいいんだ安いからいいんだという形態があります。ですから、この実態を今回おただしのように、指定管理者を通して私も実態とあわせて見直しをしなければならないというふうに思っております。

しかし、ここまでの間、先ほど7番議員のほうにもお答えしたように、その形態を含めてさまざまなご意見がありました。そのご意見の調整をしてきたというのが実態でありますので、この指定管理したあと、その作業に入りたい。

一応、指定管理としては指定管理料が決まらなないと皆さんからご同意いただけないということになるんでありますが、私は今回ご同意いただいたのであれば、ぜひそのところは次回の指定管理料の提案に何とか特殊性のものを除いて、基本的ないわゆる人件費のあり方について考えていきたいと、こう思っています。

かんぼの宿のいろいろ提案がありますが、大変多い。しかし、行政だけじゃなくてサービス業にする場合には、本当にどの程度のサービスが必要で、その場合にはどの程度必要か、なかなか基準は出しにくいと思いますが、多少その辺は絞り込んでいきたい。その上で、また再度

試行錯誤しながら、またご意見をいただき、またお諮りをしたい、こんなふうに思っておりますので、ぜひここはやりたいと思っています。お願いいたします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番、星 登志一君。

○12番 星登志一議員 それでは、指定管理者の第1号目の審議なので、私も指定管理者に対する町の全体的な考えを町長にお伺いしたいと思います。

そもそも指定管理にしたということは、先ほど町長がおっしゃったようにコストだと思いません。当時は、我々も初めてだったのでそう精査する時間もないし、国の方針だということで賛成しましたけれども、当時はやはり今一番大事な大もとが幾らかっていたのかというのが出てこなかったわけですね。町長は、このあとに、もしこれが通れば、そういったことも精査したいということなんで、それを期待するしかないんですけども、特に私が思うのは、先ほど大竹議員のほうからありましたけれども、これからは介護料が多くなっていくと。そうすると、これは国の方針だから、町ではどうにも仕方がない部分があるということになると、当然我々被保険者も金額を納めていくのはしょうがないと。ではどこかで一般財源を削るしかないだろうとなると、多分私はこの指定管理者をこれはやめようとか、そういった決断をするときが来ると思うんです。

そのときのためにも、ぜひ人件費、今、芳賀沼議員からもありましたけれども、それをひとつ1年ごとに、私は議会に報告してもらいたいと思うんですよね。そうすることによって、ここで働いている人たちが、秀春議員が言ったように、足りなければ、来年度町から多くもらうんだとか、そういった発想がなくなると思うんですよ。どうもやっぱり話を聞いていると、足りないときは町からもらえばいいんだという発想の職員非常に多いので、その辺の町長の今後の考え方、それから年度ごとの精査の仕方、どうするかお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども17番議員にお答えをしましたが、いわゆる原油が高騰した時期に、原油高騰の分、いわゆる補正で町のほうから援助をいただけないか、こういう話が出ました。それにあわせて、先ほど申し上げたように、第三セクターを含めて指定管理関係の方々全員、代表者ですが、集まって協議をしました。

その中で、大きく違っていたのは、原油価格が上がって高騰しても、そのほかで節約をして、いわゆる差額の分を持ち直している指定管理者があった。そうでなくて、ほかのほうは上がっ

たんだから、上がった分だけ余計くださいと、こういうふうに言ってきている指定管理者もいた。ではその業務が大きく違うのか、努力できる内容が違うのかというと、それほど違っていなかった。

こういうことで、私どもと指定管理者の中での協議の最終いわゆる調整案として、それぞれ今後の指定管理についてはビジョンをつくってください。つまり、ここから5年になるとすればビジョンをきちんとつくって、そのビジョンに対して少なくとも3年間の計画をつくりながら、いわゆる指定管理料の適正な数値を出していきましょと、こういう話をしてきたところでもあります。

したがいまして、やはり町の後ろ盾があるからという考え方は極力排除していただく。そのためには、そうは言っても、そのためには一人一人かかわる従業員教育が大事なので、前回の議会でも議員からおただしがありました。この育成を、いわゆる従業員、社員育成をしていかなければならない。こここのところもしっかりとやりながら、この指定管理者のコストダウンに向かっていこうと、こういうことで考えております。

それで、いわゆるその取り組みの実態を報告をする、当然なことでもありますので、先ほど17番議員に申し上げたように、もしそれを検証するということは当然報告義務が出てくるわけですので、私は適時適切な時期を見て報告をしていきたい。

そして、さらにこれがその報告を議会に報告することで、それぞれの指定管理がさらに磨きをかけていく。いわゆる真剣に取り組む姿勢をとるといふふうになれば、これに越したことはない。また、これをぜひ目指していきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたい。

○渡部康吉議長 12番、星 登志一君。

○12番 星登志一議員 先ほど、光久議員のほうからも質問がありましたけれども、私もちよっと不思議だなと思うのは、やはり祇園公園のほうですね。この中身を見てみますと、支出のほうで人件費の計上は35万円になっているわけです。実際は、あそこはほとんど現場は丸投げですから、その丸投げの状態で人件費の計上というのが私はちよっと腑に落ちないなと、こんなふうに思っています。ほとんど書類を書いて、どこどこにやってくださいというだけの事業ですから、そこに人件費が35万円かかるというのは、私はどうも腑に落ちないんですけども、私は全員協議会をちよっと休んでしまったものですから、この辺の質問ができなかったんですけども、この辺の人件費の明細というのはどうなっているのかちよっとお答えいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 答えいたします。

祇園公園につきましては、この前の全協でもお話が出ましたが、指定管理者のほうからは今まで環境の改善は大分図られてきたという報告がございますし、今後は植栽の復元等、あそこに回遊路がございますので、その辺の復元を目指してやっていきたい。また、あそこにアヤメとかアジサイを初めとする花の時期、この辺についてもぜひ来場者に案内して充実させたいという報告がございます。

それから、今までいろいろ課題もあったようなのでございますが、指定管理者みずから常に利用者の声を聞きながら、万が一クレームがあった場合には真摯に受け入れ態勢、これを善処するというので申請をいただいておりますので、それに向けて、この前もお話ししましたように、指定管理者に対しましては十分指導を徹底してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星 登志一君。

○12番 星登志一議員 それでは、今後は自分たちのほうでも実際に造園だとか、あるいは剪定だとか、そういったことを今後はやると、積極的にそういうこともやっていきますよということで人件費を計上したと、こんなご理解でよろしいですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

丸投げという言葉がどうも余りすっきりと受け入れられないところなんです、要するにはいっとい組織が今主体的にやっているのは調理であり、祇園会館の管理ということなんです。それとちょっと職種が違うということで丸投げということなんでしょうけれども、それは本来そこで指定管理を受けた者は、そのいわゆる剪定とか仮払いという業務を持っている人を雇い、一時的にお願いをすると、こういうふうにご理解をいただければありがたい。

いわゆる、私たちは一つの仕事を受け持ちますが、それはネットワークで、1人ではできない、1つの団体ではできない、だからこちらの団体とつながって、こちらの団体といいますか、そういうクラブといいますか、そういう組織のほうにお願いをして、あるいは個人の方をお願いをして目的を完了させますよと、こういうふうにご理解をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番 渡部 優君。

○6番 渡部 優議員 指定管理制度の中では、当初、ぶり返すようではすけれども、コスト削減と民間によるサービスの向上なんですよね。どっちを強く見るかということで、やはりその査定というか、お金の出し方も違ってくるのかなというふうに思うんです。やはり、管理だけを見ちゃうと、守りの体制だというふうに私は思いますので、サービス、特に、最初の議案に関して、祇園会館等に関してはやっぱりサービスの向上をどのように発揮をしたのか、伸びたのかということ強く見る場所だというふうに逆に私は思っているものですから、この間、全協の中で150万円、1人当たりの人件費150万円は安過ぎるんじゃないかと言ったんですけれども、そういう意味ではもの見方も、こっちから見たり、右から見たり、上から見たりできると思うんですけれども、余りこの施設に関しては管理ということは重く見ていないんです、実は私は。

やっぱり、民間の力のサービスの向上、それまで受けていた、この間も若干言ったんですけれども、振興公社がそこにいた時代と、わかる方は如実に差が出ているわけですよ。しかも、人件費単位も振興公社の場合は1人でも町に準じる給料をいただいていたので、物すごくかかったわけですよ。今回は3人で450万円を計上しているということで、そういうことから見れば、十分に経費の節減にはなっていて、そしてサービスはぐんと伸びているということを考えれば、もう少し大きな指定管理料でもいいのかなと逆に私は思ったり、この施設に関しては思っているんです。

そして、先ほどから出ている祇園会館、祇園公園に関しても、やはり市街地活性化の基本計画の中でも、あそこは重要な位置づけになっているんですね。そういうことを考えれば、やっぱりあの辺は単体で見るのではなくて、全体としての位置づけをしっかりと見ていかないと、正確な指定管理にはならないのではないかなと逆に思っているんですね。そういったこともかんがみて、今後、あそこの査定に当たってほしいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

前にも多分議員に基本的な姿勢としてお尋ねがあったかと思うんですが、財政が非常に厳しい自治体にとっては、財政の健全化に向けた取り組みはとても大事であります。しかし、私は健全な財政を運営する先には健全な町民がいる、これがやっぱり大前提だと思うんですね。

つまり、仕事をする、労働をするという場合については、多少と申しますか、業務によって違いがあるというのは歴史的に見てもわかりますが、しかし、生活をするための労働であると

すれば、これはやはり生活を支えられる最低限の状態を導き出さなければならないと思っておりますので、これまでのあり方が本当に望ましい形かどうかということは、私の中でも非常に疑問として残っております。

したがいまして、ただいまありましたように、サービスの向上ということではありますが、私とはにかくその管理をやる体制と、ビジョンと、しっかりやっぱりつくっていくべきだと。そして、自主性を持って、その営業活動が、あるいは管理活動が努力が報われる、そういうものにしていくべきだろうというふうに思います。

そういうことを考えた場合に、それでは言葉を具体的にどう実行に移すのかと、こういうことになると、やはりやりがいのある、そういう賃金体系、あるいは指定管理料というのが出てきます。

一方で、じゃ出せばいいのかということになると、これもやはり人間の感情というのはマンネリ化していきますので、絶えずやはり自分が求められる仕事の内容とは一体何なのか。行政サービスはどうあるべきなのか。指定管理であっても行政サービスにはかわりありませんので、その中で、例えば営業活動があるとすれば、営業成果を出すためには、自分たちが今やることが本当にベストなのかどうなのか、こういう検証もしていかなければならないと思うんですね。

したがいまして、私は基本的に方向性としては、議員がおただしのように安ければいいということで、当然物件費などは限りなく安く努力していかなければなりません、人件費については、先ほどもお答えしましたが、生活への弾みになるといいますか、そういうものはぜひこれから確保していかなければならない。

しかし、一方で、出し続けろということにも厳しさがありますから、それはみんなどこで収入を上げ、あるいはどこでコストダウンをし、そしてもって人件費の安定的な確保を図るということを、今後真剣に本気で取り組みを進めたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第20、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原だいくらスキー場、南会津町林産物展示販売施設）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第21、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（南

会津町会津山村道場)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第22、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原憩の家）を議題といたします。

直ちに質疑にはいります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号～議案第31号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第23、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町郷土文化保存伝習館）、日程第24、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島武道館）、日程第25、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（びわのかげ公園）、日程第26、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島農村環境改善センター）、日程第27、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者センター）、日程第28、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町健康交流センター）を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号から議案第31号まで6件を一括して採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第31号まで6件は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号・議案第33号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第29、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町針生緑の広場）、日程第30、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町針生青少年旅行村）を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号及び議案第33号を一括して採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第31、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町桧沢公民館）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第32、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（旧南会津郡役所）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第33、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（南

会津町福祉ホール) を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第34、議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンター七峰）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第35、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町あらかい健康キャンプ村）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、星 光久君。

○7番 星 光久議員 あらかい村、これはどこで質問したらいいかと思っていけれども、これもあらかい村、入るのか入らないのかわからないんですが、山村道場の上の施設、キャンプで元小学校で使っていたキャンプ場のところにトイレが2つ、そのトイレについて何年も使わなくて、屋根ぶくっちゃりで雪で、そういう形で2つあるものだから、あの施設は本当にやっぱりキャンプ場にふさわしいかという普通のトイレなもので、屋根はぶくっちゃりで入るのは玄関はふさがっている。

○渡部康吉議長 7番議員に申し上げます。今の件は議題と関係ないと思うんですが。

○7番 星 光久議員 申しわけありません。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号～議案第42号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第36、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（永田農村公園外3件）、日程第37、議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町糸沢児童遊園地外6件）、日程第38、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町折橋林業研修センター外7件）、日程第39、議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町中荒井生活改善センター外6件）を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号から議案第42号まで4件を一括して採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第42号まで4件は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第40、議案第43号 平成20年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第41、議案第44号 平成20年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第42、議案第45号 平成20年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第43、議案第46号 平成20年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第44、議案第47号 平成20年度南会津町水道事業会計補正予算
(第3号)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月18日午前10時より開議し、引き続き議案審議を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時30分

平成21年第1回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成21年3月18日(水曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第48号 平成21年度南会津町一般会計予算
日程第 2 議案第49号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第50号 平成21年度南会津町老人保健特別会計予算
日程第 4 議案第51号 平成21年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第52号 平成21年度南会津町介護保険特別会計予算
日程第 6 議案第53号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
日程第 7 議案第54号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
日程第 8 議案第55号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
日程第 9 議案第56号 平成21年度南会津町水道事業会計予算
日程第10 平成20年陳情第2号 針生小学校統合計画に関する陳情(文教厚生委員会)
日程第11 平成21年陳情第2号 国道121号線田島橋の交通止めについて

(総務委員会)

- 日程第12 平成21年陳情第3号 町道橋補修費の還付方につき陳情書

(産業建設委員会)

- 追加日程第 1 議案第57号 教育委員会委員の任命について
追加日程第 2 委員会提出議案第1号 「国道121号田島橋通行止め期間の短縮」を求める意見書の提出について
追加日程第 3 議員派遣の件について
追加日程第 4 閉会中の継続審査について
追加日程第 5 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	1 0 番	渡 部 忠 雄	議員
1 1 番	湯 田 秀 春	議員	1 2 番	星 登 志 一	議員
1 3 番	星 和 男	議員	1 4 番	平 野 昌 盛	議員
1 5 番	阿久津 梅 夫	議員	1 6 番	渡 部 東	議員
1 7 番	芳賀沼 順 一	議員	1 8 番	菅 家 幸 弘	議員
1 9 番	大 竹 幸 一	議員	2 0 番	児 山 寿 明	議員
2 1 番	五十嵐 司	議員	2 2 番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	渡 辺 仁	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	五十嵐 竹 則	会 計 室 長
宍 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	室 井 裕	総 務 課 長
星 光 幸	企 画 観 光 課 長	馬 場 増 男	税 務 課 長
長 沼 芳 樹	住 民 生 活 課 長	近 藤 甚 悦	健 康 福 祉 課 長
星 安 晴	環 境 水 道 課 長	角 田 厚	農 林 課 長
渡 部 文 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長	斎 藤 友 一	学 校 教 育 課 長
酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長	星 廣 政	館 岩 総 合 支 所 長
横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長	児 山 忠 男	南 郷 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第1、議案第48号 平成21年度南会津町一般会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 5、6点質問いたします。

まず1点目は、76ページの民生費ですが、その中で一番下のほうに工事請負費があります。15節目に3億円ほどの田島地域統合保育所建設事業がありますけれども、これについては一般質問でもだれかやっていたと思いますけれども、この中で保育士とかあるいは調理員とかそうした人が、統合前の3地区でいる人数ですね、それが統合した場合に減るのではないかと心配しているんですけれども、その辺、今現在3地区でひかりと檜沢と荒海ですね、これが。今度統合した場合に何人くらいに減る見込みかということを知りたいと思います。調理員もどうなるかと。

そして、やはり私心配するのは、きのう、おとといちょっと聞いた話では、田島地区の暁の星幼稚園で今度、子供が少ないために給食をやめるというんですね。それで2人の人が職を失

うという話を聞きました。それから、そこに食材を納めている業者の方も仕事を失ったと。それからさらに、田島の老人ホームで今度給食のほうに民間業者が入るという話で、労働者はどうなるかちょっとわからないですが、食材納入業者が職を失うという話を聞きました。

そんなことで、いろいろな企業の倒産といいますか首切りといいますか、そうした問題ばかりでなくて、町の事業の中からも職を失うというようなことがあるわけです。ですから、そういうことなるべくあってほしくないなど、そういう観点から質問をするものであります。

それから2つ目は、108ページの7款の商工費の中で、24節に541万円の会津高原フレンド・カントリークラブの株式取得というのが載っております。11月の時点で全員協議会があって、その時点で今度個人の株541株2,705万円、それを額面が5万円のところをその20%の1万円で買うんだと、541万円と、こういう話を聞きました。

しかし、そのときの説明の中をよく読んでみますと、その20%という予測は去年の9月30日現在の時点であって、平成21年3月31日現在の予測値としては15%ほどに落ちるだろうと、こういうふうに数字が上がっているわけです。15%まで落ちますと、これが405万円になるんですね。ですから、そこで136万円ほど差額が出るというふうになるわけですが、3月31日はまだ来ていませんけれども、ゴルフ場は雪が降れば営業をやっていないでしょうから、もちろんやっても電気代ぐらいはかかるとは思いますけれども、雪が降った時点で、1月の時点でもう一回計算をし直して、最低限の費用で済むように計算できなかったのかと思うんです。15%でやれば405万円で済むんですよ。この数字が本当にこれで妥当なのか、去年の9月30日の数字をそのままずっと引っ張っているという点で、私は、もっと違う方法があったんじゃないかというふうに考えるものであります。いかがでしょうか。

次は、110ページの商工費の中で、委託料の続きになりますが、一番下のほうに山口温泉屋外トイレ設置工事設計委託料というのがあります。それから、111ページの工事請負費の中でも上から6行目あたりに、山口温泉の屋外トイレ設置工事請負費というのがあります。

これは数字が書かれてありませんので数字を伺いたいと思いますが、そこで思うのは、何で屋外トイレをつくる必要があるのかなと。これはきららのことだと思いますけれども、きららの中にはトイレがあるわけです。にもかかわらず、何で屋外トイレをつくるのかと。屋外トイレをつくれれば、中に入って物を買ったり土産を買ったりしませんよね。そういうふうに私は逆効果になるのではないかと思うんです。そして、仮にでは時間外、朝早くとか夜遅くの客のためだということになると思うんですけれども、それは近くにコンビニもあるし、それからガソリンスタンドもあるわけです。そういうところと提携してトイレを貸してもらって、そこに町

で例えば清掃料として年間10万円ぐらいとか、ちょっとお願いして、そういう工夫も必要だと思うんです。何でこんな新築のものを、しかも屋外につくるのかと、そこを伺いたいと思います。委託料と理由ですね。

それから4つ目は、142ページの中学校費で2節目に給料というのがあります。1,453万9,000円、職員給料費4人とあります。これは多分用務員の方だろうと思うんですが、あとその下の7節に賃金がありますね。123万7,000円、臨時職員賃金、これも臨時用務員だろうと思いますけれども、さらに、144ページにいきまして、144ページの上から3行目に用務員業務委託料というのが252万円あります。これは間違いなく用務員ですね。

そうすると、用務員の中で、中学校というのは6つありますから、2節の給料の一般職の1,400万円というのは、これは正職員の給料だと思います。そうすると臨時職員が、今回2人募集があったんですね。田島中学校とそれから南郷中学校の募集がありました。それで臨時職員が、1人は臨時職員賃金というところで123万7,000円が上がっている。もう1人は、もう1人分だと思うんですが、用務員業務委託料というところで252万円が上がっている。そうすると、約倍ぐらいの金額が上がっていますね。これはどういうふうに見たらいいのか。単純に一人一人を見るとこういうふうになっているけれども、そういう見方は違うのか。これを2人で分けたり何らかするの、その辺ちょっとわかりませんが、何で臨時用務員の中で臨時職員賃金というのと用務員業務委託料というふうに分かれるのか、そこを伺いたいと思います。

それから、145ページのやはり中学校費の中で13節がありまして、そこに委託料があって2,623万7,000円、学習サポート事業委託料があります。これについても私は一般質問でちょっと話はしましたが、学習サポート事業が、県の主導で行われたものが3年間で終わって、今度は町独自に1年間行くと。今度は教材費6万円のうちの自己負担分6,000円を父兄から、保護者から徴収するというわけです。

そこで、荒海中学校では県独自の事業が終わるということで、町独自に今度の3年生になる人に対してだけなんです、5,650円の教材費を買ったというんです。ですから、荒海中学校の今度3年生になる人は、独自に買った5,650円とこの学習サポート事業の6,000円を両方払わなくてはならない、大変だ、こういう話になっています。

そこで、学習サポート事業に係る6,000円、これをやはり税金で補てんして無料にすべきではないかと思います。その財源というのは、管理職手当が602万2,000円ですか、それを4月から上げる予定だったものが、ことしいっぱい、12月ごろまでは上げない方向に今行っています。そういう方向に行っているわけですから、そこで12分の9が浮くんです。12分の9カ月分が

浮くと、460万円ほどが浮きます。ですから、それを使ってサポート事業の教材費の無料化を図れないかと思うんです。

そこでちょっと伺いますが、田島中学校以外の生徒は320人ほどというふう聞いていますが、ちょっと確認したいと思います。中学校の生徒の中で田島中以外の生徒は、合計でもいいです。最初、合計で、それから田島中を引くと、サポート事業をやっていない田島中を引くと320人でいいかどうか伺います。

以上、6点ほど伺います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 お答えいたします。

まず、第1点目の統合保育所の職員の人数の関係でございます。4月1日に配置する計画の数を述べたいと思います。ひかり保育所は正職7名、臨時9名、合計で16名、荒海保育所が正職4名、臨時10名、合計で14名、檜沢保育所が正職2名、臨時6名、合計で8名の予定です。全数で38名の計画でございます。調理員につきましては、正職2名、臨時5名というような配置計画でございます。

それから、統合後の職員の配置計画でございますが、一般の保育につきましては、国の基準によります保育士の配置基準というのがございます。そういったものを参酌しながら数を定めていくというような形になろうかと思えます。ただし、障害児保育、もしくは手のかかる子供たちが毎年度人数が違ってまいりますので、そういった配慮、それから一時保育、特別保育等の、またこれも一般保育と異なった、事業が毎年度違ってきますので、その辺も含めましての人員配置になろうかと思えます。具体的にはまだ算定しておりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

私からは荒海中学校の教材費のこととそれから学習サポートの受益者負担のことについてお答えいたします。

荒海中学校の教材費につきましては、議員さんのおただしのおり既に買ってありますので、学校のほうと話し合いをしまして、今後それを有効に利用するということで了解を得ておることでございますので、ご理解願いたいと思えます。

それから、学習サポートの受益者負担、いわゆる月500円の6,000円ということにつきまし

ては、県のほうに話をいろいろ通しましてやりました結果、補助事業でありますので、県負担、町負担、それから受益者負担ということが3つそろわないと補助できませんということでありましたので、それをご理解願いたいと思います。

それからもう一つ、人数についてですが、田島中以外の生徒ということがあったんですが、6,000円のほうで全部で185万4,000円になります。ですから、308人ぐらいかなというふうにはっきりした数字は309人ということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 廣政館岩総合支所長 それでは、108ページの会津高原フレンドカントリー株の株式取得に当たっての評価の時期についてのおただしにお答えをさせていただきます。

まず、11月28日の議会全員協議会の中で、9月30日現在、それから3月の見込みということで、株の取得について評価についての考え方を説明させていただきました。

その中では、9月30日現在と3月の見込みを平均した中での20%、今、3月直近のという話もございましたが、実は会社の中でも体制を一新しながら、そして株主懇談会、株主の皆さんに説明した経過等、あるいは会社の方針等を示しながら、新年度に向かって進める方向が大事であるという中から、会社のほうでは具体的に税理士あるいは公認会計士と相談しながら株の実際の評価をしていただいたと。基本的にはその中で企業の決算、少なくとも年度途中の一番近い決算というふうなことから、9月の決算をもって株の評価をすると。特に2月以降3月というふうなこともございましたが、それはあくまでも予想になってしまうというふうなそういう会社の考え方、あるいは公認会計士、税理士との相談の中で、9月30日の純資本の残額を基準にしながら決定をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○児山忠男南郷総合支所長 お答えいたします。

110ページ並びに111ページで、山口温泉にかかわる工事関係でのおただしにお答えをいたします。

まず、110ページの山口温泉の委託料でございますが、160万円、次に111ページの山口温泉の各関係施設でございますが、屋外トイレの設置工事請負費が2,192万円、下水道接続工事が750万円、源泉ポンプの工事関係が240万円となっております。

もう一点のおただし、屋外トイレの設置の理由でございますが、当地区はきらら289の施

設はございますが、その施設は午前10時から8時までの営業ということで、夜間においてはトイレの利用ができないとなっておりますので、当地区の全体を見ましても夜間トイレが利用できないということで、観光面においても不便を来すというようなことから検討してまいりまして、目的は、国土交通省で実施してございます道の駅構想、道の駅の指定を目指して屋外トイレを設置し、運用していきたいというふうに考えてございます。

道の駅は、議員ご承知と思いますが、全国的に知名度もあり宣伝効果もあるというようなことから、南郷地域の各施設等についても、24時間態勢の部分で利点があるというふうに判断をしまして設置をするということでございます。かつ、観光面では白河からの289号線の開通によりまして、若干ではございますが、利用者の増も見込めているというふうなこともあるので、あわせてご説明をしたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

私のほうからは、142ページの中学校費、学校管理費の賃金123万7,000円、それから144ページの委託料で、用務員業務委託料252万円ということについてのおただしでございましたが、議員の言われるとおり、142ページの臨時職員の賃金については、3月で退職されます田島中学校の用務員に係る賃金でございます。それで、144ページの用務員の業務委託につきましまして、現在も南郷中学校のほうで大新東という会社に委託をお願いしているところであります。臨時職員と委託料の関係での賃金の違いでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 一応答弁をもらったわけですが、まず初めに、統合保育所については現在の人数はわかりました。保育士関係が正と臨時で38人、調理員関係が7人ということでしたが、これが余り減らないようにひとつお願いしたいと思っております。

それで伺いたいのは、当面調理関係、給食関係を町直営でやる予定なのか、それともそういう会社を入れる予定であるのか。また、もし入れる場合には職員については引き続き使ってもらえるのかどうか、あるいは食材関係はどうなるのか。その辺ちょっと、1年後のことなんでまだ研究中かもしれませんが、わかっている範囲で伺いたいと思っております。しかも、なるべく直営でやってもらって地元の食材も使うと、こういう方向でやってほしいと思うんです。

それで、ちょっとついでにと言うと悪いんですが、来年、再来年のその後の話になるけれど

も、学校給食のセンター、そういうことについても、もし構想があればちょっと伺いたいと思います。

それから、ゴルフ場については直近の決算、仮決算ですか、9月にやったものでというようなことで、やむを得ないかなと思いますけれども、私が非常に心配するのは、全員協議会がその後2月にも行われまして、そのときの資料をきのうも見てみたんですけども、黒字が83万円ほど出るような資料をあのときもらったわけですが、それでもいろいろ問題があるんじゃないかというような指摘をしましたけれども、再度見てみますと、83万1,000円の黒字が出るような資料になっていると。しかも、法人税を払うようなそういうものがこの中に入っていないし、また職員の退職給与引当金なども入っていないということで、法人税も払えないような状態が初年度から続くんです。これはもうお先真っ暗という状況だと思うんです。

そして、その要因として見てみますと、今度新しく始まる活性化事業の費用が469万円かかる、収入が172万円で296万円の赤字なんですね。最初から300万円近い赤字が、活性化事業で抱き込んでいるとそこで赤字が発生することがはっきりしているんですよ。そういう会社を果たして本当にやるのか、私は非常にこれは間違っていると思うんです。

それで、一般質問でも言いましたけれども、経営評価委員会で8月までに検討が出るという話が出ましたが、やはりそこまで待って、そしてそれから今後どうするかというか、今、案があるわけですから、その案をこれでやったらどうだべということをそこで諮ってもらったらいと思うんです。それからでないと、本当にこれはどんどん赤字が続く、ぬかるみにはまってしまうと思います、いかがでしょうか。

これは、確かに今20人ほどの雇用が心配だという気持ちはわかります。それは私も同じなんです。しかし、その責任は町長にはありませんから。これは平成5年にできたんですが、その当時、田島地区ではゴルフ場には反対してつくらなかったわけですから。それで、そのとき無理して館岩地区ではつくったと、そういうことですから町長には責任はありません。私はそこはしっかり応援しますから、そこは大丈夫です。経営評価委員会の検討が出るまで待つべきだと、そこについての見解を伺いたいと思います。

それから、次は山口温泉ですけども、先ほど南郷支所長のほうから、きらは10時から8時までの営業だと、こういう話がありました。

それで、普通、観光客が来た場合に、団体の場合ですと、私が旅行する場合には5時ごろには旅館に着いて、そこでふろでも入って、6時半とか7時ぐらいから宴会が始まるわけですね。ですから、そういう旅行にとってはこれは何も関係ないのではないですか。夜の8時以降にト

イレが必要な客なんてどういう人なんでしょうか。夜うろうろ歩いている人なんて。ちょっとこれはおかしいのではないですか。若い人がバイクとか何かで、歩く人を想定しているのかな、ちょっとわからないけれども、一般の旅行客は夜うろうろ歩かないですよ。これはとんでもない、合計で3,000万円かかるんです。あと、ここに管理費を見ていないですね。そして、これはどういうふうになるんですか、今のきららと屋根が続くんですか、それとも全く離れてしまうんですか、その辺ちょっと伺います。

それから、1年間のその後の管理費、これは大変ですよ。やめたらどうですか、今からでも。

それで、さっきも言ったように夜だったらコンビニに入って、山口にコンビニは2件あるのかな、そこに入って買ったらその店も売れるでしょう。あとは、ガソリンスタンドにもやはりお願いして何か看板でも立てて、やま泊の間だけでも例えば協力店とかと看板を立てて、そこに少しお金を払ってやればガソリンも売れるのではないですか。そこにさっさと行ってしまえば、コンビニも売れない、ガソリンも売れないんです。ただ小便だけがそこに流れるんです。こんなばかみみたいなことはないのではないですか。私は、本当にこれは税金の無駄遣いだなと思います。これは本当に。

それで、今言ったずっと屋根が続くのかどうかと、管理費をどう見ているのか、そこをちょっと伺います。

それから、次は用務員関係ですが、田島中の用務員は1人ですね。1人で123万7,000円です。ワーキングプアですね。それで、南郷中も用務員は1人ですね。何で倍のお金がかかるのか。募集要項を見ると1人だから1人で間違いのないと思うんですが、業務委託だから派遣会社にでも委託するのか。派遣会社に委託するのだったら、派遣会社が人を募集するはずだから、それはおかしいな。町で募集したはずなんだから、何でお金が倍になるのか、そこを説明してください。

そして、前に一般質問でも言ったんだけど、田島中学校に本当に臨時職員を配置するんですか、4月から。もうそういう雇用の通知をやったんですか。そして、それ以外の、田島中よりも生徒が少ないところに正職員を置くんですか、本当に。これは大変な問題ですよ。本当にそうやるんだったら町民がみんな笑いますよ。そのところ、南郷中学校が何で2倍もの金がかかるのか伺いたい。

それから、学習サポート事業で、荒海中学校の独自に買った教材費については有効利用をするんだということなんですが、それは有効利用をしなくては困るわけですが、県と町と個人の受益者負担ですね、それが3つそろわないとまずいんだという話だったんですが、そんなこと

はないと思うんです。受益者負担、個人の負担分を町が補助金を出してそれをやれば何も、それに対して何か罰金でもあるんですか、ペナルティーがあるんですか。そんなものはないと思います。町が負担して町民がみんな大いに喜ぶのではないですか。しかも、その金というのは、管理職手当の支給で460万円も浮くんだから、それを使えば185万円しかかからないんだから有効利用ではないですか。みんな拍手をして喜びますよ。

そのところを、もう一度になりますが、罰則とかペナルティーとか罰金とか、そんなのは決してないはずですか。これは町長の決断でできるのではないですか、いかがでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私からの答弁は学校関係を除いてまずお答えをさせていただきますが、統合保育所絡みで、いわゆる調理員がそのまま雇用されるのかと、あるいは民間に任せの場合に雇用が継続されるのかと、こういうおただしがございましたが、恐らく議員と考え方はそこは一致しているんだろうと思うんです。つまり、形態が変わって、そこで生活の根拠を得て暮らしを続けていた者がいわゆる迷うような、そういう状態をつくるべきではない、ここは恐らく一致しているんだろうというふうに思います。

そして、今後直営にしないかということですが、これは先ほど、この後ゴルフ場のこともお答えしますが、すべて安定をもたらすような状況をつくるのであれば直営だと思います。第三セクターも直営でいく、これがある意味では最も働く人にとっては安定でしょう。しかし、これまでの歴史的な背景や経済事情の変化に応じて、やはり直営だけでは十分に効果が出せないというものも、私たちの目であるいは私たちの気持ちで確かめ、変えてきたんですね。

そういうことを考えると、先ほど申し上げたような前提条件をクリアできるかどうかという課題、宿題を与えながら、一方ではやはり経済効果というもの、効率性というものを追求しなければならない。その中で地元貢献をどうしていくかと、食材の問題が出てくるわけです。ですから、限りなくそこは私たちも努力しますが、そこで働いている方々にも意識の改革や改善点を見出していただく、こういうことで、今後の対応はしっかり検討を加えながら進めていきたいと思っております。

それから、ゴルフ場の話がありましたが、お先真っ暗と言いますけれども、それは何もしない場合はお先真っ暗だと思います、今のような経営が続けば。だからこそ、何回も言っていますが、一度させてみてください。さまざまな知恵と工夫を凝らしながら、今後ある一定期間を私たちにチャンスとして与えてください。これまで館岩地域で守り通してきたその施設やある

いは営業活動をきっぱりとあきらめる前に、一回、私たちにもう一度試練を与えてください。その中で、さまざまな方向から検証しながら、次の対応策を見出せるものなのか、それともこの辺で打ち切りを考えるべきなのか。ここのところはそういう考え方です。

それにしても、経営評価委員会を待てということではありますが、待つということは4月からのあるいは5月からの営業を停止しろと、こういうことになります。一たん停止したものを、人を呼びつけたり営業を再開するということは並々ならぬ、言ってみれば障害があります。それに対して、障害を回復するための努力も必要です。そう考えれば、一方で評価委員会をやっているということを前提に意識しながら、新しく体制をつくったその役員の中で始めさせていきたいということをございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、町長の責任はと言いますが、私の責任は、過去に自分が手をかけたから、かけていないからという問題ではありません。今現在、私の前に出現する問題はすべて、私は責任を感じなければならない。そして責任は、私は何回も言っていますが、やめることでも、自分にさまざまな評価の結果マイナスを付することではない。責任とは成果を出すことである、こう認識しておりますので、もう一度申し上げておきます。

それから、山口温泉のトイレの関係であります。いわゆるトイレという一つのとらえ方、あるいは観光客というとらえ方を考えれば、議員おただしの論理が成り立つと思います。しかし、それでは道の駅がなぜできたのか、ここのところを考えていただきたい。これは、国土交通省に確かめましたら、いわゆる腹痛を起こした女性が駅を探した、ところが山奥で駅がなかったと。そういうときに、鉄道には駅があるんだけど、なぜ道には駅がないんでしょうかということから発想が生まれたと聞きます。

私たちは、確かに効率がいいとか悪いとかありますが、ここを訪れる方だけではありません。社会が求めるニーズ、要望、これにこたえていくのが現代人としての役割だと思っています。つまり、都市部に解決能力がなければ田舎にはあるんだろうかと考えるべきでありますし、田舎に解決能力がなければ都市部にあるんだろうかと。それを結びつけて、お互いにいわゆる交流を盛んにし経済を興していく、こういうことであれば、私は道の駅の効果というのは大きいと。

そして一つ例題を出せば、今、会津高原夢開発株式会社については、道の駅があるから何とか全体的なトータルのいわゆる経営が成り立っている、こういうことがございます。では、きさら289を道の駅にすればそうなるのかというと、必ずしもそういう担保はないでしょう。しかし、私たちは、雇用の問題も含めて、そこにある施設を最大限に生かすためには、付加価

値をつけていくということの努力は必要であります。

したがって、私は、ただただトイレを屋外につくるのではなくて、屋外にトイレを設置することによってあそこの空間をもう少し、萩野にあります道の駅としての利用価値ができるのか。あるいは場合によったら、土地所有者の新たな理解、承諾を得ながら、南郷ならではの、ある意味では加工と直販との結びつきもできないだろうか。そういう、何というんでしょうか、これから消費者が求めるものに限りなく近い施設としての存在感、あるいは営業を起こしていく必要があるだろうと。これは、まずそこで終わりではなくてそこがスタートで、その後、道の駅としての限らない機能性を持たせていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

当然、屋根つきなのかということになれば屋根つきになると思いますし、管理費もかかる。しかし、そのところで上げられる収入については管理費を十分賄えるものにしていきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

私からは、田島地域の中学校の給食センターの件とそれから用務員の配置の件についてお答え申し上げます。

まず、田島地域の中学校給食センターの食材等のことについておただしがありましたけれども、当然、食材についてはできる限り地産のものを使用するというのと、安心・安全のことを考えながら使用するということとは考えておりますが、それを含めたすべての経営計画、経営構想といいますか、それについてはこれから煮詰めていきたいと、考えていきたいと考えておりますので、ご理解ください。

それから、田島中学校への用務員の配置の件でございますが、議員おただしのような考え方を持ちまして、今、これは町のいわゆる職員でございますので、町部局との話し合いをしまして、できる限り大きな学校には正職員を配置するような方向で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

南郷中学校における用務員の業務委託料がなぜ高いのかということでございますが、22条職員、いわゆる当時3年が経過したというようなことで、合併前になりますけれども、募集をし

たということでございます。そのときに応募者がなかったと、対象者がなかったということで、旧南郷村の時代に委託業務で行ったという経過がございます。

それで今回、議員がおただしのように、一応募集をかけたということになりますけれども、これについては、今回の景気の悪化によって雇用の問題が発生しました。そのことによってやはり公募すべきだろうというような結論になったわけでございますが、現在委託をしているというようなことで、委託会社との話もしていない状況の中で、来年度については委託に持っていくしかないだろうというような結論に最終的にはなったものですから、こういった形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○児山忠男南郷総合支所長 トイレの管理費でございますが、今年度建設をいたしまして、次年度から管理費等については計上していきたいと考えてございます。建設が早まって完成が早まるというようなこと、これから委託と工事をやるわけでありますので、工事が早まれば、その管理をしてございますさゆりの里に今後委託をとというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 3回目になりますが、先ほどばかじゃないかとかちょっと言ったんですが、それは取り消します。

答弁の中で、町長が、ゴルフ場についてしっかりとやらせてくださいと、こういうことを言いましたが、私は、経営評価委員会の検討を踏まえてからやるべきだろうと言っているわけですから、そこを勘違いしないでいただきたいと思っております。

それからあと、山口温泉のトイレについて、腹の痛い女の人がいた話が出てきましたけれども、そんな例外的なことを一々対処していたんではどうしようもないでしょう。普通だったら夜8時までこの辺は、観光地を歩く人を対象にするので十分ではないですか。8時以降の人を当てにしたり、私はそういうことは、それに対しては何ら説明がなかったですね。さらに、コンビニとかガソリンスタンド、そういうところと協定してどうかという話についても何もなかったですね。そういう考えはないんでしょうか。そういうところにお願ひすれば、こんなものをつくる必要はないです。ちょっとその辺が納得いかなかったです。

それから、用務員で南郷中についてはいろいろ説明があったけれども、結局、委託ということは人材派遣会社か何かにやったのかな。でも、何でこんなに高いかという説明がなかったですね。あっち後から請求が来るから払うんだということになるんですか。倍ですよ。これは1

人でしょう。1人で何で倍なんだか。こんな契約即刻やめるべきではないですか。これは議員の人だって、だれが考えてもおかしいと思うでしょう。123万7,000円と252万円ですから、ちょうど倍でしょう。これはおかしいですよ。こんな契約はすぐやめるべきだと思います。

それから、学習サポート事業についてだって、町長の決断一つではないかと私は言ったんですが、これについても答弁がなかったし、副町長なんかもこれはやはり県の、最初は県から来たものだから、その辺どうですか。町で独自に補助したって悪くないのではないですか、何かおしかりがありますか。その答弁がなかったですよ。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

まず初めに断っておきますが、議員が納得するような答弁はしておりません。つまり、私は私の政策を説明しているだけなんです。ここだけは間違わないでくださいね。違っていいんです。違う人が大勢いるから、ある意味では公正さが保たれたり、いろいろなアイデアが出てきたり、助け合えたりするのではないですか。ここは間違えないでくださいね。

その上で、腹の痛い人がいてもいいではないですか。例外的なことと言うけれども、そういうところから道の駅は生まれたと私は言っているんです、国土交通省に聞いたら。今、全国に道の駅があって、道の駅でどれほど助かっている人がいますか。どれほど地域が潤っていますか。だから、さゆりの里も潤うということ、それは担保することはできません。では、なぜ下郷が道の駅をつくろうとしているのでしょうか。

私は、この土地を訪れるときに、例えばの話ですが、お産で緊急に出かけなければならなかった、あるいは救急車を頼めなかった、あるいは自分で病人を送り届けたい、さまざまなことが起こる。そのときに、たった一人かもしれません。でもそこに、それは確かにコンビニもあるでしょう。けども、私は、そういう施設をそれだけの機能で設置するのではなくて、その機能をあわせ持ちながら、その地域で雇用を起こせるような、いわゆる加工品やそういったものも、地元の資源を使った加工品を販売できるような施設にしていって、全体的な第三セクターの経営の安定化につなげたい、あるいは雇用のある意味では促進にもつなげたい、こういうことを申し上げておるんであって、そこはぜひご理解をいただきたい。いただかなければ、これは違うということでお互いに認め合しましょう。

以上です。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

用務員の委託料の件でございますが、250万円では高いのではないかとということでございますが、これは会社に、ある企業に委託するわけでございます。企業のほうでは、やはりそれなりの利益とかそういったものがあります。ですから、なぜこうやったかと、さっき課長が申し上げましたとおり、雇う人がいなくてやむを得ずこういう形にしたんだということをまずご理解ください。

22条職員というのは、ご存じのように、3年間勤められますとそれでもう勤めることはできないと、町職員としては勤められないという縛りがございます。そのために南郷地区においては募集をかけたんですが、集まらなくて、それでそうするしかなかったということで、ある企業のほうに委託をしてやったと。そしてその場合に、経験上、委託した場合に、もし町の正職のほうでこれだけの年配の方を雇った場合には、大体その人から見たら70%から80%の金額で委託されているはずですよ。ですから、そういったことをご理解いただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 答えいたします。

先ほど学習サポート事業の関係で、受益者負担につきまして、まず最初に何か法律上のペナルティーがあるのかということと、あとこの部分を町で負担することについてどう考えているのかという部分がありましたので、これについて私のほうからお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、この3年間は、県のモデル事業としてこの事業は実施されてまいりました。この3年間の成果の検証、今後この事業をどうするかということについては、私のほうでもその場に入らせていただいてその意見等を聞いた経緯はございます。そうしたときに、あくまでも今後、学力の向上、そういった一定の成果が見られたということで、町としてはぜひ継続したいといった場合に、県のほうではこれに対して今度は支援をしましょうということになりました。

そうしますと、その補助の制度をつくっていただいたわけですが、その議論の中で、すべていわゆる県費、それから町の負担によりましてこの事業を継続するということになりまして、他の地域から見れば、一定の学力向上のために保護者が負担している部分というのは当然あるわけで、それをこの地域においては全部公費で負担するという形になります。やはりそこには、一定の成果を得ているという事実を見れば、一定の受益者負担も必要だろうという県の考え方もありまして、その補助のスキームが、受益者負担を一部取り入れてくださいというようなスキームになっております。

ですので、法律上のペナルティーは特にはないですが、このスキームを取り入れないと、これは仮にですが、いわゆる補助金が支出されないというようなことが想定されるかと思います。つまり、町単独で事業を実施するというようなことになる可能性もございます。そういったこともすべて、成果の検証も含めまして、受益者負担を取り入れたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 私からは、4点ほどにわたって、基本的な骨太について質問をさせていただきます。

まず最初に、43ページ、25節に積立金がございます。この中で、地域づくり振興基金積立金ということで4億円もの大きな額を計上してございます。この基金に寄せる4億円もの思いというのは、非常に私は重いものがあるというふうに思いますので、改めて町長からその心をお聞きできればというふうに考えております。

それから2点目は、75ページ、保育所の関係なんでございますが、厚生労働省は、昨年来から新たな保育の指針ということで、まさに保育の構造改革と言えるほどの中身で、業者団体ともかなり対立を深めながら推移をしてきて、平成21年度からその新たな指針でもって実施に移されるということなんですが、この指針の大まかな概要、それから概要に伴うところの市町村における役割について、知り得る範囲内でお示しを願いたい。

あわせて、先ほどひかり、荒海、檜沢保育所の正職員、臨時職員の数が示されたんですが、それ以外のところについてもお示しを願えればと思います。ひかり、荒海、檜沢についてはわかりましたので。

それから3点目は、144ページ、先ほど来、学習サポートについて種々議論をされているわけですが、平成20年度までは県が主体になってやったわけですが、新年度からは町が主体的に取り組むというかじ取りになってきたわけです。そういう中で、県は県なりに一定の総括はしていると思うんですが、やはり町が今度新たに主体となって取り組むからには、町としての一定の総括と課題を明確にしながら、それらを共有化して進めていかなければならない責務が私はあるというふうに思いますので、その辺が現状どうなっているか。

あわせて、支援講師を今回何人か採用するようですが、その辺の生かし方についてひとつお示しを願いたいというふうに思います。

4点目、これも基本的な中身になるかと思うんですが、ページ数で言いますと148ページあ

なりに該当するのでしょうか。放課後子どもプランの実施に当たっては、やはり効果的な事業運営を検討する観点から、各市町村に行政関係者、あるいは学校関係者、あるいは児童福祉の関係者、あるいはPTA関係者などなどで構成する運営委員会を設置して十分な意見が聴取されると、あるいは協力体制の構築を図ることとするという通知が多分出されていると思うんですが、その辺が本町的にはどのようなになっているかお伺いしたいと思います。

以上、4点お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私のほうから基本的な考え方についてちょっと申し述べたいと思いますが、まず積立金の4億円の件であります。

恐らく議員の皆さんも既にそういう基本のお考えをお持ちだと思いますが、基金というか、準備をしておくというものについては、想定しがたい、あるいは想定し切れないものについて財政出動を、もちろんそのものによっては条件がありまして限定がありますが、それをいかに機敏に出動できるか。つまり、想定外の状況が出現したときに、それではということで一からまた議論を始めて対応するのではなくて、既に今回の場合は多くのお金は、雇用対策であります。その状況に応じた機敏な政策展開をする。いわゆる事業あるいは対応策を講じると。こういう意味で私は基金の設定というのはすべきであろうと、こういうふうに認識をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、保育所に関する指針ということでありましたが、先ほども保育所の質問がありましたが、質問の論点がちょっと細かくなったのでそこでは話しませんでした。私は、いわゆる子育てというものは、施設の子育てと家庭の子育てと、それから学校の子育てと社会の子育てがあると思うんです。子育てという言葉が妥当かどうかわかりませんが、それをいわゆる縦割りの行政の中で分断をしていないだろうか。今までだって、数多くの議員の方々や、あるいは首長さんや、あるいは有識者と言われる人たちがこういう問題に取り組んできた。しかし、依然としてなぜ子育て問題が大きな解決策を見ないのか。それは、私は横のつながりがないからだと思います。

したがって、保育所の統合の問題にあわせながら、職員の言ってみれば雇用の安定ということを考えれば、今、町が抱える課題にどうその方々が携わっていただけるのか、横糸と私は呼んでいますが、その部分をつくり上げることが私たちの使命だと。

ですから、今までの隊形が、状態が変化をするというときには、そこでおまえたち考えな

さい、そこでおまえたち工夫を出しなさいと、つくり上げなさいと、こういう宿題だと思っておりますので、方針的にはそういう方針で考えていきたい。そのときに、いわゆる3所の保育所のみならず、町にある全体の保育所のあり方にも当然触れていかなければなりませんし、将来的に家庭と施設の保育のあり方、ビジョンをつくっていききたいと、こう思っております。

それから、学習サポートの話がありましたが、これも先ほどちょっと具体的な話になったのでそこまで触れませんでした。私のスタンスとしては、とにかく町長がトップダウンで命令を直接的に下してやるということはほとんどないと、こうご理解をいただきたいと思います。つまり、現場にいる人が一番実態をよく知るものである。そうすれば、学校を考えた場合には、学校現場の先生方がどう考えているのか、あるいは学校現場で先生方が何を目指しているのか、ここのところが町長部局にはなかなか上がってきません。非常に残念です。

私は、どちらかというストレスをためない性格だと自分なりに思っていますが、ここのところがすごいストレスです。教育委員会とは何なんだと思うぐらい情報が上がってこない。しかも、本当に現場を担当する先生の声が上がってこない。

したがって、私は何度もこのことを投げかけました。でも、これ以上待てないなという気がしておりますので、PTAの方々と現場の子供の指導に実際に当たっている先生方と話し合いの機会を持ちながら、この学習サポートについては、ことし1年、皆さんから同意いただければ検証の期間にしていきたいと思っています。先生方も大変忙しい。しかし、先生方にもその学校その学校の独自の子育ての、教育のビジョンを出してほしいと言うんですが、これが全体像として上がってこない。そういうものを現場の先生を交えながらつくれたら、私は、南会津町がある意味では真の教育に限りなく向き合う、そういう体制が整うんだらうとこう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、放課後子どもクラブにつきましてであります。これは当然、そういう関係者がそれぞれ議論を尽くしてあり方を模索すると、あるいは設置の形態をつくり上げるということになるだらうと思います。

ただ、1つだけここでご理解いただきたいと思いますが、学校というと文部科学省なんです。子どもクラブとなると、今度いわゆる学童保育は厚生労働省なんです。ここのところのいわゆる国のずれというのがあります。ここは、その国の形態を大きく阻害しない範囲内で、町の提案、こうあるべきである、望ましい姿は町としてはこうでないかという提案は、やはり町としてこれからしっかりとつくっていかねばならない。そして、それぞれ事情がある、違いがある家庭の方々に、ある程度子供の安全と安心という環境をつくり上げながら、ひとつ伸び

伸びとそれぞれの親も勉強し仕事に励むと、こういう環境づくりに、放課後子どもクラブを通してまた勉強させていただきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

放課後子どもプラン運営委員会の設置ということでございますが、平成19年度に運営委員会を設置してございます。構成メンバーとしては、現在6小学校区で設置しておりまして、そのコーディネーターとあと学校がかかわってまいりますので、小学校校長会の校長先生1名、あとは学童保育との連携から学童保育の指導者を入れた形で設置してございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

先ほど学習サポートのいわゆる教育委員会としての総括はというようなお話でございましたけれども、まず、先ほど来申し上げたとおり非常に効果があったということですが、その内容といたしましては、学習意欲が高まってきたと、それから家庭学習が習慣化されてきつつある、それから学力向上の底上げが見られたと、このようなことを考えております。

それからもう一つは支援講師の件でございますが、支援講師は、学習サポート事業に対することと同時に、各学校で来年度から図書館教育の充実をしていきたい。その両方を兼ねて、各中学校、今、学習サポートをやっております田島中学校を除いた5校に1名ずつ講師を配置する予定してございますので、ご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 厚労省の保育指針について概要を申し上げます。

平成20年3月に、現行の保育所保育指針に係る新しい指針が公布されました。この4月から施行ということで今動いておるところでございます。今まで局長通知のガイドラインというものでしたが、保育所保育指針は、保育の質の向上を目指す目的ということで、厚労省の大臣告知となりました。これによりまして、法令として守るべき最低基準としての性格が強まったものとなりました。

2番目に内容なんでございますが、現在の保育指針は13章あったものが、7章というくりに再編されました。わかりやすく簡潔な表現となったものでございます。今回の大きな改正は、保育所にも幼稚園と同様、進学先の小学校への保育要録の送付が義務づけられることになりま

した。今後は、より一層小学校との連携を深めることが重要になってきたというふうに思っております。それぞれ、各保育所長、主任保育士の関与をもちましてそれに対応してきたところでございます。

なお、町の考え方としては、町長が先ほど申しあげました施設、学校、家庭、それから地域、こういったものを基本に、どういったつながり方を持っていくかということの基本にやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの残りしました4つの保育所の人数でございます。田部原保育所は正職が6名、臨時が8名、合計で14名です。それから、伊南保育所は職員が4名、臨時職員が5名、合計9人、山口保育所は正職が4名、臨時職員が4名、合計8名、富田保育所は正職が4名、臨時職員が3名、合計で7名になります。

先ほどの3保育所と合わせまして、正職が31名、臨時職が45名、計76名で4月1日からの体制ということになります。ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 ページで言いますと96ページになるのかなと思うんですが、13委託料関係に当てはまるかはまらないかわからないのですが、きのう当てはまらない質問をしたものですから、当てはまるような質問をしたいと思えます。

元都立大の寮をつくったときにそのころからつくったと思うんですが、教育関係のキャンプ場につくったと思うんですが、あのころではやはりきれいなトイレで2つつくってあったんですが、それが今になると、下のほうにきれいなトイレが2つできたし、キャンプ場のトイレのところがこの前の豪雪のとき屋根がぶっくれたり、いろいろな形でぶっ壊れているし、あと閉鎖もしている。出入りできなくて閉鎖もしている関係上、あのトイレは非常に行くの見苦しいというか、やはりつかみものをなくすときにも、いろいろな形で環境的にも悪いと思うし、そういう形で、委託料の中に入らないか何かかわからないですが、どういう形で整理するかわからないですが、これはやはり整理しなくてはならない時期ではないかと思うわけです。夏になって結構キャンプをあそこで開くものだから、そのキャンプ場の目の前にぶっ壊れたトイレがこんなになってあるものですから、そういうことでそこを1カ所。

あと、それから160ページになるのかなと思うわけで、びわのかげ競技場のわきのトイレ、野球場の前にもトイレは結構いいのがあるんだけど、一番目立つところのトイレがなかなか使いづらいというか、今のはやりでなくて、落ちるとはね返ってくるようなトイレであって、

毎年、佐藤栄学園フェスティバルなんて町でやっているときもあって、いやあ、公共施設でこういうトイレがあるのは珍しいななんて、冷やかされているだの、悪く言われているだの、珍しいから言っているのかわからないですが、そういう関係で夜はやはり使いづらいというか、みんな行って見てくるとわかるんですが、やはり夜ああいう下の見えないドボンのトイレは使えないと。そういうことで、何とかやはり整理したほうがいいのではないかと思います。

そういう中で、あのトイレも随分長くとっているし、そういう形で、委託料に入るかそれはわからないんですが、環境整備を含めてそこらに当てはまるのかなと思って今あれしたから、そのことをひとつよろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、山村道場のキャンプ場かいわいの環境整備と申しますか、これについて今見直しをしようということで動いています。

その一つは、古今地区の住民の方々から、非常に資産的にも価値の高いブナ林、あるいはこれまで山村道場を卒業された先輩の方々から、特産物の生産をしたりしたものがある、こういうものをただ放置しておいていいのかということで、あそこの自然環境の調査をしています。この調査の結果が出次第、トイレも含めて全体的に、キャンプ場に訪れる方がそういうものまで楽しめる、あるいはそういうものまで体験ができるというようなものにできないだろうかということで考えております。特にトイレと、今アスレチックも非常に危険な状態になっていますので、その撤去あるいは改修等についても当然議論の対象になります。

それからもう一点は、今後、山王茶屋を通して誘客を図っていこうというときに、駐車場が大変少ない状態であります。これは、健康のイベントをしたり、いわゆる冬期間の、この前ももう終わりましたが、冬の雪上のイベントをしたりしたときもそれを感じております。そういうものもあわせて、全体的に環境整備をこれから進めていこうということでございますので、ぜひご理解をいただきながら、またご提案等いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

それから、びわのかげ競技場近くのトイレについてであります。これも実は、本来指定管理者のほうから具体的な改修・改善案として上がってくるべきところなんでしょうが、現在、私のところには届いておりません。しかし、多分、何年か前にそういう話があったんだろうと思うんです。

ここは、ただいまご提案がありましたので、ご提案に基づいて検討させていただきたいとい

うふうに思っております。当面、屋内運動場というのがありますが、あそこを夜利用される方が高齢者センターのほうにトイレを求めてきます。そのときに、夜ですから管理者がいるんですが、そこをもう少し使いやすい仕様にしてほしいという要望もあって、管理経費を削減する意味でも、その間に1つトイレをつくらうという準備も今しておりますので、それらとあわせて検討させていただきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 答えはそれでいいんですが、おれも気がつかなかったが、アスレチックも、使えないようにバツになっているんだけど、トイレと違ってどこからでも入れるような場所なものだから、ロープにバツテンはかかっているんだけど、バツテンなんかかかっていると子供らなんか余計に入りたがるものだから、そういうことで、トイレを含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、びわのかげのトイレについては、今度の統合保育所であのグラウンドをちょっと整備する計画みたいなので、それと含めてもしできるんだしたら、もっとも早くやればやるほどいいんですが、そういう形で含めて考えてもらいたいと思ひます。そういうことでよろしく。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

正式に文書をもつての要望ではありませんが、いわゆる体育協会のほうから、南会津町の田島地域については、びわのかげ運動公園を利用した合宿が大変盛んであると、このことが民宿と旅館業の方々の実は事業につながっているんだと。もう少しびわのかげ、特に多目的広場のほうなんです、全天候型にできないかとか、もう少し実態調査をして整備をする気はないかとか、こういう話がありますので、私のほうからも担当者を派遣といいますか出向かわせまして、具体的にどういふ動きがあるのか、その辺を調査させていただいて、全体的なびわのかげ運動公園の利活用を今後考えていきたいと、こういうことで思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 一つだけお伺ひします。

所管で申しわけないんですけれども、学校の中の教育においてはソーシャルワーカーとかそれから特別支援講師とか、先ほど言っていました学習サポートとか、いろいろ努力されているのはわかりますけれども、一つ、ちょっと気になっていることがありましてお伺ひしたいんで

す。

不登校児の問題なんですけれども、不登校児がいた場合には、例えば週1回とか月1回とか不登校児を訪問していろいろサポートしているというふうな話は聞いていますけれども、これも縦割りなのか何だかわかりませんが、例えば小学校を不登校児が卒業して中学校に入る、そうするとそこで一回切れてしまうんです、サポートが。そうすると、子供を対象にした周りの施策がどうもつながりがないというふうに私は感じていまして、例えば中学校を終えるとサポートもそれで終わり。言葉は悪いですけども、もうほっぽり出すという形になってしまうんですけども、同じような状態で、不登校の状態の中でそういった形があるものですから、そのまま大人になった方を見ていると、やはり小中不登校児はそのままずっと引きこもっているんです、実際として。

だから、そういうふうなものを何か、先ほど横断型の施策と町長はおっしゃいましたけれども、町全体でそういった引きこもり、成人の方でどのぐらい引きこもりの方がいらっしゃるかとちょっと私はわかりませんが、あと病気ではないという形でいけば、なかなか把握できないという状況もあるというふうに思うんです、プライバシーもありますから。そういったことで、例えば最終的には自殺者がふえていくとかそういったことも考えられますので、私もある家庭を知っていますけれども、小学校不登校、中学校不登校、高校には行ったがやはり行けないという子供がいらっしゃるんですね。中学校時代は先生によくいらしてもらってありがたかった。だけど、終わった後は、それは職務だから仕方がないんですけども、もう来ないと。

子供のことをよく知っているのは、やはりずっとケアをしてきた先生なんですね。ですから、本当は一般質問でやらなくてはいけない内容だと思いますけれども、ここで強く聞きたいと思ひまして質問するんですけども、そういったトータル的なケアというか、つながりのあるケアというのはなかなかできないものなんでしょうか。ちょっと質問になっていないかな、ちょっと苦しい質問ですけども。

旧田島町の昔、自殺者とかいろいろ数を調べたりもした経験があるものですから、非常に多いんです。ずっと根を追いかけていると、やはり不登校だったとか、必ずということではないんですけども、引きずっている方々が大分いらっしゃるという形なんです。そうすると、まず行政としてはどういった形にいるのかなというのを常々思っていたんですけども、その個人を知っているのはやはり学校の先生なんで、その先生方が第三者として一番近い存在なのかなと思うんです、親以外に。親も参っているというような状況なんです、大人になっても、ひげを生やしても家にいるわけですから。

だから、行政として何かできないかなというふうに思ったものですから、こういった質問をさせてもらうんですけども、来年度の予算にもそういったケアの予算というのは特別上がっていないように私は思ったものですから、質問したいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

教育のお話ですから教育長が答弁すべきところかもしれませんが、これは実は、私が申し上げているように、地域を挙げて教育というのは取り組まなければならないということですので、教育長は教育長でご意見があるかもしれませんが、私のほうから先に答弁をさせていただきます。

議員がなぜなんだろうという疑念を持っておられる、その疑念は私も恐らく相当強く持っています。多分同一だと思っておりますが、先ほど臨時保育士の話があったり用務員の話があったりしましたが、ここに私はがんがあると思います。これは、財政運営を考えたら、やはりそういうシステムをつくるのが最も望ましいと思います。

しかし、考えてみてほしいんですが、これはなかなかできないんです。国の設置基準があるから簡単にはできません。そしてまた財政力もないから、思った以上にはなかなかできない部分がありますが、仮に半分以上が臨時の保育士、しかも恒常的にです。一時的になれば臨時というのはわかります、例えばお産だとか特別の場合に臨時。もう恒常的に臨時でいくわけです。これを、本当に必要な配置だったら臨時であるべきではないというのが、恐らく皆さんも同一の考え方だと思うんです。

そんな中で、支援員あるいはサポートをやります。特別支援員も平成20年度にやりました。このときに3年で終わりなんです。つまり、小学校でやってきたら中学校に行けるかというに行けない。あるいは仮に南会津町の役場に何らかの形で、人事で1年ないし2年いたら継続される。そうすると1年で終わるという場合もある。こういう仕組みの中で先生を本当にサポートできるのか。あるいは、先生方と言いますけれども、先生方は学校で起きるものはすべて受け入れるんですね。そうすると先生だけではパニックになってしまう状態も実際にあります。

ですから、私は、そこはきちんと役割分担をして、先生は先生としての持ち味を出していけるような環境をつくらなければならないし、それをサポートしながら、またお互いに連絡をとりながら子供に向き合っていくという体制をつくる。そのためには私は条例だと思うんです。そういうものが必要な制度としてしっかりと条例をつくって、議会の同意を得てシステムをつくっていくということになるんだろう。これが、ある意味では縦割りで、あるいは配置基準を

設けている国に対する提案だと思う。私はそんなふうに思っておりますので、今後それに向けて進んでいきたい。

もう一つは、12番議員も言いましたけれども、人材です。人をあてがえばいいというものではない。ではいきなりそれだけの資質を持った人が集まるかということ、そうではない。でも、その経験を通しながら絶えず検証し、研修を積んでいって、やはり子供や家庭で頭を悩ませている、不安を抱えている人にきちんと対応できるような人材を育てていく。つまり、子の教育、いわゆる指導者側の教育、両輪でやっていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ただいま町長のほうからシステムのあり方というようなことについてありましたので、私は現状についてお答えしたいと思います。

現状については、小学校も中学校もそれぞれ不登校者が出た場合には、各学校の担当の職員が家庭に出向きまして、そこでいろいろ家庭の人と相談したり、子供たちに言葉をかけたりということによってやってきております。

それで、今若干その中で弱いと思っているのは、高等学校に行ってから、やはりその中身について私たち把握できない部分もございますが、若干弱いのではないかなということ、今、町長が申し上げたとおり、やはりいろいろな横のつながりを持ちながら、今後はやっていかななくてはならないというようなことを考えておるところでございますので、ご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 難しい問題だというのはわかっていて質問しているわけですがけれども、高校へ行くとなかなか状態を把握しにくいという話はわかりますけれども、まず教育的関連というよりもやはり一人の人間ということで、やはりそのエクスキューズというか、マイナスを持った、学校に行けなかった、行くことができなかった方のケアという問題でとらえていただきたいんです。学習的なものというのは別な問題だというふうに思いますけれども。

それで、なかなか適応できなくて不登校になるわけなんですけれども、いろいろな理由があるだろうというふうに思うんですけれども、ずっと大人になっても引きずってしまうような状態というのは、大変生意気な言い方をさせてもらえば、やはり教育的な敗北かなというふうに逆に思ってしまうんです。そういったことのケアを学校単位ではなくて、町全体で先ほどは仕

組みをつくるという形だろうけれども、つながりを持ったそういった形というかシステムというか、副町長ふうに言えばスキームという言葉になるんだけど、そういったことができないのかなというふうに思ったものですから。

新年度、新しい予算ももうできてしまっていますけれども、せっかく優しいまちづくりを目指して、何回も言うようだけれども、あらかいキャンプ村ではああいう方々等に優しい対応をしているわけですから、ぜひここに住んでいるそういう結構潜在的な引きこもり、大人の引きこもりというのは結構多いというふうに私は感じているものですから、何とか、学校からずっと流れてきた流れの中でのケアで全体のケア体制というか、そういうのをしてもらいたいなという気持ちがあるものですから、質問しているわけですが、ちょっともう一回その辺のところを。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

そのとおりだと思います。まず一つは、状況を把握しにくいというのをよく耳にしますが、それは、深刻に考えて状況を把握する創意工夫をしていないということです。今回の雇用問題で私が職員に指示しましたら、いや、ハローワークでは実はそういう状況を把握していないと。ハローワークで把握していなければ、なぜハローワークに把握しなさいと、あるいは把握すべきでしょうという意見を申し上げなかったのかと言って、私がじゃハローワークに行きますと言ったら、直ちにやりますと言うんですよ。例えば、南会津町の状態はわかります。雇用、今ハローワークで。地域別に欲しいと。つまり、先ほど言ったように南郷地域でどうなのか、伊南地域でどうなのか。それはやっていません。それから、男女別も欲しい。これも集計していないと。そんなばかなハローワークでいいのかと。ハローワークをあれするわけではないんですが、仕事とはそういうものだ。つまり、何かできないといったときには、先送りする理由を先に考えておくという、自分では無意識に言っているつもりかもしれませんが。

ですから、私は、今教育長が言ったけれども、把握する創意工夫をこれからしていただきたいと、私も町部局として、町長として、限りなくその状況を把握する取り組みを進めたいと、こう思います。

そんな中で、これから例えば雇用が打ち切られたりすればなおさら、今まではある意味では健全に生活してきた人が、どうも何をやってもうまくいかない、どこに行っても行き詰まるということだったら、引きこもる可能性が高い。こういう状況を早く察知して対応していくということが私たちの責任ですから、ここはやはり議員がおっしゃるようにやっていかなければな

らない。

そのときに町としてどうするか。やりたいんです。ところが、町長が言うと教育委員会に政治的な介入をしたと、こうなるわけです。ここが私のストレスの最も強いところです。だから私は待っているんです。現場からぜひ問題点を上げてほしい。もう能書きは要らない、箇条書きでいいんだと。こういう問題があるんだ、こういう問題があるんだ、こういう問題はこうしたいんだということを先生方に、あるいは管理職の方々にぜひ教育委員会に上げてほしいんだと。教育委員会から私のところに上がってきたら、一緒にやろうじゃないか、そう言っているんです。上がってこない。

でも、これをもし議員がおっしゃったように、町としてこういうふうにやります、やりたいといったときに、確実に町長が押しつけてきたと言いますから。こここのところはやはり私も一線を越えられない。越えるときが来るかもしれませんが、今は越えられない。こういう状態です。よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 何点かお聞きしたいと思います。

まず、歳入関係で33ページの諸収入、雑入の外国青年宿舎借上料個人負担金が歳入に入っていますが、外国青年、恐らくは英語のあれでしょうから、これは広域圏でやっている事業なんです。ここに歳入として入ってくるということは、多分、広域圏との事業とのかかわり、すべて広域圏でやっていると思ったら、町とのかかわりですね、その辺含めてどうなっているのかお聞きしたいと思います。

2点目は行政改革の関連ですが、歳出の36ページの一般管理費です。

行政改革という言葉は最近聞かれなくなったんですが、町長が最近、定員管理の関係で35%、非常に厳しいということを何回か聞くようになりました。確かに、合併協定の決まりとか私も何回か質問していますが、時代は変わります。これは行政も、いろいろ国の方針、機関事務の廃止とか云々どんどん変わってきます、だから、いつも同じ決まりでずっと長い間行くのは大変かなと思います。でも、かといって、また行政改革も進めるし、または財政健全化もどんどんやっていかないと苦しいのは、今の状況では目に見えています。

だから、そういうことを考えますと私はこの行政改革、今大綱もできています。その流れの中で、私はもっと本当に必要なら議論して、要するに客観性のある定員管理を、もっと緩めるといいますか、ふやすといえますか、そういうことであれば私はこの組織をもっと使うべだと思えますが、その辺で現状ですね、行政改革のまずは推進状況がどうであるのかも含めまして、

私はここでそういう35%問題といたしますか、その議論をすべきと思いますが、この辺の考えを伺います。

次に、67ページの老人福祉関係でちょっとお聞きしたいと思います。

老人福祉も、これは当然高齢化に伴って年々三角ではなくて増額といたしますか、ふえてきている経費だと思います。ことしも900万円ほど前年対比でふえているわけですが、中身を見ますと、介護保険関係への繰出金が最も多いので、各事業に関してはどうかと思って、その中で69ページの節の20番の扶助費の中に老人日常生活用具給付事業という扶助費がありますが、これは、昨年の決算を見ましたら火災警報器を高齢者世帯につけている事業がありまして、ことしも同じかなとは思いますが、何世帯にどのぐらいをことしは予定しているのか、内容を教えてください。

次に、96ページの国土調査に関してお伺いします。

国土調査費ということで計上しておりますが、これが前年から比べますと637万6,000円の減額になっております。これも、合併以前からそれぞれ旧町村の取り組みの中でまだまだばらつきがあるわけです。それで、合併して3年間過ぎて本当にばらつき、これ以外でもばらつきの調整ということで、防災無線、あるいは給食のないところには給食センターをつくるとかやっております。

私はこの国土調査について以前にも聞いたんですが、平場と山林に大きく分けた場合に、平場のほうはもう南郷、伊南はほぼ終わっていると。館岩はもう少しで終わりつつありますと。田島のほうが旧檜沢地区でだんだん終わるのかなという状況の中で、まだまだ十分進んでいないと思っています。

県下の自治体の様子を見ますと、平場、山林を含めましてもう100%終わっていますという状況の中で、ちょっとおくられているのかなと思います。なぜ国土調査というのはもう言わずとあれですが、土地の流動化、不動産、公共事業等々を進める上ではぜひとも基礎データとしては、基礎業務としてはもっとやるべきなんで、その辺、ことしどうして、減額は県の補助事業との関係もあるとは思いますが、減額の理由、あとは減額してどこの地区を今度予定しているのか、それをお伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

33ページの雑入、外国青年宿舎借上料個人負担金につきましては、歳出でございますけれど

も、137ページに外国青年招致事業宿舍借上料というようなことで132万円を計上しておりますが、これは毎月1人5万5,000円の借り上げで計算をしております、それに対する個人負担的なことで毎月1万円ずつ徴収をしていくというようなことでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

36ページの行政改革の関連のお話がありました。

それで、現在、平成18年度から平成22年度までの5カ年の行政改革大綱の中で集中改革プランというものを定めております。おただしにありました職員の数の関係でございますが、平成18年度スタート時に322名の職員数を平成22年度におきまして294名にしようというような計画が今進行しております。それで、進行状況でございますが、来年度、平成21年度の当初で想定している総職員数が295名ということでございますので、定員管理上はおおむね計画に沿った中で管理されているというふうには見込んでおりますが、ただこれは単年度ごとに状況が変わってくるというようなこともございますので、集中改革プランの趣旨は生かしながらも、長いスパンの中で、全体的な中で考えていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、推進状況でございますが、これは毎年、行革の懇談会をそれぞれ開催しております、プランの内容がどのような形で今現在進行しているのか、それから課題点はないのかどうかというようなことについて委員さんからご意見をいただいて、それを翌年度に新たに趣旨の中に取り組みで実施をしているという内容でございます。

いずれにしても、平成22年度までですので、平成21年度までの内容を十分に検証しながら新たに23年度以降の計画をつくっていききたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 答えいたします。

68ページの老人日常生活用具給付事業の内容でございます。

要援護高齢者及びひとり暮らしの高齢者で、日常生活用具を給付もしくは貸与することによりまして在宅の日常生活の便宜を図るというものでございます。電磁調理器の給付や、先ほど議員がおっしゃいました火災報知器の給付等でございます。所得に応じた負担ということになりますが、平均で3万1,000円の35件を計画しております。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 96ページの国土調査の関係でございますが、減額の理由ということでございますけれども、地籍調査補助事業ということで、議員ご承知のとおり、国・県の補助で75%、さらに残りを町という持ち出しをしながら事業を遂行しておりますが、21年度の地籍調査補助事業の予算編成に当たりまして、県におきましても大幅なマイナスシーリングがございました。おおむね全県的に64%の査定状況ということがございまして、南会津地域におきましてもこの全体的な枠の中での対応ということになりましたので、昨年と比べまして減額というような形での予算計上になってございます。

もう一つ、どこの地区でというおただしでございますが、田島地域におきましては、今年度から高野地区の測量に入っております。これの延長ということで12ヘクタール、高野第2地区というようなことでの面積を予定しております。もう1カ所、館岩地域におきましては川衣地区で5ヘクタールを予定してございます。さらに、南郷地域につきましては、これまでの未整備分、遅延の部分がございまして、その事務的な整理を進めるというような計画であります。

以上です。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうすると、まず最初から、外国青年の関係でそういう補助をしていますということはわかりました。

それで、外国青年招致そのものは広域圏での事業だと思いますが、広域圏では今度は次の招致の改選といえますか、事業の区切りの時期の8月から1名を増員して、各自治体ごとに今度振り分けられると、檜枝岐村1名、南会津町4名、あとは只見町、下郷町1名ずつと。今までは自治体をまたいだ派遣でしたので、どうしても自治体単独で経費を払うというのが何かわかりにくいといえますか、学級数とか中学校の数とか。今度は自治体単位での派遣なので、これはある意味では私は、広域圏の事業を今度はもっと自治体に移して、自治体がもっと青年たちを利用しやすいといえますか、活用しやすい政策にすべきではないかと。経費的にも今度は見えやすくなりますから、そういうふうにしてもっと交流を含めた、あるいは社会教育を含めた、今は学校教育がもちろん中心ですが、そういう意味の新しい取り組みはないのかなと、もっと発展的な取り組みはないかと。

その辺の広域圏での採用人員が1名ふえることによる新しい取り組みの考えを私は期待して、いろいろな外国青年の活用をしてほしいと思いますが、その辺の考えをお聞きします。

次に、行政改革のほうは、現状はそういうことでわかりました。22年度までの最初の集中改

革プランでございますので、次の見直し時期を含めまして、私は決して自治体の業務という内容が、本当に国の構造改革、行政改革を含めましてどんどん変わってきております。だからこれは、私は見直すことが必要であると思います。それに対してやはり客観性を持たせる意味では、こういう行政改革の会議の中で、これも本部と懇談会と2つに分かれていますね。本部というのは一種の庁内の組織ですね、町長を筆頭に。これはこれでももちろん庁内の見直しは必要ですが、私は、懇談会の外部組織のほうをしっかりと活用して、そして客観性のある定員管理なり、その他のそれに伴う財政改革健全化、また一般的な行政改革、そういうものをしっかりと見直して、それでもって必要であれば定員管理まで検討されるべきかなと思うんですが、22年度以降も含めまして、その辺のこれからのあり方についてお伺いいたします。

それから、老人福祉の関係ですが、1世帯3万円平均で35件でしたか、それで予算が百何万上がっているわけですが、ちょっと今電磁調理器と言われたんで、火災報知器だけではないのかなとは理解しましたが、火災報知器自体は今は5,000円を切っています。高くても5,000円、4,000円くらい、その中で通常は2基つけるような状態だと思います。それが1万円ということになるんで、これは、行政が取り組むと多少いろいろな経費が高くなるというのは理解しておりますが、3倍ぐらい高いのではないかなと。取り付け料等々あるとは思いますが、もっと安くできれば33世帯がもっとふえて、もっと普及が早くなるのではないかな。一つはこれは消防団を利用するか、やはり消防団は私は地域に密着すべきだと思います。これから人員は減る中で、そして高齢者の生活がかかわる中で、そういうところで私は経費削減の意味合いというよりも、もっと地元消防団の活用という意味も含めまして、ついでに経費も削減して普及世帯をふやすということは考えられないのかお伺いします。

それから、国土調査の件ですが、事情は、県もすごく財政が逼迫しているということでしたが、国土調査自体の必要性についてもお伺いしたいと思います。先ほど言いましたように、極めてアンバランスな状況でございます。一番進んでいる南郷地区はもう既に山林の国土調査に入っています。そして、進んでいないほうでは、まだ荒海地区、田島市街地区は手がついておりません。そういう中で、私は、この事業自体は早く均衡化といいますかそういうものを作って、公共事業等、これからの事業に差し支えないような基礎データをつくるべきと考えています。

そこで、緊急雇用という事業も入ってきました。ここでやはりこれは当然委託事業になると思います、測量会社を含めまして。そこで、確かに国の事業の補助は入ってきませんが、緊急雇用でもってこの事業をさらに推進する考えはできないのかお伺いします。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

火災報知器の話は大変細かい話なので担当のほうからお答えをさせますが、まず外国青年の話ですけれども、議員がおただしのように、時代がそれぞれ変わってきています。例えば檜枝岐村の外国青年というのは学校が1校でそれほど必要性がなかったと、こういう認識で今まではかけ持ちでやってきた。今回強く檜枝岐村のほうから、うちで1人欲しいんだというふうな話があって、そういう経過になりました。このことはいわゆる負担金の問題とも大きくかかわっていて、一つ一つ整理していく中で、今後の広域のあり方がどうあるべきかということが議論されるんであって、議員おただしのように、早々に、そうだからこうだということにはならない。なぜならば、それを一つ一つ考える、分断して考えればそうかもしれませんが、トータルを考えて教育というのは成り立っている。先ほど言ったように、学校教育もあれば、いわゆる家庭教育もあれば、地域教育もあるわけです。ですから、そこのところはもう少し懐を広くして考えて見守っていただければありがたいと思います。

それから、2点目の集中改革プランに伴う定員管理でありますけれども、先ほどから大変議論になっていたでしょう、臨時職員をどうするんだと。この議論をまずきちんとして、そして定員管理のほうに、シフトしていくんでしょう。つまり、今の役場の職員定員の管理をどうするんだというよりも、国の設置基準があるわけです。この設置基準がおかしいのではないかと、ここから始めていって、こちらのほうに議論を今後展開するようにしていくことが私たちのある意味では務めではないか、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、国土調査についてアンバランスと言いますが、アンバランスなんですよ。それはそれぞれ特徴を持ってやってきたんです、その村が。非常に下水道が進んでいるところ、あるいは非常に国調が進んでいるところ、そういう村が、そういう町が合併したんです。当然アンバランスなんです。ただ、これをアンバランスとして考えて、ひとつ統一しましょうかとか画一化していきましようとなると非常にストレスがたまるんです。ここは時間をかけて、それぞれの地域の特性を生かしながら、あるいは住民感情にしっかりと向き合いながら事業を進めるべきだと思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

外国青年、A L Tの有効活用という点でございますが、これは現在でもそれぞれの地域にお

いて有効に活用していただいて、中学校の授業のあいているときには活用していただいて結構でございますので、それぞれ、例えば英会話教室をやりたいとかそういったようなことがございましたら、それぞれの教育委員会のほうまで申し込んでいただければ、そういったことは時間があいていればできますので、どうぞこれからもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、先ほど町長から答えましたとおり、やはりいろいろのことがありまして現在に至っているわけで、まず外国青年招致の問題で今それぞれ4町村、南会津の場合は4町村で広域でやっておるわけですが、それはいろいろな手続上の関係とかそういったことによって、例えばそれぞれ1町1村ずつでやった場合にはそれぞれ担当が必要であって、それぞれ交渉しなければならぬ。いわゆるJETプログラムというものがございますが、そういうところに交渉しながら、そしてどういう人を連れてくるかというようなことで選びながらやらなくてはならないというような、非常にある面では不経済、不効率といえますか、そういった面もございます。

そういったことで、まだまだ各町村の教育委員会の中にそういった英語力のある者がいるとは限りませんので、そういった関係からもやはりそういったことをやっておりますので、ご理解ください。おいおい、それぞれやはりだんだんと一つ一つなってくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○近藤甚悦健康福祉課長 お答えいたします。

日常生活用具給付事業の火災報知器等の単価のお話でございましたが、これは給付について自己負担がありまして、いわゆる生計中心者の所得に応じた負担ということになっておりまして、先ほど平均3万1,000円というお話を申し上げました。

なお、価格については再度調査しながら、民間との比較といえますか、販売の価格とかそういった部分については、その都度調査しながら進めてまいりたいというふうに思います。

それから、経費を削減して消防団と密着したというお話でございますが、この部分につきましては、この事業にかかわらず、自立した在宅の生活を支援するというような立場で幾つかの事業、介護予防の事業もございますので、その辺とあわせて検討していきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

ただいま住宅用火災報知器の設置に際して、いわゆる消防団と密着した形の事業はできないかというようなおただしがございましたが、実際に田島支団におきましては、各部ごとに本部員も帯同しまして高齢者宅を回りまして、火災報知器の設置を勧めている事業をしております。

ただ、これについても各個人負担がございますので、その設置がもし可能であれば、消防団員が自宅に出向いて設置をするというような事業も行っております。ある地区におきましては、地区ですべて補助をして全世帯につけた際に、いわゆる役員、それから消防団員が設置に協力をしたというような話も聞いております。

○渡部康吉議長 それでは、今質疑の途中でありますが、ここで一たん休憩し、昼食後に引き続き質疑を続けていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、暫時休憩いたします。昼食にいたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続いたします。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 午前中に引き続きまして、前列のほうから終わらせたいと思いますので、まず私のほうから4つ質問させていただきます。

最初は、42ページの総務管理費、財産管理費関係の備品購入費、公有自動車購入であります。この42ページ以外にも、48ページの総務管理費の支所費でも公有自動車の購入が入っております。それから、徴税費の中でも、57ページですが、備品購入費で公有自動車購入というものが入っております。

それで、総務課長にお尋ねをしたいんですが、公有車の年次の更新計画を持っておられるのか。車の管理は一元化されて管理されているのか、それとも各課ごとであるのか。それと、ちょっとダブるんですが、今回の公有車の購入はどこで使用するのか、あるいはオープンなのか。それから、いわゆるエコカーなのか、そして車種は限定するのか。最後に、町内で購入できるのかというようなことで、公有車の管理と購入について1点目にお尋ねしたいと思います。

す。

続いて、52ページは総務管理費の自治振興費でございます。その役務費の中に地域協議会の委員出席者保険料というものが計上されております。これは町長にお尋ねしたいんですが、合併3年後を一区切りとしての地域協議会の検証をされたのであれば、その結果をお聞かせいただきたい。それから、今後の地域協議会のあり方についてもお尋ねをしたいというふうに思います。

第3点目、87ページ、これは緊急雇用対策費でございます。緊急雇用対策費の中の委託料、ふるさと雇用再生特別基金事業委託料というものが計上されておりますが、委託先の想定はどのくらいか。それから、その事業の内容についてお尋ねをしたいと思います。

最後に4点目、121ページ、これは土木費であります。道路橋梁費、道路橋梁維持費に入っております委託料でございますが、この中に除雪ネットワーク事業委託料というのが載っております。これは先般、一般質問でお尋ねして、町長が答弁の中にお話しされている内容かなというふうには思いますけれども、事業の委託の内容についてお尋ねをしたいと思います。

以上、4点です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは、特に名指しがございました地域協議会の検証、あるいは今後のあり方等についてのおただしについてお答えをいたします。

地域協議会につきましては、合併町村の中でさまざまなスタイルをとっています。大きく言うと2つかと思いますが、そのときの協議会の権限と申しますか、そういうものに非常に重きを置いたものになっているかどうか。今回、南会津町が誕生したその背景の中で、そういう議論もありました。しかしながら、やはり地域の一体性を考えれば、あるいは議会制という、二元化をとっているということであれば、地域協議会にそれほど権限を持たせることは好ましいことではないのではないか、こういう意見があって、現在の協議会のスタイルになりました。

しかしながら、当時の協議会の委員の選出、あるいは選出人数と申しますか、これを議会の議員の数に合わせた経緯があるんですね。したがって、それが本当にいいことかどうか、このまず検証を今後しなければならないと思います。

それと、委員になっても、やはり協議会の進め方が一つは、いいのか悪いのかわかりませんが、私のところに届いている意見としては、過去に行政経験のある方が委員長になっているので、どうしてもまとめ役になってしまって、本来の協議会としての意見が出にくくなっている

んではないかと、こういう意見も現実にあります。その人物についてとやかく言うことはありませんが、数の問題、それから協議会の運営の仕方の問題、これらについてはこの後、議会が終わってできるだけ早い機会に、早い機会といっても年度末あるいは年度初めになりますので、当然その時期を超えた時期になろうかと思いますが、そこで一回、正副協議会の委員長さん、会長さんに集まっていただいて意見交換をしようと、こういうことを考えております。その中で、今後のあり方について十分検討していきたいと。

というのは、委員さんとしては、地域の課題に限りなく自分たちが貢献をしたいと、こういう思いがあります。しかし、私は、一方でやはり議会という一つの大きな、町民から選択された方が町政に対して意見を言う、あるいはチェックをすると、こういうことがありますので、そのところをどう調整していくかということが、今後の議論の恐らくかなめになるんだろうと思います。

いずれにいたしましても、そういうことを共有しながら議論を進めたいと考えておりますので、しばらく時間をいただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは、公用車に関するおただしに対しましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、公用車の年次計画、更新計画があるのかと、こういうようなお話でございましたが、車両につきましては、総務課の管財係のほうで、各支所に配置している公用車を含めて、それぞれ取得した年月日、さらに走行距離、さらには1年間でどのぐらい走行するのかといったことのデータを持っておりまして、そのデータに基づきまして、老朽化が基本的に激しいものから順次更新していくと、こういうような計画を持っております。

それから、続きまして、2点目のエコカーが予定されているのかということでございますが、今年度、ハイブリッドカー1台を一応想定はしております。

それから、3点目に車種は限定なのかというお話がありました。車種につきましてはこれから検討することになりますが、一つのメーカーを指定しますと基本的には競争原理が働かない部分も想定されますので、メーカーそれぞれいろいろな車がありますが、同程度の車をセレクトしながら、その中で入札行為に臨みたいと、こんなふうには考えております。

それから、町内での購入はどうなのかというお話でございますが、当然、町内で自動車の関係で販売されている事業者さんにつきましては、順次その見積もり合わせについてのご通知は差し上げたいと、こんなふうを考えております。いずれにしましても、管財係で入札に当たっ

ては一括まとめて計画をつくり、さらに発注を行っていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〔「どこの課というのは」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 管理の方法につきましては、原則的に総務課で管理している部分の車両につきましては、一般的に、長距離の福島県庁の出張ですとかそういったものについては総務課で配置している車を使っただいて、それ以外の車につきましては、それぞれの所管課のほうで基本的には管理をお願いしていると、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。

87ページの緊急雇用対策事業のふるさと雇用再生特別基金事業委託料の件でございますが、この事業につきましては、雇用継続の見込まれる事業において、地域求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出するという前提でございます。それによりまして、9社11事業を予定しております。

事業の内容でございますが、初めに、会津高原夢開発株式会社、これにつきましては、文化財施設の旧山王茶屋を活用した施設整備を図って郷土食の提供、地元産農産物等を販売し、地域の活性化と観光交流の増進を図るところでございます。これは県の交付金事業でございます。

次に、同じく会津高原夢開発株式会社、これにつきましては、限りなく無農薬の農産物をつくる事業などを包括するオーガニックポリシーの取り組みについて申請をするための協議会の事務を行うというところでございます。これも県の交付金事業でございます。

次に、伊南村森林組合、これにつきましては、除・間伐材の利活用を図って林業後継者の育成を図るところでございます。これも県の交付金事業でございます。

次に、たていわ農産有限会社、これは都市住民との交流を主体とした無農薬栽培指導あるいは体験型農園の管理指導を行って、舘岩地域から無農薬栽培の展開を図るということで、これも県の交付金事業でございます。

次に、トゥエンティワンセンスドットコム、これにつきましては、エコヴィレッジ会津高原構想の推進を図り、そのために健康増進の体験発表セミナーあるいは環境・食育講習会の開催、運營業務、オーガニック農法での農作物の生産・加工販売業務を行うというところでございます。これも県の交付金事業でございます。

次に、株式会社 I N A、これは、地域資源であります小豆温泉源泉を伊南地域内の高齢者、ひとり暮らし世帯へ月 2 回配付して、高齢者への定期的な問い合わせを通して安否確認を行うとともに、高齢者の健康増進並びに医療費削減につなげて元気な高齢者の支援を行うという内容でございます。これも県の交付金事業の該当でございます。

次に、同じく株式会社 I N A、これは、遊休農地を借り上げてソバあるいは野菜を作付して、生産物は I N A が指定管理する花木の宿とか、窓明の湯、駒の茶屋での消費、朝市直売所での観光客への販売を行うという内容で、これにつきましては雇用創出推進費の一般財源を充てるということでございます。

次に、南会津環境整備協業組合、これは、郡内の東部地区関係民間会社 4 社によって南会津環境整備協業組合を設立して、4 月から浄化槽の保守点検を実施するための事務職員を雇うということでございます。これにつきましては、西部環境衛生組合がもう管理できないという状況もございますので、新たに組織するという内容でございます。これも雇用創出事業の一般財源でございます。

次に、N P O 法人南山匠の会、これは、地場産材を使った田島型の健康モデル住宅展示場におきまして、地場産品の P R、あるいは科学物質を限りなく排除した建築用建材等の P R、及び住宅建設等に伴う総合相談窓口を設置して行うという内容でございます。これは雇用創出推進の一般財源でございます。

次に、木伏営農改善組合、これは、地域高齢者等が遊休農地を活用した無農薬栽培野菜等の栽培と集荷、販売をするシステムを確立するということでございます。これにつきましては、現在、木伏地域で組合員が 69 名の木伏地区営農改善組合というのがございまして、農業振興、農業の経営の改善を図るための活動をしていらっしゃる組織でございます。これにつきましても一般財源でございます。

次に、会津高原フレンドカントリークラブ、これは、ゴルフ場を活用した健康づくりの利用促進のための計画運営事業を実施して町民の憩いの場の創出を図りつつも、利用費の削減を目指す事業でございます。この事業費も一般財源ということでございます。

以上、9 社 11 事業でございます。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡辺 仁副町長 私のほうからは、121 ページの除雪ネットワーク事業委託料の内容についてお答えをいたします。

この予算につきましては、昨年度、それから今年度、各地域で団体に高齢者世帯等の除雪の

仲介、それから見守り、それから料金の徴収等を委託しておりますが、この事業の継続予算の計上でございまして、議員おただしの今年度伊南地区でモデル事業としてやっておりますものにつきましては、この発展形の事業につきましては、今年度3月までの事業の成果、それから課題を検証しながら、引き続き高齢者世帯の見守りあるいは居宅介護、そういった方をどうやって支援していくかというものについて体制を検討させていただきまして、これにつきましては補正予算等で対応したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、1点だけ町長にお尋ねをしたいと思います。

議会を終わられて地域協議会の正副会長会を実施されるという、その後の検討ということかと思うんですが、委員の選考に当たっては充て職ということがあるのかどうか、この1点だけお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、ただいまお尋ねにあった前に、総務課長がお答えした公用車の関係なんですが、これはつけ加えておきますと、実は17番議員から以前に、いわゆる軽自動車でもいいものはそういう検討をなさいと、こういうおただしがありましたので、その検討とあわせて購入計画というのをしております。ここは、各職員に、自分のうちで車を買う場合どうなんだと、ここを考えの出発点にしろと、こういうことでやっています。

ただ、ご存じのように、ことしは雪が少なかったんですけども、峠を越える業務もありますから、このところは、一台一台が四駆車を持つのではなくて、ある意味ではお互いにそういう認識のもとで共有していくということも含めて公用車については管理をしていくと、こういうことでございますので、つけ加えさせていただきます。

それで、地域協議会の件ですが、どうしても、充て職と言えるかどうかわかりませんが、充て職に近い選出の方法がとられるというのが私は実態ではないかと思うんです。つまり、各支所に投げかけます。そうしますと支所のほうでこういう方がと、こういうことになると、どうしてもやはり前職といいますか元職といいますか、そういうもの、あるいは今までなにをしてきたと、こういう観点から出てくる。あるいはまたそういう方がいなくて、自分がというときには、何というのかな、謙虚に、いや、私はその任でない、というふうな傾向もありますので、ここは即答で充て職ではないと、こういうふうになかなか言い切れない部分は残るのかなと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私、ちょっと関連での質問になってしまうのかわからないですけども、132ページの消防施設費なのか、150ページの社会教育施設なのか、合併しまして、田島橋のグラウンドのところに火事になった廃屋の施設がございます。

〔「永田橋」と言う者あり〕

○18番 菅家幸弘議員 失礼しました、田島橋ではなくて永田橋、そのところの289号に抜ける新しい橋の間にあります、ソフトグラウンドの上の土手にあります廃屋ですね。火事の後が全然片されない。私もずっと3年以上気をつけながら見てはいるんですけども、全然その動きがないものですから、これは私ちょっと状況を聞きたいものですから、ひとつお願いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は私も大変気になっていまして、何とか法律的に、あるいは道義的も含めて方法がないかということのを再三職員を通して協議・検討してきたんですが、所有権という、法律が立ちほだかってなかなかできない。

実は、南郷地区に鴛巢というところがあります。鴛巢にも廃屋があつて、これが風でトタンが飛ばされて通行人に非常に危険なんです。このことについてもやはり危険だということで、ほうっておけないということで所有者を探して、そして所有者の所在を確認したので職員に行っていていただいて、ようやくそれに対する対応をしようということになったんですが、お金がないと。このお金を町で出してくれるんならば対応してもいいんだと、こういう話なんです、新たに制度とかそういう規則とかを設けない限り、町がそういうものに金を出してまでも危険を排除するということがなかなかできない。ここが、あれだけのある意味では環境を整えながら、私も非常に心苦しい状態なんです。

ただ、何とか鴛巢については所有者に、親戚とかあるいはそういうので買っていただくと、こういうことで対処できないかということで今動いています。ですから、永田橋の廃屋といえますか火災跡の建物についても、親戚とかそういったのをたどりながら、何とか処分を検討しているというのが実態でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 大変前向きな町長の答弁でございますが、私のほうから言いますと、

やはり景観が非常に気になる場所です。あれは永田橋の両方のバイパスに入っても気になる場所ですし、あの下運動公園ではもう日常相当な、ソフトボールだ、いろいろな子供の、小中学生から高校生からやっているわけですから、とにかく行政が全部かかわることではなくて、地権者との話し合いを重ねた上において、何らかの形で、行政というものの形で携わるべきではないかなと私は思います。

一つの例としまして、水引の廃屋ですね。これは、京都の大学教授の先生ですけれども、その先生が、私は30万円も出してやりますと。この景観を国立公園の街道として残していくには私たちも協力してやりますから、ぜひ集落の人も参加していただけないかということで、私たち初め皆さん、水引集落全部参加したんですけれども、やはり行政の人たちが、かなりの人があそこを毎日通っていると思うんです。通っているところに目をつけて、目をつぶるような状況であっては、やまなみ泊覧会に向けて何か形をつくっていくことが大切ではないかと思ひまして、質問いたしました。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

決して目をつぶっているわけではないんですが、今、水引の例が出ましたけれども、水引の例も実は私、所有者に会ってお願いをしました。所有者の同意が得られたんですね。得られたので、藤木先生等を含めて、ボランティアとして町の職員も、地元の職員も大変たくさん応援に行きました。ですから、そういう意味では行政はかかわっていると。決してそこから距離を置いているわけではなくて、全面的にそういうものにかかわっていかうという姿勢は、私は水引でも出たというふうに思っています。

問題は、所有者からの同意が得られないと。そうすれば、水引みたいなスタイルをとるとか、あるいは地域の人たちにボランティアを募るとか、いろいろな方法はあると思うんですが、所有者のいわゆる相続権も含めて、このところがどうも私たちの前に立ちはだかっているもので、ただ、議員おただしのように景観上大変心配していることは一緒ですから、あきらめずに、目をこれまで以上に見開いて対応してまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 それでは何点かお伺いしますが、54ページの公共交通対策関係なんです、委託料のほうでお金が上がっているわけですが、もし差し支えなければ、細かくちよっ

と料金を教えていただければいいのかなということ。

あと一点、100ページ、有害鳥獣駆除関係でございますが、猿関係ではもう7番議員が一生懸命やっていますが、鳥のほうの関係ですね。芦ノ牧のほうから帰ってきますと、カラスの大群が芦ノ牧の電線に物すごくとまっている景観が見られますが、我が町においてもカラスということが大変、ごみのあさりから何かからいろいろな被害も出ているようでありまして、温暖化の中において、ウイルス関係がカラスから入ってくるのかなと、こういう懸念もあります。ことしは鳥インフルエンザというよりもインフルエンザがありまして、学校も閉鎖になったという関係もありますから、カラスに対する対策を町としてはどのぐらいに見ているのか。

また、衛生費で見ればいいのかと思ったんですが、職員がウイルスに対する危機感というのをどこら辺まで持っているのか。そういう関係がかなり進んでいろいろな対策を練っているものですから、当町としてはウイルスの関係をどこら辺までやるのか、それもあわせてお願いしたいなと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 答えいたします。

54ページの公共交通対策の委託料の件でございますが、これらの事業につきましては、まず例年と違いますのは、今年度は7月から10月の間、土・日・祝日も、やま泊の関係もありまして自主運行をしようということで考えております。

それでは、路線運行ごとに申し上げます。田島栗生沢線267万3,000円、それから、順序が違いまして申しわけございません、御蔵入の里巡回バス694万2,000円、館岩地域生活交通バス1,866万2,000円、田島栗生沢線は今ほど申し上げましたとおりです。それから、田島萩野線につきましては456万8,000円、この路線につきましては従来実証実験でやっておりましたが、今年度から本運行ということで、ただいま運輸局のほうに申請をしているところでございます。山口和泉田線ですが、これにつきましては728万円、合計で4,012万5,000円ということでございます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 100ページの有害鳥獣に係るカラス駆除の関係でございますが、カラス駆除につきましても有害鳥獣というような観点の中で、現在、それぞれ地域から駆除の申請が上がってきたときに対応をしているという状況でございますが、駆除隊と連携をとりながら、ここについてさらに地域住民の方々あるいは区長様方と連携をとりながら対応をしていきたいというふうに考えております。現実的に、今年度についても、そういう申請がなされて対応し

たところがございますので、これまでどおりの対応をさらに強めていきたいというふうに考えております。

もう一点、鳥インフルエンザの件だというふうに認識いたしますが、県の振興局、さらには農林事務所との連携という形で町としては進めております。具体的には、農林事務所のほうから県内的な情報が入ってきておりますので、その情報の共用を図りながら対応をするということになります。現在のところ、南会津町として、こういったウイルスに侵されているものを発見されたというものはございませんが、より一層危機感を持って対応してまいりたいというふうに思います。また、疑わしいものにつきましては、県のほうと連携をとりながら、その検査をしていただくというような態勢で現在まで来ております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 今の課長の答弁では、さほどウイルスに対しては危機感がないのかなと思いましたが、これはいろいろなシミュレーションでいろいろ今やっている現実だから、現実感が見えないからそうなんだろうと思いますが、職員に対しては、そういうカラスでも猿でも、当たるときには少なくともゴム手袋とか防じんマスクみたいなものをしながら対応していただきたいと思います。これは、職員はどの課が当たるかわからないですが、そのくらいは危機感を持って、軍手一つでやるというようなことのないように、ひとつお願いしたいと思います。

それから、このウイルスという言葉ですが、町長に、私が学校にいるころはこういう言葉はなかったんですが、ろ過性病原体という言葉で私たちは教えられた。ろ過性というのは、結果的に細菌が細菌を食うというマイクロの世界の状態なものですから、今の温暖化に対しては、やはりそういう病原体もすごく入っているのかなということに対して、そういう危機感をひとつ持っていただきたいと思います。

終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

多分、議員は、どちらかという今抽象的な答弁になったので危機感を感じられなかったかと思いますが、まず職員が、そういう疑わしい例えば死骸があつたりした場合には、手を出すことは全くありません。まず、これは先ほど言ったように、国あるいは県の機関の専門家がそこに入るということになります。

この前、南郷でカラスの異常な死骸が見つかったときも、私も随分心配しましたが、そうい

うことは当然鳥インフルエンザの疑いもあるのではないかという態勢で臨んでおります。ですから、いわゆる町の職員が知識がない状態でその現場の対応をするということは全くないと思ってください。その場合には、限りなく県・国の専門家の応援を得てその態勢をとると。

ただしかし、議員おただしのように、これはやはり目に見えないだけに見逃しがちなものですから、保健師さんとも十分今連携をとっております。そんな中で、地元の保健師の指導を受けながら情報交換をまめにしているところがございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 私のほうからは、所管なんですけど134ページを見てほしいんですが、13委託料のところ保守点検委託料というのがあります。これは防災で6億円近いものをかけて保守管理、何にでもつきものなんですけど、今年度1,200万円以上の金額が上がっています。この流れ、この後、初回から1,200万円なんですけど、私として疑問と思うのは、やはり製品というのはどんな、億単位のものであっても、1年目はいろいろな調整とか何かあるわけで、いろいろなトラブルもありますでしょうけど、保守管理という名目の中でそれも全部含んで多分委託の対処をするか、それは僕はわかりませんが、この後、この多分1,200万円が毎年かかって、電波法の中では5年に一度、申請・報告があるんですけども、それはまた金額がかかると思いますが、それに関するこれから年間かかる保守料についての流れ、金額を、正確ではなくていいですよ、その流れのおおよそがわかればというのが1点です。

その保守料ということに対してなぜここで質問しているかということ、この後の144ページの中学校費とか小学校費の中にありますが、コンピューターのことで時々僕は質問させていただくんですが、買い取りとかリースとかというのはありますけれども、通信費なんてあるんですが、サーバー保守料という、やはり保守料というのがあります。これについて毎年かかっているんだが、その金額はいいです、その優遇だけを2点聞きたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私からは考え方というか、いわゆる保守点検、保守管理に臨む姿勢をちょっとお話しさせていただいて、その後、数値的なことは担当者から答弁をさせますが、これまでも議員から何度もご指摘をいただきました。そしてまた、これも12番議員のほうからも言われておりますが、町内にそういう技術を、あるいはそういう体制を備えた人がいない、会社がない。これが大き

な、ある意味では保守点検がやむを得ないんだというところの原点にあるんですね。

ところが、そうではない。現在はいないとすれば、永遠にこれを続けるのか。それとも人材を確保して、あるいは人材を育成してそういう体制をいつか、例えば5年後、10年後につくっていくのか。ここのところはやはり検証しなければならない。これは広域ごみ処理の問題、これについての保守点検も絶えず今議論になっています。これは2つの町とか集まってやっているので、私だけの考えではいけないんですが、いずれこのことについては、地元の雇用がこれだけ厳しい中で、やはり今後の姿勢としては異議ありと言えるような、比較の数値を出せるような、技術者を何とか確保していきたい。そのお金がどうなるかという検討も含めて、これからそんな姿勢で臨みたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

134ページの防災行政無線の保守点検委託料に関するおただしにお答えしたいと思います。ここに書いてある金額1,235万1,000円につきましては、田島地域だけではなく4地域それぞれの保守委託料が入っております。細かく申し上げますれば、田島地域が703万5,000円、館岩地域が214万円、伊南地域は128万6,000円、南郷地域が189万円というような数字でございます。これらにつきましては、電波法に基づきまして、5年に1回はいわゆる精密点検というような調査が入ることになっております。その他、4年については通常の点検ということで、それぞれ金額は違いますが、今回については通常の点検の金額であります。

具体的に申しますと、精密点検につきましては29項目、それから通常点検につきましては22項目というような数字が上がっております。例えば田島地域の場合ですと、4年間は700万円程度の金額が続いて、5年目にいわゆる精密点検が必要になるということになります。

以上です。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

学校のパソコンに係る、サーバーの保守料が入っているのかというようなことでございますが、いわゆる使用料、リース料というようなことで契約をしております。保守点検については契約をしておりますので、修繕が必要な場合には修繕料で支払っているということがございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 光幸企画観光課長 お答えいたします。補足させていただきます。

保守料につきましては、コンピューター関係機器のすべてを企画観光課のほうで予算化しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 町長のほうから言われた、確かに地元のほうで1,200万円という予算があつて、それが民間で田島地区の人たちの4人か3人かの会社が請け負ってやっていくなら、これは本当に納得がいくし、とてもいいことで、今細かくつくることの金額を聞きましてけれども、ぜひ、我々は素人だからと前置きを言いますけれども、本当にその部分でいろいろ精査する必要もあるところがありますので、ぜひチェックをしながら、正しいのか。

僕は、先ほど言ったように、初年度だったら企業努力で、調整なんだから1年ぐらいいいですよ、2年目から700万円ずつ下さいとかという交渉だつて、本来なら、これだけ大きな規模でやっているわけですから、その維持調整はかなりかかるはずですから、その辺はちょっと努力が、初年度分ですね、すごく残念です。6億円のものがあつて、そのものが完全に動くには、一遍に動かないはずなので、当たり前なので、我々はわかっていますから、これが4年目まで700万円でいくという答弁が今ありましたけれども、ぜひその辺も、細かいことかもしれませんが、本当に金額は大きな、一円でももったいない話で、自由に使ってほしいと思います。ぜひその辺は検討してほしいと思います。

今、学校のほうでありましたけれども、修理料とか何かで契約はしていないという話でしたけれども、実はここで一つ言いたかったのは、今、製品はすごく安定しています。一回つないでいけば、例えば10年前にちょうど、防災無線ではなくて地区の防災のスピーカーですね、放送とかの定期チャイムを針生地区でやらせていただきました。10年間一回も故障なく、最近では防災ができたので、先日、僕たちで電源を切りましたけれども、それぐらい、朝・昼・晩うるさいなど地元と言われてやっているわけです。

それぐらいメンテナンスがなくても動く機械もあるし、デリケートかというのと、今、本当に製品というのはむちゃくちゃ安定しているので、メーカーは保守管理という名目で多分取るのも当たり前だし、どのメーカーでもそれは当たり前かもしれませんが、ぜひ、教育のほうで使っているコンピューターも修理、サーバーは僕はあつたと思います。メンテナンスは多分つきものなので、それに関して、もう本当に民間でできたり、そのときに修理を頼んでいるからかかっていると言われましたけれども、ぜひその辺も民間でやれたり、職員の中で、ある程度、何回も繰り返して申しわけないんですが、その人材を生かして、今できる人はいっぱ

います。サーバーの管理もできる人がいるので、なぜそれを言うかという、本庁のほうは行政サービスという意味では一分なりともとめたいけないので、保守管理が重要ですけども、学校という名の部分では、1日、2日トラブルたとしてもそれはちょっとごめんなさいで、命にかかわる部分ではないので、そういう意味で僕は言っているわけです。

学校についてだけは、保守管理ではなくてぜひそういう感じで、民間であったり、あるいは役場職員の中に技術者がいますので、そういう中でやればやれることだと思います。

それに関連してもう一つ質問をします。

今回、館岩中学校でありましたけれども、あれが600万円と聞いていました。パソコンの購入関係です。あれの流れを、今回入札でこれから始まるんですが、その計画をちょっとお聞きしたいんです。まだ入札に入っていないかどうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

最後の質問は担当のほうからお答えさせますが、例えば、先ほど19番議員のほうからいわゆる民間に委託して用務員をとというのがありましたね。その場合に、ただ委託するのではなくて、私どものほうのある意味では検証をすることによって、今この地域にある程度事業が多く出てくるのであれば、事業所を設置してもいいと、こういう言い方をしています。それが本当にいかどうかはこれからまた検証を積まなければなりません、今、議員が言ったような部分についても、これだけ保守点検が延々と続くのであれば、当然ここにある意味では事業運営の拠点になるわけですから、それじゃあなた方がここに事業所を設けませんかと、雇用を考えませんか、こういう問いかけも先ほどの検証の中でしていく必要があると思うんです。

それで、もう一つは予算なんです、何回も言うように、予算で見積もりで提示しました。それについても若干の問題があったかもしれません。しかし、執行する場合は、今、議員がおただしのようなことをしっかりと取り入れて執行に当たっていきたく、こういうことですから、このことについては、上がったからそれを執行するというのではなくて、執行する段階でまたさらに検討を加えて吟味をしていくと、こういうふうにご理解いただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長 お答えいたします。

今回、パソコンの更新を計画しているのは館岩中ではなくて、伊南中学校でございます。

それで、ただいまも町長のほうから答弁がありましたが、やはり執行する段階で最少の経費

で運用ができればいいわけですので、その関係について企画観光課と、担当課と協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今、学校関係のこともそのとおりなんですが、町長が言った、町がやるというのはそのとおりですし、僕も同じですし、議員皆それを思っていますので、ぜひ精査しながら、最終の夏段階あるいはその前の段階でよく検討してほしいと思っております。よろしくお願いたします。

それで、今言った部分なんですけど、入札で600万円と出ていると、確かに600万円でありませんかと振りますけれども、教育長名で5万円のパソコンを17台というと、100万円ちょっとで買えるわけです。セットは前にも言いました。同じことを繰り返して申しわけない。それをつくれる人はやはり職員にいっぱいいます、皆さんいますから。そういうやり方もあるので、備品の5万円のものを何で下さいで、ネットワークはもう既に組んでいるのですから、そういう意味では100万円ちょっとでできる可能性、それは自助努力というか、そんなに負担ではない。予算があるから600万円と振るということは、ぜひ検討の余地が僕はあると思っております。本当に5万円の時代になってそれができるんであったら、ぜひその辺の検討も、前も言いましたけれども、ただ単に600万円あるからどうではなく、ぜひそういう、オーダーの仕方で金額が出るのではなくて、今回からは校長先生の名前でパソコン10台欲しかったら50万円を上げましょうというような、簡単な決裁の仕方を教育についてだけ検討してほしいなど、それだけを言って終わります。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 145ページの幼稚園費、幼稚園関連でちょっと、所管でありますけれども、町長の範囲だというふうに先日聞きましたので、お尋ねしたいと思います。

3名の正職員が配置になるということで、大変保護者たちが喜んでおるわけですが、管理体制といいますか、その体制は現在と変わりなく行われるのか。その3名の正職はすべて担任されていくのか。その点、幼稚園の経営体制というか、そういうところ、近くに園長はおりますけれども、その中に管理者は置かないでいくのか、その辺お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

我が町にただ一つの公立の幼稚園ということで、幼稚園と保育所の違いというのは、ご存じのように文科省管理と厚労省の管理ということになるんですが、文科省の管理である幼稚園に

ついては、校長というか教頭というか、そういう管理職を置くということになっています。ただ、ほかの町村の事例を見ますと、必ずしも有資格者でなくても置けるということで配置している場合もあります。ただ、最低限、保育士あるいは幼稚園の教諭と申しますか、その免状は必要でないか。1種があれば教頭になれるとかそういうのがあったんですが、その中に。

そこで、私どもは、保育士も幼稚園の先生方もぜひ、そういう資格があるからそういうポストにつけるというのではなくて、ひとつ勉強していただいて、やはりいろいろなことで勉強するということは自分の実にもなりますし仕事にも応用できますので、やってくださいということで働きかけたんですが、やりますというのが一人もないというのが現状なんです。ここはやはり、意識改革をまだまだ進めなければならない課題だなというふうに思っておりますが、でき得れば今回、いわゆる1種免許を持たない方でも教頭という立場は何とか配置をしたいと、こう思っております。

そして、学校との連携、学校の校長先生に幼稚園の責任者をしてもらっておりますので、この連携を深めながら、やはりこれから何年か後、もう一度これを関係専門職の人たちに働きかけて、ひとつ幼稚園の充実につなげていきたいと思っております。とりあえず今回は、教頭と申しますか、いわゆるその職を何とか置きたいと、こう思っているのが現実であります。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 上級の試験を通過して、やりたいという人が一人もいなかったというのは非常に残念な結果だなというふうに思います。しかし、今の町長の答弁を聞きまして、保護者、子供たちがふえました。その中で、先生たちと接する機会も非常にふえるわけですが、ぜひともこうしたいという、教頭を置く、その資格関係は特に問わずに、保育士、教諭、そういう方の退職者とか、そういう方でもよろしいのかなと思いますけれども、ぜひとも配置をしていただいて、保護者や園児の安全・安心を確保していただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどからちょっとお話し申し上げているように、やはり子育てというのは私は関係プレーだと思っております。そのときに、例えば体制をきちんとつくることは私たちにとってある意味では使命であります。しかし同時に、体制をとりながら、その施設で学んだこと、気づいたこと、これが家庭に行っても継続されるということもとても大事だと思いますので、保護者の皆さん、保護者の方々にも意識改革を今後していただくようなそういう体制も、先ほどのいわゆる臨時体制の中で検討していきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いま

す。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 その体制は職員の安全・安心にもつながると思います。職員もすべて担任に対して保護者との対応、いろいろな問題に対する対応ということではなく、今、町長のおっしゃられたようにしていただければ、職員の安全・安心も確保できると思います。ぜひよろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 大きく2点ほどお聞きしたいと思います。

1つは、過般、広域の市町村圏組合の負担で、平均割ということでやっと決着いたしました。当分の間とか、非常に解釈によって紛らわしいものがそれでほっとして、中には、すべて解決したのかなというような感じの方もおいでだろうと思いますが、私は、一番大事な、金額の大きい消防費の負担、答弁でこの前、このことに関しては検討していると、そういうようなお言葉をお聞きしました。したがって、21年度の一般会計に載っている金額も、町長からしたら理想的ではないというふうに私は思っているわけです。

そこで町長にお聞きしたいのは、町長が考える消防費の理想的な負担、そういったものはどうということなのかということをお聞きしたい。このことが1点。

それから2点目、これもまた町長が一生懸命推進しているオーガニック農業ですね。最近は何りなく無農薬にといいますか、そういう言葉を使って一生懸命やっていると。現実には舘岩の水引とか川衣とかその辺でやっている。世の中の流れ、こういうふうに通に対する安全・安心の志向だから間違っていない。私もそれはそれでいいだろうという。

今回も、いきいき健康農業推進員というものを設けて、大いに普及していこうとこういう気持ちなんです、私はここに対して、せつかく過去に、こういう行政で農業を指導するといった場合には、農事実行組合というのがあったんですね。現在でも存在はしております。そして前にも言ったように、病虫害の防除という意味で、もう少したてば雪が消えますと、あちこちで野焼きをする。これも結局、虫を焼き殺すという意味でやるわけですが、あるいは野ネズミの対策とか、そういういろいろな形で非常に今までの農業に対して貢献してきたと。

ところが、これに対して、主に減反政策をずっとやってきて、行政がかかわりなくなって農協に行ったとたんに、行政のほうからの予算が削られた。私は非常にそれが残念で、少しの希望で21年度の予算に何らかの形で入っているのかなと、やはりなかった。実際に町長が県、県という言葉は怒られるかもしれませんが。県でないんだと言えはあるのかもしれませんが。けども、

私からいうと川衣だとか水引で県でやった。今度はわざわざ、いきいき健康農業推進員を設けて広く普及をさせていこうと。こういうときにはやはりそういう農事実行組合員を集めて、そして町長の考えをきちんと行って、そしてこういうことで進めたいと思うんですがとやったほうが、かなり僕は効率的だと思うんですけども、その辺、何か金の切れ目が縁の切れ目みたいになってしまって、ちょっと離れてしまったような感じがするんですけども、まだ聞いておりませんから、そういう組織を使って進めていくんだという考えがおありなのかどうかお聞きしたい。

この2点をお願いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

初めに、広域市町村圏の負担割合に関してであります。結論から言いますと、私の理想というよりは、各首長さん方の説得を得られるものというのは基準財政需要額だと思うんです。それぞれ計算の仕方がどうのこうのという言い方はあったとしても、これがやはり一つの大きな物差しになるわけで、こここのところに不公平感がないように、私は負担割合を決めていくべきだろうと思います。

これまではどちらかという、基準財政需要額の内容も何か釈然としてわからなかった。しかし、それが今ようやく見えてきたんですね。ですから、ここにある意味ではもう一度仕切り直す非常に重要な時期だと。これについては、管理者会で見直しをするぞと、こういう認識を今持っております。ただ、残念と言うと失礼なんです、5月で私も管理者を解かれて、別な管理者が今度をつくということですので、側面からそういう問題提起をしていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解ください。

それからもう一点、オーガニックに関する農事組合、これは議員が言うとおりでと思います。これまでも、農事組合の組合長会議に参加してお話をさせていただきました。それから、意見を聞くといってもなかなか発言してくれないんですね。だから、一堂に集めるというよりは、例えば地域ごとに集まって座談会方式でやったほうが本当の意見が出るのかなと、こういうふうに今思っています。これはぜひ、議員おただしのように今後やっていきたいと思っています。

そんな中で、いわゆる組合長会議の中で実態がないんだという意見のほうが大変多かったんです、事実。組合はあるけれども組合長になるのは嫌なんだと、こういう意見が大変多かった。私の中では、それでは各集落に例えば堰を担当する役員がいたり、山林を担当する役員がいたり、あるいは教育福祉関係を担当する人がいるとすれば、農業を担当する部門をつくっ

ていただいて、そののところにそれぞれ簡単な計画でいいから計画をつくっていただいて、そこに交付金みたいな形で上げられる方法はないのかと、こういうことで今内部で検討しておりますが、職員がなかなか忙しいんだか、それを持ってきてくれないので、じりじりしている状態なんです、ことし、私の重点事項に入れて取り組みを進めたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 完璧な答えが返ってきましたので、もう私もやめてもいいんですが、広域の消防費の負担はまさしくそのとおりだと思います。これは6番議員もいつも言っていたことで、私も、総務委員会の研修というんですか、そこで岐阜に行って、なるほどと、こういうことがあるのかということで、全く今、町長の言ったとおりで、やはり基準財政需要の消防費でやるべきだと。たとえ副管理者になっても大いに頑張っていたきたいと思います。当然です。

それから、オーガニックのほうでございますが、これも確かに地区によってはなくなったところがあるかもしれません。でも、現にちゃんとやっているところもあるわけですから、やはりそれを重要視して、そこを通して農業面での行政の指導というか、それを大いに使ったほうがいいのではないかなというふうに思ます。

特に、1人とか2人だけではなかなか無農薬というのは難しいんです。なぜかという、例えば、私のがこうあって、次に登志一さんのところがある、次に馬場信作さんのところがある。そうすると、ここだけやっても、ここから虫でも何でも飛び散るんですよ。ある意味では、無農薬というのはほうっておく農業にもなってしまうんです、何もやらないわけですから。そうすると、虫が行くと隣と争い事になるわけです。ですから、やるときにはやはり面というのか、その地域全体とか近所と一緒にやらないと、なかなか、町長の考えがいいから私はやりませんと言っても、今度周りとのトラブルになるわけですから、そういった意味ではやはり病虫害防除にしても無農薬にしても、低農薬でも何でもいいです。そうやるときにはやはりある程度の面でもって一緒にやらないと、なかなか思うようにならないと思ますので、ぜひとも先ほど言ったような回答、大変それでいいと思ますので、大いに進めていただきたいというふうに思ます。

終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

今の議員の熱意というか、そういう思いを受けて一つだけお答えをさせていただきますが、これはいわゆる集落発展支援事業というのがあります。ここでは主に土木関係が主でありましたが、これの農事の部分を大至急検討させていただいて、そういうところで集落が取り組みを進めているところがあれば、ここは見逃さずに支援をするような態勢をとりたいと思っておりますので、ぜひここは検討させてください。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、21年度の予算に関して町のほうで全体的にどのように考えているかご質問させていただきます。

昨年から5億6,000万円とか1億9,000万円とか非常に景気のいい話が出て、何か町の財政も大分ほっとしているなという感じはするんですけども、実際のところ、今回の予算を見ますと、特別会計のほうは相当総務課長のほうで、財務のほうで頭を痛めながら捻出したんではないかなというような節が見られます。これは、人員が22人に対して2人も削減されているわけですから、相当受益者負担を少なくするような方向のためにはどうしなければいかんかということで、特に特別会計は頭を痛めたところではないかなと思うんです。

私が心配しているのは、一つは、経常収支比率も実質公債費比率も、実際に今のところは臨時財政対策債が入っていますね、分母のほうに。それから、減税補てん債も入っていますね。ですから、この辺を町としては今後いつごろまで続くと予想しているのか。私は、これは2、3年でなくなるのではないかなと。もし2、3年でなくなってしまうと、例えば経常収支比率だと五、六ポイントはぼんと上がってしまうと思うんです。それから、実質公債費比率も大体1.5、6ポイントは上がるのではないかなと思うんです。せっかくみんなで努力してやってきたなと思っていい数字になってきたのを、この2つがぼんとなくなってしまうと、もとのもくあみになってしまうという心配を私は非常にしているんですけども、その辺、町としてはどんな予測を立てているのか、まず第1点にお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

今回の予算編成に当たって、総務課長を筆頭に財政当局、係のほうでは、議員おただしのほうに、特別会計をどうするかというのは、本当にこれは眠れないぐらい議論しました。あるいは、繰出金についての対応もしました。もう一方でやはり議論になったのが、いわゆる過疎債を含めた起債の問題です。ところが、事業を持っている課では、そういうことを理解しているとは言いながら、配慮がないという予算が出てくるんです。それは、その領域領域の役割があ

るからやむを得ない部分は確かにあると思うんです。

それで、臨時対策債が出てくるわけですが、それはやはり綱渡りなんです、常に。あるから使うというよりは、私たちの認識の中では綱渡りのもので、いつ綱が切れるかというのは絶えずあります。ただしかし、そうはいつでも投資的な経費、投資的な事業を行わないと閉塞感に陥ってしまう。こここのところで、見通しをどこに求めたらいいかということになりますね。そのときには、やはり寄らば大樹の陰ではないけれども、県や国の方向はどうなんだろうということになります。

しかし、これが今ぐらついています。ぐらついているので、ここについては私どもは、この間も申し上げましたが、振興計画も含めて2年サイクルで絶えず状況判断をしていこうと、こういう考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 今、町長のほうから2年サイクルで見直していこうという話だったと思うんですが、特に私は産建委員会にいますので、下水道関係にいつも注意を払って予算を見ているんですけども、実は2年ぐらい前、下水道、それから合併浄化槽関係は環境庁だとかいろいろな分野、3つの分野に分かれているけれども、各町村で初めにつくった計画はお互いに下水道の予定が何十億だったけれども、では今度は効率のよい合併浄化槽にしたいんだというときには、国のほうでそれを面倒を見ますよという方向に転換されたと思うんです。ですから、特に私は2年の見直しのときに、そういった細かいものを議会の各委員会に提出していただきたいと、こんなふうに思うんです。

というのは、職員というのは、ちょこちょこことかわってしまうと下水道の歴史がわからないわけです。我々議員のほうで、私は10年目になりますから、国の下水の傾向というのは大体わかっていますけれども、職員は3年とか4年でかわってしまいますから、今のルールがすべてだと思ってしまうわけです。ところが実際は、昔はこういうルールであったんだけど、不都合ができたので今ルールが変わっていますよというのが、これは議員のほうはよくわかっていますので、そういった意味でも2年とか3年の計画を各委員会に提出していただければ、我々議員もまたこういった削減方法があるよということをご提案できるかなと、こんなふうに思うんです。

それで、そういった関係からいうとやはり2年、3年の、特に特別会計、一般会計は我々も大体予想がつきますので、特別会計についてはそういったローリング計画を各委員会に出してもらいたいと思うんですけども、町長は今後そういったことをやりましょうという方向性

なのか、ちょっとお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、2年サイクルという根拠なんですけれども、2年サイクルというのは、2年たった時点でさあ考えようでは間に合わないんです。1年動いています。1年前から動きながら、結局、次の2年後をにらんだ見直しをするということになりますから、ある意味では同時進行なんです。だから、私は2年というサイクルに意味があるんだろうと思うんです。それを何か1年間何もしなくていいんだということになると、やはり緊張感がないので、そのところをご理解いただけるかと思います。

下水道の話が出ましたが、下水道についても5年計画とか10年計画とかとありまして、それについての見直しはありますが、1年前に、さあいよいよ予算編成だから国に、県にうちのほうの提案を出そうと思っても、これはだめなんですね。やはりその前からきちんと準備をして、そして国のほうが断る理由がない、あるいは断れない、そういう状況の中で提案をしていくということがとても大事なんです。

この下水道についてもそういうふうに対応していきたいと思いますが、いわゆる下水道についてこの前、大勢の議員の方からご指摘いただいたので早速調べてみましたが、いわゆる保守点検も全部町がやるんです。ですから、ここのがやはり急ぎ改善をしなければならない理由の一つだと思うんです。ある意味では地元の雇用につながる、地元の経済につながると。それは土木工事、布設事業はありますが、保守点検は全部町外です。むしろ、町外というよりは県外と言ったほうがいい。ここのも、先ほど技術者の関係もありましたけれども、私は大いに今後の見直しの題材になると思っておりますので、このことについては積極的に取り組みを進めていきたい。確かに、そうはいつでもハードルはたくさんあるでしょう。まして業者がいるということになると限りない、私たちの目に見えない抵抗もあるかもしれません。しかし、それはやはり覚悟でやっていくと、こういうことになるかと思うので、ご支援もぜひお願いしたいと思います。

○12番 星 登志一議員 終わります。

○渡部康吉議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 それでは、私から、非常に小さな問題で多少申しわけないですが、林業費の中の木材流通システム構築事業の管理について質問させていただきます。

20年度のシステム構築事業の中のストックヤードに運搬する間伐材は、当初たしか1万立米

を出して販売したりまきにしたり、そういうことだったと思います。しかし現実には、その数量には遠く及ばないものだと私は考えています。それで、20年度の実績値と、それから今回多分はこの実績をもとに計画されたと思いますが、各地区別に数量がわかればお教えを願いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

数値的な回答は後から担当者のほうにお願いをしますが、実は、当初ストックヤードに搬出をしようという計画の中には、私の思惑が外れた部分がありますが、森林環境税を限りなく使わせていただくと、こういうことおったんですが、実はこれがなかなかうまくいかなくて、一般財源を持ち出す結果にもなりました。それともう一つは、財産区有林の中でひとつやろうということでおりましたが、これも、搬出経路といいますか搬出の方法、手段にやはり甘さがあつてちょっと出なかったと、こういうことございます。

それで、実は県議会の議長、副議長さんに森林環境税の県の全体の使い方について、私のほうから少し意見を申し上げさせていただきました。それは、こういう状態になると思わなかったもので、いわゆる県南、県中を通して物づくりの工場による雇用が限りなく成熟化しつつあったので、ここはひとつ、会津地方は高速道路もない、そういうことであれば森林環境税を重点的に会津のほうに使わせていただきたい、そのための計画書を出しますと、こういうふうなことを話して、議会のほうでもおおむね理解を得たということで私は思ったんですが、何せ農林水産部のほうのいわゆる議会に提案するところがあったものですから、これについては今後の反省として、しっかりとまた県のほうと歩調を合わせながら、実は、本当にその場ではちょっと言い過ぎたかなと思うぐらい、農林水産部長に詰め寄りました。その結果としては20年度では得られなかった。しかし、21年度に得られるようにまた再度頑張っていきたいというふうに思います。

細かい数値は担当者のほうからお願いします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 平成20年度、今年度のストックヤードへの搬出実績でございますが、町有林の搬出実績が179立米、金額にしますと138万1,800円となっております。もう一つ、これは補助ということになります。荒海財産区のほうで50立米搬出をしております。これについては、補助金については37万円の補助を支出してございます。現段階での実績でございます。

21年度予算であります。お手元の予算書のほうをごらんいただきたいと思いますが、まず

99ページの委託料になりますが、一番下に木材搬出委託料ということで、これについては592万円と金額が載ってございます。それぞれ4地域、算出の想定としましては、200立米を搬出するというような計画で当初予算に計上してございます。

さらに、次の100ページをごらんいただきたいと思いますが、中ほどに19節負担金、補助及び交付金ということで、木材流通システム構築事業木材搬出支援補助金ということで、これについては町有林以外の私有林に対する補助ということになります。740万円計上してございます。これについては、それぞれ250立米の4地域というような想定のもとで740万円の金額を算出してございます。

以上です。

○渡部康吉議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 ありがとうございます。

それでは、昨年は1万立米に対して21年度は公有林で200立米、私有林で250立米、総体的にも450立米ということによろしいですね。わかりました。大分減りましたのでびっくりしたところです。

それから、これに対して延べの労働人口といいますか労働者数、これは大体何人ぐらい予定されておりますか、間伐に関してですねそれをお聞きします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○角田 厚農林課長 前段に、今ほどの搬出支援の立米数でございますが、私、それぞれ250立米と200立米というふうに申し上げたんですが、それがそれぞれ4地区という考え方で、4倍ということでございます。そのようなことでご理解をいただきたいと思います。

それと、今ほどのご質問ですが、もう一度ちょっと趣旨を、私、聞き逃してしまいましたので、これにかかわる労働者数ということでございますか。

基本的に、ここの受け皿というところにつきましては、それぞれ町内の森林組合、さらには民間の造林事業者ということで想定をしております。そのトータルの数については想定はしてございません。基本的に、今申し上げましたように森林組合と町内の造林事業者、さらには、できますれば建設業という業者の中で造林作業ができる状態がつくられるのであれば、参入を期待するというように考えておりました。

以上でございます

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私のほうからつけ加えてお答えをしますが、実は私、農林水産部長に詰め寄

ったのはここなんですね。林業労働人口をつかまないとどうして林業政策ができるんですかと。うちのほうもつかんでいない。これはぜひ試算します。というのは、間伐も含めて確かに機械力も入ってきましたが、ほとんど8割以上は人件費、労働力なんですね。ですから、このところを大至急試算をして、雇用の中でどれだけ貢献できるのか、このところをやっていききたい。

実は、農林水産部長が今度人事異動でほかに行くと、私が別に行かせたわけではないんですが、知らないんですね。この時期に、あなたが県の総務部に農林水産部のいわゆる林業部門の雇用をやりますと言わなかったら、だれがやるんですかと、そこまで私は言ったんですね。ですから、言った本人ですので、町のほうとしてはしっかりとここはやらせていただきますので、今後もぜひご提案をいただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 町長に本当に力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。特に、南会津町は山林が非常に多い場所であります。森林整備は欠かせないと思っています。

しかしながら、例年決算書を見たり補正を見たりしますと、林業関係にかかわる、森林整備にかかわる補正予算のマイナス、減額が非常に多く感じられます。一回私もどこかで聞いたことがありますけれども、それを来年度に使えるから大丈夫なんだよと、そういう言葉もありましたけれども、これはやはり当初予算で決まったら、森林整備だけは余すところなく使ってほしいと、そのように思っていますので、町長の言葉をお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

実は、またさっきの続きの話になりますが、農林水産部長に会った後に土木部長に会いました。土木部長は、私の提案をした道路沿線型の林産事業をぜひやりましょうと、こういう答えをいただきました。それで、その後、土木部のほうから、林建連携事業が実は国から提案されているんだと。つまり、林建というのは、林業と建設が一体となって森林整備を進めると、こういうことを今、国で提案しているので、ぜひこれが国会で決定になったら南会津を中心にやりましょうと、こういうふうに言われておりますので、そのときは補正を組ませてください。この後は当初でしっかりと予算づけをしますが、そういうことがあってまだはっきりしない部分がありますので、それが決まり次第、また補正でご提案をしていく予定であります。

それからもう一点は、やはり林業で労働力を吸収するといいいながら、このところの技術、

あるいは使用についてはやはり危険性が伴います。したがって、ここの人材育成といいますか、これも準備を今しているところですので、できれば受け皿とそれから予算執行とうまくマッチングさせたものにしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 ただいまの16番議員との関連になると思いますが、ストックヤード事業ですね。これは、間伐材を山から持ってきてそこに集積するわけでありませけれども、間伐材ですから、どうしても良材というのは少ないんじゃないかなと思うんです。まして、私有林の場合は恐らくいい材はひきしていないんじゃないかなと思います。それで不良材が多く出てくるわけです。それをストックヤードに山積みしておいても、かえってみぐさいような感じも受けますから、特に将来、観光施設とか温泉施設等にチップボイラーとか何かをつくるという考えもあるかもしれませんが、とりあえず土場に持ってこないで、悪いものは直接チップ工場や何かをお願いして引き取ってもらったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

ということは、一回土場へ置いてしまうと、立米1,500円とか2,000円のまた移動する運賃もかかると思いますので、その辺を考慮したら、直にもう工場に引き取っていただく、そういう方法のほうがよいんじゃないかなと一つ提案を申し上げたいと思いますが、町長はどんなお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず、結論から申し上げますと、直接例えば製材工場等市場に持っていき、そしてチップにするということになれば補助金は出ません。町のストックヤードに持ち込むから補助金が出るんです。これは、補助金が出なかったら恐らく林内放置でしょう。私は、林内放置をまずできるだけ、すべてのものとは言わないけれども、林内放置をやめて、それは林内放置をすればCO₂削減になりますから、いずれ変わってきますから、だからそうではなくて出して、そして私たちが出したもの、例えばいいものには皆さんほれほれするでしょう。悪いものは見向きもしないかもしれない。でも、中には悪いものだから何とかしようという人間もいるんです。

ですから、私は多くの人たちのアイデアもいただきながら、それで、例えばそこで遊び心で木材にかかわるといってもいい。そういうストックヤードの特徴を持たせながらやっていこうということですので、ここはひとつぜひご理解をいただきたい。その後で、やりな

がらまた検証を加えながら次のステージを見つけ出していくと、こういうことでこの林業には取り組みを進めたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 スtockヤードに持ち込まなければ補助金が見つからないということ
を私は知りませんでしたので、ちょっと勉強不足でございました。

なお、不良材につきましては、国道端の見えるところではなくても、どこかそういうのを空き地や何か、見えないところがあると思います。そういうところに積んでおいて、あとの処分方法を考えたほうがいいのではないかなと思います。

以上、申し上げまして終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

そのとおりだと思います。やはり余り長く放置されているといいイメージは持ちません。したがって、Stockヤードも現在、伊南に今度設けようということでありますから、ふえてありますが、それが各地域1カ所ということではございませんので、その材料に応じて、あるいは今後いろいろな意見をいただきながらその場所の選定をしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 討論があるようでございます。

それでは、まず反対者の発言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私は、今回の21年度の予算一般会計につきまして反対いたします。

いろいろな面で予算を組んでありますが、反対としましては3点ほどあります。

まずその一つは、ゴルフ場の株式の取得であります。これについては、全体の801株のうち、個人株も含めまして町が今度741株を取得して、92.5%の株を持つんだというふうになるわけ
でありますけれども、このゴルフ場につきましては、今から十七、八年前に私が議員になった

ころに、田島地区でもゴルフ場反対の陳情が上がりましてそれが趣旨採択になりまして、それから田島地区ではゴルフ場をつくらないというふうになってきたわけでありまして。

そのときの議論で私は忘れていないのは、南会津にゴルフ場をつくるのは沖縄にスキー場をつくるというのと同じではないかと、そういうふうに、ある人が言ったのを私ははっきり覚えております。土地に合わないということですね。

そういう中で、しかもこの前ちょっとインターネットでゴルフ場の人口を調べてみますと、今から12年ほど前、1997年ごろには1,340万人もあったと。しかし、2年前の2007年では830万人ということで61%に減っているんです。しかも、今若い人が余りやっていないと。ほとんどが年配ばかりで、石川遼君が今頑張っていますけれども、若い人が少ないものですから今後急速に利用者は減るだろうと、こういうふうに心配されている産業であります。

そういう中で、町長は、今までの経営ではだめなんだと、今度は変えてやるんだと言っていますけれども、私らこの前、議会報告会を高杖でやったんですけれども、そのときにやはり、今までの人も本当に一生懸命やってきたという話を聞いてきたんです。今度はよくやるんだということで、活性化事業という案が出てきたわけですが、それを見てみると、それもやはりぱっとしないと。もう赤字ぎりぎり、しかも法人税も払えないような、そういう非常に情けない案しかない。そういうものを株式もいっぱい取得して役員にもなってやるというんですから、これはもう今後税金の注入しっ放しと、そういうふうになると思うんです。

私は、そういう点でこれは町民に大きな負担をかけますので、反対申し上げます。

〔発言する者あり〕

○19番 大竹幸一議員 黙って聞いてください、これは自由ですから。

2つ目の反対理由は、きららの屋外のトイレ工事であります。私は、道の駅の構想とかあるいはトイレ一般に反対したわけではありません。あのきららには中にあるんです。中にあるほかにまたつくるんですよね。萩野の場合には売店にはなくて、トイレがあっちにあるということで、あそこ今度のきららとは違うと思うんです。今まであるのにまた屋外につくると、そういう点で私はこれは反対であります。

〔発言する者あり〕

○19番 大竹幸一議員 反対討論だもの、反対討論というのはいいんですよ。意見を述べていいんです。

〔「感わされないで」と言う者あり〕

○19番 大竹幸一議員 それで、3点目は学習サポート事業であります。

この事業につきましては、私この前、中学校の卒業式に行って思ったんですけれども、例えば英語を例にとると、英語の日本人の先生がいるんです。そのほかに外人の英語の先生もいると、さらにまたベネッセで英語をやると、こういうことが本当に必要なと。しかし、今までは一応無料でしたので黙っていましたけれども、今度は1割の負担がある。義務教育の中にこういう6,000円といえども負担増をかけるというのはいかなものかと。これの無料化を言っても無料にはならないと、こういう点でありますから、私は反対であります。

しかも、保護者の説明がいつあったかという、この前、教育長はあったと言ったけれども、私の調べたのではきのうだそうです。館岩中ではきのうと聞きました。それから檜沢中も、この前卒業式に行ったときに聞いたら、あそこの校長さんが言うには17日にあるんですと、こう言いました。やはりきのうです。ですから、教育長が言った時点では説明がなかったと私は思います。そういうことで、せめて議案書を提案する3月6日の時点で説明があったんならいいでしょうけれども、説明がないと。そういうことでは、やはり子供に対してこれは押しつけになると思うんです。そういう点で、私はこの3点を反対理由といたします。

なお、そのほか、保育所の職員を減らさないでもらいたいとか、あるいは調理員も直営にしてほしいと。あるいは学校の用務員についても田島中学校で正職員を配置するような方向ですので、これはいいと思いますが、ただ、用務員や調理員の今後の待遇については今後よく考えてもらうことにして、反対理由に挙げませんけれども、その点をお願いして私の反対討論といたします。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 私は、本案件に賛成であります。

人それぞれいろいろ考えがあろうかと思えます。

まず、反対意見ではゴルフ場の問題、さらさら289のトイレの問題、学習サポート事業の問題、3点ありましたけれども、ゴルフ場に関しましては、ゴルフ場だけとしての事業ではないと、福利厚生施設にも使うのであるというようなことで説明があったと思います。ゴルフ場としても、経営のやり方次第では十分に営利事業にできると私は確信しております。

2番目のさらさら289のトイレの問題、南会津町はこれから観光で生きなければならないと、そういう観光施設を考えた場合にはもう当然トイレは絶対必要だと私は思います。

3点目の学習サポート事業、これは私、所管ではないので全然わからないんですが、小中学生の多分英語の関係だと思いますが、これからの子供たちに何をおいても大事だというのは英

語だと。私はもう英語はトラウマで全然だめなんです、非常に必要なことだと思います。

そういうことで、非常にいい施策だと思いますので、私は、本案件に対して賛成いたします。

○渡部康吉議長 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第48号 平成21年度南会津町一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立多数です。

よって、議案第48号 平成21年度南会津町一般会計予算は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第49号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 この会計は健康保険料ですが、やはり多少上がっているようです。8月ころ本算定されると思いますが、それはそれとして、この事業をやる上で、町の表彰規程等とは別に、無受診者世帯とか無受診の人、老人保健会計でも言えることでしょうか、そういった人たちを国保事業としての趣旨普及費か医療費の適正化費、そういったもので国保事業として要綱等をつくって表彰されたらどうかということを委員会等で何回か申し上げておりますが、今回の21年度の当初予算には上がっていないようですし、ここで改めて、お願いかたがた、執行部のほうのお考えをお伺いします。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

日本社会の中の歴史的な検証を、広義にはできませんが部分的にしてみますと、いわゆる功罪の比較というのがあって、悪い人を罰するというか懲らせて、そしていい人は褒めたたえる、こういうことがございますが、確かにそれも一つの選択肢、理屈ではあるかもしれませんが、私はまず、自分の人生にきちんと責任を持つという意味では健康でいましょうと、健康でいることが何よりの親孝行であり、あるいは親であれば子供への希望にもなるわけです。ですから、そのところは、今わずかな歩みではありますが、医療費削減に向けてゴルフ場の取り組みも始まりました。あるいは南郷ではこれから集落を指定して、その対応に保健師や関係者一丸となってやろうということですので、そこは、この事業の成り行きをもう少し見守っていただいて、そしてでき得れば、議員がおただしのようなことがいずれ出てくるのか、そのところもあわせてこれから私たちに課題として与えていただければありがたいと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 おっしゃることはわかりますが、とにかく、こうした褒めるという制度を設ければ、医療費適正化対策、その他細かいことは申しませんが、相当効を奏するのではないかというように思っております。実際、以前に旧南郷村ではそうしたことをやっておりました。これは幾ら幾らと数字であらわすことはできませんが、確かに、その国保制度とか医療制度を理解していただく上に私なりにいろいろ有効であったと、功を奏したと考えておるわけですが、先ほど検討していきたいというようなニュアンスがありましたが、ぜひとも検討して実現していったほしいと思いますが、再度お考えを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほど検討するという事で申し上げましたが、検討をやめたくなくなりました。

日本の文化には助け合いという文化があるんです、みんなで助け合うというシステムが。たまたま家族がそろっていて、あるいはいろいろな状況がそろっていて、食生活も大丈夫だと、しかし、やむを得ずそういう状況ではなかなか生活を送れない人もいます。そのときに、健康を阻害したりする場合もあるわけなんです。いわゆる個人の努力だけでできるものとはできないものがある、それをみんなで助け合おうということでございますので、私は、その人を褒めたたえるということも大事だというふうに申し上げましたが、今、当分やる気はありません。

以上です。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 こうした制度は福祉制度であり、助け合いの制度であるということは重々承知しております。しかし、長年、保険税なら保険税を納めて医者にはほとんどかかっていないと、一回もかかっていないというような人も中にはあろうかと思えます。多くはわかりませんが、多少知っております。そういった人に対しての行政としての、何ですか、思惑というか、とにかく手当て、考え方をお聞きかせ願いたいと思えます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

何度聞かれても答えは一緒です。やりません。

以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 人間ドックのことでちょっとお聞きしたいんですけども、これは何人くらい、それから検診病院名はどこを見ているのか。それから、1泊なのかなとは思っているんですけども、その辺、日帰りなのかどうか。それから制約がありますね、毎年できないとか。その辺のことをお聞きかせ願います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

予算上でまず申し上げたいと思えます。国保の24ページになりますが、委託料の中で、人間ドック検診委託料という形で100人ほど見込んでおります。この数字につきましては、竹田病院が25人、中央病院が25人、南会津病院が男性のみですが25人、そのほかに、保健衛生協会で男女を含めて25人という数字で見込んでおります。これのかかる費用の、それぞれ若干ずつ違うんですが、その70%ということで、3割の自己負担というふうにしてございます。

基本的には、毎年受けるということではなくて、その実績を見て選定しているということでございます。

〔発言する者あり〕

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

これはすべて1泊の分というふうに計算上はしておるところでございます。

ちょっとお待ちください。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 いいです、では後で。というのは、私が何を言いたいのか。結局、メタボ対策とか、みんな人間ドックにどのくらいかかっているかちょっとわかりませんが、恐らく希望もあるのではないかなと。

そこで、今ほど聞きました竹田病院、中央病院、唯一、南会津病院は地元だからいいんですが、1泊だと当然金額も張るので、日帰りという手もありますから日帰り、あと、まち内の医院でもやっているところもあるわけですから、できればそういうところも認めるというか指定するというかちょっとわかりませんが、そういう方向でできるだけ、100名と決めるのではなくて、日帰りは当然安いわけですから、安くて、そして近くでもドックができますよと、そういうふうにやっていただきたいと思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

医療費について、今、削減をどうしたらできるかという検討をしていますが、いわゆる高額医療というのはほとんど地元以外なんです。つまり入院、それから集中治療に入ると、あっという間に月額150万円ぐらいの医療費になってしまうんです、1人で。ですから、私は、いわゆる予防医療という意味でこの人間ドックが制度化されたとすれば、議員がおただしのように、やはり身近なところで、しかも自分の経歴書をつくると、いわゆる体の経歴書をつくるという意味では身近なところで対応するのが望ましいと思いますので、ただいま課長が話した内容について再度精査をさせていただいて、今後の対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかに。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 2点ほどお尋ねしますが、1つは特定健診です。

これは平成20年度から始まりまして、具体的に昨年6月ころからですが、実質スタートしたのは、受診率も多分よかったです。その後、一定の基準をオーバーした方については引き続き保健指導ということで、以前の成人病健診からすれば、今回の特定健診に基づくところの保健指導については、多分、受診率がアップするのではないかなというふうには私は思うんですが、以前と比べて、特定健診が入った以降、特徴的な状況というか動きがあれば教えていただきたい。

それで、私自身も、社保から国保に移ったタイムラグがあって実際に受診が秋になってしまったんです。間違いなく私も保健指導の対象になるかなと思うんですが、実際にいつ保健指導が該当するのかと。別に待っているわけではないんですけども、一つの流れる的に教えていただければいいかなというふうに思います。

それからもう一点は、国保の財政の関係なんですが、どこの自治体でもレセプト点検体制を強化しながらかなりシビアにやっています、本町としても、何人体制でやっているのかちょっとわかりませんが、この点検体制を現状どういう体制でやっているのか。あと、点検した結果として実質戻ってくるお金、率、この辺が数値としてわかればお示し願いたい。細かい数値がわからなかったら一応大まかな、おおよそ何%ぐらい戻ってくるか、大体このぐらいだというようなことでも結構ですから、お示し願いたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

まず、特定健診から特定保健指導に至る経緯といいますか、受診率等についてのおただしだと思えます。

南会津町全体で申し上げますと、いわゆる特定健診につきましては、国保と後期高齢者とそれぞれありますが、合わせまして、対象者数からいいますと51.2%の実績をこしは上げております。このうち、積極的支援と動機づけ支援という形がございまして、積極的支援につきましては対象者が110名で、このうち指導の実施率は46.4%になっております。動機づけ支援については対象者が非常に多いんですが、335人で29.0%の指導の実施率というふうになっています。これにつきましては、南会津町の特定健康診査の実施計画というのがございまして、国により平成24年度までの各年度の目標値というのが定められておりまして、これにつきましては、特定健診、それから特定保健指導につきましても計画の目標率はクリアしているということでございます。

それから、特定保健指導にいつ入るのかというおただしでございますが、秋口から特定保健指導に入りまして3月まで、今も実施をしております。したがって、今後特定保健指導に入ります分につきましては、新年度に入りまして新たに特定健診をした後に、その数値等を見て実施するというふうになろうかと思います。

それから、第2点目のレセプト点検の関係でございますが、平成17年、18年、17年度ですと旧田島町の数字になってしまいますが、いわゆる3人体制でレセプトについては実施をしております。今年度につきましては、老人保健の関係がありましたので、6月までに1人が退職

して7月以降については2人体制というふうにしてございます。21年度についても、同じく2人体制で実施をしてまいりたいというふうに考えております。

いわゆるレセプト点検で実際的な実施状況によって数値的に具体的なものがあるのかということでございますが、平成19年度分につきましては、国保連合会というのがありまして、連合会のほうで1次審査、それから過誤調整というのを行ってございまして、そこから一たんレセプトが戻ってまいります。そのほかに、いわゆる再審査という形で南会津町が努力をした分がございまして、それで戻した数字というのが出ております。これについては、県下の順位で申しますと第6位になってございまして、数値的には500万円ぐらい戻ってきているということでございます。

基本的に、この数字のほかに実質レセプト点検のためにいただいているお金もありますので、この数字以上に実際は効果を上げているというふうにご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時15分から再開いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時15分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎発言の申し出

○渡部康吉議長　ここで、住民生活課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長　先ほどの国民健康保険特別会計の審議の際に、11番議員への答弁の中で、人間ドックについては1泊2日かと思いますというような発言をいたしました。人間ドックについては日帰りのみですので、訂正をさせていただきたいと思えます。

○渡部康吉議長　ただいまの説明のと通りの訂正でございますので、ご了承願います。

◇

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第3、議案第50号　平成21年度南会津町老人保健特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第51号 平成21年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第52号 平成21年度南会津町介護保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の質疑、採決、討論

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第53号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第54号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 最後までやらないでいるつもりだったんですが、スムーズに進んでいるので1点だけ、公共下水道に関連いたしまして単独合併浄化槽のことなんですが、町全体で約800個ぐらいの合併浄化槽があると聞いているんですけども、西部地域、西部環境衛生組合ではどのぐらいあるのか。

それから、前回、西部での私たちの班の議会報告会の際に、ある住民から、4月からは浄化槽の管理が、今までは組合でやっていましたけれども民間になるので、それぞれが民間に頼んでくださいというような文書が入ったと。民間とはどこにあるんだ、どうすればいいんだという質問を受けまして、わかっていることだけは答えてきたんですが、4月からはこちらと一緒に組合がやるというような話は聞いているんですけども、かなりの数の世帯がいれば、どういう形でいつまでに周知をして、本当に4月1日から西部地域も南会津町のような管理になるのかどうか。今までですと、聞いたところによると、法定の点検あるいは月々の点検とかそういうものもちゃんとやっていたのかどうかということも心配なぐらいの話も聞きましたので、その点を伺います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 答えいたします。

実は、環境衛生組合の今亡くなられましたけれども所長から、人員的に保守点検をしていくのは難しいという話がございます、只見町と結局南会津町なんですけれども、只見町のほうの業者とそれから南会津町の業者に一応声をかけて、住民に迷惑のかからないようにしてくださいというような指示を私もしました。それで、今実際、館岩に1つとそれから田島は南会津浄化槽協会、これは4社ございますけれども、そのほうに一応声はかけられたということで、会津高原リゾートのほうでは、館岩地域では戸別に浄化槽を設置された方の名簿をいただきまして、個人的に説明をして歩いているということでございます。

それからもう一点ございますが、西部環境衛生組合の管理で保守をしている浄化槽の数でございますが、全部で830個ほどございます。只見町が210個、南会津町が館岩、伊南、南郷地

域を入れまして、おおむね620個ございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 その620個に全部、今、戸別にやっているということですね。3月いっぱい終わって4月1日からは、先ほどこれは答えなかったんですが、4月1日からは田島と同じような管理ができるのかということ。

それから、今までも例えばしっかり管理できていないとすれば、私も一般質問で、市町村型合併浄化槽にすれば管理がしっかりできるのではないかという質問もしたんですけども、現時点で何年ぐらい、この合併浄化槽を法的に点検しないまま600個が来たのか。別に責めるつもりはないのですが、一応お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 お答えいたします。

今実際、館岩地域、それから伊南地域、南郷地域に、まず各自に、設置者に歩きたいということで、会津高原リゾートと田島の浄化槽協会が一応打ち合わせは今実施しているということで、リゾートは動き始めたということでございます。それに関しましては、お互いに情報を共有化しまして、それは早急に対応していただくように話し合いをしていただきたいと思います。

それから、今、浄化槽は保守点検をしていなかったのではないかというような話でございませぬ。私のほうでは、していないという話はお聞きしておりませぬので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

[「何人ぐらい」と言う者あり]

○星 安晴環境水道課長 平成14年5月までは2人体制でやっていたんですけども。

[「いや、浄化槽の使用人数はどのぐらい、単独浄化槽になってから」と言う者あり]

○星 安晴環境水道課長 耐用年数ですか。

[「耐用年数じゃなくて」と言う者あり]

○渡部康吉議長 では、もう一回立って。

○17番 芳賀沼順一議員 3回になってしまうから、2回ということで。組合管理になって単独合併浄化槽はどのぐらいたつんですかという、要するに聞いた部分は。管理がいいとか悪いとかというのはそれは別問題で、別に南会津町の職員の責任でも何でもないので。もしわか

れば、わからなければいいです。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 答えいたします。

まず、保守点検というのは、人槽によって年3回、10人までは3回、それからそれ以上の……。ちょっと待ってください。

〔発言する者あり〕

○星 安晴環境水道課長 いや、わかります。

20人槽以下までは3回実施しなければなりません。それから、それ以上に関しましては4回と、年にそれが決められております。実際その回数を全部やったかと言われますと、私のほうも、やっていると思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 やっているかいけないかというのは、課長、聞いていないから。その辺は聞かなくてもわかっていますので、その辺は大丈夫ですから。それではなくて、例えば今まで合併浄化槽を長年の間しっかり管理しないでやってきたならば、幾ら人槽やって何だかと言っても600個もあるわけだから、川が汚れるのは当たり前だと私は思うんです。

そういうことからすれば、もちろん民間だけれども、今後もそういうことが起きないとは言えないので、私としては、やはり町長にできればしっかり検討していただいて、市町村設置型の合併浄化槽にすれば、先ほどの雇用の場もですけれども、市町村で管理をして、管理する者は民間に委託すればいいわけですから。民間で管理する管理者の免許を取って、人数が雇用の場にもできるのではないかと、前々から私はその点を質問しているんですけれども、たまたま西部地区に600個、あるいは只見町も入れて800個もあるということをおも今回の質問の中で知ったものですから、ここでもう一度町長に聞きたいと思って質問いたしました。いかがでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えいたします。

まず、西部環境衛生組合の議会の中でも只見町の議員からそういう文書が入ったという質問があつて、実は只見町の町長さんが今回新たにかわられまして、管理者の経験がないので戸惑った部分はあつたと思いますが、一つ反省としては、やはり議会があるという、議会が承知をすると、このところを環境衛生組合の中にしっかりと定着させなければならないなというふうに思っております。

今、課長から答弁しましたが、やはりそういうことは少なくとも大きく変化するわけですから、変わっていくことなので、それについては、先ほど12番議員からもありましたけれども、やはり事前にしっかりと内容を報告すると、こういうことをまずやるということですね。その上で、いわゆる環境保全、水質浄化の問題を含めてどうあるべきかということを経済住民の合意として形成していくと。その重要な役割を担うのはやはり議会だと私は思っています。

そういう中で、これまでもおたがしがございましたが、市町村設置型の浄化槽について、農業集落排水とか林業集落排水とか、これまで合併浄化槽を設置してきた補助の、いわゆる個人設置型の、これの整合性を図りながら、地域の中でとりあえず始めるところがあるのか、可能なのか、ここは前向きに検討させていただきたいとこういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第55号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9 議案第56号 平成21年度南会津町水道事業会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 これを見ますと、20年度の、3月31日までということで、予想ですね、予想の損益計算書というのが載っているわけなんですけれども、これを見ますと、当年度未処理欠損金という形で1,200万円ほど上がっているわけなんですけれども、21年度の予想はこれは利益だということなんです、1,200万円を純損失というふうに見ていいんだろうと思うんですけれども、この原因は何だったのか、わかれば教えてください。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 答えいたします。

まず1点目が、水道量の使用の減でございます、使用量の減。あともう1点が職員の給与、当初見ていた給与よりも若干、人事のあれがありまして高い人が来たということで、その2点でございます。

それから、21年度の純利益の630万円でございますが、これは当初4人の人件費ということで、実際は3人だったんですけれども、当初4人の計上をしまして今回は2人にしたということで人件費が浮いてくるということで、大きい部分はその分が純利益となると、あと細かい点でかなり節約をしてきたと、そういう2点でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうすると、水道の使用量が減ったと、それから21年度は職員を減らすんだと、こういうふうにとらえていいのかな。これは職員を見ると1人減っているのか、21年1月現在だから。そういうことなんですか、もう一回言うけれども。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 安晴環境水道課長 そのとおりでございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。



◎平成20年陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、委員会に付託してあります請願・陳情について、本定例会の会期中に結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について委員長の報告を求めます。

日程第10、平成20年陳情第2号 針生小学校統合計画に関する陳情を議題といたします。

文教厚生委員会に付託してありますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ただいま議題となりました陳情について審査の経過と結果を報告いたします。

なお、陳情の重要性から審査の内容についてできるだけ詳細に報告したいので、少し長くなりますが、お聞きいただきたいと思います。

平成20年陳情第2号 針生小学校統合計画に関する陳情は、平成20年12月8日付で、南会津町針生字下宮254番地、針生小学校を守る会代表の阿久津和隆氏より提出され、平成20年第4回定例会において文教厚生委員会に付託されたものです。

その趣旨は、平成20年2月21日、針生地区において、本町教育委員会が示した「南会津町立学校の適正規模及び適正配置、効率・効果的な行政運営等を踏まえた結果として、針生小学校を檜沢小学校に統合する計画を策定した。」という決定事項の説明、告知がなされました。これに対し、針生小学校児童、保護者、卒業生及び地域住民の多くの総意として、(1)本町教育委員会が策定した「平成23年度針生小学校統合計画」を白紙に戻すこと、(2)地域住民、保護者等が参画した中でこの問題をオープンに検討し直し、保護者及び住民の意見を十分に踏まえた対処を行うことについて、本町教育委員会へ意見書を提出してほしいというものであります。

当委員会は、平成20年12月12日、同12月15日、平成21年2月27日、同3月9日、同3月13日と5日間にわたり慎重に審査してまいりました。

平成20年12月12日の審査は、教育長、学校教育課長及び学校教育課長補佐より現在までの経過の説明を求め、意見聴取を行いました。

教育長より、教育委員会決定なので住民に対して計画を率直に申し上げたが、説明の手順や会の進め方に少し問題があったことは反省しており、第1回目から第2回目の説明会まで7カ月もの空白期間があったことについて、不手際であったことは事実であるとの説明がありました。

また、今後の進め方については、地域の理解が大前提であり、1カ月に1回程度の話し合いを持ちたい。理解が得られなければできないので、平成23年4月1日に統合できなくてもやむを得ない。さらに、統合は基本的になし遂げたい。しかし、統合の仕方については話し合いながら進めていきたい。統合期日の撤回は、教育委員会の決定を受けた後、針生区に出向いて謝

罪し、進めていきたいというものであります。

これらの発言を受け、各委員からは、教育長の白紙撤回の発言があったことから採択すべきとの意見と、陳情者は計画自体の白紙撤回を求めているが、文章ではすべてに反対ではないようなので、陳情者の意見を聞くために継続審査とすべきとの意見が半々となり、12月15日に再度協議することとしました。

平成20年12月15日の審査は委員だけの協議とし、各委員からは、陳情の内容を見ると、議会に統合の是非を問う陳情ではなく意見書の提出を求めている陳情である。今ここで採決をしても本会議で説明できないので、継続審査とすべき。住民感情は教育長も理解しており、陳謝して説明すれば十分であり、児童数からすれば早い統合も必要。教育長が言ったように一たん白紙撤回し再出発すべき。結論を先延ばしすることはよくないのではないかといった意見が出されました。

以上の議論を踏まえ、採決を行った結果、採択すべきは2人、残る4人は継続審査とすべきとの意見であり、委員会としては閉会中の継続調査とし、提出者を参考人招致し意見聴取することとしました。

平成21年2月27日の審査は、針生小学校を守る会代表の阿久津和隆氏を参考人として出席いただき、陳情書提出の経緯と提出後の状況について伺いました。

阿久津和隆氏によると、2回目は平成20年10月28日で、針生小学校の保護者懇談会として実施され、統合のための説明があり、3回目は12月19日に針生小学校保護者懇談会を行った。4回目は平成21年1月27日に針生区民全員を対象として説明会が実施されたとのことでした。

なお、そのほかに、平成21年1月22日に教育委員会へ白紙撤回の要望書を提出したこと、また同2月5日に、教育委員長と教育長にも出席をいただき、針生小学校を守る会主催の懇談会を開催したことなどの説明がありました。

陳情書提出の経緯については、統合に向けた手法に反対である。保護者との話し合いがなく、話し合いの先に統合があるのかそれさえもわからないが、まず話し合いをしてほしい。地区のみんなの意見を聞いてみたかった。最後の一人になるまで統合に反対なのではないとの意見を述べられました。

説明や意見を受け、委員それぞれから参考人に対して意見聴取を行いました。

次に、学校教育課長から、12月定例会以降の経過と状況について説明を求めました。その中で、3月6日に5回目の話し合いを持つ予定であり、名称を「針生小学校を考える会」として開催するものであるとの説明がありました。

その後、委員のみの協議を行い、地域で反対しているのは過半数ではないようであり、針生区としても議題にしていないうし、話し合いもない。PTAも反対は多くないようである。現実に現場では動いており、議会として追認する必要はないと考える。陳情の2項目は既に実施されており、教育委員会も真摯に対応している。3月6日にも地域との懇談会があるので、継続して様子を見るべきではないか。現在の教育委員会の動きはここ二、三カ月のことであり、手法のまずさを指摘していることから、戒めとして意見書を提出するべきではないか。議会は瞬間的な判断では誤る場合もある、教育委員会にも変化があったことから、この期間は無駄ではなかったと思う。議会として教育委員会に意見書を提出する意味があるのか疑問である。提出者の思いは理解できるが、だれが悪いとかの問題ではないと考えるとの意見がありました。

以上の議論を踏まえ、採決を行った結果、採択とすべきが2人、継続とすべきが4人であった。3月定例会冒頭では審査結果を提出せず、議会開会日の3月6日の夜に開催される針生地区と教育委員会の「針生小学校を考える会」の結果を見ることとし、3月定例会の会期末まで判断を持ち越すこととしました。

平成21年3月9日は委員だけで協議を行い、その主な内容は、3月6日に行われた「針生小学校を考える会」を傍聴した委員から報告を聞くものでした。

主な報告は、20数人の出席で開催され、今までの意見交換では反対意見がメインだったが、今回はPTA会員の方が印象的な賛成意見を述べ賛成派の意見が出されるようになり、いい雰囲気での懇談会であった。教育委員長から、「統合期日がおくれてもいい」との発言があった。陳情書では反対者が多いように思われるが、それほど多い印象はなかった。今のままでは子供がかわいそうに思えた。また、檜沢小学校と統合してもすぐに田島小学校と統合される不安があり、そのまま田島小学校と統合してはどうかとの意見もあった。

続いて、委員の協議に入り、各委員からは、今の報告を聞くと陳情の趣旨はなし逃げられたと思う。物事は進んでいるので、不採択でよいのではないか。懇談会の持ち方も変わり、教育委員会も統合期日を白紙にしたことから、保護者同士の話し合いも必要と考える。継続審査として引き続き様子を見てはどうか。採択はないと思うが、継続して委員会として審査、議論してはどうかとの意見が出されました。

当委員会として、ある一定の方向性は見えてきましたが、結論までは至らず、平成21年3月13日に最終判断をすることとなりました。

平成21年3月13日の協議では、(1)「平成23年度針生小学校統合計画」を白紙に戻すことについては、平成21年2月27日の教育委員会議で平成23年度の統合期日は撤回されたこと。

(2) 地域住民、保護者等が参画した中でこの問題をオープンに検討し直し、保護者及び住民の意見を十分に踏まえた対処を行うことについては、「針生小学校を考える会」として既に懇談会が開催されていて、意見が十分に反映される体制が整ったこと。

以上を踏まえ、本陳情書はその目的が達成されただろうと判断し、不採択とすべきものとして採決を行った結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。

以上が付託を受けた陳情書の審査経過と結果でございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案についてお諮りいたします。

平成20年陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立ゼロです。

よって、平成20年陳情第2号は不採択とすることに決しました。



◎平成21年陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第11、平成21年陳情第2号 国道121号線田島橋の交通止めについての議題といたします。

総務委員会に付託してありますので、総務委員長の報告を求めます。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 それでは、ただいま議題となりました陳情につきましてその審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成21年陳情第2号 国道121号線田島橋の交通止めについての陳情については、平成21年2月19日付で、田島商工会会長、渡部太郎八氏より陳情されたもので、平成21年第1回定例会において本委員会に付託されたものであります。

陳情の趣旨は、田島橋の改修工事計画により、上部工の工事による平成21年5月から22年3月までの全面交通どめは、折橋地内で商工業を営む関係者、特に飲食業については来客者の大幅な減少が危惧され、雇用の不安にもつながるなど、地域経済にとって大きな問題であり、工事の施行に当たって工法等の見直しを図るなど、改修工事に伴う通行どめの期間短縮を県に要望してほしいというものであります。

本委員会としては、付託を受け、3月9日、慎重に審議いたしました結果、陳情の趣旨どおりであると認め、全会一致で採択すべきものと決しました。よろしくご審議を賜りご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成21年陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。



◎平成21年陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第12、平成21年陳情第3号 町道橋補修費の還付方につき陳情書を議題といたします。

産業建設委員会に付託してありますので、産業建設委員長の報告を求めます。

13番、星和男君。

○13番 星和男議員 ただいま議題となりました平成21年陳情第3号 町道橋補修費の還付方につき陳情書につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成21年陳情第3号 町道橋補修費の還付方につき陳情書は、平成21年3月2日付で、南会津町沢字古内平1066番地、広野陽介氏、同じく字今泉平888番地、渡部佐平氏の両名から提出されたものであります。

平成21年第1回定例会において本委員会に付託されたものでありますが、本委員会は、3月6日、3月10日の2回にわたり慎重に審査をいたしました。

その結果、平成21年陳情第3号 町道橋補修費の還付方につき陳情書は、同一の願いが平成20年9月10日付で町にも提出されていることから、本委員会では所管課にその経過と調査内容の説明を求め慎重審議をしたところ、補修工事については、古今区と町において適正な協議のもとに執行されたものと思料されます。

以上のことから、本委員会としては、既に行った工事金の還付はすべきでないため、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

なお、今後のことについては、町道橋の管理は町にあり、事前によく協議すべきであるとの意見が出されました。

本委員会が付託を受けた陳情書の審査の経過と結果についてご報告申し上げましたので、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案についてお諮りいたします。

平成21年陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 起立ゼロです。

よって、平成21年陳情第3号は不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

なお、追加日程のため議会運営委員会を開催願います。

4時15分から再開したいと思います。

休憩 午後 3時57分

再会 午後 4時14分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○渡部康吉議長 先ほど町長提出議案1件、委員会提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続審査及び継続調査申し出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申し出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件についてはお手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第1、議案第57号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

書記朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

議案第57号 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

本案は、町村合併による新町の設置後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の規定に基づく任期の取り決めによりその任期を3年とされていた大山純一氏が、平成21年5月25日付をもって任期満了となります。その後任としまして、同じ伊南地域の河原田信弘氏を任命いたしたく、同意を求めるものでございます。

河原田氏は、旧伊南村のご出身で、伊南村森林組合に勤務する傍ら、昭和56年4月から昭和60年3月まで玉川大学教育学部の通信教育を履修され、現在、伊南村森林組合参事の要職についておられます。これまで、伊南小学校及び伊南中学校のPTA会長を務められているほか、高畑スキー場学校長として地域体育振興のためご尽力をいただいております。

また、平成15年10月から平成18年3月まで請われて旧伊南村教育委員に任命されるや、率先して地域教育の振興・発展に尽くされております。

このように、河原田氏は人格、識見ともにすぐれており、最適任者と認め、教育委員に任命いたしたいと存じますので、よろしくご審議を賜りご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○渡部康吉議長 起立全員であります。

よって、議案第57号 教育委員会委員の任命については同意することに決しました。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第2、委員会提出議案第1号 「国道121号田島橋通行止め期間の短縮」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第1号は、今期定例会の本会議における陳情の採択による意見書の提出であります。この際、提出者の趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第1号は提出者の趣旨説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第1号 「国道121号田島橋通行止め期間の短縮」を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。
お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続審査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によりお手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第5、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び特別委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 以上で、今期定例会に付議されました案件の審査はすべて終了いたしました。

ここで、町長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可いたします。

町長。

○湯田芳博町長 平成21年第1回の議会定例会に提案をいたしました全議案につきまして、慎重審議の上ご議決を賜りまして、まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

議会最終日に当たり、議員各位にご報告がございます。どうぞお聞きいただきたいと存じます。

それは、町監査委員の室井良一氏より、一身上の都合を理由といたしまして、本年3月31日付をもって監査委員を辞職したい旨の辞職願が今月1日に提出をされましたので、事情やむを得ない、このように判断をいたし、受理したところでございます。

室井氏は、平成18年6月1日より南会津町監査委員として、豊富な識見のもとでの確な監査と幅広いご意見をいただきました。ここに心より感謝を申し上げる次第であります。

また、後任の監査委員の選任につきましては、慎重に人選を進め、改めて議会に提案させていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

さて、平成20年度も残りわずかとなりまして、年度内に議会を招集する時間的な余裕がございません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして事前にご理解を賜りたい案件がございますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げます。

第1点目が、平成21年度の税制改正であります。現在、国会において地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと、町の関係条例の一部改正が必要となります。

2点目につきましては、平成20年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。歳入にお

ける国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の繰越明許費の補正が予定されております。

以上ご説明を申し上げましたように、いずれも年度末に事由が発生するため、議会を招集する時間的余裕がなく、それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

重ねて、本定例会での議決に対しまして心から感謝を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上をもちまして、平成21年第1回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 4時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員